

平成二十一年度監査の結果に基づき講じた措置について、広島県知事、広島県教育委員会及び広島県公安委員会から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

平成二十二年十二月二十一日

広島県監査委員 富 永 健 三

同 川 上 征 矢

同 高 橋 義 則

同 加 賀 美 和 正

【知事】

1 会計管理部 (監査年月日：平成21年8月7日)

監査の結果 (指摘事項)	措置の内容		
<p>【公印の管理について】 不要となった次の公印が廃棄されていなかった。 適正な事務処理に努められたい。(会計総務課)</p>	平成21年8月12日に廃棄した。		
<table border="1"> <tr> <td>不要となった公印</td> <td>広島県出納長, 広島県出納長職務代理者印, 広島県副出納長</td> </tr> </table>	不要となった公印	広島県出納長, 広島県出納長職務代理者印, 広島県副出納長	
不要となった公印	広島県出納長, 広島県出納長職務代理者印, 広島県副出納長		

2 総務局 (監査年月日：平成21年7月22日)

監査の結果 (指摘事項)	措置の内容																		
<p>【長期未納 (滞納繰越分) について】 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生 of 未然防止に努められたい。</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>長期未納 (滞納繰越分) [平成20年度決算額]</th> <th>参考 前回監査時 (平成20年7月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 県報販売代金 (総務課)</td> <td>1人 20,400円</td> <td>2人 66,500円</td> </tr> <tr> <td>2 退職所得に係る所得税等の源泉徴収誤りに係る戻入金 (人事課)</td> <td>2人 298,000円</td> <td>2人 363,000円</td> </tr> <tr> <td>3 元警察官の恩給過払いに係る戻入金 (福利課)</td> <td>1人 260,800円</td> <td>1人 340,800円</td> </tr> <tr> <td>4 産業廃棄物埋立税 (税務課)</td> <td>1人 3,829,400円</td> <td>0人 0円</td> </tr> <tr> <td>5 広報誌購読料 (広報広聴課)</td> <td>1人 1,700円</td> <td>1人 1,700円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	長期未納 (滞納繰越分) [平成20年度決算額]	参考 前回監査時 (平成20年7月)	1 県報販売代金 (総務課)	1人 20,400円	2人 66,500円	2 退職所得に係る所得税等の源泉徴収誤りに係る戻入金 (人事課)	2人 298,000円	2人 363,000円	3 元警察官の恩給過払いに係る戻入金 (福利課)	1人 260,800円	1人 340,800円	4 産業廃棄物埋立税 (税務課)	1人 3,829,400円	0人 0円	5 広報誌購読料 (広報広聴課)	1人 1,700円	1人 1,700円	
区 分	長期未納 (滞納繰越分) [平成20年度決算額]	参考 前回監査時 (平成20年7月)																	
1 県報販売代金 (総務課)	1人 20,400円	2人 66,500円																	
2 退職所得に係る所得税等の源泉徴収誤りに係る戻入金 (人事課)	2人 298,000円	2人 363,000円																	
3 元警察官の恩給過払いに係る戻入金 (福利課)	1人 260,800円	1人 340,800円																	
4 産業廃棄物埋立税 (税務課)	1人 3,829,400円	0人 0円																	
5 広報誌購読料 (広報広聴課)	1人 1,700円	1人 1,700円																	
	<p>1 県報販売代金 (総務課) 当該債務者からの分割納付の申出により、毎月定額を納付させているところであり、平成22年4月末現在の未納額は13,000円となっている。 引き続き、月々の納付状況を確認し、納付が滞ることのないよう留意する。 なお、平成19年度から印刷物による県報の発行を廃止し、県のホームページへの掲載による発行方式に改めたことに伴い、県報の購読制度を廃止したことから、今後、新たな滞納は発生しない。</p>																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>未納額 (平成22年4月末)</th> <th>分割納入額 (平成22年4月末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県報販売代金</td> <td>1人 13,000円</td> <td>1人 7,400円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	未納額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	県報販売代金	1人 13,000円	1人 7,400円												
区 分	未納額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)																	
県報販売代金	1人 13,000円	1人 7,400円																	

2 退職所得に係る所得税等の源泉徴収誤りに係る戻入金（人事課）

平成21年7月監査時の未納金額は298,000円であったが、同月から、分割により毎月5,000円ずつ納付されている。ただし、納付額の一部を地元自治体への住民税未納金額の返済に当てているため、県への戻入を同年10月まで中断していた。平成22年4月末現在の未納金額は210,800円となっている。

返済については、同意のある納付計画書により、毎月各人5,000円ずつの返済を履行させており、当課から定期的に通知を行い（毎月初旬）、完納させることとする。

収入未済金発生の原因は退職手当の電算プログラムの誤りであったため、電算処理方法を変更するとともに、職員複数により検算確認を行い、新たな控除誤りの発生防止に努めている。

区 分	未納額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)
退職所得に係る所得税等の源泉徴収誤りに係る戻入金	2人 210,800円	2人 87,200円

3 元警察官の恩給過払いに係る戻入金（福利課）

誤支給を受けた遺族に対し、電話催告及び自宅訪問した結果、分割返済の確約書を受理した。

生活状況からやむを得ないため誠実な履行を確約し、現在2ヶ月に一度2万円の返済を実行中である。

今後も、履行状況をチェックし、債権確保に努める。

区 分	未納額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)
元警察官の恩給に過払いに係る戻入金	1人 120,800円	1人 140,000円

4 産業廃棄物埋立税（税務課）

滞納法人は事業を停止しており、平成21年3月31日に解散登記を行っている。

平成21年6月9日、同法人の残余財産である預金39,546円を発見し、直ちに差押処分を行った。

平成21年12月21日、同法人が事務所として使用していた建物（別法人の所有）を搜索し、滞納法人の残余財産である動産5点を発見、差押の上インターネット公売に付し、売却代金311,010円から滞納処分費9,700円を差し引いた301,310円を滞納税に充当した。

その後、引き続き財産調査を行うも残余財産がないため、平成22年3月23日に滞納処分の停止（即時消滅）を決議し、滞納残額について不納欠損処分を行った。

なお、今後、未納が発生した場合は、より早期に滞納処分に着手する等、長期未納の防止に努める。

区 分	残余財産充当額 (平成22年3月末)	不納欠損処分額 (平成22年3月末)
産業廃棄物埋立税	1人 340,856円	1人 3,488,544円

5 広報誌購読料（広報広聴課）

未納者に対して，引き続き納入を呼びかける。

なお，新たな未納の発生を防ぐため平成18年12月以降，広報誌（すこぶる広島）の購読料は事前徴収に変更している。

区 分	未納額 (平成22年3月末)
広報誌購読料	1人 1,700円

(参考) 督促の状況は次のとおり

年月日	内 容
H17秋	電話で連絡，支払う旨の回答
H18.1～5月	定期的に電話連絡，コール音鳴るも応答なし（留守番電話に連絡依頼を録音）
H18.4.14	催促状送付
H18.5.24	自宅訪問し引越しが判明，広島市に住民票請求
H18.5.30	催促状送付（転居先）
H18.7.6	督促状（知事名）送付
H19.4.17	催促状送付
H19.5.11	催促状送付
H19.6.18	催促状送付
H19.10.12	催促状送付
H19.12.5	催促状送付
H19.12.20	自宅を訪問するが本人不在。配偶者と思われる女性が応答するが対応を拒否。催促状をポストに入れる。
H20.10.16	催促状送付
H21.10.6	督促状送付

3 企画振興局 (監査年月日：平成21年7月23日)

監査の結果 (指摘事項)	措置の内容
<p>【ア プリペードカードの使用管理について】 プリペードカード (バスカード) の使用管理において、郵便切手類使用簿に記載誤りがあった。適正な事務処理に努められたい。(分権改革課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠規程 広島県物品管理規則第42条 	<p>郵便切手類使用簿の記載誤りについては、速やかに誤りを訂正した。その後は、定期的にバスカードと使用簿の記載内容を照合しており、今後も適正な事務処理に努める。</p>
<p>【イ 債権の管理について】 地域総合整備資金貸付金について、債権管理簿が作成されていなかった。適正な事務処理に努められたい。(地域政策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠規定 広島県債権管理規則第6条 	<p>地域総合整備資金貸付金について、債権管理簿を作成した。今後も適正な事務処理に努める。</p>
<p>【ウ 委託契約における完了検査について】 選挙速報システム (衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査) 修正業務委託契約 (平成20年度) において、業務完了報告を受けてから10日以内に完了検査を実施していなかった。適正な事務処理に努められたい。(市町行財政課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠規定 政府契約の支払い遅延防止等に関する法律第5条 	<p>平成21年度に締結した選挙速報システムに係る委託契約については、業務完了報告を受けてから10日以内に完了検査を実施した。</p> <p>その他の委託契約についても、完了検査が遅延することのないよう、適正な事務処理に努める。</p>

4 環境県民局 (監査年月日：平成21年7月30日)

監査の結果(指摘事項)		措 置 の 内 容																	
<p>【長期未納(滞納繰越分)について】 次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収の促進に努められたい。</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>長期未納(滞納繰越分) 〔平成20年度決算額〕</th> <th>参考 前回監査時 (平成20年7月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>大学使用料〔授業料, 施設費〕(学事課)</td> <td>3人 1,774,607円</td> <td>3人 1,837,600円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>雑収入〔住民訴訟に係る訴訟費用収入金〕(環境政策課)</td> <td>15人 1,651,803円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>浄化槽設置状況調査業務委託の契約解除に係る違約金(循環型社会課)</td> <td>1人 1,554,000円</td> <td>1人 1,554,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分		長期未納(滞納繰越分) 〔平成20年度決算額〕	参考 前回監査時 (平成20年7月)	1	大学使用料〔授業料, 施設費〕(学事課)	3人 1,774,607円	3人 1,837,600円	2	雑収入〔住民訴訟に係る訴訟費用収入金〕(環境政策課)	15人 1,651,803円	—	3	浄化槽設置状況調査業務委託の契約解除に係る違約金(循環型社会課)	1人 1,554,000円	1人 1,554,000円		
区 分		長期未納(滞納繰越分) 〔平成20年度決算額〕	参考 前回監査時 (平成20年7月)																
1	大学使用料〔授業料, 施設費〕(学事課)	3人 1,774,607円	3人 1,837,600円																
2	雑収入〔住民訴訟に係る訴訟費用収入金〕(環境政策課)	15人 1,651,803円	—																
3	浄化槽設置状況調査業務委託の契約解除に係る違約金(循環型社会課)	1人 1,554,000円	1人 1,554,000円																
<p>(注) 大学使用料の長期未納については、県立広島大学が公立大学法人になる以前の債権である。</p>																			
		<p>1 大学使用料 長期未納者3名中1名については、徴収促進の結果、完納した。 残りの2名については、法的措置を実施しているが、強制執行すべき財産の特定ができず、債権の回収に至っていない。今後も、引き続き、電話連絡及び訪問により滞納の解消に努める。</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>未納額 (平成22年4月末)</th> <th>全額納入額 (平成22年4月末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学使用料〔授業料, 施設費〕</td> <td>2人 1,714,607円</td> <td>1人 60,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	大学使用料〔授業料, 施設費〕	2人 1,714,607円	1人 60,000円												
区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)																	
大学使用料〔授業料, 施設費〕	2人 1,714,607円	1人 60,000円																	
		<p>2 雑収入 未納額の解消に向けて、債務者に対して納付を働きかけるなど、回収に努めているところであるが、回収に至っていない。引き続き、債務者に対して納付を働きかけていく。</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>未納額 (平成22年4月末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雑収入〔住民訴訟に係る訴訟費用収入金〕</td> <td>15人 1,651,803円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	未納額 (平成22年4月末)	雑収入〔住民訴訟に係る訴訟費用収入金〕	15人 1,651,803円														
区 分	未納額 (平成22年4月末)																		
雑収入〔住民訴訟に係る訴訟費用収入金〕	15人 1,651,803円																		

	<p>3 浄化槽設置状況調査業務委託の契約解除に係る違約金</p> <p>債権者（法人）は休業状態で事業再開の見込みがなく、差し押さえる財産もない。</p> <p>徴収停止に向け、同様の債権が発生している関係課と連携・調整しながら、準備を進める。</p>	
	区 分	未納額 (平成22年4月末)
	浄化槽設置状況調査業務委託の契約解除に係る違約金	1人 1,554,000円

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【債権管理に対する取組の強化について】</p> <p>地方機関で債権管理を行っている債権については、本庁債権所管課として地方機関の債権管理状況を組織として定期的に把握するとともに、管理体制や債権の状況を踏まえた的確な指導、助言を行うなど、必要に応じて地方機関と一体となった組織的な債権回収に取り組む必要がある。（行政代執行弁償金）</p>	<p>地方機関の債権管理については、状況に変化があるたび、または、定期的に報告を受けている。</p> <p>また、実際に債権回収業務を行う際には、本庁と地方機関が随時協議し、必要に応じ、地方機関に助言を行っている。</p> <p>今後も必要に応じて地方機関と一体となった組織的な再建回収に取り組む。</p>

5 健康福祉局 (監査年月日：平成21年7月15日)

監査の結果 (指摘事項)		措 置 の 内 容			
<p>【ア 長期未納 (滞納繰越分) について】 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p>					
区 分		長期未納 (滞納繰越分) [平成20年度決算額]		参考 前回監査時 (平成20年7月)	
1	通勤手当に係る返戻金 (健康福祉総務課)	1人	35,676円	1人	35,676円
2	児童扶養手当に係る戻入金及び返還金 (こども家庭課)	58人	13,172,132円	71人	18,465,962円
3	寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入 (こども家庭課)	2人	1,364,656円	2人	1,364,656円
4	原爆被爆者諸手当に係る戻入金及び返還金 (被爆者対策課)	3人	960,600円	4人	1,247,780円
5	看護師等修学資金貸付金償還金 (医務課)	4人	384,500円	2人	614,100円
6	高齢者住宅整備資金貸付金元利収入 (地域福祉課)	8人	3,796,685円	8人	3,851,685円
7	高齢者住宅整備資金に係る違約金及び延納利息 (地域福祉課)	25人	16,502,010円	27人	17,233,955円
8	介護福祉士修学資金貸付金償還金 (地域福祉課)	1人	148,000円	1人	169,000円
9	介護福祉士修学資金に係る違約金及び延納利息 (地域福祉課)	1人	47,800円	2人	73,800円
10	障害者住宅整備資金貸付金償還金元利収入 (障害者支援課)	26人	29,523,420円	30人	30,758,748円
11	障害者住宅整備資金に係る違約金及び延納利息 (障害者支援課)	34人	9,514,200円	35人	9,952,900円
12	心身障害者扶養共済事業負担金 (障害者支援課)	218人	24,306,880円	245人	27,649,840円
13	心身障害者扶養共済年金に係る戻入金及び返還金 (障害者支援課)	2人	620,000円	2人	620,000円
1 通勤手当に係る返戻金					
区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)	
通勤手当に係る返戻金	1人 35,676円	0人 0円	0人 0円	0人	0円
		<p>【措置状況】 電話による督促及び住民票を取得し所在の把握を行った。今後も滞納者に対し文書、電話、訪問により督促を行う。</p>			

2 児童扶養手当に係る戻入金及び返還金

区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)
児童扶養手当に係る 戻入金及び返還金	54人 11,735,352円	2人 63,160円	33人 1,236,140円	2人 137,480円

【措置状況】

滞納者に対し、文書、電話による督促を行った。
今後も、引き続き滞納者に対し文書、電話、訪問により督促を行う。

督促等の機会に債務者の生活状況を把握するように努め、返納計画書に基づき、少額でも定期的継続的な返納をさせる。

なお、現在、再度受給者となっている者について、市町との連携を図って、窓口業務等で返還指導を行う。

3 寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入

区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)
寡婦福祉資金に係る 貸付金元利収入	2人 1,364,656円	0人 0円	0人 0円	0人 0円

【措置状況】

2件とも借受人が死亡している。連帯保証人の所在が判明している1件については、文書による督促及び納入指導により債権を回収できるよう努めている。連帯保証人の所在が判明していない1件については、所在の把握に努めている。

4 原爆被爆者諸手当に係る戻入金及び返還金

区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)
原爆被爆者諸手当に 係る戻入金及び返還 金	3人 907,000円	0人 0円	3人 53,600円	0人 0円

【措置状況】

全債務者に対して、月1回、文書及び電話による納入催告を行っている。

引き続き、文書及び電話による催告を継続し、完全納入が難しい債務者に対しては訪問による納入指導を行う。

5 看護師等修学資金貸付金償還金

区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)
看護師等修学資金貸付金償還金	1人 146,000円	3人 238,500円	0人 0円	0人 0円

【措置状況】

滞納者に対し、文書及び電話による督促等を行い、4人のうち3人は全額納入した。他の1人は自己破産により連帯保証人に請求することになるが、所在確認・連絡が困難である。

引き続き所在把握に努め、判明した場合は納入指導を行う。

6 高齢者住宅整備資金貸付金元利収入

7 高齢者住宅整備資金に係る違約金及び延納利息

区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)
高齢者住宅整備資金貸付金元利収入	8人 3,741,685円	0人 0円	1人 55,000円	0人 0円
高齢者住宅整備資金に係る違約金及び延納利息	25人 16,259,010円	0人 0円	5人 243,000円	0人 0円

【措置状況】

電話督促を行った結果、基準日までに298,000円の納入があった。

今後も引き続き、所在・相続状況等の把握の徹底、督促の随時実施などにより滞納の解消に努める。

8 介護福祉士修学資金貸付金償還金

9 介護福祉士修学資金に係る違約金及び延納利息

区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)
介護福祉士修学資金貸付金償還金	1人 112,000円	0人 0円	1人 36,000円	0人 0円
介護福祉士修学資金に係る違約金及び延納利息	1人 47,800円	0人 0円	0人 0円	0人 0円

【措置状況】

電話督促を行い、元金及び延滞金滞納者1名から36,000円の納入があった。

計画どおり毎月納入が継続されることを確認し、納入が滞った場合には、速やかに督促を行い、法的措置も検討していく。

- 10 障害者住宅整備資金貸付金償還金元利収入
11 障害者住宅整備資金に係る違約金及び延納利息

区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)
障害者住宅整備資金 貸付金償還金元利収 入	26人 29,270,705円	0人 0円	8人 252,715円	0人 0円
障害者住宅整備資金 に係る違約金及び延 納利息	34人 9,402,525円	0人 0円	3人 111,675円	0人 0円

【措置状況】

障害者住宅整備資金貸付金については、平成21年9月に制定した平成21年度障害者住宅整備資金償還金滞納金徴収促進処理要領に基づき、徴収促進強化期間として平成21年10月及び平成22年2月に督促状の送付、電話督促、相続人調査等を実施した。基準日現在、分割納入者11名（元利収入252,715円、違約金111,675円、合計364,390円）から分割納入された。

今後も引き続き、債務者の状況把握（死亡や行方不明の場合は相続状況等の把握）、戸別訪問の随時実施などにより、滞納者へ督促を行い、滞納の解消に努める。

- 12 心身障害者扶養共済事業負担金
13 心身障害者扶養共済年金に係る戻入金及び返還金

区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)
心身障害者扶養共済 事業負担金	179人 22,515,670円	14人 285,170円	3人 59,220円	25人 1,446,820円
心身障害者扶養共済 年金に係る戻入金及 び返還金	2人 620,000円	0人 0円	0人 0円	0人 0円

【措置状況】

心身障害者扶養共済制度掛金の滞納債権については、高水準で推移している掛金の収納率を維持し、滞納額の縮減を図るため、円滑な納付の促進を目的とした口座振替の拡大に努めるとともに、未納者に対しては督促、電話催促などを早期に行い、納付しない場合は「強制脱退処理」を行っている。

また、債務者に加えて、親族等の関係者との緊密な連絡を実施するなど、よりきめの細かい債権管理を行って参りたい。

<p>【イ 物品の管理について】 (ア) 県有物品の貸付けに係る使用貸借契約において、貸付期間中に貸付物品の一部を廃棄処分しているが、契約内容の変更の手続が取られていなかった。適正な事務処理に努められたい。(健康対策課)</p>								
<table border="1"> <tr> <td>契約名</td> <td>使用貸借契約書（平成12年3月23日原契約締結）</td> </tr> <tr> <td>廃棄処分した物品</td> <td>1 レントゲン車（胃部集団検診車 広島88さ2558） 2 現像機</td> </tr> </table>	契約名	使用貸借契約書（平成12年3月23日原契約締結）	廃棄処分した物品	1 レントゲン車（胃部集団検診車 広島88さ2558） 2 現像機				
契約名	使用貸借契約書（平成12年3月23日原契約締結）							
廃棄処分した物品	1 レントゲン車（胃部集団検診車 広島88さ2558） 2 現像機							
		指摘のあった使用貸借契約について、平成22年4月14日付けで変更契約を締結した。今後も適正な事務処理に努める。						
<p>(イ) 借受物品において、備品出納簿（借受物品一覧表）に記録管理すべき物品が登録されていなかった。適正な管理に努められたい。(介護保険課)</p>								
<table border="1"> <tr> <td>物品名称</td> <td>介護保険業務報告システム（計測電気機器）</td> </tr> <tr> <td>借受期間</td> <td>平成18年3月16日～平成23年3月15日</td> </tr> </table>	物品名称	介護保険業務報告システム（計測電気機器）	借受期間	平成18年3月16日～平成23年3月15日				
物品名称	介護保険業務報告システム（計測電気機器）							
借受期間	平成18年3月16日～平成23年3月15日							
		当該物品について、平成22年4月17日付けで備品登録を行った。						
<p>(ウ) 借受物品において、標識（備品ラベル）が貼付されていないものがあった。適正な管理に努められたい。(介護保険課)</p>								
<table border="1"> <tr> <td>標識を貼付していない物品</td> <td>1 認定支援ネットワークシステム（庁用器具） 2 介護保険事業者及び介護支援専門員管理システム（計測電気機器） 3 介護保険業務報告システム（計測電気機器）</td> </tr> </table>	標識を貼付していない物品	1 認定支援ネットワークシステム（庁用器具） 2 介護保険事業者及び介護支援専門員管理システム（計測電気機器） 3 介護保険業務報告システム（計測電気機器）						
標識を貼付していない物品	1 認定支援ネットワークシステム（庁用器具） 2 介護保険事業者及び介護支援専門員管理システム（計測電気機器） 3 介護保険業務報告システム（計測電気機器）							
		当該物品について、平成22年4月15日付けで総務事務課に備品ラベル作成依頼を行い、備品ラベルを貼付した。						
<p>【ウ 委託契約の事務処理について】 委託契約において、次のとおり誤った事務処理が行われているものがあった。適正な事務処理に努められたい。(障害者支援課)</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>契約名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度広島県障害者社会参加推進事業等委託契約</td> <td>委託契約書に基づき、受託者は契約締結日の翌日から10日以内に委託事業実施計画書を提出し、委託者の承認を受けなければならないが、提出を受けていなかった。</td> </tr> <tr> <td>サポートブックモデル開発業務委託契約（平成20年度）</td> <td>委託契約書に基づき、受託者は契約締結の日から起算して10日以内に実施計画書を提出し、委託者の承認を受けなければならないが、提出を受けていなかった。</td> </tr> </tbody> </table>	契約名	内容	平成20年度広島県障害者社会参加推進事業等委託契約	委託契約書に基づき、受託者は契約締結日の翌日から10日以内に委託事業実施計画書を提出し、委託者の承認を受けなければならないが、提出を受けていなかった。	サポートブックモデル開発業務委託契約（平成20年度）	委託契約書に基づき、受託者は契約締結の日から起算して10日以内に実施計画書を提出し、委託者の承認を受けなければならないが、提出を受けていなかった。		
契約名	内容							
平成20年度広島県障害者社会参加推進事業等委託契約	委託契約書に基づき、受託者は契約締結日の翌日から10日以内に委託事業実施計画書を提出し、委託者の承認を受けなければならないが、提出を受けていなかった。							
サポートブックモデル開発業務委託契約（平成20年度）	委託契約書に基づき、受託者は契約締結の日から起算して10日以内に実施計画書を提出し、委託者の承認を受けなければならないが、提出を受けていなかった。							
		委託契約書に基づき、受託者から実施計画書を提出させ、県がその承認を行っており、適正な事務処理に努めている。						

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【ア 債権管理に対する取組の強化について】 （ア）新規未納発生時の対策強化について 新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの初期対応が極めて重要である。 新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、税務課債権回収指導担当やサービサーなどからこれまでに得た助言・指導も活用しながら、新規滞納額の圧縮に努める必要がある。 （児童扶養手当返還金、児童福祉総務費負担金、児童福祉施設措置費負担金、母子・寡婦福祉資金貸付金、高齢者住宅整備資金、生活保護事業戻入金・返還金）</p>	<p>【児童扶養手当返還金】 新規債権発生防止のため、市町の新任担当職員等を対象に認定事務についての研修会を開催するとともに、市町の認定事務に係る事務指導監査を実施し、住民票担当課や年金担当課等との連携を要請した。</p> <p>【児童福祉総務費負担金、児童福祉施設措置費負担金】 新規未納発生防止策として、施設入所時における保護者への納入指導を行うとともに、納入の確実性を高めるため、口座振替払を積極的に推進している。 また、納期限までに納付のない者に対しては、電話による納付指導と督促状を送付し、指定期限までに納付しない者に対しては、5月、8月、11月、2月に催告書を送付している（平成22年5月催告書送付 181人4,157件）。 併せて、税務課債権回収指導担当課等と連携し助言を得る等、新規滞納額の圧縮に努めていく。</p> <p>【母子・寡婦福祉資金貸付金】 資金貸付時及び償還開始前の面接時において、償還意識の啓発を図るとともに、納入の確実性を高めるために、口座振替による返還を指導している。また、償還の便を向上させるため、ゆうちょ銀行での口座振替・窓口納付及びコンビニ納付が行えるよう手続きを進めている。 また、納期限までに納付のない者に対して早期に納入指導を行うなど、新規滞納額の発生防止に努めている。</p> <p>【高齢者住宅整備資金】 高齢者住宅整備資金貸付事業は昭和48年度から平成5年度まで実施したものであり、現在新規の貸付けは行っていない。</p> <p>【生活保護事業戻入金・返還金】 生活保護においては、新規未納発生のうち大半が課税調査（毎年度7月に実施する町民税課税台帳と前年の申告収入との突合調査）による不正受給の発見を契機とするものであり、徴収決定した時点では、本来返還されるべき収入が既に費消され、一括返済が困難となる事例が多いことから、当該世帯に対して、実情に応じた分納指導など、適切な初期対応を行う。 また、このような状況を踏まえ、西部厚生環境事務所において、全被保護世帯に対し、収入申告等の届出義務の周知徹底を図る。</p>

<p>(イ) 債権管理の高度化について</p> <p>平成20年度決算において、前年度決算より滞納繰越額が増加した税外債権等があった。</p> <p>引き続き、滞納状況に応じた債権回収に取り組み、滞納総額の縮減を図る必要がある。</p> <p>なお、債権管理に当たっては、滞納に至った経緯や債務者の状況を踏まえて、①納付催告や法的措置を行うことにより回収することが可能な債権、②法的措置を行ったとしても回収することが困難な債権、③法的措置を行ったが回収が見込めない債権等の区分を行うとともに、段階に応じた債権回収手法（督促、法的措置、時効の中断措置等）を適切に行うなど、滞納状況に応じた債権回収に取り組む必要がある。</p> <p>(母子・寡婦福祉資金貸付金)</p>	<p>【母子・寡婦福祉資金貸付金】</p> <p>資金貸付時及び償還開始前の面接時において、償還意識の啓発を図るとともに、納入の確実性を高めるために、口座振替による返還を指導している。また、納期限までに納付のない者に対して早期に納入指導を行うなど、新規滞納額の発生防止に努めている。</p> <p>長期滞納分については、個々の滞納状況の把握に努め、連帯保証人に対する履行請求の強化や分割納入中の者について納付計画の管理をしっかり行うなど、個々の滞納状況に応じた債権回収に取んでいる。</p> <p>税務課債権回収指導担当と連携し、適切な債権管理・債権回収を行い、滞納総額の縮減に努めている。</p>
<p>(ウ) 法的措置の実行について</p> <p>法的措置については、「広島県債権管理会議」における取組を通じて、支払督促の申立てや、滞納処分可能な債権にあつては滞納処分を行うなどの取組が進められており、適正な債権管理に向けた取組が強化されつつある。</p> <p>引き続き、こうした事例を活かして法的措置を適正に行うとともに、法的措置を行っていない債権にあつても、必要に応じて法的措置を的確に行うなど、積極的な債権回収を図る必要がある。</p> <p>(児童福祉総務費負担金、児童福祉施設措置費負担金、高齢者住宅整備資金、生活保護事業戻入金・返還金、障害者住宅整備資金、心身障害者扶養共済事業)</p>	<p>【児童福祉総務費負担金、児童福祉施設措置費負担金】</p> <p>債権回収については、各こども家庭センターに積極的取組を要請し、電話や訪問による督促等、徴収促進の強化を図っている。</p> <p>また、法的措置を含めた事務処理について再整理するため、各こども家庭センターと連携し、負担金認定マニュアルを作成中である。</p> <p>【高齢者住宅整備資金】</p> <p>平成11年9月に策定した「債権管理マニュアル」及び平成17年6月に策定した「法的措置実行ガイドライン」に基づき、悪質滞納者に対しては法的措置を検討することとしている。</p> <p>【生活保護事業戻入金・返還金】</p> <p>債権管理を行っている厚生環境事務所（支所）を対象としたヒアリングを平成21年9月に実施し、個々の債権の状況を確認したところ、資力がない等の理由から法的措置が有効と判断できる事例は認められなかったが、今後も、各滞納者世帯の実情を把握した上で、法的措置の実行についても検討する。</p> <p>【障害者住宅整備資金】</p> <p>平成21年度は、悪質滞納者に対する法的手段の行使を検討するに当たり、債務者が死亡や行方不明となった場合の相続人調査を含め、債務者の状況把握に努めることとした。</p> <p>今後は、その結果と督促等を行った結果を踏まえ、法的措置の検討を行う。</p>

	<p>【心身障害者扶養共済事業】</p> <p>心身障害者扶養共済制度掛金の滞納債権については、高水準で推移している掛金の収納率を維持し、滞納額の縮減を図るため、円滑な納付の促進を目的とした口座振替の拡大に努めるとともに、未納者に対しては督促や電話催促を早期に行い、新規滞納発生を防ぐとともに、納付しない場合は「強制脱退処理」を行うなど、よりきめの細かい債権管理を行って参りたい。</p> <p>なお、法的手段の実施に当たっては、督促等を行った結果を踏まえ、個々の債務者に応じた対応方法を検討する。</p>
<p>(エ) 不納欠損処分について</p> <p>時効の到来などにより、不納欠損処分を行っているが、時効到来に至るまでに時効の中断措置を講じていない、滞納者への請求や調査が不十分であるなどの債権が見受けられた。</p> <p>適切な時効の中断措置を講じる、滞納者の資力の状況を十分調査するなど債権管理の徹底を図ることにより、適切な不納欠損処分を行う必要がある。</p> <p>(生活保護事業戻入金・返還金)</p>	<p>【生活保護事業戻入金・返還金】</p> <p>債権管理を行っている厚生環境事務所（支所）を対象としたヒアリングを平成21年9月に実施し、各事務所（支所）に対し、時効の中断を図るための適切な対応（督促の実施、納入確約書の徴取、死亡債務者の法定相続人の確認等）について周知を図った。</p> <p>更に、平成22年3月に、時効中断措置状況等の債権管理業務の点検を指示した。</p>
<p>(オ) 地方機関において債権管理を行っている債権の管理体制について</p> <p>地方機関で債権管理を行っている債権については、本庁債権所管課として地方機関の債権管理状況を組織として定期的に把握するとともに、管理体制や債権の状況を踏まえた的確な指導、助言を行うなど、必要に応じて地方機関と一体となった組織的な債権回収に取り組む必要がある。</p> <p>(児童扶養手当返還金, 児童福祉総務費負担金, 児童福祉施設措置費負担金, 母子・寡婦福祉資金貸付金, 生活保護事業戻入金・返還金)</p>	<p>【児童扶養手当返還金】</p> <p>滞納改善推進会議及び同ワーキング会議を開催し、各地方機関が抱える課題や対策について協議し、滞納債権の早期回収に向けて取り組んだ。</p> <p>【児童福祉総務費負担金, 児童福祉施設措置費負担金】</p> <p>組織的対応がとれるよう、各こども家庭センターと本庁主管課による所属長、業務担当課長会議（平成22年3月15日）の場を用い、債権管理に関する協議及び情報の共有を図った。</p> <p>【母子・寡婦福祉資金貸付金】</p> <p>滞納改善推進会議及び同ワーキング会議を開催し、各地方機関が抱える課題や対策について協議するとともに、「母子寡婦福祉資金の償還金特別整理月間」を設け、全県集中的に債権回収に取り組んだ。</p> <p>【生活保護事業戻入金・返還金】</p> <p>債権管理を行っている厚生環境事務所（支所）を対象としたヒアリングを平成21年9月に実施し、個別の債権管理の状況、縮減目標の達成状況等について把握するとともに、それらを踏まえた指導、助言を行った。また、1月を取組強化月間と位置づけ、各事務所（支所）において、高額滞納者等に対する戸別訪問による納付指導等を実施するとともに、3月に、各事務所（支所）に対して、平成22年度の縮減目標の策定を指示した。</p>

<p>【イ 委託契約の設計金額の積算根拠について】 次の契約について、設計金額の積算根拠が明確でなかった。設計金額の積算に当たっては、その根拠を明確にする必要がある。(障害者支援課) ・サポートブックモデル開発業務委託契約(平成20年度)</p>	<p>今後の委託契約においては、設計金額の積算根拠を明確にし、適正に事務を行うこととする。</p>
--	---

6 商工労働局 (監査年月日：平成21年7月16日)

監査の結果(指摘事項)		措 置 の 内 容																													
<p>【ア 長期未納(滞納繰越分)について】 次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p>																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="145 875 724 965">区 分</th> <th data-bbox="724 875 1066 965">長期未納(滞納繰越分) [平成20年度決算額]</th> <th data-bbox="1066 875 1445 965">参考 前回監査時 (平成20年7月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="145 965 252 1037">1</td> <td data-bbox="252 965 724 1037">行政財産使用料(産業技術課)</td> <td data-bbox="724 965 1066 1037">1人 2,990,430円</td> <td data-bbox="1066 965 1445 1037">1人 3,005,430円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 1037 252 1115">2</td> <td data-bbox="252 1037 724 1115">高度化資金に係る貸付金元利収入(金融課)</td> <td data-bbox="724 1037 1066 1115">12人 1,467,354,022円</td> <td data-bbox="1066 1037 1445 1115">12人 1,466,963,594円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 1115 252 1193">3</td> <td data-bbox="252 1115 724 1193">高度化資金に係る違約金(金融課)</td> <td data-bbox="724 1115 1066 1193">1人 8,595,000円</td> <td data-bbox="1066 1115 1445 1193">1人 11,855,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 1193 252 1272">4</td> <td data-bbox="252 1193 724 1272">設備近代化資金に係る貸付金元利収入(金融課)</td> <td data-bbox="724 1193 1066 1272">15人 69,323,622円</td> <td data-bbox="1066 1193 1445 1272">19人 79,951,267円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 1272 252 1350">5</td> <td data-bbox="252 1272 724 1350">設備近代化資金に係る違約金(金融課)</td> <td data-bbox="724 1272 1066 1350">13人 10,591,047円</td> <td data-bbox="1066 1272 1445 1350">14人 10,868,547円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 1350 252 1429">6</td> <td data-bbox="252 1350 724 1429">広島県工場及び試験研究施設等立地促進助成金返還金(企業立地課)</td> <td data-bbox="724 1350 1066 1429">1人 24,803,600円</td> <td data-bbox="1066 1350 1445 1429">0人 0円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分		長期未納(滞納繰越分) [平成20年度決算額]	参考 前回監査時 (平成20年7月)	1	行政財産使用料(産業技術課)	1人 2,990,430円	1人 3,005,430円	2	高度化資金に係る貸付金元利収入(金融課)	12人 1,467,354,022円	12人 1,466,963,594円	3	高度化資金に係る違約金(金融課)	1人 8,595,000円	1人 11,855,000円	4	設備近代化資金に係る貸付金元利収入(金融課)	15人 69,323,622円	19人 79,951,267円	5	設備近代化資金に係る違約金(金融課)	13人 10,591,047円	14人 10,868,547円	6	広島県工場及び試験研究施設等立地促進助成金返還金(企業立地課)	1人 24,803,600円	0人 0円	<p>1 行政財産使用料(産業技術課) 行政財産使用料の滞納については、これまで督促を続けた結果、平成21年3月から、返済計画に基づく毎月の分納を認めることとした。 これまで計画どおり分納してきおり、成果が上がりつつある。 引き続き、滞納者に対して、長期未納状態の早期解決に向けた働きかけを行っていくとともに、今後は行政財産使用料の前納を徹底し、未納の新規発生を防ぐこととする。</p>	
区 分		長期未納(滞納繰越分) [平成20年度決算額]	参考 前回監査時 (平成20年7月)																												
1	行政財産使用料(産業技術課)	1人 2,990,430円	1人 3,005,430円																												
2	高度化資金に係る貸付金元利収入(金融課)	12人 1,467,354,022円	12人 1,466,963,594円																												
3	高度化資金に係る違約金(金融課)	1人 8,595,000円	1人 11,855,000円																												
4	設備近代化資金に係る貸付金元利収入(金融課)	15人 69,323,622円	19人 79,951,267円																												
5	設備近代化資金に係る違約金(金融課)	13人 10,591,047円	14人 10,868,547円																												
6	広島県工場及び試験研究施設等立地促進助成金返還金(企業立地課)	1人 24,803,600円	0人 0円																												

2・3 高度化資金（金融課）

(1) 延滞債権の回収

ア 事業継続中の貸付先に対しては、経営状況や償還能力に応じた償還計画の徴求とそれに基づく計画的な償還の指導を行い、分納額の増額を求めた。

- ・償還計画の徴求・償還指導→2先
- ・分納額の増額→2先（1先：60万円／年→110万円／年，1先：80万円／月→100万円／月）

イ 事業を廃止した貸付先に対しては、連帯保証人の資産状況調査を実施し、償還督促を行うとともに、処分可能な資産を有する先については、資産売却の督促や担保不動産の任意売却による回収促進を図った。

- ・連帯保証人の資産調査・償還督促 →7先
- ・資産売却の督促→4先
- ・担保不動産の任意売却→1先（回収額：3,435万円）。

ウ 法的措置の予告による回収促進を行った。

- ・4貸付先に対し予告。

(2) 滞納発生の未然防止

償還に不安のある貸付先に対しては、相談助言に応じ、決算書類等の確認による経営状況の把握や専門家の派遣により経営改善の指導助言を行った。

また、償還期限に約定どおりの償還が困難な貸付先に対しては、経営支援課の専門職員による診断を実施し、現在の経営状況の分析に基づき、経営改善指導や償還指導を行い、資金収支計画により今後の償還可能額を精査し、貸付条件の変更（償還猶予）に対応した。

- ・相談助言→11先
- ・専門家派遣→1先
- ・診断及び貸付条件変更→8先

4・5 設備近代化資金（金融課）

(1) 倒産による事業休廃止や資産処分実施済の貸付先が大半であり、連帯保証人及びその相続人と折衝を行い、資産状況を確認し、回収を促進した。

- ・連帯保証人等に折衝→13先
- ・償還の再開→1先

(2) 債権放棄を実施することが適当と考えられる貸付先について手続を行った。

- ・1貸付先

(3) 督促に応じず、消滅時効の完成が間近な案件に対しては、債務確認書の徴求や内容証明による催告を行うなど、時効中断措置を講じた。

- ・時効中断措置→2先
- ・債務確認書提出→1先

6 広島県工場及試験研究施設等立地促進助成金返還金（企業立地課）

広島県工場及び試験研究施設等立地促進助成金返還金の滞納については、平成21年4月から、分納計画に基づく毎月の分納を認め、これまで計画どおり分納している。引き続き、滞納者に対して、適正な返還指導を行っていく。

表. 平成22年4月末における状況

区 分		長期末納（滞納繰越分） [平成22年4月末現在]	増減（平成20年7月比）
1	行政財産使用料 （産業技術課）	1人 2,865,430円	△140,000円
2	高度化資金に係る貸付金元利収入 （金融課）	11組合 1,428,132,661円	△38,830,933円
3	高度化資金に係る違約金（金融課）	1組合 7,495,000円	△4,360,000円
4	設備近代化資金に係る貸付金元利収入（金融課）	13社 61,434,622円	△18,516,645円
5	設備近代化資金に係る違約金（金融課）	10社 6,307,800円	△4,560,747円
6	広島県工場及試験研究施設等立地促進助成金返還金（企業立地課）	1社 23,703,600円	※ △1,100,000円

※：長期末納発生後の平成20年度決算額との増減額

【イ 委託契約の適正な事務処理について】

委託契約において、契約書の特記仕様書に定められた書面による業務責任者の選任通知を受けていなかった。適正な事務処理に努められたい。（商工労働総務課）

- ・警備業務委託契約（平成21～25年度）

監査による指摘後、受注者に業務責任者の選任通知の報告を提出するように指導した。（7月13日受領済み）

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容						
<p>【債権管理に対する取組の強化について】</p> <p>新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの初期対応が極めて重要である。</p> <p>新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、税務課債権回収指導担当やサービサーなどからこれまでに得た助言・指導も活用しながら、新規滞納額の圧縮に努める必要がある。</p> <p>（高度化資金貸付金，設備近代化資金貸付金）</p>	<p>債権回収会社（サービサー）への債権管理回収委託により得たノウハウ及び税務課債権回収指導担当からの助言を活用しながら、債権管理マニュアル（平成20年2月改訂）に基づき、滞納の未然防止と併行して、新規滞納発生時の初期対応に取り組んだ。</p> <p>【平成21年度新規未納に係る対応】</p> <p>1 滞納発生の未然防止</p> <p>償還に不安のある貸付先に対しては、訪問や決算書類の確認により経営状況を把握するとともに、経営改善指導・助言を行った。</p> <p>また、償還期限に約定どおりの償還が困難な貸付先に対して、現在の経営状況から今後の償還計画等を検討し、経営改善を含む指導助言を行い、将来的に回復の可能性が認められる場合には、償還猶予を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 11貸付先に対し指導助言 ・ 8貸付先に対し償還猶予 <p>2 新規未納発生時の対応</p> <p>高度化資金に係る新規未納発生者に対してはサービサーを通じて、近代化資金に係る新規未納発生者に対しては県職員が電話及び面談等による督促を行った。</p> <p>[高度化資金貸付金]</p> <p>新規滞納額：24,317,000円（1貸付先）</p> <p>返済計画書（H20年までの滞納分を含めH35年までに元金完済）を提出させ、計画的な分納償還により、回収を図る。</p> <p>[設備近代化資金貸付金]</p> <p>新規滞納額：788,000円（1貸付先）</p> <p>連帯保証人と交渉し、違約金を隔月5万円ずつ分納により回収を行っている。（平成21年度回収額：250,000円）</p>						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>債権の名称</th> <th>平成20年度末 新規滞納発生額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高度化資金貸付金</td> <td>24,317,000円</td> </tr> <tr> <td>設備近代化資金貸付金</td> <td>2,850,000円</td> </tr> </tbody> </table>	債権の名称	平成20年度末 新規滞納発生額	高度化資金貸付金	24,317,000円	設備近代化資金貸付金	2,850,000円	
債権の名称	平成20年度末 新規滞納発生額						
高度化資金貸付金	24,317,000円						
設備近代化資金貸付金	2,850,000円						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>債権の名称</th> <th>平成21年度 新規滞納発生額 (平成22年4月末現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高度化資金貸付金（1組合）</td> <td>24,317,000円</td> </tr> <tr> <td>設備近代化資金貸付金（1社）</td> <td>788,000円</td> </tr> </tbody> </table>	債権の名称	平成21年度 新規滞納発生額 (平成22年4月末現在)	高度化資金貸付金（1組合）	24,317,000円	設備近代化資金貸付金（1社）	788,000円	
債権の名称	平成21年度 新規滞納発生額 (平成22年4月末現在)						
高度化資金貸付金（1組合）	24,317,000円						
設備近代化資金貸付金（1社）	788,000円						

7 農林水産局 (監査年月日：平成21年7月29日)

監査の結果 (指摘事項)		措 置 の 内 容			
<p>【長期未納 (滞納繰越分) について】 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p>					
区 分	長期未納 (滞納繰越分) [平成20年度決算額]	参考 前回監査時 (平成20年7月)			
1	農業改良資金貸付金元利収入 (農業経営課)	9人	38,981,345円	6人	36,714,125円
2	農業改良資金貸付金に係る違約金及び延納利息 (農業経営課)	16人	48,669,536円	15人	49,783,142円
3	牛海綿状脳症検査体制緊急整備事業に係る戻入金 (畜産課)	1人	3,737,802円	1人	3,857,802円
4	沿岸漁業改善資金貸付金元利収入 (水産課)	3人	3,240,000円	3人	2,210,000円
5	沿岸漁業改善資金貸付金に係る違約金及び延納利息 (水産課)	3人	5,447,486円	3人	5,425,487円
6	森林簿調整業務委託の契約解除に係る違約金及び延納利息 (林業課)	1人	603,750円	1人	603,750円
7	林業・木材産業改善資金貸付金元利収入 (林業課)	5人	2,538,464円	4人	3,617,889円
8	林業・木材産業改善資金貸付金に係る違約金及び延納利息 (林業課)	8人	8,003,768円	10人	8,200,531円
		<p>1 農業改良資金貸付金元利収入 (農業経営課) 2 農業改良資金貸付金に係る違約金及び延納利息 (農業経営課) ① 長期未納 (滞納繰越分) に係る徴収促進 長期未納案件については、広島県農業改良資金債権回収事務取扱要領 (以下「事務取扱要領」という。) に基づき、関係機関との連携のもと、分割納入による償還を促進するとともに、償還に応じない者については、法的措置を実施している。 (元金に係るもの) 6人 個別の状況に応じた分割納付指導により分割納入中のものが4件、法的措置を実施したものが1件、債務者が無資力と思われることから返済が困難なものが1件となっている。 (延滞違約金に係るもの) 14人 元金と同様の対応を基本としている。(事務取扱要領に基づき、延滞元金への充当を優先している。)</p>			

② 滞納の未然防止

借受者に対する技術・経営指導を通じ経営の健全化を図ることで滞納発生の未然防止に努めるとともに、新たに滞納が発生した場合には、初期段階での迅速な対応を行うことで、滞納の長期化防止に努める。

区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)
農業改良資金貸付金元利収入	6人 32,565,060円	3人 5,644,285円	5人 772,000円	0人 0円
農業改良資金貸付金に係る違約金及び延納利息	14人 44,410,034円	2人 1,406,471円	9人 2,853,031円	0人 0円

3 牛海綿状脳症検査体制緊急整備事業に係る戻入金(畜産課)

当該戻入金は、施設の施工途中で請負業者が民事再生法の適用を受け、事実上工事続行が不可能となったため、前払い金のうち工事未施工部分相当額が戻入金となったものである。

現在、月々一定額の分納返済中であるが、毎月督促状を発送するとともに、年2回程度債務者と面談により増額の要求を行い、償還指導を継続している。

今後は、工事請負契約担当部局(総務局財産管理課)と連携の上、文書や面談による督促を実施することにより債権の回収に努めるとともに、債務者が他者に対して有している債権の差押えを検討する。

また、工事の進捗状況や、請負業者の状況を把握することにより、収入未済発生の未然防止に努める。

区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)
牛海綿状脳症検査体制緊急整備事業に係る戻入金	1人 3,657,802円	0人 0円	1人 80,000円	0人 0円

4 沿岸漁業改善資金貸付金元利収入(水産課)

5 沿岸漁業改善資金貸付金に係る違約金及び延納利息(水産課)

広島県沿岸漁業改善資金債権回収事務処理要領に基づき、関係機関と連携し、回収事務を行っている。また、債務者の情報を入手することで、滞納発生の未然防止に努めていく。

貸付金元利収入滞納者3名については、督促状を送付し、連帯保証人に対し支払請求の予告を通知するなどした。うち2名は平成21年度に到来した約定償還分が重なり延滞額は増加したが、分納中となっている。

違約金滞納者3名のうち、1名については、貸付金元金を伴う滞納者であり、違約金に先だって貸付金元金の回収を行っている。

また、残る2名については、元金は既に返済済みであるため、引き続き違約金の回収を行っていくが、1名については、借受者が死亡し相続人も無資力と思われることから返済は困難な状況となっている。

今後は、滞納者及び連帯保証人と面談を行い、償還について指導するとともに、今後の収入予定及び償還計画等、債務者の情報収集を行い、新たな滞納発生防止に努める。

区分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)
沿岸漁業改善資金 貸付金元利収入	3人 4,030,000円	0人 0円	3人 610,000円	0人 0円
沿岸漁業改善資金 貸付金に係る違約 金及び延納利息	3人 5,513,199円	0人 0円	1人 100,000円	0人 0円

6 森林簿調整業務委託の契約解除に係る違約金及び延納利息（林業課）

当該歳入は、営業不振による事業活動休止のため、業務実施が不可能となった受託者から、契約書に基づき603,750円の違約金を徴収するものである。

平成16年度以降、会社経営者に対し、文書及び電話により納入の督促とともに、分納についての働きかけを行っているが、当該法人は無資力であり、平成16年5月10日以降、商法で定める役員変更登記が行われていない等、休眠状態が継続している。

また、県以外に7千万円の債務の連帯保証を抱えており、差押による債権回収が見込めない。

このため、広島県債権管理事務取扱規則第17条第1項の規定に基づき、関係部局と連携を図りながら徴収停止を行う予定である。

(参考)

債務者の資産状況（平成18年6月15日現在）

- ・資産総額：0円
- ・負債総額：70,000,000円

区分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)
森林簿調整業務 委託の契約解除 に係る違約金及 び延納利息	1人 603,750円	0人 0円	0人 0円	0人 0円

- 7 林業・木材産業改善資金貸付金元利収入（林業課）
- 8 林業・木材産業改善資金貸付金に係る違約金及び延納利息（林業課）
- 広島県林業・木材産業改善資金債権回収事務取扱要領（平成6年1月24日制定）に基づき、森林組合との連携のもと迅速な債権回収に努めた。
- 元金に係る長期未納案件及び違約金に係る長期未納案件について、個別の状況に応じた償還誓約書等に基づく償還請求を行った。
- 今後も、関係機関との連携のもと債務者及び連帯保証人に対して随時、電話、文書等による督促や償還指導等を行う。償還に応じない債務者に対しては、法的措置を講じ、未納金の早期回収に努める。約定償還については、債務者への納期経過後の迅速な納付指導によって、未納金の発生防止に努める。

区分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)
林業・木材産業改善資金貸付金元利収入	2人 968,841円	3人 1,358,000円	1人 211,623円	0人 0円
林業・木材産業改善資金貸付金に係る違約金及び延納利息	9人 8,133,535円 (内H21年度発生違約金額379,767円)	0人 0円	2人 250,000円	0人 0円

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【債権管理に対する取組の強化について】</p> <p>ア 新規未納発生時の対策強化について</p> <p>新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの初期対応が極めて重要である。</p> <p>新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、税務課債権回収指導担当やサービサーなどからこれまでに得た助言・指導も活用しながら、新規滞納額の圧縮に努める必要がある。</p> <p>（農業改良資金貸付金，漁港使用料〔漁港施設使用料〕，漁港使用料〔五日市漁港フィッシャリーナ施設係留料〕，沿岸漁業改善資金貸付金，林業・木材産業改善資金貸付金，行政代執行弁償金〔五日市漁港不法係留船舶撤去〕）</p>	<p>広島県農業改良資金債権回収事務取扱要領に基づき、農協から新規未納発生の連絡があれば、翌日以降早い機会に電話及び面談による督促を行い、早期の全額納付を指示している。</p> <p>借受者の個別状況を勘案し、やむを得ず分割納付となる場合は、償還誓約書を徴収し、不履行の場合は、代位弁済を請求する旨を連帯保証人に連絡する。（農業改良資金貸付金）</p> <p>早期に納付折衝を行い、長期未納とならないよう、税務課債権回収指導担当等の助言を得ながら、本庁・地方機関が連携し債権管理に取り組む。</p> <p>なお、不法係留艇については、引続き、撤去指導を行うものの、これに従わない場合は、行政代執行の実施も含めた対応を取ることにする。（漁港使用料〔漁港施設使用料〕，漁港使用料〔五日市漁港フィッシャリーナ施設係留料〕）</p> <p>早期に電話で納付の催促を行い、必要に応じて面談等により、今後の収入予定及び償還計画等、債務者の情報収集を行い、新たな延滞発生と長期未納の防止に努める。（沿岸漁業改善資金貸付金）</p> <p>現在償還中の案件について、定期的な融資対象物件の確認調査を行い、新たな期限前償還対象の発生及び滞納の発生を防止した。</p> <p>今後も、融資対象物件の確認調査により新規未納発生を防止する。（林業・木材産業改善資金貸付金）</p> <p>早期に納付折衝を行い、長期未納とならないよう、税務課債権回収指導担当等の助言を得ながら、本庁・地方機関が連携し債権管理に取り組む。</p> <p>また、不法係留艇については、早期に撤去指導を行い、行政代執行を行うことがないよう、自主的な撤去等を求めている。（行政代執行弁償金〔五日市漁港不法係留船舶撤去〕）</p>

<p>【イ 債権管理の高度化について】</p> <p>平成20年度決算において、前年度決算より滞納繰越額が増加した税外債権等があった。</p> <p>引き続き、滞納状況に応じた債権回収に取り組み、滞納総額の縮減を図る必要がある。</p> <p>なお、債権管理に当たっては滞納に至った経緯や債務者の状況を踏まえて、①納付催告や法的措置を行うことにより回収することが可能な債権、②法的措置を行ったとしても回収することが困難な債権、③法的措置は行ったが回収が見込めない債権等の区分を行うとともに、段階に応じた債権回収手法（督促、法的措置、時効の中断措置等）を適切に行うなど、滞納状況に応じた債権回収に取り組む必要がある。</p> <p>（漁港使用料〔五日市漁港フィッシャリーナ施設係留料〕、沿岸漁業改善資金貸付金）</p>	<p>差押えが可能な財産が判明した者については、差押え予告を行い、納付意思を示さない者については、差押えを実施する。</p> <p>また、分納等申出者については、同申出の履行監督を行う。</p> <p>（漁港使用料〔五日市漁港フィッシャリーナ施設係留料〕）</p> <p>広島県沿岸漁業改善資金債権回収事務処理要領に基づき、関係機関と連携し回収事務を行った。</p> <p>貸付金元利金延滞者については、随時督促等を行い、分割納入を指導した。</p> <p>また、連帯保証人に対しても、弁済請求の予告を行った。</p> <p>延滞者からは誓約書の提出を受けるなどして現在も分納中であるが、今後も必要に応じて面談等を行い、償還について指導する。償還に応じない債務者に対しては、税務課債権回収指導担当の助言を得ながら債権管理に取り組む。</p> <p>（沿岸漁業改善資金貸付金）</p>
<p>【ウ 法的措置の実行について】</p> <p>法的措置については、「広島県債権管理会議」における取組を通じて、支払督促の申立てや、滞納処分可能な債権にあっては滞納処分を行うなどの取組が進められており、適正な債権管理に向けた取組が強化されつつある。</p> <p>引き続き、こうした事例を活かして法的措置を適正に行うとともに、法的措置を行っていない債権にあっては、必要に応じて法的措置を的確に行うなど、積極的な債権回収を図る必要がある。</p> <p>（林業・木材産業改善資金貸付金）</p>	<p>督促や償還指導等に応じない連帯保証人に対して法的措置を講じるための、検討を行った。</p> <p>今後の連帯保証人の対応によって法的措置を実施する。（林業・木材産業改善資金貸付金）</p>
<p>【エ 地方機関において債権管理を行っている債権の管理体制について】</p> <p>地方機関で債権管理を行っている債権については、本庁債権所管課として地方機関の債権管理状況を組織として定期的に把握するとともに、管理体制や債権の状況を踏まえた的確な指導、助言を行うなど、必要に応じて地方機関と一体となった組織的な債権回収に取り組む必要がある。</p> <p>（漁港使用料〔漁港施設使用料〕、漁港使用料〔五日市漁港フィッシャリーナ施設係留料〕、施設使用料〔五日市漁港県営棧橋係留料〕、行政代執行弁償金〔森林法違反事件〕、行政代執行弁償金〔五日市漁港不法係留船舶撤去〕）</p>	<p>適宜、電話及び文書等により滞納状況を把握し、対応について協議する。</p> <p>また、必要に応じて、税務課債権回収指導担当等に助言を求め、本庁・地方機関が一体的に債権回収に取り組む。</p> <p>なお、五日市漁港フィッシャリーナに係る債権については、共通のデータベースを作成し、漁港漁場整備室と広島港湾振興事務所で情報の共有化を図っている。</p> <p>（漁港使用料〔漁港施設使用料〕、漁港使用料〔五日市漁港フィッシャリーナ施設係留料〕、施設使用料〔五日市漁港県営棧橋係留料〕、行政代執行弁償金〔五日市漁港不法係留船舶撤去〕）</p>

	<p>本庁・地方機関の債権回収担当者が出席する会議を開催し、債権管理状況の共有化と今後の方針についての協議を行っている。今後は、不動産の差押えの検討を行う。</p> <p>また、この会議の内容をもとに、農林水産局債権管理会議において協議した。不動産が無価値であることを確認した場合には、関係部局と連携を図りながら徴収停止を行う予定である。</p> <p>(行政代執行弁償金〔森林法違反事件〕)</p>
--	--

8 土木局 (監査年月日：平成21年8月4日)

監査の結果(指摘事項)		措 置 の 内 容										
<p>【長期未納(滞納繰越分)について】 次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>長期未納(滞納繰越分) 〔平成20年度決算額〕</th> <th>参 考 前 回 監 査 時 (平成20年7月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>雑収〔不当利得返還金(許可量を超えて採取した海砂利採取料金)〕(港湾管理課)</td> <td>8人 56,222,476円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>港湾施設使用料(港湾管理課)</td> <td>42人 13,656,829円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	長期未納(滞納繰越分) 〔平成20年度決算額〕	参 考 前 回 監 査 時 (平成20年7月)	1	雑収〔不当利得返還金(許可量を超えて採取した海砂利採取料金)〕(港湾管理課)	8人 56,222,476円	2	港湾施設使用料(港湾管理課)	42人 13,656,829円	<p>1 雑収(不当利得返還金) 全未納者8者(平成20年度末)のうち破産宣告を受けていた1者について、破産手続が終結したため、平成21年2月に不納欠損処分を行った。 また、平成21年3月に、新たに1者が破産手続を開始したため、破産法上の手続に債権者として参加し、引き続き債権の回収を図る。 その他6者については、引き続き、面談、文書、電話等による督促を行い、債権の早期回収を図る。 なお、当債権は、平成19年6月までの分割調定となっているため、今後、新規滞納は発生しない。</p> <p>2 港湾施設使用料 引き続き、債務者の資力調査を行うとともに、強ちに納付指導を行なう。 資力がありながら自主納付に応じない者については、法的措置による強制的な回収を進める。 行方不明者・無資力者については、執行停止等の措置を講じ、適切な処理を図る。</p>	
区 分	長期未納(滞納繰越分) 〔平成20年度決算額〕	参 考 前 回 監 査 時 (平成20年7月)										
1	雑収〔不当利得返還金(許可量を超えて採取した海砂利採取料金)〕(港湾管理課)	8人 56,222,476円										
2	港湾施設使用料(港湾管理課)	42人 13,656,829円										

区分	未納額 〔平成22年4月末〕	全額納入額 〔平成22年4月末〕	分割納入額 〔平成22年4月末〕	不納欠損処分量 〔平成22年4月末〕	破産手続配当額 〔平成22年4月末〕
1	7人 55,559,060円	0人 0円	1人 200,000円	1人 334,763円	1人 128,653円
2	37人 10,718,507円	3人 1,504,256円	8人 948,066円	2人 378,000円	0人 0円

- 注 1 区分1は、雑収〔不当利得返還金(許可量を超えて採取した海砂利採取料金)〕(港湾管理課)
 2 区分2は、港湾施設使用料(港湾管理課)
 3 港湾施設使用料については、1人分(108,000円)について遡及減免(身体障害者手帳保有者)を行なった。

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【ア 債権管理に対する取組の強化について】</p> <p>(ア) 新規未納発生時の対策強化について</p> <p>新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの初期対応が極めて重要である。</p> <p>新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、税務課債権回収指導担当やサービサーなどからこれまでに得た助言・指導も活用しながら、新規滞納額の圧縮に努める必要がある。</p> <p>(道路使用料, 河川使用料, 港湾使用料, 公有水面使用料, 行政代執行弁償金〔道路・河川〕)</p>	<p>○ 道路使用料, 河川使用料, 行政代執行弁償金〔道路・河川〕</p> <p>平成22年4月1日から「道路使用料等に係る債権管理事務処理要領」を施行し、債権管理事務の適正に努めている。</p> <p>また、11月26日、12月10日に税務課職員を講師とした「道路・河川使用料等に係る滞納処分実務研修」を実施した。</p> <p>○ 港湾使用料, 公有水面使用料</p> <p>債権管理を行う各地方機関の債権管理会議における縮減目標値に対する進捗状況を把握するとともに、進捗状況を踏まえ、関係課（税務課, 土木総務課）の助言を得ながら、本庁・地方機関一体となって債権回収に取り組む。</p> <p>また、昨年度は、各関係建設事務所等の担当職員を債権徴収職員に任命し、新規滞納も含めた債権回収の強化を図っている。</p> <p>なお、港湾使用料については、指定管理者が行う収納事務に関するものについては、県関係事務所において調定を行なうため、原則として、本庁分における新規の未納は発生しないものであるが、関係事務所とも連携し、新規の収入未済が発生しないよう努める。</p> <p>現在の本庁債権：木材公社引き継ぎ分及びセンター未収金一括調定分</p>
<p>(イ) 債権管理の高度化について</p> <p>平成20年度決算において、前年度決算より滞納繰越額が増加した税外債権等があった。</p> <p>引き続き、滞納状況に応じた債権回収に取り組み、滞納総額の縮減を図る必要がある。</p> <p>なお、債権管理に当たっては、滞納に至った経緯や債務者の状況を踏まえて、①納付催告や法的措置を行うことにより回収することが可能な債権、②法的措置を行ったとしても回収することが困難な債権、③法的措置を行ったが回収が見込めない債権等の区分を行うとともに、段階に応じた債権回収手法（督促、法的措置、時効の中断措置等）を適切に行うなど、滞納状況に応じた債権回収に取り組む必要がある。</p> <p>(港湾使用料)</p>	<p>引き続き、滞納総額の縮減に努めるとともに、滞納状況に応じた債権の回収・整理に努める。</p>

<p>(ウ) 法的措置の実行について</p> <p>法的措置については、「広島県債権管理会議」における取組を通じて、支払督促の申立てや、滞納処分可能な債権にあっては滞納処分を行うなどの取組が進められており、適正な債権管理に向けた取組が強化されつつある。</p> <p>引き続き、こうした事例を活かして法的措置を適正に行うとともに、法的措置を行っていない債権にあっては、必要に応じて法的措置を的確に行うなど、積極的な債権回収を図る必要がある。</p> <p>(道路使用料、河川使用料、公有水面使用料)</p>	<p>平成21年度は、各関係建設事務所等の担当職員を債権徴収職員に任命し、また、滞納処分を視野に入れた「道路・河川使用料等に係る滞納処分実務研修」を開催するなど、債権回収体制の強化、担当職員の能力向上を図った。</p> <p>(道路使用料、河川使用料)</p> <p>滞納処分可能な債権を抽出し、該当する債権を管理する建設事務所(支所)等において、滞納処分を重点的にを行い、抽出したすべての債権について、少なくとも分納による納入が行われるよう取り組み、滞納者に対する指導を行なっている。</p> <p>(公有水面使用料)</p> <p>平成21年度は法的措置に至るまでの事案がなかったため、法的措置を実施していないが、引き続き、現在対応している滞納者に対しても、差押えなどの法的措置の実施を視野に入れながら、自主納付に向けた納付交渉を行う。</p>
<p>(エ) 不納欠損処分について</p> <p>時効の到来などにより、不納欠損処分を行っているが、時効到来に至るまでに時効の中断措置を講じていない、滞納者への請求や調査が不十分であるなどの債権が見受けられた。適切な時効の中断措置を講じる、滞納者の資力の状況を十分調査するなど債権管理の徹底を図ることにより、適切な不納欠損処分を行う必要がある。</p> <p>(道路使用料、河川使用料、港湾使用料、公有水面使用料、行政代執行弁償金〔道路・河川〕)</p>	<p>時効到来までに、所在が判明している者については、納付能力調査を行い、督促や差押えなどの時効中断措置の早期実施を視野に、納付交渉を行う。</p> <p>また、所在が判明していない者については、徴収停止や執行停止の措置を行なった後に不納欠損処分を行うなど、適切な対応に努める。</p>
<p>(オ) 債権管理マニュアルの整備について</p> <p>債権管理マニュアルが整備されていない債権があった。適正な債権管理を行うためにも、根拠法令や債権の管理方針、回収に向けた具体的な対応策などを盛り込んだマニュアルを早急に整備し、債権管理ノウハウの共有化を進める必要がある。</p> <p>(道路使用料、河川使用料、公有水面使用料、行政代執行弁償金〔道路・河川〕)</p>	<p>○ 道路使用料、河川使用料、行政代執行弁償金〔道路・河川〕</p> <p>平成22年4月1日から「道路使用料等に係る債権管理事務処理要領」を施行し、債権管理事務の適正に努めている。</p> <p>○ 公有水面使用料</p> <p>滞納処分等の法的措置、時効中断措置、財産調査等については、早期対応や更なる対策強化を図るためには、執行体制の整備が必要不可欠であり、これらの整理に併せて、債権管理マニュアルの整備を行う。</p>

<p>(カ) 地方機関において債権管理を行っている債権の管理体制について</p> <p>地方機関で債権管理を行っている債権については、本庁債権所管課として地方機関の債権管理状況を組織として定期的に把握するとともに、管理体制や債権の状況を踏まえた的確な指導、助言を行うなど、必要に応じて地方機関と一体となった組織的な債権回収に取り組む必要がある。</p> <p>(道路使用料, 河川使用料, 港湾使用料, 公有水面使用料, 行政代執行弁償金〔道路・河川〕, 行政代執行弁償金〔港湾〕)</p>	<p>引き続き、債権管理を行う各地方機関の債権管理状況の調査・把握を行い、進捗状況を踏まえ、関係課(税務課, 土木総務課)の助言を得ながら、本庁・地方機関一体となって債権回収に取り組む。</p>
<p>【イ 不法占用の解消及び未然防止への取組について】</p> <p>県が管理する河川の不法占有については、昨年度の地域事務所監査においても、その解消に向けて早急に取り組むよう意見してきたところである。</p> <p>これまで、不法占有の発生を防止するためのパトロールや撤去指導、不法占有者に対する占有許可申請などの取組が行われ、不法占有は、昨年度より減少したものの、依然として相当な件数(340件)となっている。</p> <p>財産の適正管理のため、引き続き、これらの取組を継続するとともに、官民境界の確定などに、本庁、地方機関が一体となって取り組み、不法占有の解消及び未然防止に努める必要がある。</p>	<p>パトロールや撤去指導、不法占有者に対する占有許可申請の指導などの取り組みを継続するとともに、本庁、地方機関が一体となって不法占有の解消及び未然防止に努めている。</p> <p>また、河川管理上売払いが可能な事案は売り払う等、現場の実態に即した対応を検討し、所有者が確認できない廃屋などについては、河川法に基づく、簡易代執行による強制撤去も視野に入れて対応して行く。</p>

9 都市局 (監査年月日：平成21年8月4日)

監査の結果 (指摘事項)		措 置 の 内 容			
<p>【長期未納 (滞納繰越分) について】 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p>					
区 分	長期未納 (滞納繰越分) 〔平成20年度決算額〕	参考 前回監査時 (平成20年7月)			
1	雑入〔土地区画整理事業に伴う清算徴収金〕(都市事業管理課)	2人	246,378円	0人	0円
2	住宅使用料 (住宅課)	1,854人	183,118,633円	1,311人	143,602,261円
3	施設使用料 (住宅課)	4人	50,090円	0人	0円
4	雑入〔賃貸借契約解除後、退去までの家賃相当額〕(住宅課)	1人	205,200円	1人	205,200円
5	雑入〔長寿園TR工事契約解除に伴う前払金返還分に係る利息等〕(住宅課)	1人	411,347円	1人	411,347円
<p>(注1) 雑入〔土地区画整理事業に伴う清算徴収金〕については、業務の本庁集約に伴い、平成21年4月から債権管理事務の所掌が旧広島地域事務所から都市事業管理課に移つたもの。 (注2) 住宅使用料については、業務の本庁集約に伴い、平成21年4月から債権管理事務の所掌が旧広島地域事務所 (建設局廿日市支局)、旧呉地域事務所及び旧東広島地域事務所から住宅課に移つたもの。</p>		<p>1 雑入〔土地区画整理事業に伴う清算徴収金〕 国土交通省において本件処分に係る行政不服審査請求の審査中であり、その動向を見守ることとする。</p> <p>2 住宅使用料 (1) 徴収促進 滞納繰越分の大半を占める退去者については訪問・文書請求を始め、本人への催告・法的措置 (支払督促) に加え、平成20年度から始めた連帯保証人に対する法的措置を踏まえた催告を引き続き行うとともに、一部の連帯保証人に対して法的措置 (支払督促) を行つた。 [催告20件、支払督促7件]</p> <p>(2) 発生の未然防止 住宅使用料については、督促状の送付、戸別訪問や電話等による督促・徴収を行うとともに計画的な滞納の解消方法や家賃の減免制度の活用などの指導も行つた。 また、督促・徴収にも応じない滞納者については、住宅の明渡し及び家賃支払いを求める訴訟等の法的措置に積極的に取り組んだ。 [法的措置件数：平成21年度297件 (地方機関を含めた件数393件)]</p>			

	<p>(3) 不納欠損処分 平成21年度決算において、長期に累積した一般債権（5年の時効期間を経過し、徴収不能となったもの）及び確定債権（10年の時効期間を経過し、滞納者から時効の援用の申し出があったもの）を不納欠損処分した。</p> <p>3 施設使用料 施設使用料の滞納分は、解雇等により住居からの退去を余儀なくされた者への県営住宅の目的外使用に係る家賃相当額であり、すでに全員退去して所在不明者も多く、督促・徴収に取り組んだが、ほとんど回収できなかった。</p> <p>4 雑入〔賃貸借契約解除後、退去までの家賃相当額〕 平成19年度の法的措置（支払督促、債権差押）においても回収できなかった。その後効果的な回収方策もないため、回収できていない。</p> <p>5 雑入〔長寿園TR工事契約解除に伴う前払金返還分に係る利息等〕 業者の実態把握も困難であり、回収できていない。</p>
--	--

区 分		未納額 (平成22年3月末)	全額納入額 (平成22年3月末)	分割納入額 (平成22年3月末)	不納欠損処分額 (平成22年3月末)
1	雑入〔土地区画整理事業に伴う清算徴収金〕 (都市事業管理課)	2人 246,378円	0人 0円	0人 0円	0人 0円
2	住宅使用料 (住宅課)	1,319人 144,180,734円	納入額（システム上、全納と分納の区分はできない）		157人 13,965,211円
			378人	24,972,688円	
3	施設使用料 (住宅課)	3人 48,810円	1人 1,280円	0人 0円	0人 0円
4	雑入〔賃貸借契約解除後、退去までの家賃相当額〕 (住宅課)	1人 205,200円	0人 0円	0人 0円	0人 0円
5	雑入〔長寿園TR工事契約解除に伴う前払金返還分に係る利息等〕 (住宅課)	1人 411,347円	0人 0円	0人 0円	0人 0円

--	--

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【ア 債権管理に対する取組の強化について】 新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの初期対応が極めて重要である。 新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、税務課債権回収指導担当やアドバイザーからこれまでに得た助言・指導も活用しながら、新規滞納額の圧縮に努める必要がある。（住宅使用料）</p>	<p>○ 初期対応の強化 住宅使用料については、毎月の滞納状況を踏まえ、督促状の送付、電話による督促のほか、夜間・休日の訪問徴収を実施している。 また、法的措置では、平成19年度の9月実施分から、措置基準をこれまでの「滞納月額7か月以上又は滞納額8万円以上」から「5か月以上又は7万円以上」に引き下げて早期の対応に努めてきた。 この結果、平成21年度の法的措置時点での平均滞納額は、100,864円となり（H20：102,481円）、法的措置件数も393件（H20：538件）と滞納額が少ないうちに対応できた。</p>
<p>【イ 資金前渡の精算残金の戻入について】 平成20年度の常時の資金前渡については、最終月の精算は平成21年3月31日に行っているが、精算残金の戻入を同年5月8日に行っている。最終月の精算が済んだ残金47,150円については、以後使用することのない現金であり、現金の手もと保管をできるだけ回避するという観点からも、速やかに戻入する必要がある。（都市事業管理課）</p>	<p>平成21年度の常時の資金前渡については、最終月の精算は平成22年3月31日に行い、精算残金の戻入を同年4月12日に行った。</p>

10 企業局 (監査年月日：平成21年7月8日)

監査の結果 (指摘事項)		措 置 の 内 容	
<p>【ア 長期未納 (過年度分) について】 次の収益において、長期未納 (過年度分) のものがあった。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p>			
区 分		長期未納 (過年度分) [平成20年度決算額]	参考 前回監査時 (平成20年7月)
1	土地売却代金 (土地整備課)	1人 90,479,249円	1人 90,479,249円
2	延納利息 [土地売却代金の延納に係るもの] (土地整備課)	3人 272,902,927円	3人 274,702,927円
3	雑収益 [固定資産の所有に係る所在市町村交付金の企業負担分] (土地整備課)	1人 854,100円	1人 157,700円
4	延滞金 [所在市町村交付金の弁済に伴う遅延損害金] (土地整備課)	1人 382,330円	1人 382,330円
5	損害金 [土地売買契約の解除に係る損害賠償金] (土地整備課)	1人 10,835,281円	1人 10,835,281円
6	損害金 [土地の不法占有に係る損害金及び訴訟費用] (水道課)	2人 2,693,767円	2人 2,693,767円
		<p>【土地整備課分】</p> <p>○ A (区分1, 2) (土地売却代金：90,479,249円、延納利息：194,920,967円) については、県税の滞納により広島県三次県税事務所が平成9年5月に差押を行い (企業局は一番抵当権設定)、平成12年12月に同事務所が実施した4回目の公売において企業局が土地建物の所有権を取得した。企業局では、公売に伴う配当 (523,120,751円) を受け、その全額を未納の売却代金の一部に充当した。</p> <p>平成13年3月、残る売却代金と延納利息の支払等を求める訴訟を起こした。同年11月に勝訴し、法人調査を行ったところ、同社には財産もなく活動も停止している状態であったため、平成14年6月に徴収停止を行った。</p> <p>その後も情報収集に努めているが、現在に至るまで法人の実態及び回収可能な財産の所在が不明であるため、引き続き情報収集に努めていく。 (監査日確認額から平成22年4月末までの徴収金額：0円)</p> <p>○ B (区分2) (延納利息：67,691,035円) については、平成27年5月までの長期弁済計画に基づき、毎月分割納付を受けているところである。 (監査日確認額から平成22年4月末までの徴収金額：2,020,000円)</p>	

- C（区分2，3，4，5）（延納利息：10,290,925円，雑収益：854,100円，延滞金：382,330円，損害金：10,835,281円）については，滞納が長期に亘っており，滞納金額も年々増加してきている。
- 平成19年度に提出された返済計画に基づいて，滞納が解消されるよう指導等を行ってきたが，計画どおりの返済が行われなかったため，平成20年2月2日に契約を解除したところである。
- 平成21年11月に「建物収去・土地明渡の訴え」及び「金銭債務支払の訴え」を提起し，平成22年3月に勝訴判決を得た。今後，強制執行も視野に入れつつ，当面，自主撤去するよう相手方と交渉を行っているところである。（監査日確認額から平成22年4月末までの徴収金額：100,000円）
- 【水道課分】
- 平成18年12月に土地不法占有に係る損害金及び訴訟費用の債務が確定した後，共同管理者の広島市水道局と協議し，継続して督促文を送付している。
- 平成21年度においては，それまで所在不明であった連帯債務者2名のうち1名と面談することができ，他の債務者を含め督促文及び納入通知書を手交するなど徴収に向け債務者との協議を行ったが，具体的な納入の計画・意思が示されるまでに至っていない。
- 引き続き，広島市水道局と連絡を十分に取りながら，未納の早期解消に向けた取り組む。（監査日から平成22年4月末までの徴収金額：0円）

区 分		長期末納（過年度分） [平成22年4月末]	一部納入 [平成22年4月末]
1	土地売却代金（土地整備課）	1人 90,479,249円	0人 0円
2	延納利息 [土地売却代金の延納に係るもの] （土地整備課）	3人 270,882,927円	1人 2,020,000円
3	雑収益 [固定資産の所有に係る所在市町村交付金の企業負担分]（土地整備課）	1人 854,100円	0人 0円
4	延滞金 [所在市町村交付金の弁済に伴う遅延損害金]（土地整備課）	1人 282,330円	1人 100,000円
5	損害金 [土地売買契約の解除に係る損害賠償金]（土地整備課）	1人 10,835,281円	0人 0円
6	損害金 [土地の不法占有に係る損害金及び訴訟費用]（水道課）	2人 2,693,767円	0人 0円

<p>【イ 債権管理簿の作成について】 損害金[土地の不法占有に係る損害金及び訴訟費用]について、債権管理簿が作成されていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠 広島県債権管理規則第6条 	<p>広島県債権管理規則第6条に基づく債権管理簿を作成した。</p>
<p>【ウ 工事請負契約における変更契約について】 工事請負契約において、1件50万円以上の工事内容の変更に係る指示については、工事内容変更通知書により指示すべきところ、工事打合せ簿により指示を行っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千代田工業・流通団地造成事業 土地造成工事（平成20年度） ・三次地区土地造成事業 土地造成工事（平成21年度） 	<p>指摘以後、適正な事務処理に努めている。</p>

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【ア 債権管理に対する取組の強化について】 新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの初期対応が極めて重要である。 新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、税務課債権回収指導担当やサービサーなどからこれまでに得た助言・指導も活用しながら、新規滞納額の圧縮に努める必要がある。（土地売却代金等）</p>	<p>新たな収入未済を把握した場合には、早期に債務者の財務状況等の把握に努め、債務者と協議を行うことにより、収入未済の長期化・高額化の防止に努めている。 また、税務課債権回収指導担当やサービサーなどと連携し、収入未済の新規発生の防止に努めている。</p>
<p>【イ 退職給与引当金について】 退職給与引当金については、平成20年度において引当方法の見直しを行ったところであるが、工業用水道事業会計及び水道用水供給事業会計の2会計において、引当目標額に比べて引当金が不足する状況となっている。このため、不足額の解消に向けて検討する必要がある。</p>	<p>退職給与引当金の追加引当については、中長期の経営計画に適切に反映する必要があるため、その対応については、料金見直し時に受水団体とも協議しながら検討を行うとともに、現在、国においては、公営企業会計制度の見直しが行われており、退職給与引当金の算定方法や計上不足額への対応等についても検討が進められていることから、この動向も踏まえ、適切な対応を行う。 （※次回料金見直し時期：工水・平成23年度、用水・平成22年度）</p>

1 1 病院事業局 (監査年月日：平成21年7月15日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容																				
<p>【長期未納 (過年度分) について】 次の歳入において、長期未納 (過年度分) のものがあった。徴収促進に努められたい。</p> <table border="1" data-bbox="199 510 1246 667"> <thead> <tr> <th data-bbox="199 510 694 589">区 分</th> <th colspan="2" data-bbox="694 510 970 589">長期未納 (過年度分) [平成20年度決算額]</th> <th colspan="2" data-bbox="970 510 1246 589">参考 前回監査時 (平成20年7月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="199 589 694 667">宿日直手当に係る返戻金 (県立病院課)</td> <td data-bbox="694 589 810 667">15人</td> <td data-bbox="810 589 970 667">129,600円</td> <td data-bbox="970 589 1086 667">0人</td> <td data-bbox="1086 589 1246 667">0円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="523 936 1406 1093"> <thead> <tr> <th data-bbox="523 936 774 1014">区 分</th> <th colspan="2" data-bbox="774 936 1086 1014">未納額 (平成22年4月末)</th> <th colspan="2" data-bbox="1086 936 1406 1014">全額納入額 (平成22年4月末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="523 1014 774 1093">宿日直手当に係る返戻金 (県立病院課)</td> <td data-bbox="774 1014 890 1093">1人</td> <td data-bbox="890 1014 1086 1093">7,200円</td> <td data-bbox="1086 1014 1203 1093">14人</td> <td data-bbox="1203 1014 1406 1093">122,400円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	長期未納 (過年度分) [平成20年度決算額]		参考 前回監査時 (平成20年7月)		宿日直手当に係る返戻金 (県立病院課)	15人	129,600円	0人	0円	区 分	未納額 (平成22年4月末)		全額納入額 (平成22年4月末)		宿日直手当に係る返戻金 (県立病院課)	1人	7,200円	14人	122,400円	<p>措置の内容</p> <p>監査後、再度督促を行い、14人分については全額回収した。 残る1人は退職者であり、所在不明で連絡が取れない状況であったが、平成22年5月に所在を確認することができた。現在、本人に電話及び文書で連絡し、返納依頼中である。</p>
区 分	長期未納 (過年度分) [平成20年度決算額]		参考 前回監査時 (平成20年7月)																		
宿日直手当に係る返戻金 (県立病院課)	15人	129,600円	0人	0円																	
区 分	未納額 (平成22年4月末)		全額納入額 (平成22年4月末)																		
宿日直手当に係る返戻金 (県立病院課)	1人	7,200円	14人	122,400円																	

監査の結果 (意見)	措 置 の 内 容
<p>【債権管理に対する取組の強化について】 ア 新規未納発生時の対策強化について 新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの初期対応が極めて重要である。 新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、税務課債権回収指導担当やサービサーからこれまでに得た助言・指導も活用しながら、新規滞納額の圧縮に努める必要がある。(医業未収金 [個人負担分])</p>	<p>措置の内容</p> <p>過年度未収金となる前の回収を進めるため、定期的な督促、夜間預かり金制度の導入等に加え、広島病院において、平成20年10月から初期滞納者に対する支払案内業務を民間事業者 (サービサー) へ委託し実施している。 債権発生後速やかに支払案内を行うことにより、回収までの期間を短縮するとともに、未納者の状況 (生活困窮等) を早期に把握し効果的な対策を行うことにより、新規滞納額の圧縮に努めている。</p>

<p>イ 債権管理の高度化について</p> <p>平成20年度決算において、前年度決算より滞納繰越額が増加した税外債権等があった。債権管理に当たっては、滞納に至った経緯や債務者の状況を踏まえて、①納付催告や法的措置を行うことにより回収することが可能な債権、②法的措置を行ったとしても回収することが困難な債権、③法的措置は行ったが回収が見込めない債権等の区分を行うとともに、段階に応じた債権回収手法（督促、法的措置、時効の中断措置等）を適切に行うなど、滞納状況に応じた債権回収に取り組む必要がある。（医業未収金〔個人負担分〕）</p>	<p>これまで行っていた「死亡」「所在不明」「生活困窮」「交通事故」といった原因別の債権管理区分に加え、債権管理会議で決定した回収可能性に応じたカテゴリーごとの区分管理も行い、滞納状況に応じた債権回収を行うこととした。</p>
<p>ウ 地方機関において債権管理を行っている債権の管理体制について</p> <p>地方機関で債権管理を行っている債権については、本庁債権所管課として地方機関の債権管理状況を組織として定期的に把握するとともに、管理体制や債権の状況を踏まえた的確な指導、助言を行うなど、必要に応じて地方機関と一体となった組織的な債権回収に取り組む必要がある。（医業未収金〔個人負担分〕）</p>	<p>各病院から未収金の新規発生額、納付額、当該月の未収金残高などの報告を求め、本庁債権所管課として状況把握に努めている。</p> <p>また、必要に応じ、病院の院長、事務長と本庁とで月1回開催している経営戦略会議で未収金の現状を報告するなど、回収に向けた取組方針を本庁、病院間で随時協議している。</p>

12 消防学校 （監査年月日：平成21年11月26日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容
<p>【ア 郵便切手類の管理について】</p> <p>物品出納職員の交代があった場合、前任及び後任の物品出納職員は、郵便切手類出納簿の末葉に引継年月日を記載して、双方これに記名押印しておかなければならないが、引継年月日の記載及び記名押印がされていない。適正な管理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠 広島県物品管理規則第39条 	<p>管理職等異動時に引継ぐべき一覧表を作成し、引継ぎ事項の漏れがないよう複数の職員によるチェックを実施することとした。</p>
<p>【イ 支出事務における適正な請求書の受理について】</p> <p>支出事務担当者は、提出された請求書について、記載内容を確認し支払いを行う必要があるが、請求年月日の記載がなく、收受印も押印していない請求書により支払いを行っていた。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求年月日又は收受印のない請求書による支出 4件 	<p>郵便及び手交等受領の方法を問わず、必ず文書事務取扱主任による收受印を受けた後、各担当が処理をするよう徹底を図った。また、請求書提出者へは提出日等必要事項の記入を機会あるごとに指導し、適正な請求書の提出を求めている。</p>

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【タクシー券の管理について】 タクシー券使用簿に使用したタクシー券の券番号が記載されていなかった。 タクシー券管理責任者は、どの券を使用したかが分かるように、タクシー券使用簿に券番号を記録し、適正な管理に努める必要がある。</p>	<p>タクシー券使用簿に券番号を記載し、適正な管理を実施している。</p>

13 西部総務事務所 （監査年月日：平成21年11月10日）

[総務第二課（平成21年11月10日）呉支所（平成21年10月22日）、東広島支所（平成21年10月16日）]

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容								
<p>【ア 委託契約における事務処理について】 (ア) 委託契約において、次のとおり誤った事務処理や不適切な業務管理が行われているものがあった。適正な事務処理に努められたい。（西部総務事務所）</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="167 1081 446 1131">委託業務名</th> <th data-bbox="454 1081 1412 1131">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="167 1131 446 1503" rowspan="5">西部県税事務所観音庁舎機械警備業務委託契約（平成21～25年度）</td> <td data-bbox="454 1131 1412 1198">財産管理課が定める積算基準によらず設計金額を積算していた。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1198 1412 1288">仕様書で提出が必要とされている業務責任者、業務関係図書などが受領されていなかった。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1288 1412 1355">緊急事態が発生した場合の連絡先や連絡方法などが明確になっていなかった。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1355 1412 1433">即応体制の整備において、警備員の現場への到着時間が、財産管理課が「機械警備業務に係る区域別即応時間一覧表」として定めた時間と異なっていた。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1433 1412 1503">履行確認が、あらかじめ起案で定められた者と異なった者により行われていた。</td> </tr> </tbody> </table>	委託業務名	内 容	西部県税事務所観音庁舎機械警備業務委託契約（平成21～25年度）	財産管理課が定める積算基準によらず設計金額を積算していた。	仕様書で提出が必要とされている業務責任者、業務関係図書などが受領されていなかった。	緊急事態が発生した場合の連絡先や連絡方法などが明確になっていなかった。	即応体制の整備において、警備員の現場への到着時間が、財産管理課が「機械警備業務に係る区域別即応時間一覧表」として定めた時間と異なっていた。	履行確認が、あらかじめ起案で定められた者と異なった者により行われていた。	<p>今回の指摘を受け、速やかに次のとおり改善及び処理をした。引き続き適正な事務処理に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後、設計額の算出に当たっては、財産管理課が定める取扱い等に十分留意する。 ○ 委託業者に「業務責任者選任通知書」及び「警備業務用機械装置の配置図面」を提出させた。 ○ 緊急時の連絡体制については、文書で整理の上、改めて関係者に周知した。 ○ 特記仕様書において、財産管理課が定めた「機械警備業務に係る区域別即応時間一覧表」のとおりの25分以内に改めた。 ○ 履行確認については、起案で定めた職員が履行確認するよう改めた。
委託業務名	内 容								
西部県税事務所観音庁舎機械警備業務委託契約（平成21～25年度）	財産管理課が定める積算基準によらず設計金額を積算していた。								
	仕様書で提出が必要とされている業務責任者、業務関係図書などが受領されていなかった。								
	緊急事態が発生した場合の連絡先や連絡方法などが明確になっていなかった。								
	即応体制の整備において、警備員の現場への到着時間が、財産管理課が「機械警備業務に係る区域別即応時間一覧表」として定めた時間と異なっていた。								
	履行確認が、あらかじめ起案で定められた者と異なった者により行われていた。								

<p>(イ) 委託契約において、次のとおり誤った事務処理が行われているものがあった。適正な事務処理に努められたい。(平成21年度 西部総務事務所東広島支所)</p> <p>a 業務委託契約書及び仕様書の内容について委託対象施設の状況や委託内容が正確に反映されていない業務委託契約書及び仕様書となっていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 元福富ダム建設事業所庁舎機械警備業務委託 <p>b 機械警備業務に係る区域別即応時間について</p> <p>機械警備業務委託契約において、県の警備業務特記仕様書で定める緊急時の区域別即応時間(受託業者が基地局で盗難発生等の事故に関する情報を受信した場合に、警備員を何分以内に到着させるかを定めたもの)が定められていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 西部畜産事務所・西部家畜保健衛生所庁舎機械警備業務委託 元福富ダム建設事業所庁舎機械警備業務委託 	<p>a 平成22年度契約で、委託内容を正確に反映するよう業務委託契約書及び仕様書を変更した。</p> <p>b 平成22年度契約で、仕様書に区域別即応時間を定めた。</p>		
<p>イ 物品の購入について】</p> <p>物品の発注及び購入について、次のとおり誤った事務処理が行われているものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(平成20年度及び平成21年度 西部総務事務所東広島支所)</p> <p>(ア) 物品の発注については、物品の調達及び管理を担っている総務事務所で行われるべきものであるが、物品の要求事務所で行われていた。また、特段の理由なく、発注の単位を細分化していたことにより、複数の業者と見積合わせをせず、競争性が発揮されていない契約となっていた。</p> <p>(イ) 物品の検査については、遠隔地機関でないにもかかわらず、総務事務所ではなく、要求事務所で行われていた。</p>	<p>(ア) 特定の事務所から物品要求される特殊な検査用消耗品及び薬品等は、その物品の特性から要求物品と納品の物品の整合に困難をきたしたり、また、特定の事務所と総務事務所が離れた場所にあるため、確認に時間を要する等の理由により要求事務所で発注を行っていたが、今後は、全ての物品の発注及び購入等に伴う事務処理を総務事務所で行うこととした。</p> <p>また、今回の指摘を踏まえ、予算令達に沿って物品の購入計画を行い、特段の理由の無い発注単位の細分化は行わない。</p>		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="209 1861 331 1944">根拠</td> <td data-bbox="331 1861 1066 1944">総務事務所で処理する共通事務の事務処理標準について(平成21年4月1日 総務局総務課策定)</td> </tr> </table>	根拠	総務事務所で処理する共通事務の事務処理標準について(平成21年4月1日 総務局総務課策定)	<p>(イ) 遠隔地機関として指定された機関以外は、総務事務所で物品の検査を行うこととした。</p>
根拠	総務事務所で処理する共通事務の事務処理標準について(平成21年4月1日 総務局総務課策定)		

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容						
<p>【ア 物品の有効活用について】 長期間使用されていないバス回数券・電車回数券があった。県庁イントラネットの物品リユースコーナーの活用等により、物品の有効活用を図る必要がある。（西部総務事務所）</p>	<p>バス回数券及び市内電車回数券については、当所において今後も使用の見込みがないため、使用の要望があった所属へ所管換えの手続きを行った。</p>						
<p>【イ 備品の管理について】 備品において、所属コードが旧地域事務所のまま更新されていないものがあった。備品管理を適正に行う必要がある。（西部総務事務所呉支所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フリーザー 	<p>指摘の備品については、直ちに所管換えを行なった。今後は、各事務所との連携を一層密にし、適正な備品管理に努める。</p>						
<p>【ウ 長期継続契約移行への検討について】 次の庁舎管理に係る業務委託契約は、1年を超える継続的、反復的業務であるにも関わらず、単年度契約となっており、長期継続契約への移行について検討する必要がある。（西部総務事務所東広島支所）</p>	<p>平成22年度契約で、5年間の長期継続契約を行った。</p>						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="197 1032 349 1081">対象業務</td> <td data-bbox="349 1032 1238 1081">西部畜産事務所・西部家畜保健衛生所庁舎機械警備業務委託（平成21年度）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1081 349 1131">根拠</td> <td data-bbox="349 1081 1238 1131">施設管理業務委託事務処理要綱第4条第2項</td> </tr> </table>	対象業務	西部畜産事務所・西部家畜保健衛生所庁舎機械警備業務委託（平成21年度）	根拠	施設管理業務委託事務処理要綱第4条第2項	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="349 1032 1238 1081">西部畜産事務所・西部家畜保健衛生所庁舎機械警備業務委託（平成21年度）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="349 1081 1238 1131">施設管理業務委託事務処理要綱第4条第2項</td> </tr> </table>	西部畜産事務所・西部家畜保健衛生所庁舎機械警備業務委託（平成21年度）	施設管理業務委託事務処理要綱第4条第2項
対象業務	西部畜産事務所・西部家畜保健衛生所庁舎機械警備業務委託（平成21年度）						
根拠	施設管理業務委託事務処理要綱第4条第2項						
西部畜産事務所・西部家畜保健衛生所庁舎機械警備業務委託（平成21年度）							
施設管理業務委託事務処理要綱第4条第2項							
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="197 1081 349 1131">根拠</td> <td data-bbox="349 1081 1238 1131">施設管理業務委託事務処理要綱第4条第2項</td> </tr> </table>	根拠	施設管理業務委託事務処理要綱第4条第2項	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="349 1081 1238 1131">施設管理業務委託事務処理要綱第4条第2項</td> </tr> </table>	施設管理業務委託事務処理要綱第4条第2項			
根拠	施設管理業務委託事務処理要綱第4条第2項						
施設管理業務委託事務処理要綱第4条第2項							

14 東部総務事務所 (監査年月日：平成21年10月30日)

[総務第二課 (平成21年10月30日)]

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容										
<p>【ア 長期未納 (滞納繰越分) について】 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越額) のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。 (東部総務事務所総務第二課)</p> <table border="1" data-bbox="178 600 1238 721"> <thead> <tr> <th data-bbox="178 600 667 674">区 分</th> <th data-bbox="667 600 948 674">長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]</th> <th data-bbox="948 600 1238 674">参考 前回監査時 (平成20年10月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="178 674 667 721">治山事業請負契約解除に伴う遅延利息</td> <td data-bbox="667 674 948 721">1人 81,385円</td> <td data-bbox="948 674 1238 721">1人 81,385円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成20年10月)	治山事業請負契約解除に伴う遅延利息	1人 81,385円	1人 81,385円	<p>当該法人は解散し清算中である。法人の清算人に対して債権届を提出し、債務整理を依頼された弁護士に定期的に処理状況や債務者の財産状況等の確認を行っている。</p> <p>弁護士によると、債権を回収できるような資産・財産は残っておらず、破産手続きに必要な経費も賄えない状況であることから、不納欠損処分も視野に入れて、当該債権の処理方法を検討する。</p> <table border="1" data-bbox="639 1072 1422 1198"> <thead> <tr> <th data-bbox="639 1072 1129 1151">区 分</th> <th data-bbox="1129 1072 1422 1151">未納額 (平成22年3月末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="639 1151 1129 1198">治山事業請負契約解除に伴う遅延利息</td> <td data-bbox="1129 1151 1422 1198">1人 81,385円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	未納額 (平成22年3月末)	治山事業請負契約解除に伴う遅延利息	1人 81,385円
区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成20年10月)									
治山事業請負契約解除に伴う遅延利息	1人 81,385円	1人 81,385円									
区 分	未納額 (平成22年3月末)										
治山事業請負契約解除に伴う遅延利息	1人 81,385円										
<p>【イ 委託契約における事務処理について】 委託契約において、仕様書で報告事項として定められた事項について、確認を怠っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(東部総務事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福山庁舎施設警備等業務委託契約 (平成21～22年度) 	<p>指摘事案では、委託業者に対して、口頭により、業務内容の変更及び仕様書に定められた報告内容等の変更を行っていたにもかかわらず、書面による契約変更手続を怠っていたものである。</p> <p>この件については、平成21年12月28日付けで業務内容・報告内容等の一部変更を内容とする変更契約を委託業者との間で締結した。</p> <p>今後は、このような事務処理の遅滞が生じぬよう、一層の注意を喚起して、適切な事務処理に努める。</p>										
<p>【ウ 使用料・貸付料の徴収について】 庁舎の土地使用料などの徴収について、徴収すべき期限が平成21年4月30日にもかかわらず、収入手続 (調定及び納入通知) をしていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(東部総務事務所総務第二課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政財産 (庁舎土地) 使用料 (平成21年度) 1件 1,500円 ・普通財産 (土地) 貸付料 (平成21年度) 2件 3,180円 	<p>収入手続 (調定及び納入通知) をしていなかった行政財産使用料及び普通財産貸付料については、平成21年10月14日付けで該当業者に対し収入手続を行い、業者からの入金を確認した。</p> <p>今後は、調定漏れのないようにチェック体制を整え、適切な時期に収入手続を行うなど適正な事務処理に努めている。</p>										

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【委託契約における参考見積書の徴取について】 委託契約の設計金額の積算において、1者のみから参考見積書を徴取して算出しているものがあつた。設計金額を積算する際に参考見積書を利用するときは、複数の者からこれを徴取し、設計金額の適正化に努める必要がある。</p> <p>（東部総務事務所総務第二課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島県尾道庁舎等管理業務委託契約（平成21～22年度） 	<p>今後の委託契約については、複数の者から参考見積書を徴取し、設計金額の適正化に努める。</p>

15 北部総務事務所 （監査年月日：平成21年11月17日）

〔総務第二課（平成21年11月17日）〕

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容
<p>【ア 委託契約の契約期間について】 施設管理業務の委託契約において、長期継続契約を締結するときの標準契約期間については、機械警備業務を除き2年とし、施設の特性等によりこれによりがたい場合は財産管理課長へ協議することとなっているが、協議を行わないまま、契約期間を3年としていた。適正な事務処理に努められたい。（北部総務事務所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎廃棄物処理業務 ・特殊排水処理施設保守 	<p>平成22年度契約から適正に処理している。</p>
<p>【イ 物品契約の事務処理について】 物品管理規則等に定められた事務処理が行われていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。（北部総務事務所総務第二課）</p> <p>（ア）知事以外の物品管理職員は重要物品を交換しようとするときは、知事の承認を受けた後、契約事務を行うこととなっているが、知事の承認前に契約事務を行っていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要物品 除雪グレーダ3.7m級 ・根拠 広島県物品管理規則第28条の2 <p>（イ）物品の納入を完了したときは、その旨を文書によって届け出させなければならないと定められているが、その届出がなされていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要物品 除雪グレーダ3.7m級 ・根拠 広島県契約規則第10条 	<p>物品管理規則等に定められた事項について、適正な事務処理に努める。</p> <p>（ア）今後、重要物品を交換しようとするときは、事前に知事の承認を受け、その後に契約事務を行う。</p> <p>（イ）今後、物品の納入が完了したときは、その旨を文書により届出をさせる。</p>

<p>【ウ 物品の購入に係る見積りの徴取について】 物品の発注において、次のとおり運用指針等に基づく事務処理が行われていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(北部総務事務所総務第二課)</p>		
内容	5万円以上10万円未満の物品の購入に当たり、見積合せ及び見積書の徴取を行っていなかった。 ・多穴式バルーンカテーテル外2件	
根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県契約規則第32条 ・物品契約事務に係る運用指針(H19.3.7通知)3-(4)-ア ・物品マニュアルⅡ-第1-5-(3) 	
		運用指針等に定められた事項について、適正な事務処理に努める。

監査の結果（意見）		措置の内容
<p>【備品の管理について】 次の備品において、組織再編に伴う標識(備品ラベル)の貼付換えがなされていなかった。適正な備品管理を行うためにも、属すべき分類を明記した新たな標識を貼付する必要がある。 (北部総務事務所総務第二課)</p>		組織再編に伴う標識(備品ラベル)の貼付換えがされていなかった備品について、属すべき分類を明記した新たな標識を貼付した。
備品	交換レンズ, 測距儀, トランシット, 流速計	
根拠	広島県物品管理規則第44条(備品の標示)	

16 西部県税事務所 (監査年月日：平成21年11月10日)

[呉分室(平成21年10月22日), 廿日市分室(平成21年11月10日), 東広島分室(平成21年10月16日)]

監査の結果(指摘事項)		措 置 の 内 容
<p>【長期未納(滞納繰越分)について】 次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p>		
区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成20年10月)
個人県民税	3,526,851,700円	2,919,516,535円
法人県民税	95,636,880円	91,840,150円
個人事業税	327,677,033円	354,819,919円
法人事業税	310,267,243円	261,341,319円
不動産取得税	501,421,553円	524,307,832円
自動車税	512,588,929円	587,865,325円
特別地方消費税(旧法による税)	124,879円	831,286円
軽油引取税(旧法による税)	3,563,086円	1,721,347円
過少申告加算金	1,318,900円	3,089,800円
不申告加算金	4,643,200円	3,350,366円
重加算金	93,165,405円	89,311,459円
<p>注1 特別地方消費税は、平成9年度からの地方消費税の創設に伴い、平成12年4月1日から廃止された。また、軽油引取税は、平成21年4月1日付けで普通税へ変更になったため、平成21年3月31日までの目的税に係るものを「旧法による税」として表示している。</p> <p>注2 前回監査時の金額は、旧広島地域事務所、旧呉地域事務所、旧芸北地域事務所、旧東広島地域事務所の各税務局・支局の合計額である。</p>		<p>収入未済額の縮減については、本所・分室の最重点課題として位置づけ、より効果的・効率的な滞納整理を積極的に実施することによって収入未済額の縮減及び収入率の向上に努めている。</p> <p>特に個人事業税、個人県民税及び自動車税等の重点税目について、次の徴収強化対策を講じた。</p> <p>1 個人事業税・自動車税</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 集中催告期間(11~12月, 2~3月)を設定し、中・高額事案の未折衝分を中心に文書、電話、訪問による催告を行うとともに、昼間に納税折衝の困難な滞納者に対して夜間催告を行った。 ○ 財産調査、差押強化月間(11~3月)を設定し、広島市分を中心に集中的な財産調査を実施するとともに、郵送による債権(預貯金・給与等)差押を実施した。 ○ 執行停止集中処理月間(1~3月)を設定し、大口、長期滞納者を中心に納付能力を見極め滞納処分の停止を促進した。

	<p>2 個人県民税</p> <p>本所（廿日市市，江田島市，大竹市，熊野町）東広島分室（東広島市，竹原市）において直接徴収制度を導入し，住民税の高額・困難案件を市町職員と県職員が共同して徴収した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 取組効果（平成22年3月末現在） 徴収の道筋がついたもの 186件 107,132千円 （引継ぎ予告 441件 202,409千円） ○ 滞納処分実施状況（平成22年3月末現在） 捜索17件 債権差押60件 動産差押10件 不動産差押5件 ○ 一斉捜索（12月）の実施（全県の状況） 捜索6件，タイヤロック2件，動産差押3点 																								
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">長期未納（滞納繰越分） [平成22年3月31日現在]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人県民税</td> <td style="text-align: right;">3,105,369,560円</td> </tr> <tr> <td>法人県民税</td> <td style="text-align: right;">73,034,060円</td> </tr> <tr> <td>個人事業税</td> <td style="text-align: right;">273,887,223円</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td style="text-align: right;">232,059,875円</td> </tr> <tr> <td>不動産取得税</td> <td style="text-align: right;">354,502,228円</td> </tr> <tr> <td>自動車税</td> <td style="text-align: right;">363,257,200円</td> </tr> <tr> <td>特別地方消費税（旧法による税）</td> <td style="text-align: right;">3,760円</td> </tr> <tr> <td>軽油引取税（旧法による税）</td> <td style="text-align: right;">812,407円</td> </tr> <tr> <td>過少申告加算金</td> <td style="text-align: right;">1,258,300円</td> </tr> <tr> <td>不申告加算金</td> <td style="text-align: right;">3,090,991円</td> </tr> <tr> <td>重加算金</td> <td style="text-align: right;">77,651,079円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	長期未納（滞納繰越分） [平成22年3月31日現在]	個人県民税	3,105,369,560円	法人県民税	73,034,060円	個人事業税	273,887,223円	法人事業税	232,059,875円	不動産取得税	354,502,228円	自動車税	363,257,200円	特別地方消費税（旧法による税）	3,760円	軽油引取税（旧法による税）	812,407円	過少申告加算金	1,258,300円	不申告加算金	3,090,991円	重加算金	77,651,079円
区 分	長期未納（滞納繰越分） [平成22年3月31日現在]																								
個人県民税	3,105,369,560円																								
法人県民税	73,034,060円																								
個人事業税	273,887,223円																								
法人事業税	232,059,875円																								
不動産取得税	354,502,228円																								
自動車税	363,257,200円																								
特別地方消費税（旧法による税）	3,760円																								
軽油引取税（旧法による税）	812,407円																								
過少申告加算金	1,258,300円																								
不申告加算金	3,090,991円																								
重加算金	77,651,079円																								

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【ア 物品の有効活用について】</p> <p>長期間使用されていないバス回数券があった。県庁イントラネットの物品リユースコーナーの活用等により，物品の有効活用を図る必要がある。（西部県税事務所）</p>	<p>保有バス回数券のうち，200円券80枚及び10円券142枚を平成22年1月12日付けで健康福祉局地域福祉課へ所管換えを行った。</p> <p>残りのバス回数券は平成22年1月18日から物品リユースに掲載し，他部署への所管換え等有効活用を図る。（本所）</p>
<p>【イ 釣銭資金の利用について】</p> <p>現金の収納事務において，必要な釣銭に充てるため，職員の私費を保管していた。現金の収納に際し釣銭が必要な場合には，会計管理者から釣銭用資金の交付を受ける必要がある。（西部県税事務所呉分室）</p> <p>・根拠 広島県会計規則第46条第3項</p>	<p>本所，呉分室，廿日市分室及び東広島分室ともに，会計管理者から資金の交付を受け利用している。</p> <p style="text-align: center;">（交付年月日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本 所 平成22年2月1日 ・呉分室 平成22年1月20日 ・廿日市分室 平成22年1月4日 ・東広島分室 平成22年3月11日

<p>【ウ 業務委託契約の設計金額の積算根拠について】</p> <p>県で定める基準額がないため、前年度の実績単価を参考にして設計金額を積算しているが、算出根拠が不明瞭であった。設計金額の積算に当たっては、その根拠を明確にする必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 炭化水素油分析（性状分析）試験業務委託（平成21年度 西部県税事務所東広島分室） 	<p>炭化水素油分析試験業務委託の設計金額の積算に当たっては、「広島県立総合技術研究所使用料及び手数料条例」の価格を参考として分析手数料及び機器使用料から積算する。（東広島分室）</p>
---	---

17 東部県税事務所 （監査年月日：平成21年10月30日）

[尾道分室（平成21年10月30日）]

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容																														
<p>【ア 長期未納（滞納繰越分）について】</p> <p>次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p> <table border="1" data-bbox="183 1008 1109 1422"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]</th> <th>参考 前回監査時 (平成20年11月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人県民税</td> <td>1,212,849,237円</td> <td>990,914,616円</td> </tr> <tr> <td>法人県民税</td> <td>31,804,014円</td> <td>33,123,710円</td> </tr> <tr> <td>個人事業税</td> <td>61,574,184円</td> <td>79,263,230円</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>109,779,354円</td> <td>161,877,849円</td> </tr> <tr> <td>不動産取得税</td> <td>177,166,335円</td> <td>183,548,445円</td> </tr> <tr> <td>自動車税</td> <td>197,553,858円</td> <td>238,131,125円</td> </tr> <tr> <td>過少申告加算金</td> <td>251,876円</td> <td>533,600円</td> </tr> <tr> <td>不申告加算金</td> <td>1,835,756円</td> <td>1,786,892円</td> </tr> <tr> <td>重加算金</td> <td>46,875,334円</td> <td>47,492,806円</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 前回監査時の数値は、旧尾三地域事務所、旧福山地域事務所の各税務局の合計値である。</p>	区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成20年11月)	個人県民税	1,212,849,237円	990,914,616円	法人県民税	31,804,014円	33,123,710円	個人事業税	61,574,184円	79,263,230円	法人事業税	109,779,354円	161,877,849円	不動産取得税	177,166,335円	183,548,445円	自動車税	197,553,858円	238,131,125円	過少申告加算金	251,876円	533,600円	不申告加算金	1,835,756円	1,786,892円	重加算金	46,875,334円	47,492,806円	<p>収入未済額の縮減については、県税業務の最重要課題として全力で取り組んでいる。</p> <p>平成19年度の税源移譲により個人県民税の調定収入額が増加したものの、収入未済額についても増加しているため、個人事業税と併せて重点税目に掲げ、効率的・効果的な徴収対策に取り組んでいる。</p> <p>課税額70万円超の大口分については、課税部門と連携をとり課税発生時点から資料収集を行うなど、早期着手を実施している。</p>
区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成20年11月)																													
個人県民税	1,212,849,237円	990,914,616円																													
法人県民税	31,804,014円	33,123,710円																													
個人事業税	61,574,184円	79,263,230円																													
法人事業税	109,779,354円	161,877,849円																													
不動産取得税	177,166,335円	183,548,445円																													
自動車税	197,553,858円	238,131,125円																													
過少申告加算金	251,876円	533,600円																													
不申告加算金	1,835,756円	1,786,892円																													
重加算金	46,875,334円	47,492,806円																													

<個人県民税>

- ・徴収対策推進協議会による地方税納税推進強化月間として納税啓発広報や納税推進活動の実施（11月～12月）
- ・平成21年4月より福山市及び三原市から職員各1名を常駐させた個人住民税対策班を設置し、直接徴収制度を活用した個人住民税徴収を実施。平成22年4月からは尾道市、府中市を加え4市で実施
- ・市町との密接な連携の促進

<法人県民税>

- ・大口滞納者等の進行管理の徹底

<個人事業税>

- ・前年度収入率を上回る目標数値を定め集中的な取組みを実施（目標：現年97.7%，滞繰25.6%）
- ・滞納となる割合の高い随時課税分に対する滞納整理の早期着手

<法人事業税>

- ・大口滞納者等の進行管理の徹底

<不動産取得税>

- ・大口滞納者等の進行管理の徹底

<自動車税>

- ・前年度収入率を上回る目標数値を定め集中的かつ効果的な取組みを実施（目標：現年98.7%，滞繰36.8%）

区 分	長期未納（滞納繰越分） [平成22年3月末現在]
個人県民税	1,067,727,455円
法人県民税	17,315,936円
個人事業税	46,613,646円
法人事業税	52,688,307円
不動産取得税	120,197,474円
自動車税	140,965,008円
過少申告加算金	191,876円
不申告加算金	1,432,744円
重加算金	44,089,873円

【イ 現金出納簿について】

平成21年度現金出納簿において、記入誤りや記入漏れのものがあった。適正な事務処理に努められた。 (東部県税事務所)

記入誤り及び記入漏れのものについて、平成21年度現金出納簿の訂正を行った。今後、現金出納簿へ記載する際は、適正な事務処理に努める。

18 北部県税事務所 (監査年月日：平成21年11月17日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容																											
<p>【長期未納 (滞納繰越分) について】 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。法的措置を講じるなどの徴収促進と発生 の未然防止に努められたい。</p>	<table border="1" data-bbox="194 546 1048 922"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]</th> <th>参考 前回監査時 (平成20年10月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人県民税</td> <td>84,196,065円</td> <td>78,756,633円</td> </tr> <tr> <td>法人県民税</td> <td>3,044,677円</td> <td>2,946,089円</td> </tr> <tr> <td>個人事業税</td> <td>7,833,536円</td> <td>8,255,157円</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>2,249,076円</td> <td>2,733,600円</td> </tr> <tr> <td>不動産取得税</td> <td>33,397,000円</td> <td>38,728,482円</td> </tr> <tr> <td>自動車税</td> <td>51,185,857円</td> <td>57,963,532円</td> </tr> <tr> <td>不申告加算金</td> <td>96,200円</td> <td>80,900円</td> </tr> <tr> <td>重加算金</td> <td>1,535,100円</td> <td>7,210,719円</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成21年度から地区担当制を見直し、滞納事案を一般、長期及び大口・困難等の事案別分担とし、次長を中心としたマネジメント体制を確立するとともに、重点税目の個人事業税に加え滞納件数の多い自動車税を所の重点税目と位置付け、組織全体で計画的かつ効果的な徴収に努めた。</p> <p>今後とも更なる収入未済額の縮減を図るため、引き続き次の徴収強化対策に重点的に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 重点的な徴収強化対策 <ul style="list-style-type: none"> ① 計画的かつ集中的な納税折衝 ② 滞納処分の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与、預金等の債権を中心にした財産調査と差押 ・ 自動車税滞納者に係る勤務先調査 ・ 搜索、タイヤロックの活用 ・ インターネット公売の活用 ③ 納付能力の早期見極めと執行停止の促進 ○ 新規滞納発生の未然防止 <p>個人事業税随時課税分については、早期課税に努めるとともに、高額事案については課税前に「お知らせ文」等による事前予告や電話による納期内納付の勧奨を行い新規滞納発生の未然防止に努めた。</p> 	区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成20年10月)	個人県民税	84,196,065円	78,756,633円	法人県民税	3,044,677円	2,946,089円	個人事業税	7,833,536円	8,255,157円	法人事業税	2,249,076円	2,733,600円	不動産取得税	33,397,000円	38,728,482円	自動車税	51,185,857円	57,963,532円	不申告加算金	96,200円	80,900円	重加算金	1,535,100円	7,210,719円
区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成20年10月)																										
個人県民税	84,196,065円	78,756,633円																										
法人県民税	3,044,677円	2,946,089円																										
個人事業税	7,833,536円	8,255,157円																										
法人事業税	2,249,076円	2,733,600円																										
不動産取得税	33,397,000円	38,728,482円																										
自動車税	51,185,857円	57,963,532円																										
不申告加算金	96,200円	80,900円																										
重加算金	1,535,100円	7,210,719円																										

	○ 個人県民税 平成18年4月に設立された「広島県地方税徴収対策推進協議会」に呼応し、管内2市と密接な連携を図るとともに、滞納整理全般に係る情報の交換を積極的に行い滞納額の縮減を図った。																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>長期未納（滞納繰越分） [平成22年3月末現在]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人県民税</td> <td>76,522,911円</td> </tr> <tr> <td>法人県民税</td> <td>2,300,370円</td> </tr> <tr> <td>個人事業税</td> <td>5,270,185円</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>1,445,576円</td> </tr> <tr> <td>不動産取得税</td> <td>29,927,800円</td> </tr> <tr> <td>自動車税</td> <td>37,094,236円</td> </tr> <tr> <td>不申告加算金</td> <td>83,300円</td> </tr> <tr> <td>重加算金</td> <td>1,535,100円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	長期未納（滞納繰越分） [平成22年3月末現在]	個人県民税	76,522,911円	法人県民税	2,300,370円	個人事業税	5,270,185円	法人事業税	1,445,576円	不動産取得税	29,927,800円	自動車税	37,094,236円	不申告加算金	83,300円	重加算金	1,535,100円
	区 分	長期未納（滞納繰越分） [平成22年3月末現在]																	
	個人県民税	76,522,911円																	
	法人県民税	2,300,370円																	
	個人事業税	5,270,185円																	
	法人事業税	1,445,576円																	
	不動産取得税	29,927,800円																	
	自動車税	37,094,236円																	
	不申告加算金	83,300円																	
重加算金	1,535,100円																		

19 総合技術研究所西部工業技術センター（監査年月日：平成22年1月18日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>【委託契約における事務処理について】 委託契約において、委託契約書に定める委託業務報告書などの提出を受けていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空気調和設備保守点検業務委託契約（平成20年度、平成21年度） ・ 生産技術アカデミー庁舎総合管理業務委託契約（平成20年度、平成21年度） ・ 走査電子顕微鏡運用保守業務委託契約（平成20年度、平成21年度） 	<p>指摘のあった事項については、監査実施月以降（1月分）から委託業務報告書の提出を受け、適正に処理している。</p> <p>今後、契約書に定められている事項について双方が確認を行い、会計事務処理について適正な管理に努める。</p>

20 総合技術研究所東部工業技術センター（監査年月日：平成21年4月27日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>【ア 郵便切手類の管理について】 郵便切手類において、郵便切手出納簿に記載された監査日現在の現在高と現物の在庫数量が一致していなかった。また、郵便切手出納簿の月累計が記入されていない月があった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指摘を受けて、郵便切手出納簿の現在高を現物の在庫数量に修正した。また、郵便切手出納簿の月累計を記載した。 ・ 出納状況の記録管理には、職員2名により在庫数量等を確認し事務処理の徹底を図った。

<p>【イ 証紙文書整理簿の作成について】 証明事務手数料について、証紙文書による收受・受付を行っているが、証紙文書整理簿が備え付けられていなかった。適正な事務処理に努められたい。 ・根拠 広島県証紙規則第4条</p>	<p>指摘を受けて、直ちに平成20年度まで遡って「証紙文書整理簿」を作成し、備え付けることとした。</p>
<p>【ウ 委託契約の事務処理について】 庁舎警備業務委託契約(平成19～23年度)について、必要な設計積算を行わずに予定価格を定めていた。また、契約書が、契約締結起案により決裁を受けた内容と相違していた。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>今後の設計金額の積算については、複数の業者から見積書を徴取し、財産管理課の定めた基準に従って適正に設計積算を行う。 また、委託・役務業務契約の研修等に参加し適正な契約事務の徹底を図った。</p>

監査の結果 (意見)	措置の内容
<p>【重要物品の管理について】 性能陳腐化や研究開発の終了、故障などにより使用されていない重要物品があった。今後の活用方策を検討するとともに、今後も使用が見込まれない物品については、他部局への所管換により有効活用を図るほか、不用となった物品については処分(売払い、譲与、廃棄等)をする必要がある。</p>	<p>意見の対象となった物品のうち、樹脂加工機、木材用プレス機、分析装置(3台)、電気信号記憶解析装置(2台)については、現在は使用していないものの、今後の研究に引き続き使用を見込んでいる。 残りの、加熱機、製図機、測長機、木材用穴あけ機、義肢矯正器具(2台)については今後の使用が見込まれないことから、所管換え、廃棄等の検討を引き続き行っている。</p>
<p>重要物品</p>	<p>加熱機、製図機、測長機、分析装置3台、樹脂加工機、木材用プレス機、木材用穴あけ機、電気信号記憶解析装置2台、義肢矯正器具2台</p>

2 1 総合技術研究所水産海洋技術センター (監査年月日：平成21年5月13日)

監査の結果 (指摘事項)	措置の内容
<p>【委託契約における事務処理について】 個人警備員による警備業務委託(平成20年度)において、契約担当職員が定めることとされている予定価格が執行伺いの中で定められていた。また、相手方から徴することとされている見積書が徴収されていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>平成22、23年度の警備業務委託については、会計関係規則に従い一般競争入札を実施し、適正に警備業者と委託契約した。 ・入札日：平成22年3月12日(金) ・契約日：平成22年3月15日(月)</p>

2 2 総合技術研究所林業技術センター (監査年月日：平成21年11月17日)

監査の結果 (指摘事項)	措置の内容							
<p>【臨時職員の任用手続等について】 林業技術センターにおける現場作業に従事する臨時職員の任用手続等について、「臨時の職員の賃金日額について」(平成20年3月17日付け総務部長通知)及び「臨時職員取扱要綱」(昭和59年9月1日施行)に基づく手続がなされていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度 4件 ・平成21年度 4件 								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">内 容</th> <th style="width: 50%;">根 拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臨時職員の賃金日額を、人事課の協議を経ず、設定している。(平成20年度及び21年度)</td> <td rowspan="2">臨時の職員の賃金日額について</td> </tr> <tr> <td>履歴書を職員から徴取していない。(平成20年度)</td> </tr> <tr> <td>出勤簿による勤務実績の管理がなされていない。(平成20年度)</td> <td>臨時職員取扱要綱</td> </tr> </tbody> </table>	内 容	根 拠	臨時職員の賃金日額を、人事課の協議を経ず、設定している。(平成20年度及び21年度)	臨時の職員の賃金日額について	履歴書を職員から徴取していない。(平成20年度)	出勤簿による勤務実績の管理がなされていない。(平成20年度)	臨時職員取扱要綱	
内 容	根 拠							
臨時職員の賃金日額を、人事課の協議を経ず、設定している。(平成20年度及び21年度)	臨時の職員の賃金日額について							
履歴書を職員から徴取していない。(平成20年度)								
出勤簿による勤務実績の管理がなされていない。(平成20年度)	臨時職員取扱要綱							
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年度から、林業技術センターで任用する現場作業に従事する臨時職員の賃金日額の設定は、人事課と協議のうえ決定している。 ○ 平成21年度の臨時職員任用時から履歴書を徴取している。 ○ 平成21年度の臨時職員任用時から出勤簿に押印させ、勤務実績を確認している。 							

23 美術館 (監査年月日：平成22年2月12日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容
<p>【ア 入館料の徴収に係る事務処理について】 美術館の入館料の徴収事務については、徴収事務委託契約により外部委託しているが、次のとおり不備があった。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(ア) 入館券の受払いについて、県及び受託者は、それぞれ出納簿を備え付けて記録管理すべきところ、両者が同一の出納簿を使用して管理していた。</p> <p>(イ) 徴収事務委託契約に基づき受託者が備え付ける現金出納簿について、取扱担当者、確認者等の押印欄を設けていなかった。</p>	<p>(ア) 県及び受託者がそれぞれ出納簿を備え付け、適正な記録管理に努められるよう協議を行っている。</p> <p>(イ) 徴収事務委託契約について、受託者と変更契約を締結し、押印欄を設けた様式とするよう協議を行っている。</p>
<p>【イ 売払決裁書の作成について】 広島県美術展の開催に伴い会場で販売した目録については、1冊350円で売払い、県の収入としているが、この目録の売払決裁書を作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠 広島県物品管理規則第28条 	<p>目録の販売は、会期開始後からになる。販売開始後、他の図録同様に、売払決裁書の作成を行い、適正な事務処理に努める。</p> <p>会期：平成22年7月13日～7月25日</p>
<p>【ウ 物品の売払いに係る事務処理について】 県の収入となる図録の販売代金について、会計システム上、振込払による収納が可能となる収入科目コードを設定していなかったため、販売代金を特別展実行委員会の預金口座にいったん受け入れ、翌日以降に当該預金口座から出金し、現金払込書により収納しているものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠 広島県会計規則第11条 	<p>審査指導課と調整を行い、次の科目による納入通知書の発行を可能とした。なお、現時点までに公共団体等からの購入希望がないため、発行実績はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消込区分：250 ・収入科目：0299 (雑収)

監査の結果 (意見)	措 置 の 内 容
<p>【ア 委託契約における設計金額の算出について】 委託契約における設計金額の算出において、過去の設計金額の算出に用いた単価をそのまま使用するなど、算出根拠に不明瞭なものがあった。</p> <p>設計金額の算出に当たっては、その根拠を明確にする必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島県美術展会場構成業務委託契約 (平成20年度, 平成21年度) 	<p>平成22年度の会場構成業務委託契約を締結する際には、設計金額の算出に当たって、複数者から参考見積を徴したうえで、行う予定である。</p>

<p>【イ 売払目的の物品の管理について】 特別展の開催に伴い作成した図録については、実行委員会の解散とともに美術館が引き継ぎ、図録ごとに物品出納簿を整備して売払いを行い、県の収入としている。 監査日現在において、過去に開催した特別展の図録を多数保有していたが、出納簿への記帳方法や在庫数の把握など、管理方法が十分でなかった。定期的に在庫確認を行うなど、適切に管理する必要がある。</p>	<p>在庫確認の実施及び消耗品出納簿の備え付け、売払決裁書を作成し、適正な管理に努めている。</p>
---	--

24 西部厚生環境事務所・西部保健所 (監査年月日：平成21年11月10日)
 [広島支所(平成21年11月10日)、呉支所平成21年10月22日]

監査の結果(指摘事項)	措 置 の 内 容																																																																								
<p>【ア 長期未納(滞納繰越分)について】 次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。 (西部厚生環境事務所・西部保健所)</p>																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]</th> <th colspan="2">参考 前年度決算時 (平成21年3月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童扶養手当に係る戻入金・返還金</td> <td>12人</td> <td>1,745,460円</td> <td>13人</td> <td>1,793,460円</td> </tr> <tr> <td>生活保護費に係る戻入金・返還金</td> <td>62人</td> <td>26,365,726円</td> <td>62人</td> <td>26,948,826円</td> </tr> <tr> <td>母子福祉資金に係る貸付金元利収入</td> <td>73人</td> <td>19,351,452円</td> <td>91人</td> <td>19,937,362円</td> </tr> <tr> <td>母子福祉資金に係る違約金・延納利息</td> <td>3人</td> <td>22,125円</td> <td>4人</td> <td>22,249円</td> </tr> <tr> <td>母子福祉資金に係る戻入金</td> <td>1人</td> <td>27,000円</td> <td>1人</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td>寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入</td> <td>4人</td> <td>363,970円</td> <td>4人</td> <td>363,970円</td> </tr> <tr> <td>寡婦福祉資金に係る違約金・延納利息</td> <td>1人</td> <td>600円</td> <td>1人</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>特別障害者手当に係る戻入金・返還金</td> <td>2人</td> <td>281,320円</td> <td>2人</td> <td>281,320円</td> </tr> <tr> <td>児童措置費負担金</td> <td>1人</td> <td>12,300円</td> <td>2人</td> <td>28,600円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]		参考 前年度決算時 (平成21年3月)		児童扶養手当に係る戻入金・返還金	12人	1,745,460円	13人	1,793,460円	生活保護費に係る戻入金・返還金	62人	26,365,726円	62人	26,948,826円	母子福祉資金に係る貸付金元利収入	73人	19,351,452円	91人	19,937,362円	母子福祉資金に係る違約金・延納利息	3人	22,125円	4人	22,249円	母子福祉資金に係る戻入金	1人	27,000円	1人	27,000円	寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	4人	363,970円	4人	363,970円	寡婦福祉資金に係る違約金・延納利息	1人	600円	1人	600円	特別障害者手当に係る戻入金・返還金	2人	281,320円	2人	281,320円	児童措置費負担金	1人	12,300円	2人	28,600円	<p>注 組織再編により管轄が変更されているため、参考が前年度決算時の人数・金額を表示している。</p> <p>1 児童扶養手当に係る戻入金・返還金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">未納額 (平成22年4月末)</th> <th colspan="2">全額納入額 (平成22年4月末)</th> <th colspan="2">分割納入額 (平成22年4月末)</th> <th colspan="2">不納欠損処分額 (平成22年4月末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童扶養手当に係る 戻入金・返還金</td> <td>5人</td> <td>902,890円</td> <td>1人</td> <td>31,280円</td> <td>5人</td> <td>53,000円</td> <td>6人</td> <td>758,290円</td> </tr> </tbody> </table>					区 分	未納額 (平成22年4月末)		全額納入額 (平成22年4月末)		分割納入額 (平成22年4月末)		不納欠損処分額 (平成22年4月末)		児童扶養手当に係る 戻入金・返還金	5人	902,890円	1人	31,280円	5人	53,000円	6人	758,290円
区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]		参考 前年度決算時 (平成21年3月)																																																																						
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	12人	1,745,460円	13人	1,793,460円																																																																					
生活保護費に係る戻入金・返還金	62人	26,365,726円	62人	26,948,826円																																																																					
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	73人	19,351,452円	91人	19,937,362円																																																																					
母子福祉資金に係る違約金・延納利息	3人	22,125円	4人	22,249円																																																																					
母子福祉資金に係る戻入金	1人	27,000円	1人	27,000円																																																																					
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	4人	363,970円	4人	363,970円																																																																					
寡婦福祉資金に係る違約金・延納利息	1人	600円	1人	600円																																																																					
特別障害者手当に係る戻入金・返還金	2人	281,320円	2人	281,320円																																																																					
児童措置費負担金	1人	12,300円	2人	28,600円																																																																					
区 分	未納額 (平成22年4月末)		全額納入額 (平成22年4月末)		分割納入額 (平成22年4月末)		不納欠損処分額 (平成22年4月末)																																																																		
児童扶養手当に係る 戻入金・返還金	5人	902,890円	1人	31,280円	5人	53,000円	6人	758,290円																																																																	

児童扶養手当については、返還金納入確約書及び分割納入を認める場合には分割納入計画書を徴し、確約書又は計画に基づいた返還が履行されるよう指定期日前後に納付の指導、納付の確認を行っている。今後とも債務者の個別事情に応じた納入指導を行い、計画的、確実に納入が行われるよう努める。

2 生活保護に係る戻入金・返還金

区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)
生活保護費に係る戻入金・返還金	47人 19,895,669円	7人 250,532円	18人 489,000円	8人 5,730,525円

生活保護費については、償還計画を作成させ、計画に基づく納入状況を確認し、納入のない者には電話・文書による納入指導を行うとともに、適宜訪問調査により生活状況を把握し、計画的な納入を指導している。また、1年以上の長期滞納者に対しては、夜間の電話、訪問による督促を実施した。今後とも引続き計画的な納入指導を行い収入の確保に努める。

3 母子寡婦福祉資金

区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	62人 18,222,770円	11人 225,764円	21人 902,918円	0人 0円
母子福祉資金に係る違約金・延納利息	3人 22,125円	0人 0円	0人 0円	0人 0円
母子福祉資金に係る戻入金	1人 27,000円	0人 0円	0人 0円	0人 0円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	3人 361,620円	1人 2,350円	0人 0円	0人 0円
寡婦福祉資金に係る違約金・延納利息	1人 600円	0人 0円	0人 0円	0人 0円

母子・寡婦福祉資金については、借受人、連帯借主等に対して文書・夜間電話・訪問等による納入指導を行っている。また滞納を発生させないように償還前指導を行い、口座振替・月賦による納入の促進に努めるとともに、回収困難事例については、厚生環境事務所長をトップとした検討会を開催するなど、所をあげて滞納改善に取り組んでいる。

4 特別障害者手当に係る戻入金・返還金

区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)
特別障害者手当に係る戻入金・返還金	2人 271,320円	0人 0円	1人 10,000円	0人 0円

特別障害者手当に係る戻入金及び返還金については、債務者が低所得者であるため生活状況を把握しながら、個別の事情に応じ、電話・訪問等による粘り強い納入指導を行い滞納の解消に努める。

5 児童措置費負担金

区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)
児童措置費負担金	0人 0円	1人 12,300円	0人 0円	0人 0円

定期的訪問徴収により完納している。

(西部厚生環境事務所広島支所・西部保健所広島支所)

区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前年度決算時 (平成21年3月)
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	11人 4,896,120円	12人 5,003,200円
生活保護費に係る戻入金・返還金	100人 27,330,326円	102人 27,926,819円
生活保護費に係る過年度戻入	33人 1,849,094円	38人 2,210,418円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	70人 18,434,219円	81人 19,282,698円
母子福祉資金に係る違約金・延納利息	14人 1,076,100円	15人 1,077,700円
母子福祉資金に係る戻入金	1人 205,000円	1人 205,000円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	1人 233,750円	2人 236,750円
未熟児療育医療費負担金	1人 27,694円	1人 27,694円

注 組織再編により管轄が変更されているため、参考が前年度決算時の人数・金額を表示している。

(西部厚生環境事務所広島支所・西部保健所広島支所)

1 児童扶養手当に係る戻入金・返還金

区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	9人 4,198,450円	0人 0円	4人 92,000円	2人 605,670円

児童扶養手当については、返還金納入確約書及び分割納入を認める場合は分割納入計画を徴し、確約書又は計画に基づいた返還が履行されるよう指定日前後に文書による納入指導を行うほか、夜間電話、世帯訪問を行うなど、きめ細かい指導を行っていく。

今後とも、債務者の個別状況に応じた納入指導を行い、計画的、確実に納入が行われるよう努める。

- 2 生活保護費に係る戻入金・返還金
- 3 生活保護費に係る過年度戻入

区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)
生活保護費に係る戻入金・返還金	91人 26,342,405円	5人 144,277円	36人 800,436円	4人 43,208円
生活保護費に係る戻入金・返還金	26人 1,520,083円	7人 125,603円	10人 203,408円	0人 0円

生活保護費については、償還計画を作成させ、計画に基づく納入状況を確認し、納入のない者には電話・文書による納入指導を行うとともに、適宜訪問調査により生活状況を把握し、計画的な納入を指導している。また、1年以上の長期にわたり未納となっている者に対しては、夜間の電話、訪問による督促を実施した。今後も引き続き、計画的な納入指導を行い、収入の確保に努める。

- 4 母子福祉資金に係る貸付金元利収入
- 5 母子福祉資金に係る違約金・延納利息
- 6 母子福祉資金に係る戻入金
- 7 寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入

区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	67人 17,421,654円	3人 331,401円	32人 681,164円	0人 0円
母子福祉資金に係る違約金・延納利息	14人 1,036,100円	0人 0円	1人 40,000円	0人 0円
母子福祉資金に係る戻入金	1人 195,000円	0人 0円	1人 10,000円	0人 0円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	1人 212,500円	0人 0円	1人 21,250円	0人 0円

母子・寡婦福祉資金については、借受人、連帯借主等に対して文書・夜間電話・訪問等による納入指導を行っている。また、滞納を発生させないよう償還前指導を行い、口座振替・月賦による納入の推進に努めるとともに、回収困難事例については厚生環境事務所支所長をトップとした検討会を開催するなど、所をあげて滞納改善に取り組んでいる。

8 未熟児療育医療費負担金

「未熟児療育医療費負担金に係る債権管理事務処理要領」に従って、債務者に電話・文書による催告を行うとともに、必要に応じて個別訪問・督促状等の発行による納入の指導を行った結果、平成22年1月25日完納した。

区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)
未熟児療育医療費負担金	0人 0円	1人 27,694円	0人 0円	0人 0円

(西部厚生環境事務所呉支所・西部保健所呉支所)

区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成20年10月)
生活保護費に係る戻入金・返還金	47人 22,081,619円	73人 25,258,251円
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	22人 8,393,636円	42人 10,192,926円
福祉手当に係る戻入金・返還金	1人 565,130円	1人 565,130円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	158人 43,217,127円	177人 42,659,723円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	7人 3,470,298円	6人 3,411,573円
母子福祉資金に係る違約金・延納利息	6人 189,305円	16人 206,084円
母子福祉資金に係る戻入金	7人 927,500円	8人 928,500円
母子福祉資金に係る貸付金返還金	1人 108,000円	0人 0円

1 生活保護費に係る戻入金・返還金

区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)
生活保護費に係る戻入金・返還金	38人 19,413,042円	2人 31,934円	21人 427,000円	7人 2,209,643円

生活保護費については、償還計画を作成させ、計画に基づく納入状況を確認し、納入のない者には電話・文書による納入指導を行うとともに、適宜訪問調査により生活状況を把握し、計画的な納入を指導している。また、1年以上の長期にわたり未納となっている者に対しては、夜間の電話、訪問による督促を実施した。今後も引き続き、計画的な納入指導を行い、収入の確保に努める。

2 児童扶養手当に係る戻入金・返還金

区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	16人 6,283,576円	0人 0円	11人 138,960円	6人 1,971,100円

児童扶養手当については、返還金納入確約書及び分割納入を認める場合には分割納入計画を徴し、確約書又は計画に基づいた返還が履行されるよう指定期日前後に文書による納入指導を行うほか、夜間電話、世帯訪問を行うなど、きめ細かい指導を行っている。今後とも、債務者の個別事情に応じた納入指導を行い計画的、確実に納入が行われるよう努める。

3 福祉手当に係る戻入金・返還金

区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)
福祉手当に係る戻入金・返還金	1人 518,910円	0人 0円	0人 0円	1人 46,220円

滞納の解消に向け、引き続き納入指導を行うこととする。

- 4 母子福祉資金に係る貸付金元利収入
- 5 寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入
- 6 母子福祉資金に係る違約金・延納利息
- 7 母子福祉資金に係る戻入金
- 8 母子福祉資金に係る貸付金返還金

区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)
母子福祉資金に係る 貸付金元利収入	128人 39,478,312円	30人 524,632円	89人 3,214,183円	0人 0円
寡婦福祉資金に係る 貸付金元利収入	7人 3,310,610円	0人 0円	4人 159,688円	0人 0円
母子福祉資金に係る 違約金・延納利息	3人 179,005円	3人 10,300円	0人 0円	0人 0円
母子福祉資金に係る 戻入金	7人 927,500円	0人 0円	0人 0円	0人 0円
母子福祉資金に係る 貸付金返還金	1人 108,000円	0人 0円	0人 0円	0人 0円

母子・寡婦福祉資金については、借受人、連帯借主等に対して文書・夜間電話・訪問等による納入指導を行っている。また、滞納を発生させないよう償還前指導を行い、口座振替・月賦による納入の推進に努めるとともに、回収困難事例については厚生環境事務所支所長をトップとした検討会を開催するなど、所をあげて滞納改善に取り組んでいる。

【イ 債権管理簿の作成について】

母子福祉資金に係る修学資金の貸付において、休学により返還金が生じ、滞納繰越になっている案件について、債権管理簿が作成されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

(西部厚生環境事務所呉支所・西部保健所呉支所)
・根拠 広島県債権管理事務取扱規則第6条

債権管理簿を直ちに作成した。引き続き適正な事務処理に努める。

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【債権管理に対する取組の強化について】</p> <p>ア 不納欠損処分について</p> <p>平成20年度に不納欠損処分を行っている債権において、督促の手続をとらずに時効の到来を迎えたもの、督促状は送付しているものの、その後の督促・催告や法的措置の検討が十分に行われていないものがあった。</p> <p>法令に定める督促の手続きをとることはもちろんのこと、催告書の送付や電話・訪問などによる債権回収の取組の徹底、支払督促の申立てや、滞納処分可能な債権にあつては滞納処分を行うなどの法的措置の実行などにより、債権回収に向けて最大限の取組を行うとともに、適切な時効の中断措置を講じる、滞納者の資力の状況を十分調査するなど債権管理の徹底を図ることにより、適切な不納欠損処分を行う必要がある。</p> <p>（生活保護事業戻入金・返還金）（西部厚生環境事務所） （児童扶養手当返還金，生活保護事業戻入金・返還金）（西部厚生環境事務所呉支所）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護事業戻入金・返還金の不納欠損処分について法令に定める督促の手続を必ず行い、催告状の送付や電話・訪問等による督促、支払督促の申立て、滞納処分などの法的措置の検討等債権回収に向けて取り組むとともに、適切な時効の中断措置や滞納者の資力調査の実施等適正な事務処理に努める。 ○ 児童扶養手当返還金については、今後とも児童扶養手当返還金に係る徴収事務実施要領に基づき、督促状の送付、納入確約書の徴取及び電話、訪問による催告等に取り組み、債務者の生活状況の把握に努め、適切な不納欠損処分を行う。
<p>イ 法的措置の実行について</p> <p>法的措置については、「広島県債権管理会議」において定められた縮減目標の達成に向け、一部の債権において、支払督促の申立てや滞納処分を行うなど、先行的に取組が進められているが、平成20年度に法的措置を行っていない債権も多く、債権回収の取組が十分とは言えない。</p> <p>また、法的措置の前提となる財産調査もほとんど行われていない状況にあることから、先行事例を生かすなどして必要に応じて法的措置を的確に行い、積極的な債権回収を図る必要がある。</p> <p>（児童扶養手当返還金，児童福祉施設措置費負担金，生活保護事業戻入金・返還金）（西部厚生環境事務所） （児童扶養手当返還金，生活保護事業戻入金・返還金，母子・寡婦福祉資金貸付金）（西部厚生環境事務所広島支所） （児童扶養手当返還金，生活保護事業戻入金・返還金，母子・寡婦福祉資金貸付金）（西部厚生環境事務所呉支所）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童扶養手当返還金 児童扶養手当返還金に係る徴収事務実施要領に基づき実施している電話、訪問等の納付催告により、債務者の財産状況の把握に努め、必要に応じて法的措置を実行し、滞納債権の縮減を図る。 ○ 児童福祉施設措置費負担金 長期の悪質滞納者については、積極的に法的措置を実施していく。 ○ 生活保護事業戻入金・返還金 保護申請時及び保護受給中に福祉事務所が行った資産調査の結果（不動産、動産、保険等の保有状況、金融機関の口座等）を参考に、債務者の現在の資産について債務者本人、関係人、法務局、金融機関等に対し可能な範囲での調査を実施し、資産保有が判明した場合は、本庁と協議しながら法的措置の可否について検討する。

	<p>○ 母子・寡婦福祉資金貸付金</p> <p>母子・寡婦福祉資金貸付金については、「母子寡婦福祉資金貸付金債権管理マニュアル」及び「母子寡婦福祉資金貸付金の回収に係る法的措置実行ガイドライン」に基づき、長期の悪質滞納者に該当する者については、積極的に法的措置を行うこととしている。</p> <p>今後も滞納者の状況をよく把握し、必要に応じて法的措置を行い、債権回収を図ることとする。</p>
<p>ウ 新規発生債権の抑制について</p> <p>新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの迅速な初期対応が極めて重要であるが、平成20年度において、債権回収額を上回る新規滞納額が生じている債権があった。</p> <p>新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、本庁主管課や税務課債権回収指導担当などからこれまでに得た助言・指導も活用しながら、新規滞納額の圧縮に努める必要がある。</p> <p>(児童扶養手当返還金, 児童福祉施設措置費負担金, 生活保護事業戻入金・返還金, 母子・寡婦福祉資金貸付金) (西部厚生環境事務所)</p> <p>(児童扶養手当返還金, 生活保護事業戻入金・返還金, 母子・寡婦福祉資金貸付金) (西部厚生環境事務所広島支所)</p> <p>(母子・寡婦福祉資金貸付金) (西部厚生環境事務所呉支所)</p>	<p>○ 児童扶養手当返還金</p> <p>児童扶養手当返還金については、既に生活費として費消されているなど、返還金の一括返還が困難なものが多い。従って、債権発生防止が重要であり、町(福祉事務所未設置町)の窓口の段階での指導の強化や債権が発生しそうな場合に支払差止を行うなど未然防止に努める。</p> <p>債権が発生した場合においては、生活困窮者であっても定期的な返還の確約を取って、少額でも着実に返還をしてもらう方法を継続実施するとともに、督促状の送付、訪問及び電話による納付催告により、納入意識の欠如を防ぎ、債権の早期回収に努める。</p> <p>○ 児童福祉施設措置費負担金</p> <p>制度の周知や負担金の納付について理解を得るとともに、施設の協力を得て納付の指導を行う。また、納入状況を管理し滞納が発生すれば適時訪問による督促、徴収を行う。</p> <p>○ 生活保護事業戻入金・返還金</p> <p>生活保護における債権の新規発生ほとんどが、前年の課税資料調査結果による不正受給の判明であり抑制することは困難であるが、不正受給等新たな債権を把握した場合は直ちに債務者と折衝し迅速な初期対応に努め、少しでも新規発生債権の抑制に努める。</p> <p>○ 母子・寡婦福祉資金貸付金</p> <p>母子・寡婦福祉資金については、新規滞納発生を未然に防止するため、償還開始前に借主・連帯借主等に対する面接指導を行うとともに、口座振替や月賦による納入の推進に努めている。また、新規滞納が発生した場合には、初期対応が極めて重要であるため、「母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領」に定めているとおり、借主、連帯借主及び連帯保証人に対して、文書・夜間電話・訪問等による早期の納入督促を行い、新規滞納額の圧縮に努める。</p>

<p>エ 母子・寡婦福祉資金貸付金に係る債権管理について</p> <p>税外債権の縮減に向けた全庁的な取組を行う中において、繰越滞納額の集計・管理方法や関係書類の整理が十分でないなど、債権管理の方法が適切でなかった。</p> <p>組織的かつ定期的な進行管理の徹底を図り、滞納繰越額の縮減を図る必要がある。 (西部厚生環境事務所)</p>	<p>滞納債権の管理については、「母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領」等諸規定に従った管理を行うとともに、組織的に滞納債権の管理・進行を行うように努める。</p> <p>また、滞納債権について回収可能性に応じた区分管理を行い、回収可能債権への集中対応等、区分ごとに応じた債権回収に努め、滞納債権の縮減を図ることとする。</p>
---	--

25 西部東厚生環境事務所・西部東保健所 (監査年月日：平成21年10月16日)

監査の結果 (指摘事項)	措置の内容																																																															
<p>【長期未納 (滞納繰越分) について】</p> <p>次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p>	<table border="1" data-bbox="178 987 1305 1368"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]</th> <th colspan="2">参考 前回監査時 (平成20年10月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未熟児養育医療費負担金</td> <td>7人</td> <td>132,571円</td> <td>6人</td> <td>107,691円</td> </tr> <tr> <td>生活保護費に係る戻入金・返還金</td> <td>4人</td> <td>943,865円</td> <td>4人</td> <td>1,042,865円</td> </tr> <tr> <td>特別障害者手当に係る戻入金・返還金</td> <td>1人</td> <td>41,300円</td> <td>1人</td> <td>64,300円</td> </tr> <tr> <td>児童扶養手当に係る戻入金・返還金</td> <td>10人</td> <td>3,805,940円</td> <td>10人</td> <td>3,910,940円</td> </tr> <tr> <td>母子福祉資金に係る貸付金元利収入</td> <td>62人</td> <td>15,971,145円</td> <td>55人</td> <td>15,363,161円</td> </tr> <tr> <td>寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入</td> <td>4人</td> <td>2,669,171円</td> <td>4人</td> <td>2,676,551円</td> </tr> <tr> <td>母子福祉資金に係る違約金・延納利息</td> <td>1人</td> <td>31,300円</td> <td>1人</td> <td>31,300円</td> </tr> <tr> <td>母子福祉資金に係る戻入金</td> <td>3人</td> <td>193,000円</td> <td>2人</td> <td>157,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">1 未熟児養育医療費負担金</p> <table border="1" data-bbox="178 1473 1418 1626"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">未納額 (平成22年4月末)</th> <th colspan="2">全額納入額 (平成22年4月末)</th> <th colspan="2">分割納入額 (平成22年4月末)</th> <th colspan="2">不納欠損処分額 (平成22年4月末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未熟児養育医療費負担金</td> <td>7人</td> <td>132,571円</td> <td>0人</td> <td>0円</td> <td>0人</td> <td>0円</td> <td>0人</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>未熟児養育医療費負担金については、「未熟児医療費負担金に係る債権管理事務処理要領」に従って、債務者に督促状を発行するとともに、必要に応じて電話・文書・戸別訪問等による納入の指導を行っている。</p> <p>今後も、未熟児訪問等を行う市町と連携を密にして世帯の状況の把握に努め、債務者の個別の事情に応じた納入指導に努める。</p>	区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]		参考 前回監査時 (平成20年10月)		未熟児養育医療費負担金	7人	132,571円	6人	107,691円	生活保護費に係る戻入金・返還金	4人	943,865円	4人	1,042,865円	特別障害者手当に係る戻入金・返還金	1人	41,300円	1人	64,300円	児童扶養手当に係る戻入金・返還金	10人	3,805,940円	10人	3,910,940円	母子福祉資金に係る貸付金元利収入	62人	15,971,145円	55人	15,363,161円	寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	4人	2,669,171円	4人	2,676,551円	母子福祉資金に係る違約金・延納利息	1人	31,300円	1人	31,300円	母子福祉資金に係る戻入金	3人	193,000円	2人	157,000円	区 分	未納額 (平成22年4月末)		全額納入額 (平成22年4月末)		分割納入額 (平成22年4月末)		不納欠損処分額 (平成22年4月末)		未熟児養育医療費負担金	7人	132,571円	0人	0円	0人	0円	0人	0円
区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]		参考 前回監査時 (平成20年10月)																																																													
未熟児養育医療費負担金	7人	132,571円	6人	107,691円																																																												
生活保護費に係る戻入金・返還金	4人	943,865円	4人	1,042,865円																																																												
特別障害者手当に係る戻入金・返還金	1人	41,300円	1人	64,300円																																																												
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	10人	3,805,940円	10人	3,910,940円																																																												
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	62人	15,971,145円	55人	15,363,161円																																																												
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	4人	2,669,171円	4人	2,676,551円																																																												
母子福祉資金に係る違約金・延納利息	1人	31,300円	1人	31,300円																																																												
母子福祉資金に係る戻入金	3人	193,000円	2人	157,000円																																																												
区 分	未納額 (平成22年4月末)		全額納入額 (平成22年4月末)		分割納入額 (平成22年4月末)		不納欠損処分額 (平成22年4月末)																																																									
未熟児養育医療費負担金	7人	132,571円	0人	0円	0人	0円	0人	0円																																																								

2 生活保護に係る戻入金・返還金

区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)
生活保護に係る戻入金・返還金	4人 888,865円	0人 0円	4人 55,000円	0人 0円

生活保護費については、償還計画を作成させ、計画に基づく納入状況を確認し、納入のない者には電話・文書による納入指導を行うとともに、適宜訪問調査により生活状況を把握し、計画的な納入を指導している。

また、長期にわたり未納となっている者に対しては、夜間電話等による督促を実施した。

今後も引き続き、計画的な納入指導を行い、収入の確保に努める。

3 特別障害者手当に係る戻入金・返還金

区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)
特別障害者手当に係る戻入金・返還金	1人 12,300円	0人 0円	1人 29,000円	0人 0円

現在、定期的に分割納入が行われており、滞納の解消に向け、引き続き納入指導を行うこととする。

4 児童扶養手当に係る戻入金・返還金

区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	9人 3,746,200円	1人 10,000円	6人 49,740円	0人 0円

児童扶養手当については、返還金納入確約書及び分割納入を認める場合には分割納入計画を徴し、確約書又は計画に基づいた返還が履行されるよう指定期日前後に文書による納入指導を行うほか、夜間電話、世帯訪問を行うなど、きめ細かい指導を行っている。

今後とも、債務者の個別事情に応じた納入指導を行い、計画的、確実に納入が行われるよう努める。

- 5 母子福祉資金に係る貸付金元利収入
- 6 寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入
- 7 母子福祉資金に係る違約金・延滞利息
- 8 母子福祉資金に係る戻入金

区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	55人 15,047,746円	7人 250,033円	25人 673,366円	0人 0円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	4人 2,621,751円	0人 0円	2人 47,420円	0人 0円
母子福祉資金に係る違約金・延滞利息	1人 31,300円	0人 0円	0人 0円	0人 0円
母子福祉資金に係る戻入金	3人 169,000円	0人 0円	1人 24,000円	0人 0円

	<p>母子・寡婦福祉資金については、借受人、連帯借主等に対して文書・夜間電話・訪問等の納入指導を行っている。</p> <p>また、滞納を発生させないよう償還前指導を行い、口座振替・月賦による納入の推進に努めるとともに、回収困難事例については厚生環境事務所長をトップとした検討会を開催するなど、所をあげて滞納改善に取り組んでいる。</p>
--	--

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【債権管理に係る法的措置の実行について】</p> <p>法的措置については、「広島県債権管理会議」において定められた縮減目標の達成に向け、一部の債権において、支払督促の申立てや滞納処分を行うなど、先行的に取組が進められているが、平成20年度に法的措置を行っていない債権も多く、債権回収の取組が十分とは言えない。</p> <p>また、法的措置の前提となる財産調査もほとんど行われていない状況にあることから、先行事例を生かすなどして必要に応じて法的措置を的確に行い、積極的な債権回収を図る必要がある。</p> <p>（児童扶養手当返還金、生活保護事業戻入金・返還金、母子・寡婦福祉資金貸付金）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童扶養手当返還金 児童扶養手当返納金に係る徴収事務実施要領に基づき実施している電話、訪問等の納付催告により、債務者の財産状況の把握に努め、必要に応じて法的措置を実行し、滞納債権の縮減を図る。 ○ 生活保護事業戻入金・返還金 保護申請時及び保護受給中に福祉事務所が行った資産調査の結果（不動産、動産、保険等の保有状況、金融機関の口座等）を参考に、債務者の現在の資産について債務者本人、関係人、法務局、金融機関等に対し可能な範囲での調査を実施し、資産保有が判明した場合は、本庁と協議しながら法的措置の可否について検討する。 ○ 母子・寡婦福祉資金貸付金 母子・寡婦福祉資金貸付金については、「母子寡婦福祉資金貸付金債権管理マニュアル」及び「母子寡婦福祉資金貸付金の回収に係る法的措置実行ガイドライン」に基づき、長期の悪質滞納者に該当する者については、積極的に法的措置を行うこととしている。 <p>今後も滞納者の状況をよく把握し、必要に応じて法的措置を行い、債権回収を図ることとする。</p>

26 東部厚生環境事務所・東部保健事務所 (監査年月日：平成21年10月30日)
 [福山支所 (監査年月日：平成21年10月30日)]

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容																											
<p>【長期未納 (滞納繰越分) について】 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越額) のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未納防止に努められたい。</p> <p>(東部厚生環境事務所・東部保健所)</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]</th> <th>参考 前回監査時 (平成20年10月)</th> </tr> </thead> </table>	区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成20年10月)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]</th> <th>参考 前回監査時 (平成20年10月)</th> </tr> </thead> </table>	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成20年10月)																						
区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成20年10月)																										
長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成20年10月)																											
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>児童扶養手当に係る戻入金・返還金</td> <td>12人 3,787,130円</td> <td>13人 3,969,060円</td> </tr> <tr> <td>生活保護費に係る戻入金・返還金</td> <td>14人 4,109,065円</td> <td>15人 4,256,465円</td> </tr> <tr> <td>母子福祉資金に係る貸付金元利収入</td> <td>172人 47,627,451円</td> <td>175人 44,444,585円</td> </tr> <tr> <td>寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入</td> <td>6人 4,270,373円</td> <td>6人 4,135,336円</td> </tr> <tr> <td>母子福祉資金に係る違約金・延納利息</td> <td>39人 1,248,790円</td> <td>43人 1,345,890円</td> </tr> <tr> <td>寡婦福祉資金に係る違約金・延納利息</td> <td>1人 60,047円</td> <td>1人 60,047円</td> </tr> <tr> <td>母子福祉資金に係る戻入金</td> <td>1人 36,000円</td> <td>1人 36,000円</td> </tr> <tr> <td>未熟児養育医療費負担金</td> <td>1人 105,135円</td> <td>1人 130,135円</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理に係る行政代執行弁償金</td> <td>2人 1,658,581円</td> <td>2人 1,668,905円</td> </tr> </tbody> </table>	児童扶養手当に係る戻入金・返還金	12人 3,787,130円	13人 3,969,060円	生活保護費に係る戻入金・返還金	14人 4,109,065円	15人 4,256,465円	母子福祉資金に係る貸付金元利収入	172人 47,627,451円	175人 44,444,585円	寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	6人 4,270,373円	6人 4,135,336円	母子福祉資金に係る違約金・延納利息	39人 1,248,790円	43人 1,345,890円	寡婦福祉資金に係る違約金・延納利息	1人 60,047円	1人 60,047円	母子福祉資金に係る戻入金	1人 36,000円	1人 36,000円	未熟児養育医療費負担金	1人 105,135円	1人 130,135円	廃棄物処理に係る行政代執行弁償金	2人 1,658,581円	2人 1,668,905円	
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	12人 3,787,130円	13人 3,969,060円																										
生活保護費に係る戻入金・返還金	14人 4,109,065円	15人 4,256,465円																										
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	172人 47,627,451円	175人 44,444,585円																										
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	6人 4,270,373円	6人 4,135,336円																										
母子福祉資金に係る違約金・延納利息	39人 1,248,790円	43人 1,345,890円																										
寡婦福祉資金に係る違約金・延納利息	1人 60,047円	1人 60,047円																										
母子福祉資金に係る戻入金	1人 36,000円	1人 36,000円																										
未熟児養育医療費負担金	1人 105,135円	1人 130,135円																										
廃棄物処理に係る行政代執行弁償金	2人 1,658,581円	2人 1,668,905円																										

1 児童扶養手当に係る戻入金及び返還金

区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)
児童扶養手当に係る 戻入金・返還金	9人 2,639,110円	0人 0円	3人 88,000円	3人 1,060,020円

児童扶養手当については、返還金納入確約書及び分割納入を認める場合には分割納入計画を徴し、確約書又は計画に基づいた返還が履行されるよう指定期日前後に文書による納入指導を行うほか、夜間電話、世帯訪問を行うなど、きめ細かい指導を行っている。
 今後とも、債務者の個別事情に応じた納入指導を行い、計画的、確実に納入が行われるよう努める。

2 生活保護費に係る戻入金・返還金

区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)
生活保護費に係る戻入金・返還金	13人 3,982,315円	0人 0円	6人 72,000円	1人 54,750円

生活保護費については、償還計画を作成させ、計画に基づく納入状況を確認し、納入のない者には電話・文書による納入指導を行うとともに、適宜訪問調査により生活状況を把握し、計画的な納入を指導している。

また、1年以上の長期にわたり未納となっている者に対しては、夜間の電話、訪問による督促を実施した。

今後も引き続き、計画的な納入指導を行い、収入の確保に努める。

- 3 母子福祉資金に係る貸付金元利収入
- 4 寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入
- 5 母子福祉資金に係る違約金・延滞利息
- 6 寡婦福祉資金に係る違約金・延滞利息
- 7 母子福祉資金に係る戻入金

区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	154人 45,280,913円	18人 1,255,729円	51人 1,090,809円	0人 0円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	6人 4,206,373円	0人 0円	1人 64,000円	0人 0円
母子福祉資金に係る違約金・延滞利息	37人 1,231,490円	2人 13,300円	1人 4,000円	0人 0円
寡婦福祉資金に係る違約金・延滞利息	1人 60,047円	0人 0円	0人 0円	0人 0円
母子福祉資金に係る戻入金	1人 36,000円	0人 0円	0人 0円	0人 0円

母子・寡婦福祉資金については、借受人、連帯借主等に対して文書、夜間電話、訪問等による納入指導を行っている。

また、滞納を発生させないよう償還前指導を行い、口座振替・月賦による納入の推進に努めるとともに、回収困難事例については厚生環境事務所長をトップとした検討会を開催するなど、所をあげて滞納改善に取り組んでいる。

8 未熟児養育医療費負担金

区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)
未熟児養育医療費負担金	1人 85,135円	0人 0円	1人 20,000円	0人 0円

未熟児養育医療費負担金については、「未熟児医療費負担金に係る債権管理事務処理要領」に従って、債務者に督促状の発行による催告を行うとともに、必要に応じて電話・文書・戸別訪問等による納入の指導を行っている。

今後も、未熟児訪問等を行う市町と連携を密にして世帯の状況の把握に努め、個別の事情に応じた納入指導に努める。

9 廃棄物処理に係る行政代執行弁償金

区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)
廃棄物処理に係る行政代執行弁償金	2人 1,588,581円	0人 0円	1人 70,000円	0人 0円

因島市内の山林に投棄された廃油（硫酸ピッチ）について、投棄者不明のため、平成14年4月26日に代執行により撤去・処理を実施した。（代執行費用：2,394千円）

投棄者（3名）は愛媛県警に検挙され、松山地方裁判所で有罪の判決があったため、代執行費用の納付を命令し、督促をしたが納付はされなかった。

平成15年3月～5月、国税徴収法の例により投棄者（3名）の資産状況等を調査し、預金等の差押えを行い、平成15年度決算時、677,113円の代執行費用を徴収した。

平成19年2月、預金等の差押えを行い（2名）、平成19年度決算時、47,982円の代執行費用を徴収した。また、滞納者名義の土地、建物を差押えた。（1名）平成20年9月、滞納者3名のうち1名の死亡を確認した。

平成20年11月、預金等の差押えを行い（1名）、10,324円の代執行費用を徴収した。

その他、滞納者1名について、勤務先へ、本人への給与支払状況について照会をし、交渉の結果、納付誓約書を得て、平成21年10月末日から毎月10,000円の分割納入をすることとなった。

残る滞納者1名についても、引き続き財産調査や本人情報照会を実施し、確認した財産について、差押え、未収金の回収に努める。

(東部厚生環境事務所福山支所・東部保健所福山支所)

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成20年11月)
未熟児養育医療費負担金	1人 51,000円	1人 51,000円
生活保護費に係る戻入金・返還金	17人 7,121,542円	19人 8,542,606円
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	26人 5,960,730円	30人 6,672,410円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	44人 9,321,334円	45人 9,479,372円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	1人 108,950円	2人 581,718円
母子福祉資金に係る違約金・延納利息	16人 920,814円	23人 1,201,076円

注 前回監査時の数値は、旧福山地域事務所厚生環境局・保健所の数値である。

1 未熟児養育医療費負担金

区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)
未熟児養育医療費負担金	0人 0円	1人 51,000円	0人 0円	0人 0円

未熟児養育医療費負担金については、「未熟児医療費負担金に係る債権管理事務処理要領」に従って、債務者に督促状の発行・電話・文書・戸別訪問等による納入の指導を行ったところ、平成22年2月5日に全額納入されたところである。

今後も、未熟児訪問等を行う市町と連携を密にして世帯の状況の把握に努め、新たな収入未済が発生しないよう納入指導に努める。

2 生活保護費に係る戻入金・返還金

区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)
生活保護費に係る戻入金・返還金	16人 6,843,832円	1人 25,710円	10人 252,000円	0人 0円

生活保護費については、償還計画を作成させ、計画に基づく納入状況を確認し、納入のない者には電話・文書による納入指導を行うとともに、適宜訪問調査により生活状況を把握し、計画的な納入を指導している。

また、1年以上の長期にわたり未納となっている者に対しては、夜間の電話、訪問による督促を実施した。

今後も引き続き、計画的な納入指導を行い、収入の確保に努める。

3 児童扶養手当に係る戻入金・返還金

区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)
児童扶養手当に係る 戻入金・返還金	24人 5,609,750円	2人 21,980円	15人 329,000円	0人 0円

児童扶養手当については、返還金納入確約書及び分割納入を認める場合には分割納入計画を徴し、確約書又は計画に基づいた返還が履行されるよう指定期日前後に文書による納入指導を行うほか、夜間電話、世帯訪問を行うなど、きめ細かい指導を行っている。

今後とも、債務者の個別事情に応じた納入指導を行い、計画的、確実に納入が行われるよう努める。

- 4 母子福祉資金に係る貸付金元利収入
- 5 寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入
- 6 母子福祉資金に係る違約金・延納利息

区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)
母子福祉資金に係る 貸付金元利収入	32人 8,756,334円	12人 239,400円	20人 325,600円	0人 0円
寡婦福祉資金に係る 貸付金元利収入	1人 98,950円	0人 0円	1人 10,000円	0人 0円
母子福祉資金に係る 違約金・延納利息	10人 645,585円	6人 268,229円	1人 7,000円	0人 0円

母子・寡婦福祉資金については、借受人、連帯借主等に対して文書・夜間電話・訪問等による納入指導を行っている。また、滞納を発生させないよう償還前指導を行い、口座振替・月賦による納入の推進に努めるとともに、回収困難事例については厚生環境事務所支所長をトップとした検討会を開催するなど、所をあげて滞納改善に取り組んでいる。

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【ア 債権管理に対する取組の強化について】</p> <p>(ア) 不納欠損処分について</p> <p>平成20年度に不納欠損処分を行っている債権において、督促状は送付しているものの、その後の督促・催告や法的措置の検討が十分に行われていないものがあつた。</p> <p>法令に定める督促の手続きをとることはもちろんのこと、催告書の送付や電話・訪問などによる債権回収の取組の徹底、支払督促の申立てや、滞納処分可能な債権にあつては滞納処分を行うなどの法的措置の実行などにより、債権回収に向けて最大限の取組を行うとともに、適切な時効の中断措置を講じる、滞納者の資力の状況を十分調査するなど債権管理の徹底を図ることにより、適切な不納欠損処分を行う必要がある。</p> <p>（生活保護事業戻入金・返還金）（東部厚生環境事務所福山支所）</p>	<p>生活保護事業戻入金・返還金については、法令に定める督促の手続を必ず行い、催告書の送付や電話・訪問等による督促、支払督促の申立て、滞納処分などの法的措置の検討等債権回収に向けて取組むとともに、適切な時効の中断措置や滞納者の資力調査の実施等適切な事務処理に努める。</p>
<p>(イ) 法的措置の実行について</p> <p>法的措置については、「広島県債権管理会議」において定められた縮減目標の達成に向け、一部の債権において、支払督促の申立てや滞納処分を行うなど、先行的に取組が進められているが、平成20年度に法的措置を行っていない債権も多く、債権回収の取組が十分とは言えない。</p> <p>また、法的措置の前提となる財産調査もほとんど行われていない状況にあることから、先行事例を生かすなどして必要に応じて法的措置を的確に行い、積極的な債権回収を図る必要がある。</p> <p>（児童扶養手当返還金，生活保護事業戻入金・返還金）（東部厚生環境事務所）</p> <p>（児童扶養手当返還金，生活保護事業戻入金・返還金，母子・寡婦福祉資金貸付金）（東部厚生環境事務所福山支所）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童扶養手当返還金 児童扶養手当返納金に係る徴収事務実施要領に基づき実施している電話，訪問等の納付催告により，債務者の財産状況の把握に努め，必要に応じて法的措置を実行し，滞納債権の縮減を図る。 ○ 生活保護事業戻入金・返還金 保護申請時及び保護受給中に福祉事務所が行った資産調査の結果（不動産，動産，保険等の保有状況，金融機関の口座等）を参考に，債務者の現在の資産について債務者本人，関係人，法務局，金融機関等に対し可能な範囲での調査を実施し，資産保有が判明した場合は，本庁と協議しながら法的措置の可否について検討する。 ○ 母子・寡婦福祉資金貸付金 母子・寡婦福祉資金貸付金については，「母子寡婦福祉資金貸付金債権管理マニュアル」及び「母子寡婦福祉資金貸付金の回収に係る法的措置実行ガイドライン」に基づき，長期の悪質滞納者に該当する者については，積極的に法的措置を行うこととしている。 <p>今後も滞納者の状況をよく把握し，必要に応じて法的措置を行い，債権回収を図ることとする。</p>

<p>(ウ) 新規発生債権の抑制について</p> <p>新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの迅速な初期対応が極めて重要であるが、平成20年度において、債権回収額を上回る新規滞納額が生じている債権があった。</p> <p>新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、本庁主管課や税務課債権回収指導担当などからこれまでに得た助言・指導も活用しながら、新規滞納額の圧縮に努める必要がある。</p> <p>(母子・寡婦福祉資金貸付金) (東部厚生環境事務所)</p>	<p>母子・寡婦福祉資金については、新規滞納発生を未然に防止するため、償還開始前に借主・連帯借主等に対する面接指導を行うとともに、口座振替や月賦による納入の推進に努めている。</p> <p>また、新規滞納が発生した場合には、初期対応が極めて重要であるため、「母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領」に定めたとおり、借主、連帯借主及び連帯保証人に対して、文書・夜間電話・訪問等による早期の納入督促を行い、新規滞納額の圧縮に努める。</p>
<p>(エ) 母子・寡婦福祉資金貸付金に係る債権管理について</p> <p>税外債権の縮減に向けた全庁的な取組を行う中であって、他の事務所と比較して滞納繰越額が大幅に増加していた。</p> <p>また、現在も貸付金を償還している長期未納者に係る新規滞納額が年々増大しているが、文書催告以外の督促・電話・訪問、法的措置の検討や財産調査などの債権管理事務が行われていないものがあるなど、債権管理の方法が適切でなかった。</p> <p>債権の区分管理を行い、段階に応じた債権回収手法を講じるなど債権の回収に向けた取組を強化し、滞納繰越額の縮減を図る必要がある。</p> <p>(東部厚生環境事務所)</p>	<p>滞納債権の管理については、「母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領」等諸規定に従った管理を行うとともに、組織的に滞納債権の管理・進行を行うように努める。</p> <p>また、滞納債権について回収可能性に応じた区分管理を行い、回収可能債権への集中対応等、区分ごとに応じた債権回収に努め、滞納債権の縮減を図ることとする。</p>
<p>【イ 委託契約における参考見積書の徴取について】</p> <p>委託契約の設計金額の積算において、複数業者からの参考見積書の徴取が可能であるにもかかわらず、分割した業務ごとに1者ずつから参考見積書を徴取しているものがあった。</p> <p>契約の設計に当たって参考見積を利用するときは、複数の者からこれを徴取するなど、設計積算の適正化に努める必要がある。</p> <p>(東部厚生環境事務所福山支所・東部保健所福山支所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験検査に係る産業廃棄物の処理業務委託 (平成20年度) 	<p>平成21年度は、業務を分割せず、2社から参考見積書を徴取した。</p>

27 北部厚生環境事務所・北部保健所

(監査年月日：平成21年11月17日)

監査の結果(指摘事項)	措 置 の 内 容																																												
<p>【ア 長期未納(滞納繰越分)について】 次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p>	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">区 分</th> <th style="width:30%;">長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]</th> <th style="width:30%;">参 考 前年度決算時 (平成21年10月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童扶養手当に係る戻入金・返還金</td> <td>7人 3,030,000円</td> <td>8人 3,093,520円</td> </tr> <tr> <td>生活保護費に係る戻入金・返還金</td> <td>5人 2,075,997円</td> <td>4人 1,856,247円</td> </tr> <tr> <td>母子福祉資金に係る貸付金元利収入</td> <td>40人 15,105,590円</td> <td>45人 18,671,877円</td> </tr> <tr> <td>母子福祉資金に係る違約金・延納利息</td> <td>21人 2,178,792円</td> <td>21人 2,269,447円</td> </tr> <tr> <td>寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入</td> <td>4人 954,670円</td> <td>5人 1,086,983円</td> </tr> <tr> <td>寡婦福祉資金に係る違約金・延納利息</td> <td>3人 290,100円</td> <td>3人 290,100円</td> </tr> <tr> <td>特別障害者手当に係る戻入金・返還金</td> <td>1人 57,760円</td> <td>1人 60,760円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">1 児童扶養手当に係る戻入金・返還金</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">区 分</th> <th style="width:15%;">未納額 (平成22年4月末)</th> <th style="width:15%;">全額納入額 (平成22年4月末)</th> <th style="width:15%;">分割納入額 (平成22年4月末)</th> <th style="width:15%;">不納欠損処分額 (平成22年4月末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童扶養手当に係る 戻入金・返還金</td> <td style="text-align: right;">7人 3,004,000円</td> <td style="text-align: right;">0人 0円</td> <td style="text-align: right;">4人 26,000円</td> <td style="text-align: right;">0人 0円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">2 生活保護費に係る戻入金・返還金</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">区 分</th> <th style="width:15%;">未納額 (平成22年4月末)</th> <th style="width:15%;">全額納入額 (平成22年4月末)</th> <th style="width:15%;">分割納入額 (平成22年4月末)</th> <th style="width:15%;">不納欠損処分額 (平成22年4月末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護費に係る戻 入金・返還金</td> <td style="text-align: right;">5人 2,002,997円</td> <td style="text-align: right;">0人 0円</td> <td style="text-align: right;">4人 73,000円</td> <td style="text-align: right;">0人 0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>児童扶養手当については、返還金納入確約書及び分割納入を認める場合には分割納入計画を徴し、確約書又は計画に基づいた返還が履行されるよう指定期日前後に文書による納入指導を行うほか、夜間電話、世帯訪問を行うなど、きめ細かい指導を行っている。 今後とも、債務者の個別事情に応じた納入指導を行い、計画的、確実に納入が行われるように努める。</p> <p>生活保護費については、償還計画を作成させ、計画に基づく納入状況を確認し、納入のない者には電話・文書による納入指導を行うとともに、計画的な納入を指導している。 今後も引き続き、計画的な納入指導を行い、収入の確保に努める。</p>	区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参 考 前年度決算時 (平成21年10月)	児童扶養手当に係る戻入金・返還金	7人 3,030,000円	8人 3,093,520円	生活保護費に係る戻入金・返還金	5人 2,075,997円	4人 1,856,247円	母子福祉資金に係る貸付金元利収入	40人 15,105,590円	45人 18,671,877円	母子福祉資金に係る違約金・延納利息	21人 2,178,792円	21人 2,269,447円	寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	4人 954,670円	5人 1,086,983円	寡婦福祉資金に係る違約金・延納利息	3人 290,100円	3人 290,100円	特別障害者手当に係る戻入金・返還金	1人 57,760円	1人 60,760円	区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)	児童扶養手当に係る 戻入金・返還金	7人 3,004,000円	0人 0円	4人 26,000円	0人 0円	区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)	生活保護費に係る戻 入金・返還金	5人 2,002,997円	0人 0円	4人 73,000円	0人 0円
区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参 考 前年度決算時 (平成21年10月)																																											
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	7人 3,030,000円	8人 3,093,520円																																											
生活保護費に係る戻入金・返還金	5人 2,075,997円	4人 1,856,247円																																											
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	40人 15,105,590円	45人 18,671,877円																																											
母子福祉資金に係る違約金・延納利息	21人 2,178,792円	21人 2,269,447円																																											
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	4人 954,670円	5人 1,086,983円																																											
寡婦福祉資金に係る違約金・延納利息	3人 290,100円	3人 290,100円																																											
特別障害者手当に係る戻入金・返還金	1人 57,760円	1人 60,760円																																											
区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)																																									
児童扶養手当に係る 戻入金・返還金	7人 3,004,000円	0人 0円	4人 26,000円	0人 0円																																									
区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)																																									
生活保護費に係る戻 入金・返還金	5人 2,002,997円	0人 0円	4人 73,000円	0人 0円																																									

- 3 母子福祉資金に係る貸付金元利収入
- 4 母子福祉資金に係る違約金・延納利息
- 5 寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入
- 6 寡婦福祉資金に係る違約金・延納利息

区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)
母子福祉資金に係る 貸付金元利収入	37人 14,464,512円	3人 28,544円	24人 612,534円	0人 0円
母子福祉資金に係る 違約金・延納利息	20人 2,053,836円	1人 15,100円	5人 109,856円	0人 0円
寡婦福祉資金に係る 貸付金元利収入	3人 914,470円	1人 10,200円	2人 30,000円	0人 0円
寡婦福祉資金に係る 違約金・延納利息	3人 267,300円	0人 0円	2人 22,800円	0人 0円

母子・寡婦福祉資金については、借受人、連帯借主等に対して文書・電話・訪問等による納入指導を行っている。また、滞納を発生させないよう償還前指導を行い、口座振替・月賦による納入の推進に努めるとともに、回収困難事例については厚生環境事務所長をトップとした滞納整理会議を開催するなど、所をあげて滞納改善に取り組んでいる。

7 特別障害者手当に係る戻入金・返還金

区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)
特別障害者手当に係る 戻入金・返還金	1人 57,760円	0人 0円	0人 0円	0人 0円

現在、不定期ではあるが分割納入中であり、滞納の解消に向け、引き続き納入指導を行うこととする。

【イ 母子・寡婦福祉資金貸付金返還金等の現金収納に係る事務処理について】

母子・寡婦福祉資金の返還金及び児童扶養手当返還金の現金出納に係る事務について、広島県会計規則等に定められた期限（翌開庁日）までに金融機関へ払い込んでいないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

担当者（分任出納員）が、現金で納付を受けた場合は、その都度、課長へ母子・寡婦相談記録により報告し、担当者が急遽不在になつても、広島県会計規則等に定められた期限（翌開庁日）までに適正な事務処理がなされるよう滞納対策会議で確認した。

内容	・母子・寡婦福祉資金貸付金返還金 1件 3,000円 ・児童扶養手当返還金 1件 1,000円
根拠	広島県会計規則第45条第6項

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【ア 債権管理に対する取組の強化について】</p> <p>(ア) 法的措置の実行について</p> <p>法的措置については、「広島県債権管理会議」において定められた縮減目標の達成に向け、一部の債権において、支払督促の申立てや滞納処分を行うなど、先行的に取組が進められているが、平成20年度に法的措置を行っていない債権も多く、債権回収の取組が十分とは言えない。</p> <p>また、法的措置の前提となる財産調査もほとんど行われていない状況にあることから、先行事例を生かすなどして必要に応じて法的措置を的確に行い、積極的な債権回収を図る必要がある。</p> <p>(児童扶養手当返還金、生活保護事業戻入金・返還金、母子・寡婦福祉資金貸付金)</p>	<p>○ 児童扶養手当返還金</p> <p>児童扶養手当返還金に係る徴収事務実施要領に基づき実施している電話、訪問等の納付催告により、債務者の財産状況の把握に努め、必要に応じて法的措置を実行し、滞納債権の縮減を図る。</p> <p>○ 生活保護事業戻入金・返還金</p> <p>保護申請時及び保護受給中に福祉事務所が行った資産調査の結果（不動産、動産、保険等の保有状況、金融機関の口座等）を参考に、債務者の現在の資産について債務者本人、関係人、法務局、金融機関等に対し可能な範囲での調査を実施し、資産保有が判明した場合は、本庁と協議しながら法的措置の可否について検討する。</p> <p>○ 母子・寡婦福祉資金貸付金</p> <p>「母子寡婦福祉資金貸付金債権管理マニュアル」及び「母子寡婦福祉資金貸付金の回収に係る法的措置実行ガイドライン」に基づき、長期の悪質滞納者に該当する者については、積極的に法的措置を行うこととしている。</p> <p>今後も滞納者の状況をよく把握し、必要に応じて法的措置を行い、債権回収を図ることとする。</p>
<p>(イ) 新規発生債権の抑制について</p> <p>新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの迅速な初期対応が極めて重要であるが、平成20年度において、債権回収額を上回る新規滞納額が生じている債権があった。</p> <p>新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、本庁主管課や税務課債権回収指導担当などからこれまでに得た助言・指導も活用しながら、新規滞納額の圧縮に努める必要がある。</p> <p>(生活保護事業戻入金・返還金)</p>	<p>生活保護における債権の新規発生のおほとんどが、前年の課税資料調査結果による不正受給の判明であり抑制することは困難であるが、不正受給等新たな債権を把握した場合は直ちに債務者と折衝し迅速な初期対応に努め、新規滞納額の圧縮に努める。</p>

28 北部こども家庭センター

(監査年月日：平成21年11月17日)

監査の結果 (指摘事項)		措 置 の 内 容			
<p>【長期未納 (滞納繰越分) について】 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。法的措置を講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p>					
区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考	前回監査時 (平成20年10月)		
児童福祉総務費負担金 (県立の児童福祉施設への入所に係る負担金)	1人 493,000円	1人	493,000円		
児童福祉施設措置費負担金 (民間の児童福祉施設への入所に係る負担金)	10人 1,661,000円	12人	2,243,000円		
		1 児童福祉総務費負担金 (県立の児童福祉施設への入所に係る負担金) 2 児童福祉施設措置費負担金 (民間の児童福祉施設への入所に係る負担金)			
区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)	
児童福祉総務費負担金 (県立の児童福祉施設への入所に係る負担金)	1人 232,000円	0人 0円	0人 0円	1人 261,000円	
児童福祉施設措置費負担金 (民間の児童福祉施設への入所に係る負担金)	9人 1,321,600円	0人 0円	2人 30,000円	2人 309,400円	
注 不納欠損処分を行なつた3名のうち、児童福祉施設措置費負担金1名については、全ての債権について不納欠損処分を行なつたが、児童福祉総務費負担金1名及び児童福祉施設措置費負担金1名については、残債権があるため滞納者の人員と重複している。					
債権管理については、平成15年4月から負担金事務嘱託員 (こども家庭支援員兼務) を配置し、「負担金徴収事務処理要領」及び「負担金徴収促進実施要領」に基づき定期的に文書、電話による督促や家庭訪問による納付指導を行った。 児童福祉施設入所措置中のケースについては、ケース担当者と連携して年3回の徴収指導強化月間を中心に納付指導を行った。 長期滞納については、現在2名の者が分割納入に応じており、毎月訪問徴収を行っている。 また、納入促進体制を強化するため、他のセンターと滞納縮減の取組手法などの情報共有を図つた。 不納欠損処分が必要なものについては、不納欠損処分を行った。					

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【債権管理に対する取組の強化について】</p> <p>ア 不納欠損処分について</p> <p>平成20年度に不納欠損処分を行っている債権において、督促の手続をとらずに時効の到来を迎えたもの、督促状は送付しているものの、その後の督促・催告や法的措置の検討が十分に行われていないものがあった。</p> <p>法令に定める督促の手続きをとることはもちろんのこと、催告書の送付や電話・訪問などによる債権回収の取組の徹底、支払督促の申立てや、滞納処分可能な債権にあっては滞納処分を行うなどの法的措置の実行などにより、債権回収に向けて最大限の取組を行うとともに、適切な時効の中断措置を講じる、滞納者の資力の状況を十分調査するなど債権管理の徹底を図ることにより、適切な不納欠損処分を行う必要がある。（児童福祉施設措置費負担金）</p>	<p>納期限を経過した未納債権については、翌月末を納期とした初回の督促状を、さらに、未納が続く者に対しては、年4回催告書を漏れなく送付した。この間、電話・訪問などによる督促を徹底し、長期滞納の防止を図った。</p> <p>滞納者に対しては、納入確約書を提出させるとともに、納入確約後に発生した債権についても、逐次納入確約書を提出させるなど債権回収と適切な時効中断措置を行った。</p> <p>これらの取組にもかかわらず、資力が乏しく返済能力の無い一部の債権者については、債権回収を断念せざるを得なかった。これらは不納欠損処分を行った。</p>
<p>イ 法的措置の実行について</p> <p>法的措置については、「広島県債権管理会議」において定められた縮減目標の達成に向け、一部の債権において、支払督促の申立てや滞納処分を行うなど、先行的に取組が進められているが、平成20年度に法的措置を行っていない債権も多く、債権回収の取組が十分とは言えない。</p> <p>また、法的措置の前提となる財産調査もほとんど行われていない状況にあることから、先行事例を生かすなどして必要に応じて法的措置を的確に行い、積極的な債権回収を図る必要がある。（児童福祉施設措置費負担金、児童福祉総務費負担金）</p>	<p>滞納処分等法的措置に関する専門的知識及び各種調査や手続について、本庁主管課や税務課債権回収指導担当の指導を受けた。</p>
<p>ウ 新規発生債権の抑制について</p> <p>新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの迅速な初期対応が極めて重要であるが、平成20年度において、債権回収額を上回る新規滞納額が生じている債権があった。</p> <p>新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、本庁主管課や税務課債権回収指導担当などからこれまでに得た助言・指導も活用しながら、新規滞納額の圧縮に努める必要がある。（児童福祉施設措置費負担金）</p>	<p>保護者に対して、施設負担金の意義（児童処遇経費の一部であることなど。）について、十分な理解を得るように説明を行った。</p> <p>口座振替制度についても説明を行った。</p> <p>納入通知書発送時及び納期前には電話によって納入指導を実施した。これらは、主管課の指導の下に実施した。</p>

29 広島学園 (監査年月日：平成21年5月19日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容													
<p>【ア 委託契約における事務処理について】 委託契約において、次のとおり誤った事務処理や不適切な業務管理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="205 539 638 591">契約名</th> <th data-bbox="638 539 1418 591">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="205 591 638 701"> 広島学園給食業務委託契約 (平成20年度) </td> <td data-bbox="638 591 1418 701"> 契約書に基づき、毎月、当該月の委託業務が完了した日から起算して10日以内に提出を受けるべき業務完了報告書の提出を受けていなかった。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="205 701 638 851"> 広島学園電気設備保安管理業務委託契約 (平成20年度) </td> <td data-bbox="638 701 1418 851"> 契約書に基づき、年次点検等の委託業務が完了した日から起算して10日以内に提出を受けるべき委託業務完了報告書について、平成20年7月10日に実施し、完了した年次点検について、翌月11日に提出を受けていた。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="205 851 638 1032"> 広島学園汚水処理施設維持管理委託契約 (平成20年度) </td> <td data-bbox="638 851 1418 1032"> 契約書に基づく特記仕様書により、業務の実施に先立ち、受託者は、業務責任者及び業務担当者を定め、書面をもって委託者に通知するとともに、作業計画書を作成し、委託者の承諾を得なければならないが、いずれも提出を受けておらず、承諾もしていなかった。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="205 1032 638 1142"> 小型吸収冷凍機冷却水系熱交換器機密検査及び装備品等脱着業務委託契約 (平成20年度) </td> <td data-bbox="638 1032 1418 1496" rowspan="4"> それぞれの予定価格が100万円以下である広島学園家庭寮機械内の小型吸収冷凍機に係るこれらの業務委託について、いずれの執行伺いにおいても、「広島学園家庭寮ボイラー設備等保守点検業務を請け負っており、この保守点検業務に精通しており、早急な対応ができるため」として1者のみから見積書を徴取して随意契約しているが、業務内容からみて複数の者から見積書を徴取すべきものである。 なお、見積書を聴取した業者はすべて同一であることから、個別に契約する場合と一括で契約する場合のいずれかが経済的であるか、競争入札による契約も含めて検討する必要がある。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="205 1142 638 1274"> 小型吸収冷凍機冷却水系熱交換器開放点検清掃業務委託契約 (平成20年度) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="205 1274 638 1384"> 小型吸収冷凍機冷却水系熱交換器チューブ洗浄薬品管理業務委託契約 (平成20年度) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="205 1384 638 1496"> 小型吸収冷凍機冷却水系熱交換チューブ化学薬品洗浄業務委託契約 (平成20年度) </td> </tr> </tbody> </table>	契約名	内 容	広島学園給食業務委託契約 (平成20年度)	契約書に基づき、毎月、当該月の委託業務が完了した日から起算して10日以内に提出を受けるべき業務完了報告書の提出を受けていなかった。	広島学園電気設備保安管理業務委託契約 (平成20年度)	契約書に基づき、年次点検等の委託業務が完了した日から起算して10日以内に提出を受けるべき委託業務完了報告書について、平成20年7月10日に実施し、完了した年次点検について、翌月11日に提出を受けていた。	広島学園汚水処理施設維持管理委託契約 (平成20年度)	契約書に基づく特記仕様書により、業務の実施に先立ち、受託者は、業務責任者及び業務担当者を定め、書面をもって委託者に通知するとともに、作業計画書を作成し、委託者の承諾を得なければならないが、いずれも提出を受けておらず、承諾もしていなかった。	小型吸収冷凍機冷却水系熱交換器機密検査及び装備品等脱着業務委託契約 (平成20年度)	それぞれの予定価格が100万円以下である広島学園家庭寮機械内の小型吸収冷凍機に係るこれらの業務委託について、いずれの執行伺いにおいても、「広島学園家庭寮ボイラー設備等保守点検業務を請け負っており、この保守点検業務に精通しており、早急な対応ができるため」として1者のみから見積書を徴取して随意契約しているが、業務内容からみて複数の者から見積書を徴取すべきものである。 なお、見積書を聴取した業者はすべて同一であることから、個別に契約する場合と一括で契約する場合のいずれかが経済的であるか、競争入札による契約も含めて検討する必要がある。	小型吸収冷凍機冷却水系熱交換器開放点検清掃業務委託契約 (平成20年度)	小型吸収冷凍機冷却水系熱交換器チューブ洗浄薬品管理業務委託契約 (平成20年度)	小型吸収冷凍機冷却水系熱交換チューブ化学薬品洗浄業務委託契約 (平成20年度)	
契約名	内 容													
広島学園給食業務委託契約 (平成20年度)	契約書に基づき、毎月、当該月の委託業務が完了した日から起算して10日以内に提出を受けるべき業務完了報告書の提出を受けていなかった。													
広島学園電気設備保安管理業務委託契約 (平成20年度)	契約書に基づき、年次点検等の委託業務が完了した日から起算して10日以内に提出を受けるべき委託業務完了報告書について、平成20年7月10日に実施し、完了した年次点検について、翌月11日に提出を受けていた。													
広島学園汚水処理施設維持管理委託契約 (平成20年度)	契約書に基づく特記仕様書により、業務の実施に先立ち、受託者は、業務責任者及び業務担当者を定め、書面をもって委託者に通知するとともに、作業計画書を作成し、委託者の承諾を得なければならないが、いずれも提出を受けておらず、承諾もしていなかった。													
小型吸収冷凍機冷却水系熱交換器機密検査及び装備品等脱着業務委託契約 (平成20年度)	それぞれの予定価格が100万円以下である広島学園家庭寮機械内の小型吸収冷凍機に係るこれらの業務委託について、いずれの執行伺いにおいても、「広島学園家庭寮ボイラー設備等保守点検業務を請け負っており、この保守点検業務に精通しており、早急な対応ができるため」として1者のみから見積書を徴取して随意契約しているが、業務内容からみて複数の者から見積書を徴取すべきものである。 なお、見積書を聴取した業者はすべて同一であることから、個別に契約する場合と一括で契約する場合のいずれかが経済的であるか、競争入札による契約も含めて検討する必要がある。													
小型吸収冷凍機冷却水系熱交換器開放点検清掃業務委託契約 (平成20年度)														
小型吸収冷凍機冷却水系熱交換器チューブ洗浄薬品管理業務委託契約 (平成20年度)														
小型吸収冷凍機冷却水系熱交換チューブ化学薬品洗浄業務委託契約 (平成20年度)														
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広島学園給食委託契約 平成21年度の委託契約に係る事務処理については、適正に対応した。 ○ 広島学園電気設備保安管理業務委託契約 平成21年度の委託契約に係る事務処理については、適正に対応した。 ○ 広島学園汚水処理施設維持管理委託契約 平成21年度の委託契約に係る事務処理については、適正に対応した。 													

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小型吸収冷凍機冷却水系熱交換器精密検査及び装備品等着脱業務委託契約 今後は、委託業務内容に応じて、適正に事務処理を行う。 ○ 小型吸収冷凍機冷却水系熱交換器開放点検清掃業務委託契約 今後は、委託業務内容に応じて、適正に事務処理を行う。 ○ 小型吸収冷凍機冷却水系熱交換器チューブ洗浄薬品管理業務委託契約 今後は、委託業務内容に応じて、適正に事務処理を行う。 ○ 小型吸収冷凍機冷却水系熱交換チューブ化学薬品洗浄業務委託契約 今後は、委託業務内容に応じて、適正に事務処理を行う。 				
<p>【イ 小規模修繕執行要綱に基づく事務処理について】</p> <p>小規模修繕執行要綱に基づく庁舎の小規模修繕については、請負対象設計金額が100万円未満であることが要件となっているが、100万円以上のものについて、同要綱に基づく修繕を行っていた。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>今後は、小規模修繕執行要綱に基づく修繕は、当該要綱の要件を満たすもののみとするよう、適正に事務処理を行う。</p>				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">工事名</td> <td style="padding: 5px;">広島学園排煙シーリング改修（平成19年度）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根拠</td> <td style="padding: 5px;">建設工事執行規則第62条 小規模修繕執行要綱第1条</td> </tr> </table>		工事名	広島学園排煙シーリング改修（平成19年度）	根拠	建設工事執行規則第62条 小規模修繕執行要綱第1条
工事名	広島学園排煙シーリング改修（平成19年度）				
根拠	建設工事執行規則第62条 小規模修繕執行要綱第1条				

30 動物愛護センター (監査年月日：平成21年5月15日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容
<p>【出勤簿の整理漏れについて】 動物愛護専門スタッフ（3人分）に係る平成20年9月分出勤簿の整理において、週休日にもかかわらず勤務日として整理されていたものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>常勤的非常勤職員の勤務日、週休日を担当者が総務事務システムへ入力した後、副担当者も照合を行っている。 また、毎月初日には、必ず全員の出勤簿で勤務日及び週休日を確認している。</p>

監査の結果 (意見)	措 置 の 内 容
<p>【釣銭用資金の利用について】 現金の収納事務において、必要な釣銭に充てるため、公費以外の現金を保管していた。現金の収納に際し釣銭が必要な場合には、会計管理者から釣銭用資金の交付を受ける必要がある。</p>	<p>広島県会計規則第46条第3項により、会計管理者に平成21年5月25日付けで動物取扱業登録申請及び返還手数料に係る釣銭資金として、20,000円交付申請をした。 平成21年6月8日に資金を受領し、釣銭用資金は施錠を施した金庫に保管している。釣銭に充てた日には残高の確認を行ない、月末には保管状況を記録している。 平成22年度も釣銭用資金が必要なため、釣銭用資金継続保管届出書を平成22年3月17日会計管理者に提出した。 釣銭用資金は、前年度と同様の処理を行なっている。</p>

根拠	<p>(広島県会計規則第46条第3項) 会計管理者は、現金の収納に際し必要な釣銭に充てるため、歳計現金の一部を別に定めるところにより麻出納員、総務事務所出納員、県税事務所出納員、現金出納員又は分任出納員に交付して、保管させることができる。</p>
----	---

3 1 広島障害者職業能力開発校

(監査年月日：平成21年5月27日)

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容									
<p>【委託契約における事務処理について】 委託契約において、次のとおり誤った事務処理や不適切な業務管理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 契約方法について 予定価格が100万円を超える場合、原則、一般競争入札を実施することとされている。長期継続契約に係る次の委託業務契約において、予定価格が100万円を超えるかどうかは、契約期間全体の予定価格の総額で判断すべきところ、単年度の額で判断し、随意契約を行っていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎警備業務委託契約（平成19～23年度） ・空調用自動制御機器保守点検業務委託契約（平成19～21年度） 	<p>指摘のあつた契約のうち、空調用自動制御機器保守点検業務委託契約については、平成22～23年度契約分において、契約期間全体の予定価格の総額が100万円を超えたため、一般競争入札を実施の上、契約を締結した。</p> <p>また、庁舎警備業務委託契約については、次期契約更新時に一般競争入札を実施することとし、他の長期継続契約についても広島県契約規則を始めとする規則・要綱等を遵守する。</p>									
<p>イ 業務管理について 仕様書に定められた業務管理が行われていないものがあつた。</p>										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="183 1025 379 1070">契約名</th> <th data-bbox="379 1025 598 1070">委託期間</th> <th data-bbox="598 1025 1428 1070">履行されていない事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="183 1070 379 1182">給食調理等業務委託契約</td> <td data-bbox="379 1070 598 1182">平成18～20年度</td> <td data-bbox="598 1070 1428 1182">契約書の別紙仕様書に基づき、受託者は5月から10月までは月に2回の検便を実施し、その結果を報告しなければならないが、平成20年8月は1回しか実施していなかった。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 1182 379 1294">庁舎警備業務委託契約</td> <td data-bbox="379 1182 598 1294">平成19～23年度</td> <td data-bbox="598 1182 1428 1294">業務計画書及び作業計画書が作成されていなかった。</td> </tr> </tbody> </table>	契約名	委託期間	履行されていない事項	給食調理等業務委託契約	平成18～20年度	契約書の別紙仕様書に基づき、受託者は5月から10月までは月に2回の検便を実施し、その結果を報告しなければならないが、平成20年8月は1回しか実施していなかった。	庁舎警備業務委託契約	平成19～23年度	業務計画書及び作業計画書が作成されていなかった。	
契約名	委託期間	履行されていない事項								
給食調理等業務委託契約	平成18～20年度	契約書の別紙仕様書に基づき、受託者は5月から10月までは月に2回の検便を実施し、その結果を報告しなければならないが、平成20年8月は1回しか実施していなかった。								
庁舎警備業務委託契約	平成19～23年度	業務計画書及び作業計画書が作成されていなかった。								
	<p>1 給食調理等業務委託契約 監査での指摘後、仕様書を遵守するよう委託業者に指示を徹底するとともに、委託業者から提出される業務報告の内容の確認をより厳格に行っている。</p> <p>2 庁舎警備業務委託契約 委託業者に業務計画書及び作業計画書を提出させた。</p>									

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【物品の有効活用について】 長期間使用されていないバスカードがあつた。県庁イントラネットの物品リユースコーナーの活用等により、物品の有効活用を図る必要がある。</p>	<p>過去の使用実績から、利用が見込まれないと判断したバスカード（計 7枚）について、平成21年8月26日付で、より多くの利用が見込まれる職業能力開発課へ移管を行った。</p>

3 2 西部農林水産事務所 (監査年月日：平成21年11月10日)

[呉農林事業所(平成21年10月22日), 東広島農林事業所(平成21年10月16日)]

監査の結果(指摘事項)	措置の内容												
<p>【ア 長期未済(滞納繰越分)について】 次の歳入において、長期未済(滞納繰越分)のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p>													
(西部農林水産事務所)													
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="177 618 743 696">区 分</th> <th data-bbox="743 618 1035 696">長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]</th> <th data-bbox="1035 618 1362 696">参考 前回監査時 (平成20年10月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="177 696 743 734">行政代執行弁償金</td> <td data-bbox="743 696 1035 734">2人 57,294,514円</td> <td data-bbox="1035 696 1362 734">2人 57,294,774円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="177 734 743 772">工事請負契約に係る違約金</td> <td data-bbox="743 734 1035 772">1人 286,650円</td> <td data-bbox="1035 734 1362 772">1人 286,650円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="177 772 743 808">工事請負契約の前払金返還に係る延納利息</td> <td data-bbox="743 772 1035 808">2人 190,094円</td> <td data-bbox="1035 772 1362 808">1人 79,058円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成20年10月)	行政代執行弁償金	2人 57,294,514円	2人 57,294,774円	工事請負契約に係る違約金	1人 286,650円	1人 286,650円	工事請負契約の前払金返還に係る延納利息	2人 190,094円	1人 79,058円	<p>※ 前回監査時の人数・金額は、旧広島地域事務所農林局と旧芸北地域事務所農林局の合計額である。</p>
区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成20年10月)											
行政代執行弁償金	2人 57,294,514円	2人 57,294,774円											
工事請負契約に係る違約金	1人 286,650円	1人 286,650円											
工事請負契約の前払金返還に係る延納利息	2人 190,094円	1人 79,058円											
	<ol style="list-style-type: none"> 1 行政代執行弁償金 平成20年度まで徴収した中国電力からの電柱設置土地に係る敷地料について調査の結果、滞納者所有地には電柱が存在しないことが確認され、今年度債務者への振込みは発生せず、その他、差押等により徴収可能な財産も認められない また、滞納者は、平成21年6月8日死亡している。 このことから、平成22年2月24日に開催した滞納処分会議において本庁主管課を含め協議した結果、平成22年度以降の未済金の徴収業務等については、今までの調査内容を整理し実態を踏まえたうえで徴収業務の見直しと改善策を検討することとしている。 2 工事請負契約に係る違約金 現在債務者である会社は事業休止中であり、将来事業を再開する見込みはない。 今後、本庁主管課(農業基盤課集落水利グループ)と連携し、今後の事業再開の見込みを見極めた後、広島県債権管理事務取扱規則第17条第2項による徴収停止を含め対応策を検討する。 なお、昨年に引き続き22年2月5日に督促状を送付した。 3 工事請負契約の前払金返還に係る延納利息 現在債務者である会社は事業休止中であり、事業を再開する見込みは無い。 今後、本庁主管課(林業課基盤整備グループ)と連携し今後の事業再開の見込みを見極めた後、広島県債権管理事務取扱規則17条第2項による徴収停止を含め対応策を検討する。 なお、22年2月5日に督促状を送付した。 												

区分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)
行政代執行弁償金	2人 57,294,514円	0人 0円	0人 0円
工事請負契約に係る違約金	1人 286,650円	0人 0円	0人 0円
工事請負契約の前払金返還に係る延納利息	2人 190,094円	0人 0円	0人 0円

<p>【イ 公有財産の管理について】 公有財産について、県有財産の適正な管理運営を図るため、財産の実態を把握することを目的として、財産台帳を作成し、管理することとされているが、借受財産について、土地2件が財産台帳に記載されていなかった。適正な事務処理に努められたい。 (西部農林水産事務所呉農林事業所) ・根拠 広島県公有財産管理規則第61条</p>	<p>指摘の借受財産2件を財産台帳に記載した。今後、適正な事務処理に努める。</p>
---	--

3.3 東部農林水産事務所 (監査年月日：平成21年10月30日)

[尾道農林事業所 (平成21年10月30日)]

監査の結果 (指摘事項)	措置の内容
<p>【工事請負契約における変更契約について】 工事請負契約において、1件50万円以上の工事内容の変更に係る指示については、工事内容変更通知書により指示すべきところ、口頭により指示を行っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(東部農林水産事務所尾道農林事業所) ・県営ため池等整備事業 木梨地区 新池及び西の奥池整備工事 (平成20年度)</p>	<p>工事内容の変更について、一件50万円以上の変更契約は工事内容変更通知書により指示するよう、「建設工事の内容変更に係る指示について」(平成22年2月9日付け農林整備管理課通知)により職員へ周知徹底を行った。</p>

3 4 北部農林水産事務所 (監査年月日：平成21年11月17日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容												
<p>【ア 長期未納 (滞納繰越分) について】 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。(北部農林水産事務所)</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="186 568 715 640">区 分</th> <th data-bbox="719 568 1058 640">長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]</th> <th data-bbox="1062 568 1394 640">参考 前回監査 (平成20年10月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="186 640 715 687">工事請負契約の前払金返還に係る延納利息</td> <td data-bbox="719 640 1058 687">1人 154,501円</td> <td data-bbox="1062 640 1394 687">1人 154,501円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="186 687 715 736">委託契約に係る違約金</td> <td data-bbox="719 687 1058 736">1人 178,500円</td> <td data-bbox="1062 687 1394 736">1人 178,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査 (平成20年10月)	工事請負契約の前払金返還に係る延納利息	1人 154,501円	1人 154,501円	委託契約に係る違約金	1人 178,500円	1人 178,500円				
区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査 (平成20年10月)											
工事請負契約の前払金返還に係る延納利息	1人 154,501円	1人 154,501円											
委託契約に係る違約金	1人 178,500円	1人 178,500円											
	<p>1 工事請負契約の前払金返還に係る延納利息 北部総務事務所 (総務第二課), 本庁主管課 (森林保全課治山グループ) と連携し, 催告書の送付や本人への説得等を行い, 納入を求めているが現在まで未納である。今後も引き続き督促を行って納入を求める。</p> <p>2 委託契約に係る違約金 会社として無資力であり, 平成16年5月10日以降商法で定める役員変更登記が行われていないなど, 休眠状態が継続している。同様の案件がある関係部局と連携して, 財務状況等を確認し, その結果債務回収が見込めない場合, 広島県債権管理事務取扱規則第17条第2項による徴収停止の手続きを進める。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="402 1279 699 1350">区分</th> <th data-bbox="703 1279 943 1350">未納額 (平成22年4月末)</th> <th data-bbox="948 1279 1177 1350">全額納入額 (平成22年4月末)</th> <th data-bbox="1182 1279 1412 1350">不納欠損処分額 (平成22年4月末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="402 1350 699 1422">工事請負契約の前払金返還に係る延納利息</td> <td data-bbox="703 1350 943 1422">1人 154,501円</td> <td data-bbox="948 1350 1177 1422">0人 0円</td> <td data-bbox="1182 1350 1412 1422">0人 0円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="402 1422 699 1487">委託契約に係る違約金</td> <td data-bbox="703 1422 943 1487">1人 178,500円</td> <td data-bbox="948 1422 1177 1487">0人 0円</td> <td data-bbox="1182 1422 1412 1487">0人 0円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)	工事請負契約の前払金返還に係る延納利息	1人 154,501円	0人 0円	0人 0円	委託契約に係る違約金	1人 178,500円	0人 0円	0人 0円	
区分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)										
工事請負契約の前払金返還に係る延納利息	1人 154,501円	0人 0円	0人 0円										
委託契約に係る違約金	1人 178,500円	0人 0円	0人 0円										
<p>【イ 債権の管理について】 次の債権について、債権管理簿が作成されていないか。適正な事務処理に努められたい。(北部農林水産事務所)</p>													
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="186 1659 339 1731">債 権</td> <td data-bbox="344 1659 1005 1731"> <ul style="list-style-type: none"> ・工事請負契約の前払金返還に係る延納利息 ・委託契約に係る違約金 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="186 1731 339 1794">根 拠</td> <td data-bbox="344 1731 1005 1794">広島県債権管理事務取扱規則第6条</td> </tr> </tbody> </table>	債 権	<ul style="list-style-type: none"> ・工事請負契約の前払金返還に係る延納利息 ・委託契約に係る違約金 	根 拠	広島県債権管理事務取扱規則第6条									
債 権	<ul style="list-style-type: none"> ・工事請負契約の前払金返還に係る延納利息 ・委託契約に係る違約金 												
根 拠	広島県債権管理事務取扱規則第6条												
	<p>2 件の債務については、事案発生以降、督促状や催告書の送付及び本人への納入説得行動日の記録等を経過簿として整理を行っていたところであるが、今回、広島県債権管理事務取扱規則第6条に定める「別記様式第一号」による債務管理簿を作成した。今後も、適正な事務処理に努める。</p>												

<p>【ウ 補助金の事務処理について】 単独事業補助金について、出納整理期間(5月31日まで)を超えて精算しているものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かんがい排水事業 	<p>県単独事業に関する補助金の額確定については、書類審査及び必要に応じて行う現地調査により実施しているが、一部事業で出納整理期間を超えて実施している事例があった。今後は、検査も含めた進行管理を的確に行い、出納整理期間内に全対象地区の確定検査を実施し、精算事務を完了する。</p>
---	--

35 農業技術大学校 (監査年月日：平成21年5月28日)

監査の結果 (指摘事項)	措置の内容				
<p>【ア 現金出納簿の記帳について】 現金出納簿について、現金を納入者から領収したとき、分任出納員から引き継いだとき又は金融機関に払い込んだときに記帳することになっているが、記帳内容に係る分任出納員の引継印及び解出納員の受領印がなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>現金出納簿に受領印を押印し、適正な事務処理を行っている。</p>				
<p>【イ 備品の管理について】 備品において、標識 (備品ラベル) が付されていないものがあった。適正な管理に努められたい。</p> <table border="1" data-bbox="172 1099 1098 1193"> <tr> <td data-bbox="172 1099 304 1149">備品</td> <td data-bbox="304 1099 1098 1149">装置収容箱 自動体外式除細動器収納ボックス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1149 304 1193">根拠</td> <td data-bbox="304 1149 1098 1193">広島県物品管理規則第44条 (備品の表示)</td> </tr> </table>	備品	装置収容箱 自動体外式除細動器収納ボックス	根拠	広島県物品管理規則第44条 (備品の表示)	<p>備品ラベルを付し、適正な管理を行っている。</p>
備品	装置収容箱 自動体外式除細動器収納ボックス				
根拠	広島県物品管理規則第44条 (備品の表示)				
<p>【ウ 借受財産等の管理について】 畜産実習ほ場として農地 (牧草地) を借受しているが、借り受けた不動産についてその状況を明らかにするための台帳を作成していなかった。 また、借受備品についても、備品出納簿の借受期間の更新が行われていないものや記載管理が行われていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠：広島県公有財産管理規則第61条，広島県物品管理規則第41条 	<p>借受財産については、借受台帳及び借受状況表を作成した。また、借受備品については、備品出納簿を作成し、適正な事務処理を行っている。</p>				
<p>【エ 委託契約における事務処理について】 次の業務委託において、予定価格の参考となる設計積算を行わず、また、予定価格が起案により定められており、契約担当職員以外の者が知り得る状態となっていた。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物収集運搬処分業務委託契約 (平成20年度，21年度) 	<p>委託契約における事務処理について、予定価格の参考となる設計積算を適正に行い、また予定価格については、契約担当職員が予定価格調書を作成し、見積合わせまで封書に保管し、適正に処理を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物収集運搬処分業務委託契約 (平成22年度) 				

<p>【オ 学校諸費会計等の事務処理について】 学校諸費会計等の事務処理において、次のとおり「学校諸費会計等取扱マニュアル」（以下「マニュアル」という。）に定められた事務処理が行われていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>	
<p>1 点検者が、毎月の収支状況を関係書類により翌月の10日までに点検していなかった。また、収入状況確認表が作成されておらず、校長への報告も行っていなかった。 (根拠：マニュアル第1章 学校諸費会計等取扱要綱第5条第2項)</p>	
<p>2 監査実施者が行った監査結果について、校長に監査の状況を報告していなかった。 (根拠：マニュアル第1章 学校諸費会計等取扱要綱第5条第3項)</p>	
<p>3 会計担当者の異動に伴う引継ぎが行われていなかった。 (根拠：マニュアル第1章 学校諸費会計等取扱要綱第6条)</p>	
<p>4 校長の異動に当たって学校諸費会計全体の状況についての引継ぎ及び状況の報告が行われていなかった。(根拠：マニュアル第3章 3 学校諸費会計の会計処理 (12) イ)</p>	
	<p>1 取扱要綱に従い適正な事務処理を入っている。</p> <p>2 取扱要綱に従い、監査結果について校長に文書で報告を行っている。</p> <p>3 取扱要綱に従い、引継ぎ関係書類を添付し引継ぎを行った。</p> <p>4 取扱要綱に従い、適正な事務引継ぎを行う。</p>

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【生産品の記録管理について】 大分県では、実習に伴い農産物・畜産物を生産しており、生産物ごとに生産品出納簿を備え付けていたが、野菜、花、果物について品目ごとの集計が行われていなかった。生産物売払収入の内訳として、生産品ごとに内訳・数量等が分かるように記録する必要がある。</p>	<p>各コースごとに生産品台帳を作成し、生産品別の数量、出荷先、廃棄数量を記帳している。</p> <p>各コースの生産品台帳に基づき、生産品出納簿に品目ごとに、生産、売払い及び廃棄数量を記帳し、整理している。</p>

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容
<p>【物品の購入について】 物品の発注及び購入について、次のとおり誤った事務処理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(平成20年度及び平成21年度)</p> <p>ア 物品の発注については、物品の調達及び管理を担っている総務事務所で行われるべきものであるが、物品の要求事務所で行われていた。また、特段の理由なく、発注の単位を細分化していたことにより、複数の業者と見積合わせをせず、競争性が発揮されていない契約となっていた。</p> <p>イ 物品の検査については、遠隔地機関でないにもかかわらず、総務事務所でなく、要求事務所で行われていた。</p>	
<p>根拠</p>	<p>総務事務所で処理する共通事務の事務処理標準について (平成21年4月1日 総務局総務課策定)</p>
	<p>物品の発注及び購入等については、総務事務所でしているが、特定の部署で使用する特殊な検査用消耗品及び薬品等については、その物品の特性から要求物品と納品物品の整合に困難をきたすことが多いため、(同一敷地内に相互の事務所がないため、確認に時間を要する等の理由により) 要求部署で発注及び検査等を行っていたが、関係部署と協議し、次のとおり改善した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 物品の発注及び購入等については、物品管理規則等を遵守し、全ての物品の発注及び購入等に伴う事務処理を総務事務所でしている。 なお、特殊な検査用消耗品及び薬品については、原則として総務事務所及び要求部署(使用者)相互が、誤納とならないように受領・検収確認を行なっている。 ○ 物品の発注及び購入等に当たっては、適正必要量を発注することとし、全ての物品要求毎に、複数業者から見積合わせ又は見積価格を徴収し、競争性が発揮されるよう改めた。

37 西部建設事務所 (監査年月日：平成21年11月10日)

[呉支所(平成21年10月22日), 廿日市支所・安芸太田支所(平成21年10月10日), 東広島支所(平成21年10月16日)]

監査の結果(指摘事項)	措 置 の 内 容																																			
<p>【ア 長期未納(滞納繰越分)について】 次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p>	<p>未納者については、定期的な訪問督促，書面督促を行い，早期の納付完了に努め，納入指導を行うとともに，法的措置を検討する。</p>																																			
(西部建設事務所)																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 35%;">長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]</th> <th style="width: 35%;">参考 前回監査時 (平成20年10月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事契約解除に伴う違約金・延納利息</td> <td>4人 860,571円</td> <td>4人 860,571円</td> </tr> <tr> <td>道路使用料</td> <td>7人 423,553円</td> <td>5人 360,279円</td> </tr> <tr> <td>河川使用料</td> <td>14人 837,660円</td> <td>27人 3,690,969円</td> </tr> <tr> <td>海岸使用料</td> <td>1人 477,300円</td> <td>1人 238,650円</td> </tr> <tr> <td>公有水面使用料</td> <td>1人 62,100円</td> <td>0人 0円</td> </tr> <tr> <td>行政代執行弁償金(道路, 港湾)</td> <td>1人 12,710,531円</td> <td>1人 12,710,531円</td> </tr> <tr> <td>行政代執行弁償金(河川)</td> <td>1人 241,500円</td> <td>0人 0円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成20年10月)	工事契約解除に伴う違約金・延納利息	4人 860,571円	4人 860,571円	道路使用料	7人 423,553円	5人 360,279円	河川使用料	14人 837,660円	27人 3,690,969円	海岸使用料	1人 477,300円	1人 238,650円	公有水面使用料	1人 62,100円	0人 0円	行政代執行弁償金(道路, 港湾)	1人 12,710,531円	1人 12,710,531円	行政代執行弁償金(河川)	1人 241,500円	0人 0円												
区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成20年10月)																																		
工事契約解除に伴う違約金・延納利息	4人 860,571円	4人 860,571円																																		
道路使用料	7人 423,553円	5人 360,279円																																		
河川使用料	14人 837,660円	27人 3,690,969円																																		
海岸使用料	1人 477,300円	1人 238,650円																																		
公有水面使用料	1人 62,100円	0人 0円																																		
行政代執行弁償金(道路, 港湾)	1人 12,710,531円	1人 12,710,531円																																		
行政代執行弁償金(河川)	1人 241,500円	0人 0円																																		
(西部建設事務所)																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">未納額 (平成22年4月末)</th> <th style="width: 15%;">全額納入額 (平成22年4月末)</th> <th style="width: 15%;">不納欠損処分額 (平成22年4月末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事契約解除に伴う違約金・延納利息</td> <td>4人 860,571円</td> <td>0人 0円</td> <td>0人 0円</td> </tr> <tr> <td>道路使用料</td> <td>5人 422,409円</td> <td>2人 1,144円</td> <td>0人 0円</td> </tr> <tr> <td>河川使用料</td> <td>13人 687,250円</td> <td>1人 150,410円</td> <td>0人 0円</td> </tr> <tr> <td>海岸使用料</td> <td>1人 477,300円</td> <td>0人 0円</td> <td>0人 0円</td> </tr> <tr> <td>公有水面使用料</td> <td>1人 62,100円</td> <td>0人 0円</td> <td>0人 0円</td> </tr> <tr> <td>行政代執行弁償金(道路, 港湾)</td> <td>1人 12,710,531円</td> <td>0人 0円</td> <td>0人 0円</td> </tr> <tr> <td>行政代執行弁償金(河川)</td> <td>1人 241,500円</td> <td>0人 0円</td> <td>0人 0円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)	工事契約解除に伴う違約金・延納利息	4人 860,571円	0人 0円	0人 0円	道路使用料	5人 422,409円	2人 1,144円	0人 0円	河川使用料	13人 687,250円	1人 150,410円	0人 0円	海岸使用料	1人 477,300円	0人 0円	0人 0円	公有水面使用料	1人 62,100円	0人 0円	0人 0円	行政代執行弁償金(道路, 港湾)	1人 12,710,531円	0人 0円	0人 0円	行政代執行弁償金(河川)	1人 241,500円	0人 0円	0人 0円				
区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)																																	
工事契約解除に伴う違約金・延納利息	4人 860,571円	0人 0円	0人 0円																																	
道路使用料	5人 422,409円	2人 1,144円	0人 0円																																	
河川使用料	13人 687,250円	1人 150,410円	0人 0円																																	
海岸使用料	1人 477,300円	0人 0円	0人 0円																																	
公有水面使用料	1人 62,100円	0人 0円	0人 0円																																	
行政代執行弁償金(道路, 港湾)	1人 12,710,531円	0人 0円	0人 0円																																	
行政代執行弁償金(河川)	1人 241,500円	0人 0円	0人 0円																																	

(西部建設事務所呉支所)

区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]		参考 前回監査時 (平成20年10月)	
	人数	金額	人数	金額
漁港使用料	1人	718,800円	2人	1,058,528円
道路使用料	2人	64,400円	6人	143,310円
砂防設備使用料	1人	1,680円	2人	11,399円
公有水面使用料	2人	540,480円	5人	469,800円
海岸使用料	1人	4,320円	0人	0円

(西部建設事務所呉支所)

区 分	未納額 (平成22年4月末)		全額納入額 (平成22年4月末)		不納欠損処分額 (平成22年4月末)	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額
漁港使用料	0人	0円	0人	0円	1人	718,800円
道路使用料	2人	64,400円	0人	0円	0人	0円
砂防設備使用料	0人	0円	1人	1,680円	0人	0円
公有水面使用料	1人	538,560円	1人	1,920円	0人	0円
海岸使用料	0人	0円	1人	4,320円	0人	0円

(西部建設事務所廿日市支所)

区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]		参考 前回監査時 (平成20年10月)	
	人数	金額	人数	金額
道路使用料	2人	8,400円	7人	132,455円
河川使用料	6人	13,051円	13人	122,306円
砂防設備使用料	5人	5,876円	7人	7,021円

(西部建設事務所廿日市支所)

区 分	未納額 (平成22年4月末)		全額納入額 (平成22年4月末)		不納欠損処分額 (平成22年4月末)	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額
道路使用料	2人	8,400円	0人	0円	0人	0円
河川使用料	2人	4,739円	4人	8,312円	0人	0円
砂防設備使用料	2人	2,277円	3人	3,599円	0人	0円

(西部建設事務所東広島支所)

区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]		参考 前回監査時 (平成20年10月)	
道路使用料	2人	70,488円	2人	82,180円
河川使用料	9人	65,876円	26人	98,174円
砂防設備使用料	1人	450円	4人	10,230円
公有水面使用料	1人	15,480円	1人	15,480円

↓

(西部建設事務所東広島支所)

区 分	未納額 (平成22年3月末)		全額納入額 (平成22年3月末)		不納欠損処分額 (平成22年3月末)	
道路使用料	1人	69,480円	1人	1,008円	0人	0円
河川使用料	5人	58,556円	4人	7,320円	0人	0円
砂防設備使用料	0人	0円	1人	450円	0人	0円
公有水面使用料	1人	15,480円	0人	0円	0人	0円

【イ 臨時職員の出勤簿への押印漏れについて】

監査日において出勤しているにも関わらず、出勤簿に押印していない臨時職員が2人おり、出勤簿による勤務実態の確認がなされていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(西部建設事務所)

臨時職員に対し、出勤時の確実な押印を強く指導し、引き続き勤務実態の確認と適正な事務処理に努めている。

【ウ 財産の管理及び使用料収入事務について】

平成18年度分の漁港使用料について、占用許可の更新がされていないが、使用料の調定が行われ、収入されているものがあつた。

今回の案件については、占用許可の期限切れの間も占有物件が存在し、占有者も明らかである。

このことを踏まえ、財産管理及び使用料収入の適正な事務処理に努められたい。(西部建設事務所呉支所)

- ・ 1件 21,780円

本件については、現地に占有の実態があり、占有者も使用料(21,780円)納付済みで水域を占有している認識があることから、平成18年度の漁港区域内水域占有許可をして整理することとする。

今後とも、許可期間満了時の更新許可手続きを適切に行うとともに、使用料収入の徴収事務を適正に行うよう努める。

【エ 砂防設備使用料の徴収について】

砂防設備使用料について、使用許可されているにもかかわらず、調定及び収入がなされていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(西部建設事務所廿日市支所)

- ・ 砂防設備使用料 (平成20・21年度)
7件 10,307円

砂防設備使用料の平成20, 21年度の調定漏れのうち、2件5,748円については、平成21年10月21日に調定を行い、同月中に納付があつた。

また、残りの5件、4,559円については、平成22年2月15日に調定を行い、平成22年4月26日までに2件、725円の納付があつた。残りの3件については、平成22年4月末現在で未納であるが、引き続き督促に努める。

今後は、調定漏れがないよう適正な処理に努めていく。

<p>【オ 道路使用料の調定取消しについて】 道路使用料の占有期間が平成23年3月31日まで継続しているにもかかわらず、実態把握を行うことなく、平成21年度の調定取消しを行っているものがあつた。占有物件及び占有者の実態把握を行い、適正な事務処理に努められたい。(西部建設事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1件 1,044円 	<p>本件については、平成20年度分使用料の督促状があつて先不明で返戻され、電話も不通であつたことから調査を行つていた。住所などが未確認のままでの処理は問題があるとの判断から平成21年度分使用料の調定を保留していたが、移転先が判明し占有の継続が認められたので、移転先に納入通知を行い、平成22年2月23日に道路使用料が納付された。</p>
<p>【カ 物品の管理について】 物品管理規則に定められた管理が行われていないものがあつた。適正な管理に努められたい。</p> <p>(ア) 備品において、標識(備品ラベル)が付されていないものがあつた。 (西部建設事務所安芸太田支所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 備品 コピー機、シュレッダー ・ 根拠 広島県物品管理規則第44条 <p>(イ) 郵便切手類出納簿において、物品出納職員の異動に伴う引継が行われていなかった。(西部建設事務所安芸太田支所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠 広島県物品管理規則第39条及び第41条 <p>(ウ) 備品出納簿に登録してある次の備品について監査日において現物を確認できなかった。(西部建設事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 写真機(備品番号 9500071)、写真機(備品番号 100710) ・ 根拠 広島県物品管理規則第15条 <p>(エ) 次の帳簿において、1件の金額が30万円以上の物品について、物品管理職員が決裁し通知又は払い出すべきところ、物品出納職員が決裁して行つていた。(西部建設事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物品の所管換通知書 ・ 物品の分類換調書 ・ 根拠 広島県物品管理規則第16条第20条、第23条 	<p>(ア) 指摘のあつた備品については備品ラベルを付した。今後、漏れないように十分注意する。</p> <p>(イ) 今年度の引継ぎは適正に行つた、次年度以降の引継ぎの際には十分注意する。</p> <p>(ウ) 老朽化・故障により使用不能にあつた写真機を処分した際に、手続きが洩れていたため、分類換調書を作成し不用品として処理した。</p> <p>(エ) 広島県物品管理規則による物品の所管換・分類換等を行う物品管理職員に関し、専決を行う者の金額による決裁区分を誤つていたもの(1件)で、引き続き適正な事務処理に努めている。</p>
<p>【キ 交付金交付における事務処理について】 平成20年度土木建築公共事業移譲交付金交付における事務処理において、特別の事情等がないにもかかわらず、土木建築公共事業移譲交付金交付要綱に定める交付期日より早く交付してつた。適正な事務処理に努められたい。(西部建設事務所)</p>	<p>今後は土木建築公共事業移譲交付金交付要綱の規定に定める年3回(6月末、10月末、翌年4月末)の支払日を徹底してつている。</p> <p>支払いに際しては、2名でのダブルチェックを行う等適正な処理に努めている。</p>

<p>【ク 工事請負契約における変更契約について】</p> <p>工事請負契約において、1件50万円以上の工事内容の変更に係る指示については、工事内容変更通知書により指示すべきところ、工事打合せ簿により指示を行っているものがあった。適正な事務処理に努められたい。(西部建設事務所廿日市支所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般県道 廿日市港線 道路維持修繕(橋梁補修)工事 (平成20年度) 	<p>1件50万円以上の工事内容の変更については、工事内容変更通知書により指示することを職員に再度徹底した。</p>
<p>【ケ 契約における事務処理について】</p> <p>委託契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、「法第13条及び省令第4条に基づく書面」が提出され、解体工事に要する費用と再資源化等に要する費用が発生したにもかかわらず、契約変更に際して、契約書に記載されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。(西部建設事務所安芸太田支所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(国)261号他道路施設等維持・環境保全委託契約(平成20年度) 	<p>指摘以降、適正な処理を行っている。今後、引き続き適正な処理を行っていく。</p>

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【ア 債権管理に対する取組の強化について】</p> <p>(ア) 不納欠損処分について</p> <p>平成20年度に不納欠損処分を行っている債権において、督促の手続をとらずに時効の到来を迎えたもの、督促状は送付しているものの、その後の督促・催告や法的措置の検討が十分に行われていないものがあった。</p> <p>法令に定める督促の手続きをとることはもちろんのこと、催告書の送付や電話・訪問などによる債権回収の取組の徹底、支払督促の申立てや、滞納処分可能な債権にあつては滞納処分を行うなどの法的措置の実行などにより、債権回収に向けて最大限の取組を行うとともに、適切な時効の中断措置を講じる、滞納者の資力の状況を十分調査するなど債権管理の徹底を図ることにより、適切な不納欠損処分を行う必要がある。</p> <p>(河川使用料) (西部建設事務所) (行政代執行弁償金, 道路使用料, 公有水面使用料) (西部建設事務所呉支所) (道路使用料, 河川使用料) (西部建設事務所廿日市支所) (道路使用料) (西部建設事務所東広島支所)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 河川使用料 (西部建設事務所) 平成20年度の不納欠損処分は、本人死亡、企業倒産などのため債権回収ができず、不納欠損処分に至ったものである。 現在は、滞納債権の督促、催告及び滞納処分等の法的措置について、より一層きめ細かく確実にやっていくこととしている。 ○ 行政代執行弁償金, 道路使用料, 公有水面使用料 (西部建設事務所呉支所) 滞納債権について督促状を送付するとともに財産調査を実施して滞納処分を検討するが、資力がない等、滞納処分によっても債権回収が見込まれない者については、滞納処分の執行停止を行ったうえで、時効等により債権消滅したものを欠損処分することとし、適切な不納欠損処分を行うよう努める。 ○ 道路使用料, 河川使用料 (西部建設事務所廿日市支所) 今後は、平成22年3月25日制定された「道路使用料等に係る債権管理事務処理要領」に基づき、滞納債権の督促、催告、回収及び滞納処分等の法的措置の適用を含め、全支所をあげて一層きめ細かく行っていく。 ○ 道路使用料 (西部建設事務所東広島支所) 平成21年10月以降、滞納者について、所内調査(過誤納金等の有無)、訪問による調査(法人登録地、役員宅等)、納付能力調査(法務局不動産登記事項調査、金融機関口座調査)を実施した。 事実上廃業し、また、資力もない状況であったため、平成22年2月3日に、法第15条の7第1項第1号の規定に基づき滞納処分の停止を行った。

<p>(イ) 法的措置の実行について</p> <p>法的措置については、「広島県債権管理会議」において定められた縮減目標の達成に向け、一部の債権において、支払督促の申立てや滞納処分を行うなど、先行的に取組が進められているが、平成20年度に法的措置を行っていない債権も多く、債権回収の取組が十分とは言えない。</p> <p>また、法的措置の前提となる財産調査もほとんど行われていない状況にあることから、先行事例を生かすなどして必要に応じて法的措置を的確に行い、積極的な債権回収を図る必要がある。</p> <p>(道路使用料, 河川使用料) (西部建設事務所) (道路使用料, 河川使用料, 公有水面使用料) (西部建設事務所呉支所) (道路使用料, 河川使用料) (西部建設事務所廿日市支所) (道路使用料, 河川使用料, 公有水面使用料) (西部建設事務所東広島支所)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路使用料, 河川使用料 (西部建設事務所) 昨年度は債権回収のため、文書や電話で催告し、債務者に対する財産調査も一部実施した。 引き続き、訪問催告も積極的に行い、それでもなお未払いを続ける債務者に対しては、法的措置を視野に入れた財産調査等を行うなど、積極的な債権回収に取り組むこととしている。 ○ 道路使用料, 河川使用料, 公有水面使用料 (西部建設事務所呉支所) 滞納者に対して督促状を送付するとともに、財産調査を行って滞納処分による債権回収を検討する。 ○ 道路使用料, 河川使用料 (西部建設事務所廿日市支所) 今後は、平成22年3月25日制定された「道路使用料等に係る債権管理事務処理要領」に基づき、文書・電話督促及び訪問督促のみでなく、必要に応じ財産調査、法的措置を的確に行い、積極的な債権回収に、支所を挙げて取組む。 ○ 道路使用料, 河川使用料, 公有水面使用料 (西部建設事務所東広島支所) 平成21年10月以降、滞納者全員について、納付能力調査(法務局不動産登記事項調査, 金融機関口座調査)を実施した。 いずれも、事実上廃業し、また、資力もない状況であったため、平成21年12月15日及び平成22年2月3日に、法第15条の7第1項第1号の規定に基づき滞納処分の停止を行った。
<p>(ウ) 新規発生債権の抑制について</p> <p>新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの迅速な初期対応が極めて重要であるが、平成20年度において、債権回収額を上回る新規滞納額が生じている債権があった。</p> <p>新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、本庁主管課や税務課債権回収指導担当などからこれまでに得た助言・指導も活用しながら、新規滞納額の圧縮に努める必要がある。</p> <p>(道路使用料, 河川使用料, 公有水面使用料) (西部建設事務所) (道路使用料, 公有水面使用料) (西部建設事務所呉支所) (道路使用料) (西部建設事務所廿日市支所)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路使用料, 河川使用料, 公有水面使用料 (西部建設事務所) 文書・電話催告及び訪問催告のみでなく、財産調査、法的措置を的確に行い、積極的な債権回収に取り組むこととしている。 ○ 道路使用料, 公有水面使用料 (西部建設事務所呉支所) 訪問徴収を行うなど新規発生の圧縮に努める。 ○ 道路使用料 (西部建設事務所廿日市支所) 新たな収入未済を把握した場合は、文書・電話督促及び訪問督促等債務者との折衝を迅速に行い、積極的な債権回収に、全支所を挙げて取組む。

38 東部建設事務所 (監査年月日：平成21年10月30日)

[三原支所 (平成21年10月30日)]

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容																														
<p>【ア 長期未納 (滞納繰越分) について】 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p>	<p>未納者については、定期的な訪問督促、書面督促を行い、早期の納付完了に努め、納入指導を行うとともに、法的措置を検討する。</p>																														
(東部建設事務所)																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 35%;">長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]</th> <th style="width: 35%;">参 考 前 回 監 査 時 (平成20年11月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路使用料</td> <td>6人 1,777,720円</td> <td>16人 4,553,220円</td> </tr> <tr> <td>河川使用料</td> <td>6人 702,080円</td> <td>15人 1,115,390円</td> </tr> <tr> <td>住宅使用料 (旧尾三建設局分を含む)</td> <td>275人 37,286,282円</td> <td>267人 38,906,464円</td> </tr> <tr> <td>駐車場使用料 (旧尾三建設局分を含む)</td> <td>140人 3,258,521円</td> <td>149人 3,319,918円</td> </tr> <tr> <td>港湾施設使用料</td> <td>8人 10,493,751円</td> <td>5人 3,051,072円</td> </tr> <tr> <td>漁港使用料</td> <td>1人 116,280円</td> <td>0人 0円</td> </tr> <tr> <td>雑入</td> <td>1人 479,469円</td> <td>1人 183,628円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参 考 前 回 監 査 時 (平成20年11月)	道路使用料	6人 1,777,720円	16人 4,553,220円	河川使用料	6人 702,080円	15人 1,115,390円	住宅使用料 (旧尾三建設局分を含む)	275人 37,286,282円	267人 38,906,464円	駐車場使用料 (旧尾三建設局分を含む)	140人 3,258,521円	149人 3,319,918円	港湾施設使用料	8人 10,493,751円	5人 3,051,072円	漁港使用料	1人 116,280円	0人 0円	雑入	1人 479,469円	1人 183,628円	<p>(注) 前回監査時の数値は、旧福山地域事務所建設局の数値 (ただし、住宅使用料及び駐車場使用料は、旧尾三地域事務所建設局の数値を含む) である。</p>						
区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参 考 前 回 監 査 時 (平成20年11月)																													
道路使用料	6人 1,777,720円	16人 4,553,220円																													
河川使用料	6人 702,080円	15人 1,115,390円																													
住宅使用料 (旧尾三建設局分を含む)	275人 37,286,282円	267人 38,906,464円																													
駐車場使用料 (旧尾三建設局分を含む)	140人 3,258,521円	149人 3,319,918円																													
港湾施設使用料	8人 10,493,751円	5人 3,051,072円																													
漁港使用料	1人 116,280円	0人 0円																													
雑入	1人 479,469円	1人 183,628円																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">未納額 (平成22年4月末)</th> <th style="width: 20%;">全額納入額 (平成22年4月末)</th> <th style="width: 20%;">分割納入額 (平成22年4月末)</th> <th style="width: 20%;">不納欠損処分額 (平成22年4月末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路使用料</td> <td>6人 1,215,560円</td> <td>0人 0円</td> <td>2人 127,400円</td> <td>4人 434,760円</td> </tr> <tr> <td>河川使用料</td> <td>5人 587,180円</td> <td>2人 11,700円</td> <td>1人 16,870円</td> <td>2人 86,330円</td> </tr> <tr> <td>港湾施設使用料</td> <td>6人 9,938,858円</td> <td>1人 362,061円</td> <td>1人 40,171円</td> <td>1人 152,661円</td> </tr> <tr> <td>漁港使用料</td> <td>1人 116,280円</td> <td>0人 0円</td> <td>0人 0円</td> <td>0人 0円</td> </tr> <tr> <td>雑入</td> <td>1人 479,469円</td> <td>0人 0円</td> <td>0人 0円</td> <td>0人 0円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)	道路使用料	6人 1,215,560円	0人 0円	2人 127,400円	4人 434,760円	河川使用料	5人 587,180円	2人 11,700円	1人 16,870円	2人 86,330円	港湾施設使用料	6人 9,938,858円	1人 362,061円	1人 40,171円	1人 152,661円	漁港使用料	1人 116,280円	0人 0円	0人 0円	0人 0円	雑入	1人 479,469円	0人 0円	0人 0円	0人 0円	
区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)																											
道路使用料	6人 1,215,560円	0人 0円	2人 127,400円	4人 434,760円																											
河川使用料	5人 587,180円	2人 11,700円	1人 16,870円	2人 86,330円																											
港湾施設使用料	6人 9,938,858円	1人 362,061円	1人 40,171円	1人 152,661円																											
漁港使用料	1人 116,280円	0人 0円	0人 0円	0人 0円																											
雑入	1人 479,469円	0人 0円	0人 0円	0人 0円																											

【住宅使用料・駐車場使用料について】

指定管理者に対し、滞納整理事務処理要領に基づき、滞納者への督促状の送付、電話及び訪問督促等を積極的に実施するよう指導を行った。また、指定管理者との連絡会議を毎月1回実施し、督促・徴収状況の把握や懸案事項等の検討を行い、徴収促進と滞納者への早期対応に努めた。

退去滞納者については、住民票等による現住所把握を行い、督促状の送付及び訪問督促等を実施するよう指定管理者に対し、指導した。

また、再三の納付督促に応じない長期、高額又は悪質な滞納者や退去滞納者に対しては、法的措置実施計画に基づき、法的措置の提起を指定管理者から住宅管理室に依頼した。

区分	未納額 (平成22年3月末)	全額納入額 (平成22年3月末)	分割納入額 (平成22年3月末)	不納欠損処分額 (平成22年3月末)
住宅使用料 (旧尾三建設局分を含む)	202人 34,860,114円	73人 1,851,503円	21人 574,665円	0人 0円
駐車場使用料 (旧尾三建設局分を含む)	102人 2,839,678円	38人 339,743円	12人 79,100円	0人 0円

(東部建設事務所三原支所)

区分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成20年11月)
公有水面使用料	2人 139,080円	10人 4,294,238円
道路事業に係る行政代 執行弁償金	1人 164,215円	1人 164,215円
建設工事請負契約解除 に伴う遅延利息	1人 46,713円	0人 0円

(東部建設事務所三原支所)

区分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)
公有水面使用料	0人 0円	2人 139,080円	0人 0円
道路事業に係る行政代 執行弁償金	1人 164,215円	0人 0円	0人 0円
建設工事請負契約解除 に伴う遅延利息	1人 46,713円	0人 0円	0人 0円

※ 建設工事請負契約解除に伴う遅延利息について

会社が倒産し負債整理中であるため、法人の清算人に対して督促を行っている。今後は清算人と協議を行い、徴収が困難な場合には不納欠損処分を含め検討を行う。

<p>【イ 使用料の調定について】 公有水面使用料について、平成13年度末で占用許可期間が満了し、占有物件がないにもかかわらず、平成14～15年度の2か年にわたり使用料に係る調定を行っているものがあつた。その後、平成20年度に時効成立を理由として不納欠損処理していた。適正な事務処理に努められたい。(東部建設事務所三原支所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公有水面使用料(平成14年度) 1件 110,880円 ・公有水面使用料(平成15年度) 1件 110,880円 	<p>平成22年度の占有許可更新事務に当たっては、できるだけ早期に更新事務にとりかかるとともに慎重な占有継続の確認に努めた。</p>				
<p>【ウ 物品の購入に係る見積りの徴取について】 物品の発注において、次のとおり運用指針等に基づく事務処理が行われていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(東部建設事務所三原支所)</p> <table border="1" data-bbox="201 925 1254 1122"> <tr> <td data-bbox="201 925 308 1010">内容</td> <td data-bbox="308 925 1254 1010">5万円以上10万円未満の物品の購入に当たり、見積合せを行っていなかった。 ・土のう袋、ロープなどの購入</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1010 308 1122">根拠</td> <td data-bbox="308 1010 1254 1122">・広島県契約規則第32条 ・物品契約事務に係る運用指針(H19.3.7通知)3-(4)-ア ・物品マニュアルⅡ-第1-5-(3)</td> </tr> </table>	内容	5万円以上10万円未満の物品の購入に当たり、見積合せを行っていなかった。 ・土のう袋、ロープなどの購入	根拠	・広島県契約規則第32条 ・物品契約事務に係る運用指針(H19.3.7通知)3-(4)-ア ・物品マニュアルⅡ-第1-5-(3)	<p>今後は、2人以上の者から見積書を徴し、適正な事務処理に努める。</p>
内容	5万円以上10万円未満の物品の購入に当たり、見積合せを行っていなかった。 ・土のう袋、ロープなどの購入				
根拠	・広島県契約規則第32条 ・物品契約事務に係る運用指針(H19.3.7通知)3-(4)-ア ・物品マニュアルⅡ-第1-5-(3)				
<p>【エ 委託契約の事務処理について】 異常気象時(台風、高潮、津波など)の防潮扉の閉鎖に係る委託契約において、委託期間の満了前(2日前)に業務委託完了通知書の提出を受け、完了検査を行っているものがあつた。委託期間満了までの間は、緊急対応の必要が生じる可能性があることから、委託期間の満了日まで履行させる必要がある。適正な事務処理に努められたい。(東部建設事務所三原支所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防潮扉開閉等業務委託契約(平成20年度) 	<p>平成21年度の防潮扉開閉委託においては、業務委託期間満了後において完了通知書の提出を受け完了検査を行うことにより、改善に努めた。</p>				
<p>【オ 工事請負契約における変更契約について】 工事請負契約において、1件50万円以上の工事内容の変更に係る指示については、工事内容変更通知書により指示すべきところ、工事打合せ簿により指示を行っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(東部建設事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要地方道 吉舎油木線 交通安全施設等整備工事(平成20年度) 	<p>工事内容変更通知書により指示することとした。変更金額が、1件50万円以上の工事内容の変更に係る指示については、その変更手続きを「工事監督の適正化と指示内容の設計図書への適切な反映について」(技術管理総室長通知)に基づき適正に処理することを職場研修などで再度徹底した。</p>				

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【ア 債権管理に対する取組の強化について】</p> <p>(ア) 不納欠損処分について</p> <p>平成20年度に不納欠損処分を行っている債権において、督促状は送付しているものの、その後の督促・催告や法的措置の検討が十分に行われていないものがあつた。</p> <p>法令に定める督促の手続きをとることはもちろんのこと、催告書の送付や電話・訪問などによる債権回収の取組の徹底、支払督促の申立てや、滞納処分可能な債権にあつては滞納処分を行うなどの法的措置の実行などにより、債権回収に向けて最大限の取組を行うとともに、適切な時効の中断措置を講じる、滞納者の資力の状況を十分調査するなど債権管理の徹底を図ることにより、適切な不納欠損処分を行う必要がある。</p> <p>(道路使用料, 河川使用料) (東部建設事務所) (河川使用料, 公有水面使用料) (東部建設事務所三原支所)</p>	<p>○ 道路使用料, 河川使用料 (東部建設事務所) 督促・催告等による債権回収の取り組みの徹底を図り, 法的処置等の検討も加えて, 適切な不納欠損処分を行うこととした。</p> <p>○ 河川使用料, 公有水面使用料 (東部建設事務所三原支所) 不納欠損手続きを行う前提として, 可能な限りの支払督促や法的手続きを尽くす必要があることから, 平成21年度はこのことを念頭に回収努力を重ねた結果, 過年度及び当該年度の未納債権については平成21年度末までに長期未納債権を含め, 全ての滞納債権の回収を完了した。(河川, 公有水面使用料) 具体的な回収措置は次のとおりである。 監査時 (H21. 10. 19) における長期未納分(139, 080円) (公有水面使用料) 債務者への電話督促・支払指導の後, 債務者宅に赴き, 全額現金徴収した。</p>
<p>(イ) 法的措置の実行について</p> <p>法的措置については、「広島県債権管理会議」において定められた縮減目標の達成に向け、一部の債権において、支払督促の申立てや滞納処分を行うなど、先行的に取組が進められているが、平成20年度に法的措置を行っていない債権も多く、債権回収の取組が十分とは言えない。</p> <p>また、法的措置の前提となる財産調査もほとんど行われていない状況にあることから、先行事例を生かすなどして必要に応じて法的措置を的確に行い、積極的な債権回収を図る必要がある。</p> <p>(道路使用料, 河川使用料, 港湾使用料) (東部建設事務所) (道路使用料, 河川使用料, 公有水面使用料) (東部建設事務所三原支所)</p>	<p>○ 道路使用料, 河川使用料, 港湾使用料 (東部建設事務所) 滞納者の資力の状況を調査し, 可能な対象者については, 法的処置を講じることで, 適切な債権回収を図ることとした。</p> <p>○ 道路使用料, 河川使用料, 公有水面使用料 (東部建設事務所三原支所) 平成22年3月25日制定された「道路使用料等に係る債権管理事務処理要領」に基づき, 文書・電話督促及び訪問督促のみでなく, 必要に応じ財産調査, 法的措置を的確に行い, 積極的な債権回収に, 支所を挙げて取組む。</p>

<p>(ウ) 新規発生債権の抑制について</p> <p>新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの迅速な初期対応が極めて重要であるが、平成20年度において、債権回収額を上回る新規滞納額が生じている債権があった。</p> <p>新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、本庁主管課や税務課債権回収指導担当などからこれまでに得た助言・指導も活用しながら、新規滞納額の圧縮に努める必要がある。</p> <p>特に港湾使用料については、使用許可更新申請書の未処理に伴う調定遅延による新規滞納額があったことから、法令に基づいた厳正な事務処理を行う必要がある。</p> <p>(道路使用料, 河川使用料, 港湾使用料) (東部建設事務所)</p>	<p>港湾使用料については、特に、調定の遅れにより滞納を発生させたが、厳正な事務処理を行うことで、新規発生債権の抑制を図っていく。</p> <p>また、その他使用料を含めて、対象者に対する催告文書及び電話・訪問督促等により、年度内納付を守らせることで、新規の滞納を発生させない取り組みを図っていく。</p>
<p>【イ 委託契約における参考見積書の徴取について】</p> <p>委託契約の設計金額の積算において、1者のみから参考見積書を徴取して算出しているものがあった。設計金額を積算する際に参考見積書を利用するときは、複数の者からこれを徴取し、設計金額の適正化に努める必要がある。</p> <p>・東部建設事務所三原支所庁舎管理業務委託契約 (平成21～22年度 東部建設事務所三原支所)</p>	<p>今後は、2人以上の者から参考見積を徴し、設計金額の適正化に努める。</p>

39 北部建設事務所 (監査年月日：平成21年11月17日)
 [庄原支所(平成21年11月17日)]

監査の結果(指摘事項)		措置の内容																
<p>【ア 長期未納(滞納繰越分)について】 次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。法的措置を講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。(北部建設事務所)</p>		<p>措置の内容</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]</th> <th>参考 前回監査時 (平成20年10月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅使用料</td> <td>23人 2,204,057円</td> <td>31人 2,581,811円</td> </tr> <tr> <td>駐車場使用料</td> <td>7人 221,166円</td> <td>19人 168,980円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成20年10月)	住宅使用料	23人 2,204,057円	31人 2,581,811円	駐車場使用料	7人 221,166円	19人 168,980円	<p>指定管理者に対し、滞納整理事務処理要領に基づき、滞納者への督促状の送付、電話及び訪問督促等を積極的に実施するよう指導を行った。また、指定管理者との連絡を密に行い、督促・徴収状況の把握や懸案事項等の検討を行い、徴収促進と滞納者への早期対応に努めた。</p> <p>退去滞納者については、住民票等による現住所把握を行い、督促状の送付及び訪問督促等を実施するよう指定管理者に対し、指導した。</p> <p>また、再三の納付督促に応じない長期、高額又は悪質な滞納者に対しては、法的措置実施計画に基づき、法的措置の提起を指定管理者から住宅管理室に依頼した。</p>							
区分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成20年10月)																
住宅使用料	23人 2,204,057円	31人 2,581,811円																
駐車場使用料	7人 221,166円	19人 168,980円																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>未納額 (平成22年3月末)</th> <th>全額納入額 (平成22年3月末)</th> <th>分割納入額 (平成22年3月末)</th> <th>不納欠損処分額 (平成22年3月末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅使用料</td> <td>20人 2,065,007円</td> <td>3人 99,150円</td> <td>1人 39,900円</td> <td>0人 0円</td> </tr> <tr> <td>駐車場使用料</td> <td>6人 211,966円</td> <td>1人 9,200円</td> <td>0人 0円</td> <td>0人 0円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	未納額 (平成22年3月末)	全額納入額 (平成22年3月末)	分割納入額 (平成22年3月末)	不納欠損処分額 (平成22年3月末)	住宅使用料	20人 2,065,007円	3人 99,150円	1人 39,900円	0人 0円	駐車場使用料	6人 211,966円	1人 9,200円	0人 0円	0人 0円		
区分	未納額 (平成22年3月末)	全額納入額 (平成22年3月末)	分割納入額 (平成22年3月末)	不納欠損処分額 (平成22年3月末)														
住宅使用料	20人 2,065,007円	3人 99,150円	1人 39,900円	0人 0円														
駐車場使用料	6人 211,966円	1人 9,200円	0人 0円	0人 0円														
<p>【イ 財産の管理について】 道路に係る使用許可の更新が行われないうまま、占有物件が存続しているものがあつた。適正な財産管理に努められたい。(北部建設事務所)</p>		<p>占有物件の所有者と接触を試みた結果、所有者は当該占有物件を第三者に譲渡したと主張している。現在当所においてその事実を確認しており、当該第三者と接触できれば、占有譲渡の手続きを開始することとする。</p>																
<p>【ウ 道路使用料の調定取消しについて】 滞納繰越された道路使用料について、正当な理由なく、平成20年度に調定取消をしていたものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(北部建設事務所)</p> <p>・道路使用料 3件 300円</p>		<p>指摘の件については、3件とも調定を復活した上で5年の時効を過ぎている。</p> <p>2件については不納欠損処分とした。残りの1件については昨年度中に債務者と交渉し納入済みとなっている。</p>																

<p>【エ 行政財産使用料の徴収について】 行政財産の使用料徴収において、収入手続がされていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。(北部建設事務所)</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>徴収すべき期限</td> <td>平成21年4月30日</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>4,500円(許可内容:電柱等設置のための土地使用)</td> </tr> <tr> <td>根 拠</td> <td>行政財産の使用料に関する条例第4条</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	徴収すべき期限	平成21年4月30日	使用料	4,500円(許可内容:電柱等設置のための土地使用)	根 拠	行政財産の使用料に関する条例第4条	<p>指摘を受けて直ちに請求し、平成21年12月15日に納入された。 財産使用許可事務の担当課と使用料徴収事務の担当課との連携を密にし、再確認を行うなどして、徴収漏れの発生しないよう適正な事務処理に努めている。</p>
区 分	内 容								
徴収すべき期限	平成21年4月30日								
使用料	4,500円(許可内容:電柱等設置のための土地使用)								
根 拠	行政財産の使用料に関する条例第4条								
<p>【オ 工事請負契約における変更契約について】 工事請負契約において、1件50万円以上の工事内容の変更に係る指示については、工事内容変更通知書により指示すべきところ、工事打合せ簿により指示を行っているものがあった。適正な事務処理に努められたい。(北部建設事務所庄原支所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般県道 川北七塚線 地方道路整備臨時交付金事業(道路改良) (平成20年度) 	<p>定例監査後、1件50万円以上の工事内容の変更に係る指示は、工事内容変更通知書により行っている。</p>								

監査の結果(意見)	措 置 の 内 容
<p>【ア 債権管理に対する取組の強化について】 (ア) 不納欠損処分について 平成20年度に不納欠損処分を行っている債権において、督促状は送付しているものの、その後の督促・催告や法的措置の検討が十分に行われていないものがあった。 法令に定める督促の手続きをとることはもちろんのこと、催告書の送付や電話・訪問などによる債権回収の取組の徹底、支払督促の申立てや、滞納処分可能な債権にあっては滞納処分を行うなどの法的措置の実行などにより、債権回収に向けて最大限の取組を行うとともに、適切な時効の中断措置を講じる、滞納者の資力の状況を十分調査するなど債権管理の徹底を図ることにより、適切な不納欠損処分を行う必要がある。 (道路使用料、河川使用料)(北部建設事務所)</p>	<p>道路使用料等については、占用期間が長期に渡ることが多いことから申請者と音信不通となる場合もある。住民票の確認や近隣の住民からの聞き取り調査等により早期の対応を実施し、安易な不納欠損処分を行わないように努める。 また、滞納処分については、債権徴収職員を任命し必要に応じて滞納処分を実施していく。</p>

<p>(イ) 法的措置の実行について</p> <p>法的措置については、「広島県債権管理会議」において定められた縮減目標の達成に向け、一部の債権において、支払督促の申立てや滞納処分を行うなど、先行的に取組が進められているが、平成20年度に法的措置を行っていない債権も多く、債権回収の取組が十分とは言えない。</p> <p>また、法的措置の前提となる財産調査もほとんど行われていない状況にあることから、先行事例を生かすなどして必要に応じて法的措置を的確に行い、積極的な債権回収を図る必要がある。</p> <p>(道路使用料, 河川使用料) (北部建設事務所)</p>	<p>平成20年度において督促により収入済となった案件があるほか、時効による不納欠損処分などを行った結果、滞納繰越額が無くなったことから、法的措置が必要な債権は無かった。今後は債権回収に催告書の送付や電話・訪問による取り組みを今まで以上に強化していく。</p> <p>道路使用料等については、比較的小額の場合が多くコスト面も考慮し、今まで法的措置を行ったことは無いが、今後は悪質・高額の場合は必要に応じて法的措置を講じていく。</p>
<p>【イ 移管事務に係る書類について】</p> <p>市へ事務移管した時点で道路使用料が滞納になっていた事案について、市への事務移管に伴い、関係書類も移管されたため、当該使用料の根拠となる使用許可の内容が判らなくなっているものがあった。</p> <p>市町への事務移管後も、事務が引き続き行われる場合には、関係書類の写しを残すなどして、県の事務に支障が出ないように留意する必要がある。(北部建設事務所)</p> <p>・道路使用料関係 2件</p>	<p>当該道路使用料関係の2件については、三次市から関係書類の写しを提出してもらうよう依頼中であり、適正な事務処理に努める。</p> <p>また、今後事務移管する場合は、関係書類の写しを残すこととする。</p>
<p>【ウ 委託契約における履行確認について】</p> <p>「道の駅」駐車場に関する管理業務委託契約の完了検査において、業務完了報告書と関係書類との照合などを行っていなかった。当該契約の委託料は実績報告に基づき確定するため、報告金額の内容を十分確認する必要がある。(北部建設事務所)</p>	<p>「道の駅フォレスト君田」に関する委託契約書類第11条に基づき三次市と事前協議した結果、今後は支払いに伴う関係書類の提出及び支払いに伴う算出根拠の提出を行うこととし、業務完了検査の際は提出された実績報告関係書類との照合を行う。</p>

4 0 広島西飛行場事務所 (監査年月日：平成21年6月1日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容										
<p>【行政財産使用料の徴収事務について】 行政財産の使用料徴収において、収入手続が遅延しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" data-bbox="172 526 912 730"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>徴収すべき期限</td> <td>平成20年4月30日</td> </tr> <tr> <td>実際の納付期限</td> <td>平成20年5月21日</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>17,562,060円 (更新許可13件分)</td> </tr> <tr> <td>根拠</td> <td>行政財産の使用料に関する条例第4条</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	徴収すべき期限	平成20年4月30日	実際の納付期限	平成20年5月21日	使用料	17,562,060円 (更新許可13件分)	根拠	行政財産の使用料に関する条例第4条	<p>行政財産の使用料徴収について、平成21年度以降においては、徴収すべき期限までに収入手続を完了している。</p> <p>引き続き事務処理に関する情報の共有を図り、事務所内のチェック機能・進捗管理体制の強化を進めることで、徴収すべき期限までに収入手続が完了するよう適正な事務処理に努める。</p>
区 分	内 容										
徴収すべき期限	平成20年4月30日										
実際の納付期限	平成20年5月21日										
使用料	17,562,060円 (更新許可13件分)										
根拠	行政財産の使用料に関する条例第4条										

4 1 沼田川水道事務所 (監査年月日：平成21年6月3日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容
<p>【ア 営業未収金について】 沼田川水道事務所単体分の平成21年3月分沼田川工業用水道事業月次試算表の営業未収金に、平成18年度に不納欠損処理をしたものが計上されていた。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>平成21年6月23日付けで企業局水道課及び沼田川水道事務所の営業未収金の更正処理を行った。</p>
<p>【イ 委託契約の事務処理について】 委託契約において、業務委託仕様書追加事項に定められた課税 (免税) 事業者である届出が提出されていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本郷浄水場配水池天井劣化調査・対策検討業務委託契約 (平成19年度) 	<p>契約業者からの書類提出により、課税事業者であることを確認した。</p> <p>その後、契約事務処理の中で、課税 (免税) 事業者である届出書の確認について、チェック項目として設けることにより、適正な事務処理を行っている。</p>
<p>【ウ 工事請負契約における変更契約について】 工事請負契約において、1件50万円以上の工事内容の変更に係る指示については、工事内容変更通知書により指示すべきところ、工事打合せ簿により指示を行っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 三原市須波西町送水管布設工事 (平成19年度) 	<p>より適正な事業執行のため、指示内容の設計図書への適切な反映について、事務所内で内容変更通知書・打合せ簿等の変更に伴う金額ルールについての再確認を行い、周知徹底を行っている。</p>

4.2 県立広島病院 (監査年月日：平成21年11月26日)

監査の結果 (指摘事項)		措 置 の 内 容	
<p>【ア 長期未納 (過年度分) について】 医業収益 (診療収入) 等において、長期未納 (過年度分) のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p>			
区 分	長期未納 (過年度分) [平成21年10月末現在]	参考 前年度決算時 [平成20年3月末現在]	
医業収益 (個人負担分)	1,351人 123,168,524円	1,049人 113,176,252円	
医業外収益	3人 1,514,460円	4人 551,762円	
		次のとおり対応し、徴収を促進した。 (新規発生未収金の防止) ○ 高額療養費・生活保護制度等助成制度の紹介及び手続きの支援 (地域連携科と連携) ○ 支払が難しい患者に対する分納協議 ○ 債権回収会社への委託による初期滞納者への支払案内 ○ クレジットカード決済の導入 ○ 文書及び電話による督促 (過年度未収金の回収) ○ 文書及び電話による督促 ○ 債権回収会社への成功報酬型委託による支払案内 (所在不明者, 県外在住者に限る。) ○ 法的措置を前提とした催告書の送付	
区 分	未納額 (平成22年3月末)	全額納入額 (平成22年3月末)	一部納入額 (平成22年3月末)
医業収益 (個人負担分)	1,299人 119,220,445円	32人 2,251,174円	20人 1,696,905円
医業外収益	1人 1,502,760円	2人 11,700円	0人 0円
<p>【イ 現金の管理について】 金庫内に、病院事業会計において経理処理されていない現金25,268円が保管されていた。適正な管理に努められたい。</p>		古い時期の駐車場使用料未処理現金等が保管されていた。 当該現金については、監査日当日 (平成21年11月17日) に「その他医業外雑収益」として伝票処理し、翌18日には広島銀行の別段預金への送金を完了した。 今後は、金庫内に不明な現金等を置かないよう厳重に管理し、駐車場使用料をはじめとする自動精算機等の回収現金は速やかに適切な経理処理を行い、会計上も正確な例月・決算処理に努めることとする。	

<p>【ウ 預り金の事務処理について】 平成20年度末時点で470,000円の医療費預り金が発生していたが、決算に反映されていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>平成22年1月29日時点の医療費預り金226,460円について同日付けで入金処理した。その後も同様に医療費預り金が発生した時は、翌日（休日の場合は直近の開庁日）に入金処理し、適正な事務処理を行っている。 【平成22年3月末残高 240,700円】</p>								
<p>【エ 減価償却の事務処理について】 過去の減価償却費の計上漏れなどにより、資産が正しく計上されていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>過去の減価償却費の計上漏れ等のうち、建物、構築物及び無形固定資産については、該当する資産を特定し、21年度決算において、全資産を修正した。器械備品については、指摘のあった機械備品（小児用モニター）を整理した。 なお、監査日以降、資産の登録・除却等の入力時に固定資産管理担当課と決算担当課とで照合を行っており、本庁（県立病院課）執行分についても、資産登録に必要な情報の提供を受けて、適正な事務処理に努めている。</p>								
<p>【オ 固定資産の管理について】 固定資産について、毎年1回実地調査を行い、固定資産台帳と照合すべきところ、行っていない。適正な管理に努められたい。（平成20年度） ・根拠 広島県病院事業財務規程第75条第1項</p>	<p>平成21年度については、帳簿原価1,000万円以上の器械備品（141品目）について、実地照合を実施した。今後は、毎年定例的に照合を行い、適正な管理に努める。</p>								
<p>【カ 委託契約における事務処理について】 委託契約において、次のとおり、誤った事務処理を行っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>○ 特別管理産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託契約（平成21年度） 消費税の請求漏れは、追加支払いを行った。以後は請求内容及び額を精査し支払いを行っている。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="167 1310 630 1355">契約名</th> <th data-bbox="630 1310 1300 1355">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="167 1355 630 1433">特別管理産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託契約（平成21年度）</td> <td data-bbox="630 1355 1300 1433">消費税及び地方消費税相当額が支払われていない月があつた。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="167 1433 630 1512">医療事務（メディカルクラーク）等業務委託契約（平成21年度）</td> <td data-bbox="630 1433 1300 1512">予定価格を定めた上で見積書を徴すべきところ、予定価格を定める前に見積書を徴していた。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="167 1512 630 1624">現金搬送業務委託契約（平成20年度及び21年度）</td> <td data-bbox="630 1512 1300 1624">設計金額の算出及び予定価格の設定を行っていない。また、契約に当たって、複数の者から見積書を徴すべきところ、1者から見積書を徴していた。</td> </tr> </tbody> </table>	契約名	内 容	特別管理産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託契約（平成21年度）	消費税及び地方消費税相当額が支払われていない月があつた。	医療事務（メディカルクラーク）等業務委託契約（平成21年度）	予定価格を定めた上で見積書を徴すべきところ、予定価格を定める前に見積書を徴していた。	現金搬送業務委託契約（平成20年度及び21年度）	設計金額の算出及び予定価格の設定を行っていない。また、契約に当たって、複数の者から見積書を徴すべきところ、1者から見積書を徴していた。	<p>○ 医療事務（メディカルクラーク）等業務委託契約（平成21年度） 平成22年度委託契約においては、予定価格を定めた上で見積書を徴し、適正な事務処理を行った。</p> <p>○ 現金搬送業務委託契約（平成20年度及び21年度） 平成22年度委託契約においては、設計金額の算出及び予定価格を定めた上で、複数の者から見積書を徴し、適正な事務処理を行った。</p>
契約名	内 容								
特別管理産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託契約（平成21年度）	消費税及び地方消費税相当額が支払われていない月があつた。								
医療事務（メディカルクラーク）等業務委託契約（平成21年度）	予定価格を定めた上で見積書を徴すべきところ、予定価格を定める前に見積書を徴していた。								
現金搬送業務委託契約（平成20年度及び21年度）	設計金額の算出及び予定価格の設定を行っていない。また、契約に当たって、複数の者から見積書を徴すべきところ、1者から見積書を徴していた。								

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【ア 債権管理（医業未収金）に対する取組の強化について】</p> <p>（ア）新規発生債権の抑制について 新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの迅速な初期対応が極めて重要であるが、平成20年度において、債権回収額を上回る新規滞納額が生じていた。 新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、本庁所管課や税務課債権回収指導担当などからこれまでに得た助言・指導も活用しながら、新規滞納額の圧縮に努める必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成20年10月から、請求から1か月程度経過した初期債権について、電話による支払案内業務を債権回収会社に委託して実施している。 ・ 平成21年12月から、医療費等のクレジットカード払いを導入し、現金の持ち合わせがないことから生じる未収金の防止を図っている。 ・ 診療費が高額であること等により、即時の支払が難しい債務者に対しては、早期のうちに、分納協議や高額療養費等の制度の紹介を行い、支払方法についての合意形成に努めている。
<p>（イ）債権回収に向けた取組について 多額の医業未収金が生じている中、債権回収会社の活用や法的措置の実施など、債権回収に向けた取組を強化している一方で、債務者への訪問督促や債務者情報の整理・記録が十分でなかった。 組織的かつ定期的な進行管理の徹底を図るとともに、引き続き債権回収会社のノウハウを活用するなど、医業未収金の縮減を図る必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ アクセスを利用して債務者情報をデータベース化することにより、債務者への督促や交渉状況の記録管理を徹底し、債権管理の高度化を図り、より効果的・効率的に回収に向けた取組みを行っている。 ・ また、平成21年11月から新たに所在不明者や県外在住者など回収が難しい債務者について、債権回収会社に成功報酬型の支払案内・収納業務を委託し、未収金縮減を図っている。
<p>【イ 委託契約における参考見積書の徴取について】</p> <p>委託契約において、設計金額を算出するための参考見積書を1者のみから徴取しているものがあった。 設計金額の算出に当たって参考見積を利用するときは、複数の者から参考見積書を徴取するなど、設計金額の適正化に努める必要がある。 ・ 手術室環境測定業務委託契約（平成21年度）</p>	<p>指摘以降は参考見積を複数のものから徴取し、設計金額を算出している。</p>
<p>【ウ 委託契約における履行確認について】</p> <p>委託契約において、実施報告書に業務の実施内容が記載されていないものがあった。 契約の適正な履行を確保するため、業務の実施内容が確認できる報告書の提出を求める必要がある。 ・ 残飯処理業務委託契約 （平成20年度及び21年度）</p>	<p>平成22年度からは残飯の回収者の氏名や回収時間等を記入した報告書を提出させている。</p>

4 3 県立安芸津病院 (監査年月日：平成21年6月17日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容														
<p>【ア 長期未納 (過年度分) について】 医業収益 (診療収入) において、長期未納 (過年度分) のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p>															
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="167 533 466 616">区 分</th> <th colspan="2" data-bbox="466 533 833 616">長期未納 (過年度分) 〔監査日現在確認分〕</th> <th colspan="2" data-bbox="833 533 1200 616">参 考 平成20年3月末現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="167 616 466 705">医業収益 (診療収入)</td> <td data-bbox="466 616 555 705">279人</td> <td data-bbox="555 616 833 705">16, 121, 326円</td> <td data-bbox="833 616 922 705">463人</td> <td data-bbox="922 616 1200 705">18, 285, 057円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	長期未納 (過年度分) 〔監査日現在確認分〕		参 考 平成20年3月末現在		医業収益 (診療収入)	279人	16, 121, 326円	463人	18, 285, 057円					
区 分	長期未納 (過年度分) 〔監査日現在確認分〕		参 考 平成20年3月末現在												
医業収益 (診療収入)	279人	16, 121, 326円	463人	18, 285, 057円											
	<p>医業収益 (診療収入) の長期未納 (過年度分) については、債権管理会議で示された全庁的な取組に沿って、債権の区分管理を行い、回収可能な債権について、本庁の所管局と連携の上、法的措置を実施するなど、引き続き積極的な回収に努める。</p> <p>また、発生の未然防止については、入院時に医事課から患者様への高額医療制度等の制度の説明を徹底するよう確認した。入院中の納付相談受付も病棟看護師との連携をとることにより、事前に情報を把握し、早期に対応ができるようよう調整した。今後も未然防止の方策については、情報の収集、分析をし、当院で有効な方策を常に検討していく。</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="295 1205 555 1281">区 分</th> <th colspan="2" data-bbox="555 1205 842 1281">未納額 (平成22年3月末)</th> <th colspan="2" data-bbox="842 1205 1129 1281">全額納入額 (平成22年3月末)</th> <th colspan="2" data-bbox="1129 1205 1423 1281">一部納入額 (平成22年3月末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="295 1281 555 1377">医業収益 (診療収入)</td> <td data-bbox="555 1281 644 1377">229人</td> <td data-bbox="644 1281 842 1377">14, 878, 926円</td> <td data-bbox="842 1281 932 1377">50人</td> <td data-bbox="932 1281 1129 1377">1, 009, 400円</td> <td data-bbox="1129 1281 1219 1377">11人</td> <td data-bbox="1219 1281 1423 1377">233, 000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	未納額 (平成22年3月末)		全額納入額 (平成22年3月末)		一部納入額 (平成22年3月末)		医業収益 (診療収入)	229人	14, 878, 926円	50人	1, 009, 400円	11人	233, 000円	
区 分	未納額 (平成22年3月末)		全額納入額 (平成22年3月末)		一部納入額 (平成22年3月末)										
医業収益 (診療収入)	229人	14, 878, 926円	50人	1, 009, 400円	11人	233, 000円									
<p>【イ 小切手の管理について】 使用小切手帳が不用となったときは、速やかに、未使用用紙に斜線を朱書した上、「廃棄」と記載しなければならないが、当該事務処理を行っていない不用の小切手帳があつた。適正な事務処理に努められたい。 (根拠：広島県病院事業に係る小切手事務取扱規程第16条)</p>	<p>このことについては、速やかに当該小切手帳の未使用用紙に斜線を朱書した上、「廃棄」と記載し、適正な処理をした。 今後は、適正な事務処理に努める。</p>														

【ウ 郵便切手の管理について】 郵便切手の購入日と出納簿の受入日が異なっていた。適正な管理に努められたい。									
郵便切手の購入・受領・検査日	平成20年4月24日								
郵便切手類出納簿に記載された受入日	平成20年4月27日								
		郵便切手類出納簿の記入誤りを訂正した。 また、購入日の誤記を防止するため、記入者は、物品購入担当者と連携するとともに、出納簿の確認照合を記入者以外の職員と共に実施している。							
【エ 委託契約における設計金額の積算について】 委託契約において、次のとおり誤った事務処理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>契約名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監視制御設備保守点検業務委託契約 (平成21年度)</td> <td>施設管理業務委託処理要綱で定められた積算方法による設計金額の算出を行っていなかった。</td> </tr> <tr> <td>駐車場管理システム保守業務委託契約 (平成21年度)</td> <td rowspan="2">設計金額を昨年度契約額と同額として具体的な算出を行っていなかった。</td> </tr> <tr> <td>医療ガス配管設備保守点検業務委託契約 (平成21年度)</td> </tr> </tbody> </table>	契約名	内容	監視制御設備保守点検業務委託契約 (平成21年度)	施設管理業務委託処理要綱で定められた積算方法による設計金額の算出を行っていなかった。	駐車場管理システム保守業務委託契約 (平成21年度)	設計金額を昨年度契約額と同額として具体的な算出を行っていなかった。	医療ガス配管設備保守点検業務委託契約 (平成21年度)		
契約名	内容								
監視制御設備保守点検業務委託契約 (平成21年度)	施設管理業務委託処理要綱で定められた積算方法による設計金額の算出を行っていなかった。								
駐車場管理システム保守業務委託契約 (平成21年度)	設計金額を昨年度契約額と同額として具体的な算出を行っていなかった。								
医療ガス配管設備保守点検業務委託契約 (平成21年度)									
		監視制御設備保守点検業務については、施設管理業務委託処理要綱及び広島県監視制御設備保守点検業務積算基準を基本に設計金額を算出し、改善を図った。 駐車場管理システム保守業務及び医療ガス配管点検業務については、具体的に設計金額を算出した。							

4 4 財団法人県民センター (監査年月日：平成22年2月10日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容				
<p>【ア 現金過不足に係る事務処理について】 現金の受払いの際に発生した現金過不足については、年度末の現金過不足勘定がプラスとなった場合は収益に計上し、マイナスとなった場合は費用に計上すべきところ、マイナスになったにもかかわらず、費用に計上せず、収益から減額する方法で計上していた。適正な事務処理に努められたい。(鯉城会館特別会計)</p>	<p>平成21年度の決算事務から指摘に基づき適正な事務処理を行っている。</p>				
<p>【イ 物品購入に係る事務処理について】 物品購入に際し、財務規程において、契約金額が50万円以上である随意契約を締結するときは、請書その他これに準じた書面を徴することとされているが、その書面が徴されていなかった。適正な事務処理に努められたい。(広島県民文化センター)</p>	<p>財務規程のとおり契約金額が50万円以上である随意契約をするときは、必ず請書その他これに準じた書面を徴することとした。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="194 931 331 972">内容</td> <td data-bbox="331 931 1118 972">ホール舞台用の平台購入 2件 (平成20年度, 平成21年度)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="194 972 331 1012">根拠</td> <td data-bbox="331 972 1118 1012">財団法人県民センター財務規程第29条第2項</td> </tr> </table>	内容	ホール舞台用の平台購入 2件 (平成20年度, 平成21年度)	根拠	財団法人県民センター財務規程第29条第2項	
内容	ホール舞台用の平台購入 2件 (平成20年度, 平成21年度)				
根拠	財団法人県民センター財務規程第29条第2項				

監査の結果 (意見)	措 置 の 内 容
<p>【ア 郵便切手の管理について】 郵便切手出納簿において、確認者による押印がされていない。郵便切手の払出及び受領の都度、確認者は確認を行う必要がある。 (広島県民文化センターふくやま)</p>	<p>確認者の押印を的確に実施することとした。</p>
<p>【イ 委託契約における履行確認について】 エストパルク建物管理委託契約については、設備管理業務、ローカル警報システム業務、警備業務、清掃業務、廃棄物処理業務、植栽維持業務、管理代行業務、施設夜間管理補助業務の8業務を一括した契約であるが、請求書の提出のみで委託料を支払うこととしており、契約書において業務実施状況報告書の提出を義務付けていなかった。 当該契約については、業務実施状況報告書の提出を求め、契約事項に係る履行の確認をした後に、委託料を支払うよう改める必要がある。 (広島県民文化センターふくやま)</p>	<p>委託料の支払をする際には、請求書のみでなく業務実施状況報告書の作成・提出を義務付け、履行確認を明確に実施したうえで行うこととした。</p>

4 5 公益財団法人ひろしま文化振興財団

(監査年月日：平成22年2月1日)

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容
<p>【財務諸表について】 財務諸表の作成において、賞与引当金が計上されていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>平成21年度決算より、賞与引当金を計上している。</p>

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【ア 財務諸表における正味財産の区分経理について】 財務諸表の作成において、正味財産のうち、寄附者等の意思により資産の使途、処分又は保有形態について制約が課せられている場合は、当該資産を指定正味財産として計上し、一般正味財産と区分しなければならないが、正味財産のすべてを一般正味財産として計上していた。 寄附を受けた経緯などから、指定正味財産とすることが適当と判断される場合は、一般正味財産と区分して財務諸表に計上する必要がある。</p>	<p>平成21年度決算より、指定正味財産として計上している。</p>
<p>【イ 委託契約における事務処理について】 県から受託した「ひろしま文化・芸術情報ネット」運營業務において、ホームページの機能追加・修正業務等を年間契約により外部委託しているが、外部委託に係る業務完了報告書には業務期間等が記載されているのみで、具体的な業務の実施内容が明確になっていなかった。 当該業務は受託業務であり、また、システムの変更を伴う業務であることから、業務実施の成果を明らかにしておく必要がある。 ・ホームページ「ひろしま文化・芸術情報ネット」保守・管理業務（平成20年度）</p>	<p>平成21年度の外部委託に係る業務完了報告書から適正な事務処理を行っている。</p>

4 6 学校法人呉武田学園 (監査年月日：平成21年12月9日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容
<p>【広島県私立学校振興費補助金に係る事務処理について】 平成20年度広島県私立学校振興費補助金(以下「県補助金」という。)の実績報告書において、次のとおり誤りがあった。県補助金の確定額に影響はなかったが、適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 武田高等学校と武田中学校は同一敷地内にあるため、「事業実績」及び「補助対象外経費」を按分計上すべきところ、按分計上が正しく行われていなかったため、結果として、補助対象経費が過大に計上されていた。(武田高等学校) 	<p>平成22年3月3日付で修正された平成20年度実績報告書が提出され、修正内容が適当であることを確認した。</p>

監査の結果 (意見)	措 置 の 内 容
<p>【県補助金関係書類の提出及び授業料軽減、減免に係る意思決定について】 県私立学校振興費補助金に係る申請等の書類の提出や、授業料軽減及び減免の決定に当たり、法人の事務稟議決裁規程第7条による稟議が行われておらず、法人としての意思決定が行われているのか不明確な状況となっていた。法人としての意思決定を明確にしておく必要がある。</p>	<p>平成22年3月3日付けで稟議書の修正が提出され、その修正内容が適当であることを確認した。</p>

4 7 学校法人尾道学園 (監査年月日：平成21年12月15日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容
<p>【広島県私立学校振興費補助金に係る事務処理について】 平成20年度広島県私立学校振興費補助金(以下「県補助金」という。)の実績報告書において、次の補助対象外経費とされている経費を補助対象経費として計上していた。県補助金の確定額には影響はなかったが、適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生寮の管理のための宿日直に係る経費 ・ 学生寮の火災保険に係る経費 ・ 業者が実施する模試や検定の監督に係る経費(業者からの手数料収入として賄われた経費) 	<p>平成22年3月30日付で修正された平成20年度実績報告書が提出され、修正内容が適当であることを確認した。</p>

48 共立・合人社共同事業体 (監査年月日：平成21年11月24日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容
<p>【利用料金の減免について】 施設等の利用料金の減免において、利用者から利用料金減免申請書が提出されないまま利用料金を減免しているものがあった。適正な事務処理に努められたい。 ・根拠 広島県立文化芸術ホール管理規則第7条</p>	<p>広島県立文化芸術ホール管理規則を遵守し、利用料金減免申請書の提出に基づき、事務処理を行うこととした。</p>

49 株式会社イズミテクノ (監査年月日：平成22年2月12日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容
<p>【ア 収支報告書について】 指定管理業務に係る平成20年度の収支報告書において、行政財産使用料及び光熱水費の計上額が誤っていた。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>平成22年4月より、本社からの経費資料を美術館で項目別の処理を行い、その後、再度本社経理部へ配分処理実績を送付して、間違いがないかの再チェックを行って計上している。</p>
<p>【イ 入館券の出納事務について】 県との徴収事務委託契約により、美術館の入館料の徴収事務を受託しているが、契約書に基づく入館券出納簿を備え付けていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>徴収事務委託契約について、変更契約を締結し、適切に入館券出納事務処理を行えるよう様式を定めるための協議を行っている。</p>

監査の結果 (意見)	措 置 の 内 容
<p>【利用料金の承認について】 広島県縮景園及び広島県立美術館の管理に関する基本協定第10条第2項の規定により、利用料金の額を定める場合は、あらかじめ県の承認を受けることとされているが、県からの提案により利用料金を設定したものについて、書面による承認を受けていないものがあった。 利用料金の設定に当たっては、あらかじめ文書による承認を受ける必要がある。</p>	<p>平成22年度の取り扱いについては、事前に文書により申請を行い、県の承認を受け、それに基づいて受け入れをしている。</p>

50 財団法人ひろしまこども夢財団

(監査年月日：平成22年1月28日)

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容
<p>【ア 財務諸表の作成における事務処理について】 財務諸表の作成において、次のとおり不備があった。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(ア) 満期保有目的の債権について、償却原価法による会計処理が行われていなかった。</p> <p>(イ) 当該年度に係る法人県民税が未払計上されていないかった。</p> <p>(ウ) 賞与引当金が計上されていないかった。また、賞与引当金の計上基準が法人税法改正前のものを適用しているため、基準の見直しが必要である。</p>	<p>(ア) 改善にあたっては、財団法人ひろしまこども夢財団会計処理規定第44条(1)の重要な会計方針の変更が必要となるため、平成22年3月29日に開催した財団理事会において会計処理規程を改正し、平成21年度会計から適用した。</p> <p>(イ) 平成21年度未払金として計上を行った。</p> <p>(ウ) 改善にあたっては、財団法人ひろしまこども夢財団会計処理規定第44条(3)の重要な会計方針の変更が必要となるため、平成22年3月29日に開催した財団理事会において会計処理規程を改正し、平成21年度会計から適用した。</p>
<p>【イ 月次試算表について】 法人の規程によれば、出納役は毎月末に作成する試算表を理事長に提出することになっているが、提出されていないかった。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>・根拠 財団法人ひろしまこども夢財団会計処理規程第17条</p>	<p>指摘以降、財団法人ひろしまこども夢財団会計処理規程第17条に基づき、適正に処理している。</p>

51 財団法人広島原爆被爆者援護事業団

(監査年月日：平成22年2月5日)

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【ア 公印の管理について】 台帳上は廃止された公印が金庫で保管されていた。廃棄するなど、適切な処理を行う必要がある。 (事務局)</p> <p>・財団法人広島原爆被爆者援護事業団印 1個 ・広島原爆養護ホーム所長印 4個</p>	<p>台帳上廃止されている公印（財団法人広島原爆被爆者援護事業団印1個・広島原爆養護ホーム所長印4個）について、平成22年4月16日廃棄処分を行いました。</p>
<p>【イ 金券等の管理について】 次の金券等について、出納簿等による管理がされていないかった。金券等については、その出納を帳簿に記載し、適切に管理する必要がある。</p> <p>・テレホンカード（事務局）、図書カード（倉掛のぞみ園）</p>	<p>テレホンカード（事務局）及び図書カード（倉掛のぞみ園）の金券等における管理については、テレホンカード（平成22年4月16日付）、図書カード（平成22年4月19日付）で出納簿を整備しました。以降は、その都度記載し、適切な管理に努めます。</p>

5 2 社会福祉法人広島県福祉事業団

(監査年月日：平成22年1月21日)

監査の結果 (指摘事項)		措 置 の 内 容						
<p>【ア 長期未収 (過年度分) について】 医業収入 (診療収入) 等において、長期未収 (過年度分) となっているものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。(監査日現在確認分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医業収入 (個人負担分) 3人 901,360円 (医療センター) ・ 自立支援費等収入 (利用者負担金収入) 1人 255,852円 (あけぼの) 		<p>1 医業収入 (個人負担分) 2 自立支援費等収入 (利用者負担金収入)</p>						
区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)				
医業収入 (個人負担分)	2人 467,810円	1人 433,550円	0人 0円	0人 0円				
自立支援費等収入 (利用者負担金収入)	1人 255,852円	0人 0円	0人 0円	0人 0円				
		<p>長期未収金については、「広島県福祉事業団債権管理及び徴収に関する事務処理要領」に沿って、徴収の促進と発生の未然防止に努める。</p>						
<p>【イ 郵便切手類の管理について】 金庫内に帳簿に記載されていない郵便はがきが保管されていた。適正な管理に努められたい。</p>		<p>帳簿に記載した。</p>						
<p>【ウ 財務諸表について】 平成20年度決算書において、勘定科目「措置費収入」に計上すべき金額の一部を「自立支援費等収入」に計上しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>		<p>最終補正で予算計上し、理事会承認後、自立支援費等収入から措置費収入の未収金を整理し、過年度修正益で措置費収入へ計上処理した。</p>						
<p>【エ 契約事務について】 契約事務において、次のとおり、誤った事務処理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。 (ア) 業務発注・契約締結の決裁手続 (経費の支出伺い等) が行われていなかった。</p>		<table border="1"> <tr> <td>契約</td> <td>送迎バスの点検整備, 修理等に係る契約 (平成20年度 スポーツ交流センター)</td> </tr> <tr> <td>根拠</td> <td>社会福祉法人広島県福祉事業団決裁規程第3条</td> </tr> </table>			契約	送迎バスの点検整備, 修理等に係る契約 (平成20年度 スポーツ交流センター)	根拠	社会福祉法人広島県福祉事業団決裁規程第3条
契約	送迎バスの点検整備, 修理等に係る契約 (平成20年度 スポーツ交流センター)							
根拠	社会福祉法人広島県福祉事業団決裁規程第3条							
		<p>指摘以降、社会福祉法人広島県福祉事業団決裁規程第3条の規定に従い、適正な事務処理を行っている。</p>						

(イ) 競争入札により契約すべきところを随意契約により契約していた。		
契約	次の物品購入に係る契約 (平成20年度 医療センター) マットプラットホームL 6 台, 血圧脈波検査装置, 心電計	
根拠	社会福祉法人広島県福祉事業団経理規程第73条第1項	
		指摘以降, 社会福祉法人広島県福祉事業団経理規程第73条第1項の規定に従い適正な事務処理を行っている。
(ウ) 予定価格の設定を行っていなかった。		
契約	・診療材料の購入契約 (平成20年度及び21年度 医療センター) ・歯科材料の購入契約 (平成20年度及び21年度 医療センター)	
根拠	社会福祉法人広島県福祉事業団経理規程第70条	
		指摘以降, 社会福祉法人広島県福祉事業団経理規程第70条の規定に従い, 適正な事務処理を行っている。
(エ) 契約書の作成を省略できる場合において, 請書を徴していなかった。		
契約	次の物品購入に係る契約 (平成20年度 医療センター) マットプラットホームL 6 台, 血圧脈波検査装置, 心電計, アイシングシステム3 台, 神経電動検査装置, ホバーズテーブル, オステオトロンⅢ, 携帯型精密輸液ポンプ2 個, ストレッチャー2 台	
根拠	社会福祉法人広島県福祉事業団経理規程第76条第2項 社会福祉法人広島県福祉事業団物品管理事務の手引第2編第1章第10節	
		指摘以降, 社会福祉法人広島県福祉事業団経理規程第76条の規定に従い, 適正な事務処理を行っている。
(オ) 管理業務の一部を再委託する際, 県の承認を得ていなかった。		
契約	・広島県立障害者リハビリテーションセンターWEBサイト構築業務委託契約 (平成20年度) ・広島県立障害者リハビリテーションセンターWEBサイト保守管理業務委託契約 (平成20年度) ・広島県立障害者リハビリテーションセンタースポーツ交流センターWEBサイト構築業務委託契約 (平成20年度) ・食品検査業務委託契約 (平成20年度) ・仮設トイレ定期清掃業務及び尿尿収集業務委託契約 (平成20年度 スポーツ交流センター)	
根拠	広島県立障害者リハビリテーションセンターの指定管理に係る包括協定書第9条	
		指摘以降, 指定管理に係る包括協定書第9条の規定に従い, 適正な事務処理を行っている。

監査の結果（意見）	措置の内容
<p>【ア 領収原符の管理について】 領収原符について、出納簿への記入漏れにより、出納簿に記載された在庫冊数と実際の在庫冊数が異なっていた。受払があった場合は、その都度、帳簿に記録し、適正に管理する必要がある。（スポーツ交流センター）</p>	<p>出納簿への記載を行った。 意見以降、適正な事務処理を行っている。</p>
<p>【イ 委託契約における設計金額の算出について】 委託契約の設計金額の算出において、計算を誤っているものがあった。 契約における予定価格は、設計金額を基に設定されることから、設計金額は、適正に算出する必要がある。 ・送迎バス運行管理業務委託契約 （平成20年度 スポーツ交流センター）</p>	<p>意見以降、適正な事務処理を行っている。</p>

5.3 公益財団法人ひろしま産業振興機構

（監査年月日：平成22年1月13日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容												
<p>【ア 長期未収について】 次のとおり、長期未収（過年度分）となっているものがあつた。長期未収額が大幅に増加していることから、徴収の強化と発生の未然防止に努められたい。 ・設備資金に係る貸付金 1人 1,557,216円 （中小企業・ベンチャー総合支援センター） ・設備貸与に係る貸与金 5人 52,829,611円 （中小企業・ベンチャー総合支援センター） ・国際賛助会費 1人 315円 （国際ビジネス支援センター）</p>	<p>1 設備資金に係る貸付金、設備貸与に係る貸与金 ・設備資金に係る未収金1,557,216円（貸付金1,600,000円のうち、債権者集会により回収した額42,784円を除く。）については、貸付者の倒産により、回収が不可能となった。確定した回収不能額（1,557,216円）は、県との損失補償契約に基づき、県からの補償金交付後に、交付額（1,557,216円）を県に繰上償還することとしている。 ・設備貸与に係る未収金については、現在、貸与企業から分納償還があるが、額が小額であり、返還金額を漸次増額するよう、引き続き本人及び連帯保証人と交渉していく。</p> <p>2 国際賛助会費 国際賛助会費の未収金については、徴収を完了した。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>未納額 （平成22年4月末）</th> <th>分割納入額 （平成22年4月末）</th> <th>不納欠損処分額 （平成22年4月末）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備資金に係る貸付金 （中小企業・ベンチャー総合支援センター）</td> <td>1人 1,557,216円</td> <td>0人 0円</td> <td>0人 0円</td> </tr> <tr> <td>設備貸与に係る貸与金 （中小企業・ベンチャー総合支援センター）</td> <td>4人 39,188,810円</td> <td>4人 581,500円</td> <td>1人 13,059,301円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	未納額 （平成22年4月末）	分割納入額 （平成22年4月末）	不納欠損処分額 （平成22年4月末）	設備資金に係る貸付金 （中小企業・ベンチャー総合支援センター）	1人 1,557,216円	0人 0円	0人 0円	設備貸与に係る貸与金 （中小企業・ベンチャー総合支援センター）	4人 39,188,810円	4人 581,500円	1人 13,059,301円	
区分	未納額 （平成22年4月末）	分割納入額 （平成22年4月末）	不納欠損処分額 （平成22年4月末）										
設備資金に係る貸付金 （中小企業・ベンチャー総合支援センター）	1人 1,557,216円	0人 0円	0人 0円										
設備貸与に係る貸与金 （中小企業・ベンチャー総合支援センター）	4人 39,188,810円	4人 581,500円	1人 13,059,301円										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>未納額 （平成22年4月末）</th> <th>全額納入額 （平成22年4月末）</th> <th>不納欠損処分額 （平成22年4月末）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際賛助会費（国際ビジネス支援センター）</td> <td>0人 0円</td> <td>1人 315円</td> <td>0人 0円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	未納額 （平成22年4月末）	全額納入額 （平成22年4月末）	不納欠損処分額 （平成22年4月末）	国際賛助会費（国際ビジネス支援センター）	0人 0円	1人 315円	0人 0円					
区分	未納額 （平成22年4月末）	全額納入額 （平成22年4月末）	不納欠損処分額 （平成22年4月末）										
国際賛助会費（国際ビジネス支援センター）	0人 0円	1人 315円	0人 0円										

<p>【イ 現金残高について】 産業会館管理運営事業特別会計について、現金出納簿の年度末残高と決算書（貸借対照表・財産目録）の現金残高が相違していた。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>年度末日における現金収入を現金勘定で処理するよう改めることにより是正した。</p>
<p>【ウ 広島県産業科学技術研究所特別会計の収支計上について】 県から行政財産の使用許可を受けて設置している自販販売機について、自動販売機に係る収入支出を仮払金により処理し、収支計算書へ計上していなかった。適正な経理処理に努められたい。</p>	<p>指摘を踏まえ、受検後は是正した。</p>
<p>【エ 役員報酬等の支出について】 広島県産業科学技術研究所に勤務する役員の報酬等について、支出額の根拠が不明確であった。また、広島県産業科学技術研究所特別会計において、「報酬」に計上した額の一部に「報償費」に計上すべき経費が含まれていた。役員の報酬等については、改めて理事長が定めるなどして支出額の根拠等を明確にし、適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠 財団法人ひろしま産業振興機構寄附行為第20条 	<p>指摘を踏まえ、支出科目を報償費に改めた。 広島県産業科学技術研究所長の報酬等の支出根拠については、平成22年4月1日産科研所長設置要綱を制定した。</p>
<p>【オ 物品の管理について】 指定管理業務に係る物品の管理について、次のとおり不適切な事務処理が見受けられた。適正な事務処理に努められたい。（広島県産業科学技術研究所）</p> <p>(ア) 管理費用で購入した次の物品が、「広島県産業科学技術研究所の管理に関する基本協定書」（平成20年2月25日締結、以下「産科研基本協定書」という。）に基づく備品に該当するにもかかわらず、取得について県への報告がされていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬用冷蔵ショーケース 1台 184,800円（平成20年度） ・耐震ステンレス薬品庫 1台 90,562円（平成20年度） ・根拠 産科研基本協定書第12条第1項 <p>(イ) 管理費用により購入した備品については、県有備品として一覧表を作成し、ラベルの貼付等の方法により、指定管理者所有の備品と区別する必要があるが、これらの事務処理がなされていないものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一覧表が作成されていない（平成21年度） ・ラベルの貼付等がされていない（平成20年度及び21年度） ・根拠 産科研基本協定書第12条第5項 	<p>(ア) 指摘を受けた後、備品取得について県へ報告を行った。</p> <p>(イ) 受検後、直ちに一覧表を整備するとともに、ラベル貼付を行った。</p>

<p>【カ 委託契約の事務処理について】 委託契約における事務処理について、次のとおり不備があった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>契約事務手続の適正化，徹底に努めるとともに，職員への指導と確認を行った。</p>						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="204 365 699 409">契約名</th> <th data-bbox="707 365 1321 409">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="204 409 699 488">モデルベース開発人材養成研修（応用）業務委託契約（平成21年度）</td> <td data-bbox="707 409 1321 488">業務委託の執行伺いより前に予定価格調書が作成されていた。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 488 699 600">フラワーレンの活性酸素消去機能を活用した化粧品成分等の研究開発委託事業（平成20年度）</td> <td data-bbox="707 488 1321 600">契約書で定められた実績報告書の提出を受けていないものがあった。</td> </tr> </tbody> </table>	契約名	内 容	モデルベース開発人材養成研修（応用）業務委託契約（平成21年度）	業務委託の執行伺いより前に予定価格調書が作成されていた。	フラワーレンの活性酸素消去機能を活用した化粧品成分等の研究開発委託事業（平成20年度）	契約書で定められた実績報告書の提出を受けていないものがあった。	
契約名	内 容						
モデルベース開発人材養成研修（応用）業務委託契約（平成21年度）	業務委託の執行伺いより前に予定価格調書が作成されていた。						
フラワーレンの活性酸素消去機能を活用した化粧品成分等の研究開発委託事業（平成20年度）	契約書で定められた実績報告書の提出を受けていないものがあった。						

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【ア 預金通帳と印鑑の保管について】 預金通帳とその登録印が同じ場所に保管されていた。預金通帳とその登録印は，別々に鍵の掛かる場所で保管することでリスクの回避に努める必要がある。（広島県立広島産業会館）</p>	<p>預金通帳とその登録印は別々に鍵の掛かる場所で保管するよう改めた。</p>
<p>【イ 使用料徴収事務に係る現金出納について】 県から受託した研究所設備使用料に係る徴収事務について，現金出納簿の記載や現金出納に係る確認事務が適切に行われていなかった。現金収受に係る内部けん制が図られるよう事務を改善する必要がある。（広島県産業科学技術研究所）</p>	<p>現金出納簿の改善を図るとともに，現金収受について，出納責任者がその都度確認を行うよう徹底する。</p>
<p>【ウ 大規模修繕工事の契約手続について】 県から受託した広島産業会館の修繕工事について，原則，県の手続規定に従い一般競争入札により契約を行うべきところ，指名競争入札により行っているものがあった。 県の建設工事に係る手続規定によらないで契約を行う場合は，当該理由を明確にしておく必要がある。 ・ 広島産業会館大規模修繕工事（平成21年度）</p>	<p>県の入札参加資格者名簿から業者を指名して入札を行っていたが，今後は原則，県の手続規定（一般競争入札）によるものとし，それにより難しい場合は，その理由を明示することとした。</p>

5 4 株式会社広島テクノプラザ (監査年月日：平成22年1月26日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容			
<p>【長期未収 (過年度分) について】 次の収入において、長期未収 (過年度分) となっているものがあった。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。(監査日現在確認分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究開発支援事業貸研究室利用料 1件 45,519円 	<p>長期未収 (過年度分) については、督促・徴収を促進し、着実な未収金額の縮小を図っており、平成22年3月31日現在の未収金の額は、20,000円まで減少した。 平成22年度も引き続き定期的な督促・徴収を促進し、早期完納が図られるよう措置を講じる。</p>			
	<p>区分</p>	<p>未納額 (平成22年3月末)</p>	<p>分割納入額 (平成22年3月末)</p>	<p>不納欠損処分額 (平成22年3月末)</p>
<p>研究開発支援事業貸 研究室利用料</p>	<p>1件 20,000円</p>	<p>1件 25,519円</p>	<p>0人 0円</p>	

5 5 福山商工会議所 (監査年月日：平成21年12月21日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容			
<p>【小規模事業経営支援事業費補助金に係る事務処理について】 平成20年度小規模事業経営支援事業費補助金 (以下「補助金」という。) の実績報告書において、補助金の補助対象外経費とされているものを、補助対象経費として計上していた。補助金の確定額に影響はなかったが、適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 小規模事業者の団体が実施した研修旅行に係る 随行旅費 独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う研修 課程における受講者交流会会費 	<p>補助対象経費である「旅費」とは明確に区分し、全額自己負担の経費である「雑費」にて処理するよう変更し、平成21年度分より既に適用している。</p>			

56 財団法人広島県農林振興センター (監査年月日：平成22年1月27日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容												
<p>【ア 長期未収について】 貸付金返還金など長期未収 (過年度分) となっているものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就農支援資金貸付事業 1人 1,065,500円 ・ 新規就農者育成事業 1人 1,145,566円 ・ 合理化事業 1人 141,241円 	<p>就農支援資金貸付事業の長期未収については、裁判所の調停に基づき分割納入中である。(H22.1.20～H23.11.21)</p> <p>新規就農者育成事業については、債務者がH23までに就農支援資金特別会計分を返済中のため、この資金返済後、H24～H26で分割納入することで本人と調整済みである。</p> <p>合理化事業については、H22年4月に10,000円を回収した。</p> <p>年1回、貸付残のある者に対し債権通知等を発送し、延滞発生の未然防止に努めている。</p> <p>また、今後、面談による督促を強化し、回収できない場合は、訴訟等も検討する。</p> <table border="1" data-bbox="264 896 1414 1079"> <thead> <tr> <th></th> <th>未納額 (平成22年5月19日現在)</th> <th>納入額 (平成22年5月19日現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就農支援資金貸付事業</td> <td>1人 915,500円</td> <td>1人 150,000円</td> </tr> <tr> <td>新規就農者育成事業</td> <td>1人 1,145,566円</td> <td>1人 0円</td> </tr> <tr> <td>合理化事業</td> <td>1人 131,241円</td> <td>1人 10,000円</td> </tr> </tbody> </table>		未納額 (平成22年5月19日現在)	納入額 (平成22年5月19日現在)	就農支援資金貸付事業	1人 915,500円	1人 150,000円	新規就農者育成事業	1人 1,145,566円	1人 0円	合理化事業	1人 131,241円	1人 10,000円
	未納額 (平成22年5月19日現在)	納入額 (平成22年5月19日現在)											
就農支援資金貸付事業	1人 915,500円	1人 150,000円											
新規就農者育成事業	1人 1,145,566円	1人 0円											
合理化事業	1人 131,241円	1人 10,000円											
<p>【イ 寄附受納について】 農業青年育成事業の趣旨に賛同する個人等から寄附を受けていたが、次の寄附受納において、寄附申込書の提出を受けないまま現金を受納していた。寄附受納に関する事務処理規程を定めるなどして、適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成20年度1件 100,000円 	<p>平成22年4月1日付けで「農業青年育成事業等にかかる寄附金の取扱要領」を作成した。</p> <p>今後は、この要領に基づき適正に事務処理を実施する。</p>												
<p>【ウ 一般会計から森林整備事業特別会計への繰出しについて】 平成20年度の一般会計から森林整備事業特別会計への繰出金について、理事会の承認を得ていたものの、特定資産の取崩し及び一般会計からの繰出し(特別会計への繰入れ)に係る事務処理において、決裁を受けずに経理処理が行なわれていた。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠 財団法人広島県農林振興センター財務規程第31条 	<p>平成21年度より決裁を受けて経理処理を行っている。平成22年度以降も適正な事務処理を行う。</p>												

<p>【エ 財務諸表の作成における事務処理について】 財務諸表の作成において、次のとおり不備があった。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(ア) 就農支援資金貸付事業特別会計及び森林整備事業特別会計の貸借対照表において、長期借入金のうち一年以内返済長期借入金を流動負債に計上していなかった。</p> <p>(イ) 平成20年度の正味財産増減計算書及び収支計算書において、利息計算の誤りにより、水源の森事業特別会計の特定資産運用益（特定資産運用収入）及び森林整備事業特別会計の基本財産運用益（基本財産運用収入）の計上額が誤っていた。</p>	<p>(ア) 平成21年度決算から、流動負債へ計上した。</p> <p>(イ) 平成20年度で修正処理を行なった。 平成21年度決算以降も未収利息の計上の確認等を強化する。</p>
<p>【オ 旅行命令簿の事務処理について】 旅行命令簿に決裁印が押印されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。（八本松事業所）</p>	<p>今後、決裁漏れのないよう確認等を強化する。</p>
<p>【カ 委託契約における支出について】 委託契約において、契約金額と支出額が異なっているものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理費業務委託契約（平成20年度、平成21年度） 	<p>契約金額と異なる金額であった支出については適正に修正した。</p> <p>今後は、契約金額と支出金額の相違が無いよう、確認等を強化し適正な事務処理に努める。</p>
<p>【キ 工事請負契約における中間検査について】 工事請負契約において、請負金額1千万円以上1億円未満の工事の執行に当たっては、中間検査を1回行なうこととされているが、実施されていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下田万里地区道水路工事（平成20年度） ・原垣内地区道水路工事（20-1号）（平成20年度） ・尾三地区畜産環境総合整備統合補助事業中反田団地内部機械設置工事（平成20年度） 	<p>今後は中間検査を適正に実施する。</p>

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【減価償却引当資産及び貸倒引当資産の計上について】 貸借対照表の減価償却引当資産及び貸倒引当資産については、前年度と同額を計上しているが、計上額の算出根拠が明らかでなかった。資産勘定に引当資産を計上する場合には、算出根拠を明確にしておく必要がある。</p>	<p>平成21年度以降の新たな引当資産については、計上額の根拠を明確化する。</p>

57 社団法人広島県清港会 (監査年月日：平成22年1月29日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容								
<p>【支給額の根拠のない経費の支出について】 次の経費について、支出根拠がなく経費の支出が行われていた。経費の支出に当たっては、すべてが県補助金の対象経費であることを踏まえ、規程等の明確な根拠に基づき適正な事務処理を行うよう努められたい。</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="175 663 486 703">区 分</th> <th data-bbox="486 663 1423 703">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="175 703 486 851"> 役員報酬及び給料手当 (本部) </td> <td data-bbox="486 703 1423 851"> <ul style="list-style-type: none"> 役員報酬の支給額の根拠がなかった。 「船員」に支払われる給与のうち、最低賃金公示額補充額について、人事異動通知書により支給額を定めて支給しているが、人事異動通知書の金額と実際の支給額とが異なっていた。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="175 851 486 925"> 「事業費支出」の「臨時雇賃金」(福山支部) </td> <td data-bbox="486 851 1423 925"> <ul style="list-style-type: none"> 「船員」の「臨時雇賃金」の支給額の根拠がなかった。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="175 925 486 1072"> 「事業費支出」及び「管理費支出」の「旅費交通費」(尾道支部) </td> <td data-bbox="486 925 1423 1072"> <ul style="list-style-type: none"> 自家用車借上代・ガソリン代について、旅費支給規程に定めがなく、尾道支部の事務局長判断で額を決定していた。 「船員」の日当について、旅費支給規程に定めがなく、「一般職員」の額とも異なる額を支給していた。 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	役員報酬及び給料手当 (本部)	<ul style="list-style-type: none"> 役員報酬の支給額の根拠がなかった。 「船員」に支払われる給与のうち、最低賃金公示額補充額について、人事異動通知書により支給額を定めて支給しているが、人事異動通知書の金額と実際の支給額とが異なっていた。 	「事業費支出」の「臨時雇賃金」(福山支部)	<ul style="list-style-type: none"> 「船員」の「臨時雇賃金」の支給額の根拠がなかった。 	「事業費支出」及び「管理費支出」の「旅費交通費」(尾道支部)	<ul style="list-style-type: none"> 自家用車借上代・ガソリン代について、旅費支給規程に定めがなく、尾道支部の事務局長判断で額を決定していた。 「船員」の日当について、旅費支給規程に定めがなく、「一般職員」の額とも異なる額を支給していた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 役員報酬及び給料手当 (本部) 「(社)広島県清港会役員報酬規定」を平成22年6月23日開催の社団法人広島県清港会理事会(以下「理事会」という。)で議決を得、報酬の額を定めることとする。 変更後の人事異動通知書の発行を失念したものであり、この度、当該人事異動通知書を本人に交付して改善を行った。 ○ 「事業費支出」の「臨時雇賃金」(福山支部) 平成22年3月15日付けで国土交通大臣が決定する「船員の最低賃金額」を参考に、船員の日額賃金については、「職員の給与等の支給に関する要綱」(仮称)を(社)広島県清港会会長(以下「会長」という。)が定め、平成22年4月から適切な支給を行っている。
区 分	内 容								
役員報酬及び給料手当 (本部)	<ul style="list-style-type: none"> 役員報酬の支給額の根拠がなかった。 「船員」に支払われる給与のうち、最低賃金公示額補充額について、人事異動通知書により支給額を定めて支給しているが、人事異動通知書の金額と実際の支給額とが異なっていた。 								
「事業費支出」の「臨時雇賃金」(福山支部)	<ul style="list-style-type: none"> 「船員」の「臨時雇賃金」の支給額の根拠がなかった。 								
「事業費支出」及び「管理費支出」の「旅費交通費」(尾道支部)	<ul style="list-style-type: none"> 自家用車借上代・ガソリン代について、旅費支給規程に定めがなく、尾道支部の事務局長判断で額を決定していた。 「船員」の日当について、旅費支給規程に定めがなく、「一般職員」の額とも異なる額を支給していた。 								

	<p>○ 「事業費支出」及び「管理費支出」の「旅費交通費」(尾道支部)</p> <p>指摘の経費は潮汐表を会員に配付(毎年11月頃)した際の自家用車利用に係るものであるが、平成22年度からは、社団法人広島県清港会旅費支給規程(以下「旅費支給規程」という。)を改正し、職員の所有する自動車の借上げについての取り扱い要領を会長が定めることとした。なお、要領については現在策定中で、6～7月頃までに作成する。</p> <p>「船員」の日当については、旅費支給規程の「一般職員」の額を適用することとする。</p> <p>なお、「一般職員」の表記は適用の疑義が生じないよう「その他の職員」に理事会で議決を得、改める。</p>
--	---

監査の結果(意見)	措置の内容
<p>【財務管理の責任者(専務理事)の決裁を経ない収入・支出について】</p> <p>法人の会計処理規定によれば、収入・支出に当たっては、「専務理事が会計事務を掌理しその責任を負う」とされているが、平成20年6月25日～6月30日に伺いが行われている17件の収入・支出について、法人の規定による事務処理が行われていなかった。適正な事務処理を行う必要がある。</p>	<p>規定どおり厳正な処理に改めた。</p>

58 広島県住宅供給公社 (監査年月日：平成22年2月4日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容																				
<p>【ア 長期未収について】 賃貸住宅家賃など長期未収 (過年度分) となっているものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。(監査日現在確認分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般賃貸住宅管理事業未収金 1人 40,000円 ・特定優良賃貸住宅管理事業未収金 1人 64,000円 ・賃貸施設等管理事業未収金 5人 538,662円 ・長期積立分譲住宅管理事業未収金 1人 10,406円 	<p>長期未収金について、支払いの督促などの法的措置を講じ、また、本人の居住地に督促の訪問をするなど、徴収の促進に努めている。</p> <p>また、長期未収金の未然防止のため、毎月滞納会議を実施し、納入日に入金の遅れているものについて、随時、督促していくなど、引き続き徴収に努める。</p> <p>なお、居所不明の滞納者及び自己破産者などについては、今後、当公社顧問弁護士とも相談し対応を検討することとした。</p> <table border="1" data-bbox="459 837 1393 1189"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>未納額 (平成22年4月末)</th> <th>全部納入額 (平成22年4月末)</th> <th>分割納入額 (平成22年4月末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般賃貸住宅 管理事業未収金</td> <td>1人 28,500円</td> <td>0人 0円</td> <td>1人 11,500円</td> </tr> <tr> <td>特定優良賃貸住宅 管理事業未収金</td> <td>0人 0円</td> <td>1人 64,000円</td> <td>0人 0円</td> </tr> <tr> <td>賃貸施設等 管理事業未収金</td> <td>5人 530,332円</td> <td>0人 0円</td> <td>1人 8,330円</td> </tr> <tr> <td>長期積立分譲住宅 管理事業未収金</td> <td>1人 10,406円</td> <td>0人 0円</td> <td>0人 0円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	未納額 (平成22年4月末)	全部納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	一般賃貸住宅 管理事業未収金	1人 28,500円	0人 0円	1人 11,500円	特定優良賃貸住宅 管理事業未収金	0人 0円	1人 64,000円	0人 0円	賃貸施設等 管理事業未収金	5人 530,332円	0人 0円	1人 8,330円	長期積立分譲住宅 管理事業未収金	1人 10,406円	0人 0円	0人 0円
区 分	未納額 (平成22年4月末)	全部納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)																		
一般賃貸住宅 管理事業未収金	1人 28,500円	0人 0円	1人 11,500円																		
特定優良賃貸住宅 管理事業未収金	0人 0円	1人 64,000円	0人 0円																		
賃貸施設等 管理事業未収金	5人 530,332円	0人 0円	1人 8,330円																		
長期積立分譲住宅 管理事業未収金	1人 10,406円	0人 0円	0人 0円																		
<p>【イ 委託契約の事務処理について】 委託契約において、次のとおり誤つた事務処理をしているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" data-bbox="172 1413 1409 1709"> <thead> <tr> <th>契約名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「サニーコート広島」の管理及び各種サービス提供に係る業務委託契約 (平成20年度)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書に定める、委託業務内容、契約額及び支払時期に係る協議が行われないまま、毎月、所要額が請求書により支払われていた。 ・ 契約書に定める業務見積書及び収支見積書の提出を受けていなかった。 ・ 委託費用の精算額に誤りがあつた。 </td> </tr> <tr> <td>住宅等の管理及び分譲住宅に係る業務委託契約 (平成20年度)</td> <td> 契約期間を更新しようとするときは、期間満了の1か月前までに文書により通知することとなっているが、当該通知を行っていない。 </td> </tr> </tbody> </table>	契約名	内 容	「サニーコート広島」の管理及び各種サービス提供に係る業務委託契約 (平成20年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書に定める、委託業務内容、契約額及び支払時期に係る協議が行われないまま、毎月、所要額が請求書により支払われていた。 ・ 契約書に定める業務見積書及び収支見積書の提出を受けていなかった。 ・ 委託費用の精算額に誤りがあつた。 	住宅等の管理及び分譲住宅に係る業務委託契約 (平成20年度)	契約期間を更新しようとするときは、期間満了の1か月前までに文書により通知することとなっているが、当該通知を行っていない。															
契約名	内 容																				
「サニーコート広島」の管理及び各種サービス提供に係る業務委託契約 (平成20年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書に定める、委託業務内容、契約額及び支払時期に係る協議が行われないまま、毎月、所要額が請求書により支払われていた。 ・ 契約書に定める業務見積書及び収支見積書の提出を受けていなかった。 ・ 委託費用の精算額に誤りがあつた。 																				
住宅等の管理及び分譲住宅に係る業務委託契約 (平成20年度)	契約期間を更新しようとするときは、期間満了の1か月前までに文書により通知することとなっているが、当該通知を行っていない。																				

	<p>○ 「サニーコート広島」の管理及び各種サービス提供に係る業務委託契約（平成20年度） 指摘事項の「サニーコート広島」に係る委託業務内容等の協議及び業務見積書等の提出については、今年度から改善することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後は、サニーコート広島の管理及び各種サービス提供に係る業務委託契約について、業務委託者と委託業務内容、契約額及び支払時期に関する協議を行うこととした。 ・ 今後は、契約に伴う業務見積書及び収支見積書を徴することとした。 ・ 委託費用の精算額の内訳明細の誤りがあった件について、平成22年2月8日に訂正した。 <p>○ 住宅等の管理及び分譲住宅に係る業務委託契約（平成20年度） 指摘事項については、今年度から改善することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後は、契約期間の更新時に文書による通知を行うこととした。
--	--

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【契約における競争性の向上について】 施設管理業務に係る委託契約において、指名競争入札を3月末に実施しているものがあつた。 受託業者の準備期間を確保するため、少なくとも業務開始の1か月程度前までには入札を執行し、契約における競争性の向上を図る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エソール広島保守管理業務委託契約（平成20～21年度） ・ サンスクエア東広島総合管理業務委託契約（平成20～21年度） ・ 高陽タウンセンタービル清掃業務委託契約（平成20～21年度） ・ 高陽第二タウンセンタービル清掃業務委託契約（平成21～23年度） 	<p>委託の業務開始時期までに時間的余裕を持って契約事務を進めることとした。</p>

59 財団法人広島県下水道公社 (監査年月日：平成22年1月22日)

監査の結果 (意見)	措 置 の 内 容
<p>【ア 郵便切手類出納簿の確認について】 三原支所及び福山支所において、郵便切手類出納簿の確認印の押印漏れが見受けられた。郵便切手の払出及び受領の都度、確認者は確認を行う必要がある。</p>	<p>確認者（本社にあっては総務課長、支所にあっては庶務課長、不在の場合は、決裁規程に基づく代理決裁者）の確認を得てから払出し及び受領の手続きを行うこととした。</p>
<p>【イ テレホンカードの管理について】 テレホンカード10枚が金庫に保管されていたが、出納簿等が整備されていなかった。金券等の管理については、出納簿等により管理を行う必要がある。</p>	<p>テレホンカードについても出納簿を作成し他の金券類と同様、適正に管理することとした。</p>

60 ビルックス株式会社 (監査年月日：平成21年11月18日)

監査の結果 (意見)	措 置 の 内 容
<p>【ア 現金出納事務の取扱いについて】 住宅使用料等の現金徴収に当たり、収納員と収納監督者が同一人物となるケースが見受けられた。内部統制を確保するため、収納員と収納監督者は別人となるよう改善を図る必要がある。 (参考) 収納員・・・県営住宅使用料等に係る現金領収業務を担当する者 収納監督員・・・収納員を監督する者</p>	<p>収納監督者に県営住宅使用料収納業務に従事しない者（指定管理者専務取締役（県営住宅使用料収納業務に従事していない））を選任し、収納員と収納監督者が同一人物とならないように対応した。</p>
<p>【イ 収納員現金収納簿兼領収原符受払簿の取扱いについて】 収納員現金収納簿兼領収原符受払簿について、押印漏れ、押印誤り、日付の記入漏れ、収納員以外の者が記入している事例などが見受けられた。収納員現金収納簿兼領収原符受払簿は、日々の現金の受払状況を明らかにして、住宅使用料等の収入状況を管理するものであることから、適正な取扱いに努める必要がある。</p>	<p>収納員すべてに収納員現金収納簿兼領収原符受払簿の適正な取扱いについて指導を行い、押印漏れや記入漏れ等についても確認することを徹底した。 また、領収原符の受払状況や収納員現金収納簿兼領収原符受払簿及び現金出納簿の記載状況等について、引き続き、毎月1回定期及び臨時に指定管理者内の県営住宅使用料収納業務に携わらない部の長により、内部監査を実施している。</p>

6 1 堀田・誠和共同企業体 (監査年月日：平成21年11月20日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容
<p>【領収原符受払簿兼使用簿の記帳について】 領収原符受払簿兼使用簿は、収納員ごとに作成して記帳することとなっているが、他者の使用簿を利用しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(尾道地区2件)</p>	<p>領収原符受払簿兼使用簿は現金を収納する各人がそれぞれ責任を持って作成すべきものであり、単に領収したことが分かる書類ではないことを全職員に指導・教育した。 引き続き、他者の使用簿を利用することがないように、領収原符受払簿兼使用簿を厳正に管理することを徹底している。</p>

6 2 広島県ビルメンテナンス共同組合(廿日市・大竹地区、三次・庄原地区)
 (監査年月日：平成21年12月1～2日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容
<p>【ア 実績報告に係る事務処理について】 (ア) 平成20年度の指定管理業務の実績報告において、三次・庄原地区分の「会場使用料」勘定に計上すべき経費について、誤って廿日市・大竹地区分の「会場使用料」勘定に計上しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(廿日市・大竹地区、三次・庄原地区) (イ) 平成20年度の指定管理業務の実績報告において、「切手費用」勘定の計上額に誤りがあつた。適正な事務処理に努められたい。(廿日市・大竹地区)</p>	<p>(ア) 廿日市・大竹地区分の「会場使用料」勘定に誤って計上したものについては、三次・庄原地区分の「会場使用料」勘定に直ちに訂正計上した。 引き続き、地区毎に区分したものを2名以上で確認し、適正な経費計上が行われるよう徹底している。 (イ) 「切手費用」勘定の計上額に誤りがあつたことについては、訂正計上した。 引き続き、地区管理担当者と本部集計担当者の2名で確認し、適正な事務処理が行われるよう徹底している。</p>
<p>【イ 管理費用の概算払精算に係る事務処理について】 管理費用について、概算払を受けた場合は、事業年度終了後に管理費用概算払精算書を県に提出し、精算することとなっているが、その事務処理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。(廿日市・大竹地区)</p>	<p>概算払を受けた管理費用について、精算事務が行われていなかったことについては、直ちに精算書を提出した。 引き続き、協定書の再確認を行い、確実に適正な事務処理を徹底している。</p>
<p>【ウ 領収原符の廃棄処理について】 書き損じなどにより廃棄となった領収原符については、複写を含む4枚全部に「廃棄」と朱印する必要があるが、二重線で消されただけの処理になっていた。適正な事務処理に努められたい。(廿日市・大竹地区)</p>	<p>書き損じなどにより廃棄処分となった領収原符については、平成20年度までさかのぼって、複写を含む4枚全部に「廃棄」と朱印処理した。 再発防止のため、収納員全員に領収原符の廃棄方法を再度徹底している。</p>

6 3 ポラーノグループびんご (監査年月日：平成22年1月20日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容
<p>【ア 実績報告に係る事務処理について】 平成20年度の指定管理業務の実績報告において、実績額の計上に誤りがあった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>指定管理業務実績額 (収支計算) については、指定管理者で作成した専用ソフトを使用し、自動計算により収支計算書及び内訳書に計上するようにしている。今回の指摘に対して、監査時にソフト (自動計算) の不備が見つかったので即座に是正した。</p> <p>現在は、是正した計算ソフトで毎月収入及び支出の打ち込みを行い、担当者が打ち込み終了後、全ての計算に間違いがないか確認し、最終確認を公園事務所長が行うこととした。</p>
<p>【イ 委託契約における支出について】 委託契約において、契約額と支出額が異なるものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動ドア保守点検業務委託契約 (平成20年度) ・ 電話・弱電設備業務委託契約 (平成20年度) ・ 芝生維持管理業務委託契約 (平成20年度) ・ 植栽管理業務委託契約 (平成20年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託契約によっては、契約金額を等分に割り、支払いをしている業務がある。今回の業務については、契約金額を支払月分で割ると端数が発生し、最終的に契約額と支出額が異なっていた。今後は、最終支払月で端数を処理し変更契約が無ければ、契約金額と同額を支払うために、相手方に対して端数の処理を行った請求書を提出してもらうこととする。(等分割する契約については、毎月の請求金額と契約額と支払額が分かるような表を作成し、入力している。) ・ 芝生維持管理及び植栽管理については、追加の業務が発生していたが、変更契約事務を行わず支払いをしていた。早急に相手方と協議し変更内容の確認後、見積書の提出を求め、変更内容及び変更契約額を記載した契約を交わすこととした。

6 4 ミスノグループ (監査年月日：平成22年1月19日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容
<p>【ア 施設管理に係る収支について】 平成20年度の収支報告において、都市公園使用料に係る経費が正確に計上されていなかった。適正な会計処理に努められたい。</p>	<p>平成21年度の収支報告書においては、レストラン部分の都市公園使用料(業者負担分)を明確に記載し、適正な会計処理に努めることとした。</p>
<p>【イ 人件費支出について】 平成20年度の支出において、支出根拠が明確になっていない人件費を支出していたものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>今後、突発的に人件費の支払の必要が生じた場合には、契約に基づく覚書等の締結及び保管を行い、支出根拠を明確にし、適正な事務処理に努めることとした。</p>

65 アマノマネジメントサービス株式会社

(監査年月日：平成22年1月29日)

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容
<p>【ア 収支報告書について】 県へ提出された平成20年度の収支報告書の内容と実際の収入・支出額が異なっていた。委託料の額に変更はないが、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>指定管理者から平成21年5月18日付けで提出のあった「広島空港県営駐車場の管理にかかる経費の収支状況（平成20年度）」について、平成22年2月26日付けで修正報告があり、確認した。</p> <p>なお、違算の原因は他の事業との区分経理が不十分であったために生じたもので、指摘に基づき、経理を明確にし適正な事務処理を行うよう指導し、監査以後は改善されている。</p>
<p>【イ 経理区分の明確化について】 管理業務に係る経費については、指定管理者が行う他の事業と区分して経理することとされているが、区分されていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠 広島空港県営駐車場の管理に関する基本協定書第21条 	<p>指摘後は、各納品書に事業名や内容などを記載するとともに、事業ごとに仕訳けを行うよう指導し、監査以後は改善されている。</p>
<p>【ウ 駐車場使用料金の金融機関への預入れに伴う利息について】 駐車場使用料金の徴収事務において、金融機関への預入れに伴って生じた利息は、当該年度の委託業務終了日に県に支払われることになっているが、支払われていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利息額 平成20年度6,809円 ・根拠 広島空港県営駐車場の使用料徴収事務委託契約書第7条第5項 	<p>平成20年度の利息額（平成20年4月1日～平成21年3月31日）6,956円については、平成22年3月11日に県に支払われた。</p> <p>なお、指摘の額（6,809円）は平成21年3月8日時点（平成20年4月1日～平成21年3月8日）のものであった。</p>
<p>【エ 備品の管理について】 県の委託料で購入した備品は、県の所有に属し、一覧表を備え、ラベルの張付け等の方法により指定管理者の所有備品と区別することとしているが、県有備品の一覧表が作成されておらず、指定管理者の社名ラベルが張り付けられているものがあった。適正な管理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品名 磁気カード書込機 ・根拠 広島空港県営駐車場の管理に関する基本協定書第10条 	<p>指摘に基づき、適正な管理を行うよう指導し、県有備品の一覧表を整備し、県の備品ラベルに貼り換えられた。</p> <p>今後購入する県有備品についても、指定管理者所有の備品と明確に区別するとともに、備品購入後は速やかに県に報告するよう指導し、監査以後は改善されている。</p>

【教育委員会】

1 教育委員会事務局 (監査年月日：平成21年8月3日)

監査の結果 (指摘事項)		措 置 の 内 容			
<p>【長期未納 (滞納繰越分) について】 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p>					
区 分		長期未納 (滞納繰越分) [平成20年度決算額]		参考 前回監査時 (平成20年7月)	
1	行政文書の開示に係る複写料 (総務課)	1人	1,610円	1人	1,610円
2	行政文書の開示に係る複写料 (教職員課)	1人	10,380円	1人	10,380円
3	行政文書の開示に係る複写料 (学校経営課)	1人	330円	1人	330円
4	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金に係る貸出金償還金 (指導第二課)	10人	987,785円	11人	1,138,785円
5	地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金に係る貸出金償還金 (指導第二課)	284人	56,393,623円	243人	44,933,683円
6	地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金に係る戻入金及び返還金 (指導第二課)	39人	4,097,400円	39人	4,097,400円
7	高等学校等奨学金貸付金に係る貸出金償還金 (指導第二課)	250人	16,876,500円	81人	6,972,800円
8	高等学校等奨学金貸付金に係る戻入金及び返還金 (指導第二課)	4人	511,000円	5人	579,000円
9	賀茂高等学校不正事件賠償金に係る弁償金 (指導第二課)	1人	33,977,445円	1人	34,032,445円
10	広島観音高等学校等学校諸費横領事件賠償金に係る弁償金 (指導第二課)	1人	17,715,042円	1人	17,825,042円
11	行政文書の開示に係る複写料 (指導第二課)	1人	1,090円	1人	1,090円
12	行政文書の開示に係る複写料 (指導第三課)	1人	8,980円	1人	8,980円
		<p>1～3 行政文書の開示に係る複写料 (開示請求者が総務課への請求者と同一であり、総務課で一括して対応している。) 請求人等に納付の意思確認等を行ったところであるが、請求人はこれ以上の連絡を拒んでいる状況にある。今後、請求人の状況にも配慮しながら、担当職員が直接訪問する等の対応を行い、滞納債権回収に努める。</p>			

区 分	未納額 (平成22年5月20日現在)		全額納入額 (平成22年5月20日現在)		一部納入額 (平成22年5月20日現在)	
行政文書の開示に係る 複写料 (総務課)	1人	1,610円	0人	0円	0人	0円
行政文書の開示に係る 複写料 (教職員課)	1人	10,380円	0人	0円	0人	0円
行政文書の開示に係る 複写料 (学校経営課)	1人	330円	0人	0円	0人	0円

4 高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金に係る貸出金償還金

修学奨励金貸付金に係る返還金については、定期的に文書による納入指導を行うほか、家庭訪問、電話などによる督促を繰返し行うなど計画的な納入を行うよう指導しており、長期未納（滞納繰越額）の解消に努めているところである。

なお、指摘のあった長期未納に係る対応状況は次のとおりである。

区 分	未納額 (平成22年5月20日現在)		全額納入額 (平成22年5月20日現在)		一部納入額 (平成22年5月20日現在)	
高等学校定時制課程 及び通信制課程修学 奨励金貸付金に係る 貸出金償還金 (指導第 二課)	8人	757,785円	2人	170,000円	3人	60,000円

今後も、未納者の状況把握に努めるとともに、文書・家庭訪問・電話などによる納付指導を徹底し、早期の収入確保に努める。

5 地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金に係る貸出金償還金

免除申請に係る検収の際に個別の状況を確認するなど、市町教育委員会と連携して、未納解消に取り組んでいる。

区 分	未納額 (平成22年5月20日現在)		全額納入額 (平成22年5月20日現在)		一部納入額 (平成22年5月20日現在)	
地域改善対策高等学 校等進学奨学金貸付 金に係る貸出金償還 金 (指導第二課)	221人	48,187,671円	63人	5,722,834円	25人	2,483,118円

今後も、市町教育委員会に協力を依頼し、世帯の状況・問題点について、詳細な把握に努めるとともに、文書や電話などによる納付指導を通じて、納入促進を図る。

また、平成21年度から、新たに市町の協力を得ながら、県において直接、本人又は保護者の自宅訪問を実施し、債権者個別の実態把握に努めており、平成22年度についても引き続き自宅訪問を実施する。

6 地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金に係る戻入金及び返還金
 免除申請に係る検収の際に個別の状況を確認するなど、市町教育委員会と連携して、未納解消に取り組んでいる。

区 分	未納額 (平成22年5月20日現在)		全額納入額 (平成22年5月20日現在)		一部納入額 (平成22年5月20日現在)	
地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金に係る戻入金及び返還金(指導第二課)	39人	3,997,400円	0人	0円	1人	100,000円

今後も、市町教育委員会に協力を依頼し、継続した取組を実施していく。
 また、時効が完成している者については、欠損処分を視野に検討するとともに、時効が完成していない者については、分割納入させるなど、時効にならない取組を行っている。

7 高等学校等奨学金貸付金に係る貸出金償還金
 平成18年2月に「広島県高等学校等奨学金債権管理事務取扱要綱」を作成し、これに基づく納入指導や督促を行うなど、長期未納の解消に取り組んでいる。
 平成19年7月に初めて1名(本人及び連帯保証人が再三の督促や面接指導にも応じず、一度も償還金の納入実績がない。)に対して、裁判所に支払督促の申立てを行った。(平成22年度一部入金あり)
 平成20年度からは、償還対象者の増大に対応するため、返還業務及び法的措置を除く債権管理業務について外部委託を行っている。
 外部委託により、償還金の口座引落しを導入し、納入率の向上に努める一方、専門スタッフから未納者へきめ細かい納付指導を行っている。

区 分	未納額 (平成22年5月20日現在)		全額納入額 (平成22年5月20日現在)		一部納入額 (平成22年5月20日現在)	
高等学校等奨学金貸付金に係る貸出金償還金(指導第二課)	142人	13,509,700円	108人	2,469,300円	44人	897,500円

今後も、引き続き未納者の状況把握に努めるとともに、本人だけでなく連帯保証人に対しても、文書・電話による督促や家庭訪問を行うなど、納入指導を徹底するとともに、返還できる資力があながら長期間返還しない者に対しては、法的措置を講じるなど、厳格な債権管理事務を行い、長期未納の解消に努める。

		<p>8 高等学校等奨学金貸付金に係る戻入金及び返還金未納者に対し、電話や文書等で指導を行い、回収に努める。</p> <p>当該債務者の中には、戻入金に加え、貸出金償還金についても未納がある者があり、その者については、貸出金償還金について委託業者が行っている納付指導に対する反応などから状況を把握し、状況に応じた督促を行う。</p> <p>また、退学や休学による奨学生の異動について、学校からの連絡が遅れることにより過誤納金が発生するケースが多いことから、今後、学校に対する貸付決定等通知の都度、奨学生の状況把握と異動に係る事前連絡の徹底について記述し、注意喚起を行っている。</p>	
区分	未納額 (平成22年5月20日現在)	全額納入額 (平成22年5月20日現在)	一部納入額 (平成22年5月20日現在)
高等学校等奨学金貸付金に係る戻入金及び返還金(指導第二課)	4人 511,000円	0人 0円	0人 0円
		<p>9 賀茂高等学校不正事件賠償金に係る弁償金</p> <p>平成9年10月に公正証書(債務承認弁済契約書)を作成し、月額2万円の返済がされていたが、平成18年10月31日付けで離職し、住居(寮)も退去させられたため、分納が中断した。以降、現在まで、住所不定で日々のアルバイトで生計しており、当初計画どおりの返済は極めて困難な状況にある。このため、平成19年3月18日に本人と面談し、定期的に連絡することと、定職に就いた時点で再度返済計画を立てること、収入に応じて可能な限りの額を毎月納付することで合意し、これまで一定の納付はなされている。</p>	
区分	未納額 (平成22年5月20日現在)	全額納入額 (平成22年5月20日現在)	一部納入額 (平成22年5月20日現在)
賀茂高等学校不正事件賠償金に係る弁償金(指導第二課)	1人 33,897,445円	0人 0円	1人 80,000円
		<p>今後も、定期的に本人と連絡を取り、定職に就いた時点で返済計画について改めて協議する。</p>	

10 広島観音高等学校等学校諸費横領事件賠償金に係る弁償金
 平成18年10月30日に更正保護施設を退所し、自活するも、仕事は不定期で安定した収入が見込めないことから、当面、平成18年11月から毎月3,000円の分割返済としていた。その後、平成19年7月8日に本人と面談し、生活や収入状況を把握したところ、ある程度、安定的な状況であると認められたため、返済額を平成19年7月から毎月10,000円に増額した。

区 分	未納額 (平成22年5月20日現在)	全額納入額 (平成22年5月20日現在)	一部納入額 (平成22年5月20日現在)
広島観音高等学校等学校諸費横領事件賠償金に係る弁償金(指導第二課)	1人 177,605,042円	0人 0円	1人 110,000円

今後も定期的に、本人と連絡を取り、収入状況等を勘案し、月々の返済額について協議していく。

11・12 行政文書の開示に係る複写料

(開示請求者が総務課への請求者と同一であり、総務課で一括して対応している。)

請求人等に納付の意思確認等を行ったところであるが、請求人はこれ以上の連絡を拒んでいる状況にある。今後、請求人の状況にも配慮しながら、担当職員が直接訪問する等の対応を行い、滞納債権回収に努める。

区 分	未納額 (平成22年5月20日現在)	全額納入額 (平成22年5月20日現在)	一部納入額 (平成22年5月20日現在)
行政文書の開示に係る複写料(指導第二課)	1人 1,090円	0人 0円	0人 0円
行政文書の開示に係る複写料(指導第三課)	1人 8,980円	0人 0円	0人 0円

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【ア 債権管理に対する取組の強化について】</p> <p>(ア) 新規未納発生時の対策強化について</p> <p>新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの初期対応が極めて重要である。</p> <p>新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、税務課債権回収指導担当やサービスからこれまでに得た助言・指導も活用しながら、新規滞納額の圧縮に努める必要がある。</p> <p>(高等学校使用料〔授業料〕、高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金、地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金、高等学校等奨学金貸付金)</p>	<p>それぞれの債権ごとに債権管理事務取扱要綱を策定しており、新たな収入未済を把握した場合は、債務者に対し、要綱に基づく未納通知や督促状の発送、電話による督促などの納入指導を行っている。</p> <p>新規滞納額を圧縮するため、債権回収指導担当やサービスと十分連携を図り、債権管理に対する取組の強化について、それぞれの債権ごとに検討する。なお、それぞれの債権に係る新規未納を抑制する主な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高等学校使用料〔授業料〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 期限内納付を徹底させるため、口座振替による納付を推進する。 ・ 保護者等に対して、あらゆる機会を通じて、授業料減免及び奨学金の周知に努める。 ○ 高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請時に学校長の推薦を要件に追加した（平成18年度導入）ことにより、中途退学者の減少、新たな滞納の発生防止を図っている。 ○ 地域改善対策高等学校等進学奨励事業奨学金貸付金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本年度、市町担当者が自宅訪問する際、県の担当者も同行し、直接、指導するとともに、滞納者の個別の状況を把握する。 ○ 高等学校等奨学金貸付金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規未納発生者には、もれなく翌月にサービスから納入指導について連絡を図っている。また、債権管理事務取扱要綱に従い、2か月後、3か月後も債務者及び連帯保証人に納付指導を行っている。 ・ 猶予手続きの漏れにより償還が開始する場合は未納につながりやすいため、手続漏れを生じないよう奨学生との連絡を密にする。

(イ) 債権管理の高度化について

平成20年度決算において、前年度決算より滞納繰越額が増加した税外債権等があった。

引き続き、滞納状況に応じた債権回収に取り組み、滞納総額の縮減を図る必要がある。

(高等学校使用料〔授業料〕)

なお、債権管理に当たっては、滞納に至った経緯や債務者の状況を踏まえて、①納付催告や法的措置を行うことにより回収することが可能な債権、②法的措置を行ったとしても回収することが困難な債権、③法的措置は行ったが回収が見込めない債権等の区分を行うとともに、段階に応じた債権回収手法（督促、法的措置、時効の中断措置等）を適切に行うなど、滞納状況に応じた債権回収に取り組む必要がある。

(地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金、高等学校等奨学金貸付金)

高等学校使用料〔授業料〕の未納者に対しては、徴収事務取扱要綱に基づき、未納月数に応じた督促や面談指導、家庭訪問等を行い、厳格な債権管理を継続するとともに、長期末納者に対しては、出席停止措置や法的措置も適切な時期に実施するなど、校長を中心とした学校全体での未納解消に向けた取組の強化について、校長会議や事務長会議、あるいは担当者研修会や未納解消の取組のヒアリング時など、様々な機会を通じて指導するなど、滞納総額の縮減に努めている。

区分	未納者	滞納額
平成20年度決算時	262人	7,259,085円
平成22年5月20日現在	83人	3,453,249円
減少	179人	3,805,836円

今後も、未納者の状況把握に努めるとともに、文書・家庭訪問・電話による納付指導を徹底し、かつ法的措置を講じるなど、早期の収入確保に努める。

また、生活困窮等で真に納入が困難な者に対しては、授業料減免制度や緊急募集を含む高等学校等奨学金の制度を十分周知し、新たな未納が発生しないよう、積極的に指導する。

○ 地域改善対策高等学校等進学奨励事業奨学金貸付金

- 滞納債権の区分を行うとともに、滞納状況に応じた債権回収を行うため、今後も、市町教委に協力を依頼し、世帯の状況・問題点について、詳細な把握に努める。

また、本年度、市町担当者が自宅訪問する際、県の担当者も同行し、滞納者の個別の状況を把握する。

○ 広島県高等学校等奨学金貸付金

- 滞納債権の区分を行い、状況に応じた回収・督促を行う。

また、滞納が長期にわたる者については、上記滞納債権の区分に加え、現地調査を行い、調査結果をもとに支払い督促など法的措置の適用について検討する。

(ウ) 法的措置の実行について

法的措置については、「広島県債権管理会議」における取組を通じて、支払督促の申立てや、滞納処分可能な債権にあつては滞納処分を行うなどの取組が進められており、適正な債権管理に向けた取組が強化されつつある。

引き続き、こうした事例を活かして法的措置を適正に行うとともに、法的措置を行っていない債権にあつても、必要に応じて法的措置を的確に行うなど、積極的な債権回収を図る必要がある。

(地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金)

滞納者への取組について、これまで人権上の配慮から市町教育委員会を通じて行ってきたが、市町村合併等に伴い緊密な対応が難しくなっていることなどから、税務課（債権回収）担当と十分連携を図りながら、今後は法的措置も含めて積極的な債権回収を図っていく、県が直接、回収を実施することについて、検討する。

<p>(エ) 地方機関において債権管理を行っている債権の管理体制について</p> <p>地方機関で債権管理を行っている債権については、本庁債権所管課として地方機関の債権管理状況を組織として定期的に把握するとともに、管理体制や債権の状況を踏まえた的確な指導、助言を行うなど、必要に応じて地方機関と一体となった組織的な債権回収に取り組む必要がある。</p> <p>(高等学校使用料〔授業料〕、高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金)</p>	<p>地方機関で債権管理を行っている債権については、債権管理状況を毎月確認し、必要に応じて電話、個別ヒアリング、学校訪問による納付指導を行っている。</p> <p>また、授業料担当者会議を行い、未納額を大きく減少させた学校の徴収ノウハウの普及や法的手段に基づく債権管理の研修を通して債権管理体制の強化を図っている。</p> <p>今後も、債権の状況を踏まえた的確な指導、助言を行うなど、学校と一体となった組織的な債権回収に取り組む。</p> <p>なお、債権管理に対する取組強化の一環として、局債権管理会議を開催し、それぞれの債権管理状況を確認の上、状況に応じた適時適切な取組を実施する。</p> <p>特に、地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金については、債権金額が多額であることから、税務課債権回収指導担当も参加する事案管理会議を開催し、実施した対策の検証や今後の取組について協議し、滞納債権の縮減に向けた、より有効な取組を実施する。</p>
<p>【イ 設計金額の積算方法について】</p> <p>委託契約における設計金額の積算において、県の積算基準がないものについて、過去に徴取した参考見積書により行っていたもの、前年度の見積額により行っているもの、参考見積書を徴取せずに行っていたものがあった。</p> <p>設計金額の積算に当たっては、最新の情報により行うとともに、根拠を明確にしておく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島県教育関係職員録発行業務委託（総務課、平成21年度） ・平成20年度ミドルリーダー育成セミナー及び教育総合講座リーダーシップ開発研修業務委託契約（学校経営課、平成20年度） ・平成21年度「基礎・基本」定着状況調査における音声問題録音CD複製業務委託（指導第一課、平成21年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「平成22年度広島県教育関係職員録発行業務委託契約」の設計金額について、参考見積を徴取し、最新の情報により積算した。 ○ 「平成22年度ミドルリーダー育成セミナー及び教育総合講座リーダーシップ開発研修業務委託契約」の設計金額について、参考見積を徴取し、最新の情報により積算した。 ○ 「平成22年度「基礎・基本」定着状況調査における音声問題録音CD複製業務委託契約」の設計金額について、参考見積を徴取し、最新の情報により積算した。

2 西部教育事務所 (監査年月日：平成21年11月5日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容																		
<p>【ア 時間外勤務手当の支給について】 土曜日及び日曜日の時間外勤務について、休憩時間に対しても時間外勤務手当を支給していた。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" data-bbox="191 539 652 763"> <thead> <tr> <th>実績月</th> <th>時間数</th> <th>戻入額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年4月</td> <td>1時間</td> <td>2,611円</td> </tr> <tr> <td>平成21年5月</td> <td>2時間</td> <td>6,836円</td> </tr> <tr> <td>平成21年6月</td> <td>3時間</td> <td>9,603円</td> </tr> <tr> <td>平成21年8月</td> <td>1時間</td> <td>3,599円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>7時間</td> <td>22,649円</td> </tr> </tbody> </table>	実績月	時間数	戻入額	平成21年4月	1時間	2,611円	平成21年5月	2時間	6,836円	平成21年6月	3時間	9,603円	平成21年8月	1時間	3,599円	合 計	7時間	22,649円	<p>平成22年4月分給与で過払い分の手当額を戻入した。 6時間を超える勤務の際は、45分以上の休憩が義務付けられていることを再認識し、時間外勤務命令等、適正な事務処理に努めるよう指導を行っていく。</p>
実績月	時間数	戻入額																	
平成21年4月	1時間	2,611円																	
平成21年5月	2時間	6,836円																	
平成21年6月	3時間	9,603円																	
平成21年8月	1時間	3,599円																	
合 計	7時間	22,649円																	
<p>【イ 児童手当の支給について】 児童手当法に定められている支給月より前の月に手当を支給していた。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>児童手当法で定められている支給月を守り、適正な事務処理に努めるよう指導した結果、対応済みである。</p>																		
<p>【ウ 郵便切手類の管理について】 (ア) 物品出納職員の交代があった場合、前任及び後任の物品出納職員は、郵便切手類出納簿の末葉に引継年月日を記載し、双方これに記名押印しておかなければならないが、引継年月日の記載及び記名押印がされていなかった。適正な管理に努められたい。 ・根拠 広島県物品管理規則第39条 (イ) 郵便切手の購入日と郵便切手類出納簿の受入日が異なっていた。適正な管理に努められたい。</p> <table border="1" data-bbox="183 1400 1225 1512"> <tbody> <tr> <td>郵便切手の購入・受領・検査日</td> <td>平成21年4月10日</td> <td>平成21年4月27日</td> </tr> <tr> <td>郵便切手類出納簿に記載された受入日</td> <td>平成21年4月8日</td> <td>平成21年4月23日</td> </tr> <tr> <td>購入金額</td> <td>113,500円</td> <td>66,500円</td> </tr> </tbody> </table>	郵便切手の購入・受領・検査日	平成21年4月10日	平成21年4月27日	郵便切手類出納簿に記載された受入日	平成21年4月8日	平成21年4月23日	購入金額	113,500円	66,500円	<p>(ア) 今後は、物品管理規則に則り、適正な管理に努めるよう指導を行っていく。 (イ) 郵便切手の購入日が、平成22年4月8日であるにもかかわらず、誤って契約済調書の検査年月日を、納期である平成22年4月10日としていたため、郵便切手出納簿の受入日と異なっていたものである。 今後は、適正な事務手続きを行うなど、適正な管理に努めるよう指導を行っていく。</p>									
郵便切手の購入・受領・検査日	平成21年4月10日	平成21年4月27日																	
郵便切手類出納簿に記載された受入日	平成21年4月8日	平成21年4月23日																	
購入金額	113,500円	66,500円																	
<p>【エ ガソリンの購入について】 公用車に使用するガソリンの購入において、業者が発行する納品書、契約済調書に記載された契約日等の内容と、公用車の運転日誌に記載された注油日等の内容が一致していなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>今後は、契約済調書の決裁時に、公用車運転日誌及び納品書との確認を十分に行うなど、適正な事務処理に努めるよう指導を行っていく。</p>																		

<p>【オ 委託契約における事務処理について】 委託契約において、次のとおり誤った事務処理や不適切な業務管理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>		<p>今後は、契約書に基づき、適正な事務処理に努めるよう指導を行っていく。</p>
契約名	内 容	
<p>庁舎施設管理業務委託契約 (平成21～22年度)</p>	<p>契約書に基づく作業報告書及び作業日報の報告を受けていなかった。</p>	
<p>自家用電気設備保安管理業務委託契約 (平成21～22年度)</p>	<p>契約書に基づく保安業務従事者の氏名及び生年月日等が確認できる書類の提出を受けていなかった。 また、連絡責任者の指名を行っていなかった。</p>	

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【ア 備品の管理について】 平成21年4月の教育事務所再編に伴い、事務所の場所を移転するなどし、107点の備品を移動し保有していたが、使用場所変更の手続きを行っていなかった。適正な管理に努める必要がある。</p>	<p>使用場所変更の手続きを行っていなかったものについては変更を行った。今後は適正な備品の管理に努める。</p>
<p>【イ 美術品の維持管理について】 美術品の展示場所を変更していたが、備品出納簿及び美術品台帳にその旨の記載がなかった。また、一部の美術品の管理にあつては、損傷を防ぐための対策を講じていなかった。適正な管理に努める必要がある。</p>	<p>備品出納簿及び美術品台帳の記載漏れについては、整理を行った。 美術品については、適切な場所へ移動させるとともに、美術品の保管にあつては特に留意するなど、適切な管理に努めるよう指導を行っていく。</p>

3 教育センター (監査年月日：平成21年6月16日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容								
<p>【ア 旅費の支給について】 研修講師に対する実費弁償 (旅費) の支給において、公用車により最寄りの新幹線停車駅 (東広島駅) まで講師を送迎したにもかかわらず、それとは異なる新幹線駅での発着として計算し、旅費を支給していた。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過支給額 1人 2,080円 ・支給不足額 1人 2,080円 	<p>適正な旅費計算をするよう指導した。</p>								
<p>【イ 児童手当の支給について】 児童手当の支給において、6月分まで支給すべきところ支給されていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給不足額 1人 20,000円 	<p>適正な給与支給をするよう指導した。</p>								
<p>【ウ 委託契約における事務処理について】 委託契約において、次のとおり誤った事務処理や不適切な業務管理が行われているものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>1 自家用電気工作物保安管理業務委託契約及び固形状一般廃棄物収集運搬業務委託契約 「施設管理業務委託の事務処理について」3(1)に「広島県電気設備保安管理業務共通仕様書」「広島県一般廃棄物処理業務共通仕様書」、4(1)に各業務の積算基準の定めがあることを確認させることにより、共通仕様書の使用及び設計額の積算方法についての理解の徹底を図り、今後、適正に事務処理を行うよう指導した。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="194 1310 665 1355">契約名</th> <th data-bbox="678 1310 1401 1355">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="194 1355 665 1429">自家用電気工作物保安管理業務委託契約 (平成21～22年度)</td> <td data-bbox="678 1355 1401 1429">・仕様書が施設管理業務委託事務処理要綱に定める共通仕様書によるものとなっていなかった。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="194 1429 665 1503">固形状一般廃棄物収集運搬業務委託契約 (平成21～22年度)</td> <td data-bbox="678 1429 1401 1503">・委託の設計額の算出について、財産管理課が定める積算基準によらず設計額を積算していた。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="194 1503 665 1579">樹木管理業務委託契約 (平成20年度)</td> <td data-bbox="678 1503 1401 1579">契約書に基づく仕様書により定められた業務内容と、実施報告書による履行内容が異なっていた。</td> </tr> </tbody> </table>	契約名	内 容	自家用電気工作物保安管理業務委託契約 (平成21～22年度)	・仕様書が施設管理業務委託事務処理要綱に定める共通仕様書によるものとなっていなかった。	固形状一般廃棄物収集運搬業務委託契約 (平成21～22年度)	・委託の設計額の算出について、財産管理課が定める積算基準によらず設計額を積算していた。	樹木管理業務委託契約 (平成20年度)	契約書に基づく仕様書により定められた業務内容と、実施報告書による履行内容が異なっていた。	<p>2 樹木管理業務委託契約 仕様書に基づき、月毎の作業内容を確認するよう指導した。</p>
契約名	内 容								
自家用電気工作物保安管理業務委託契約 (平成21～22年度)	・仕様書が施設管理業務委託事務処理要綱に定める共通仕様書によるものとなっていなかった。								
固形状一般廃棄物収集運搬業務委託契約 (平成21～22年度)	・委託の設計額の算出について、財産管理課が定める積算基準によらず設計額を積算していた。								
樹木管理業務委託契約 (平成20年度)	契約書に基づく仕様書により定められた業務内容と、実施報告書による履行内容が異なっていた。								

4 図書館 (監査年月日：平成21年4月22日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容
<p>【ア 委託契約に係る事務処理について】 契約に当たっては、予定価格を定めた上で見積書を徴すべきところ、予定価格を定めた日より前に見積書を徴取していた。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島県立図書館 情報提供システムハードウェア (サーバ関連) 保守契約 (平成21年度) ・広島県立図書館 情報提供システムハードウェア (クライアント関連) 保守契約 (平成21年度) 	<p>ルーズな事務処理を根絶すべく館内で意識の統一を図った。 (広島県立図書館情報提供システム保守業務については、システム更新に伴い、平成21年度で終了した。)</p>
<p>【イ 支出科目の誤りにについて】 負担金については、「負担金、補助金及び交付金」から支出すべきところ、役務費 (切手) から支出されていたものがあつた。適正な事務に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社団法人日本図書館協会「資料交換センター」負担金 (平成20年度) 	<p>平成21年度と同経費は、「負担金、補助金及び交付金」から支出した。</p>

監査の結果 (意見)	措 置 の 内 容
<p>【ア 委託契約書の支出額の記載方法について】 月別に委託料を支払う委託契約において、月別の支払額が異なるにもかかわらず、契約書に月別の支払金額が表示されていないものがあつた。月別に委託料を支払う場合は、疑義が生じないよう、契約書に表示する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島県立図書館窓口サービス業務委託契約 (平成20～21年度長期継続契約) 	<p>平成22年度の契約においては、疑義が生じないよう、月別の支払金額を表示した。</p>
<p>【イ 設計金額の積算根拠の明確化について】 委託契約における設計金額の積算において、その根拠となる積算単価の算出根拠が明確でないものがあつた。設計金額の積算に当たっては、単価の算出根拠を明確にしておく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書資料電算データ作成等整理業務委託契約 (平成20～21年度長期継続契約) ・図書資料製本修理業務 (平成20年度) ・広島県立図書館 情報提供システムハードウェア (サーバ関連) 保守契約 (平成21年度) ・広島県立図書館 情報提供システムハードウェア (クライアント関連) 保守契約 (平成21年度) 	<p>平成22年度の契約においては、設計金額の積算の際に参考見積りを徴し、積算根拠を明確にした。</p>

5 呉宮原高等学校 (監査年月日：平成21年5月29日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容										
<p>【ア 公印の管理について】 不要となった公印が廃棄されていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>平成21年8月25日教育長に公印の廃止届けを提出し、刻印がなくなるよう印面を削り使用できないようにした。今後は適正な管理に努めるよう指導を行っていく。</p>										
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="188 589 427 636">不要となった公印</td> <td data-bbox="427 589 1211 636">広島県立呉宮原高等学校長 (2個), 広島県立呉宮原高等学校印</td> </tr> </table>		不要となった公印	広島県立呉宮原高等学校長 (2個), 広島県立呉宮原高等学校印								
不要となった公印	広島県立呉宮原高等学校長 (2個), 広島県立呉宮原高等学校印										
<p>【イ 高等学校使用料 (授業料) の徴収事務について】 高等学校使用料 (授業料) の徴収事務について、未納者記録簿を作成していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(平成20年度)</p>	<p>未納者記録簿を作成した。 今後は、広島県立高等学校授業料徴収事務取扱要綱に基づいて、適正な事務処理に努める。</p>										
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="188 904 300 1066">根拠</td> <td data-bbox="300 904 1211 1066"> 広島県立高等学校授業料徴収事務取扱要綱 (平成19年4月23日施行) 第5 徴収事務の管理 1 未納者記録簿の管理 イ 記録簿は、3か月分未納であることを確認し、督促状を発するときから作成するものとする。 </td> </tr> </table>		根拠	広島県立高等学校授業料徴収事務取扱要綱 (平成19年4月23日施行) 第5 徴収事務の管理 1 未納者記録簿の管理 イ 記録簿は、3か月分未納であることを確認し、督促状を発するときから作成するものとする。								
根拠	広島県立高等学校授業料徴収事務取扱要綱 (平成19年4月23日施行) 第5 徴収事務の管理 1 未納者記録簿の管理 イ 記録簿は、3か月分未納であることを確認し、督促状を発するときから作成するものとする。										
<p>【ウ 行政財産使用料の徴収事務について】 行政財産の使用料に関する条例第4条では、使用料については、原則、使用開始までに徴収することとなっているが、使用開始後に徴収しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(平成19年度)</p>	<p>行政財産の使用料に関する条例第4条第1項第2号の規定を十分認識していなかったものであり、今後は、使用開始日までに徴収するよう適正な事務処理を行うよう指導を行っていく。</p>										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="188 1346 451 1384">項 目</th> <th data-bbox="451 1346 1331 1384">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 1384 451 1422">財産の表示</td> <td data-bbox="451 1384 1331 1422">広島県立呉宮原高等学校 艇庫 (土地69.76㎡)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1422 451 1494">使用許可期間</td> <td data-bbox="451 1422 1331 1494">平成19年4月22日から平成20年3月23日までの間のうち、指定された12日間 (うち、3日間を使用料を納付する前に使用)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1494 451 1532">徴収すべき期限</td> <td data-bbox="451 1494 1331 1532">平成19年4月22日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1532 451 1570">実際の納付期限</td> <td data-bbox="451 1532 1331 1570">平成19年7月20日 (調定日：平成19年7月5日)</td> </tr> </tbody> </table>		項 目	内 容	財産の表示	広島県立呉宮原高等学校 艇庫 (土地69.76㎡)	使用許可期間	平成19年4月22日から平成20年3月23日までの間のうち、指定された12日間 (うち、3日間を使用料を納付する前に使用)	徴収すべき期限	平成19年4月22日	実際の納付期限	平成19年7月20日 (調定日：平成19年7月5日)
項 目	内 容										
財産の表示	広島県立呉宮原高等学校 艇庫 (土地69.76㎡)										
使用許可期間	平成19年4月22日から平成20年3月23日までの間のうち、指定された12日間 (うち、3日間を使用料を納付する前に使用)										
徴収すべき期限	平成19年4月22日										
実際の納付期限	平成19年7月20日 (調定日：平成19年7月5日)										
<p>【エ 複写機に係る必要経費の徴収事務について】 校内への設置を許可している生徒用複写機について、メーターの接続不備により、設置者から電気代を徴収していない月があつた。適正な事務処理に努められたい。(平成21年度)</p>	<p>行政財産の使用許可及び使用料等の取り扱い要領第七一 (2) の規定を十分認識していなかったものであり、使用者から未徴収となっていた平成21年4月分 (552円)・5月分 (591円) の電気代 (合計1,143円) を平成21年8月25日に徴収した。今後は、徴収手続に漏れがないよう適正な事務処理の指導を行っていく。</p>										

【オ 学校諸費会計等の取扱事務について】

学校諸費会計等の取扱事務において、次のとおり「学校諸費会計等取扱要綱」（以下「取扱要綱」という。）等に定められた事務処理が行われていないものがあった。適正な事務処理に努められた。

1	次の会計において、会計担当者に異動があったが、引継目録が作成されておらず、また、校長に報告されていなかった。（根拠：取扱要綱第6条） ・PTA会計 ・生徒会会計
2	次の会計において、決算に関する監査を受ける前に、決算の承認が行われ、保護者に対して決算報告していた。 ・生徒会会計

- 1 学校諸費会計等取扱要綱に基づき、引継目録を作成し、校長に報告し事務の適正化を図った。
- 2 平成20年度の決算については、平成21年8月19日に監査を受け、適正に処理されていることが確認された。

6 三原高等学校 (監査年月日：平成21年6月5日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容																
<p>【ア 長期未納 (滞納繰越分) について】 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越) のものがあった。徴収の促進と発生 of 未然防止に努められたい。</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]</th> <th colspan="2">参 考 平成20年3月末現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校使用料 (定時制授業料)</td> <td>9人</td> <td>111,764円</td> <td>18人</td> <td>185,686円</td> </tr> <tr> <td>修学奨励金貸付金返還金 (定時制課程)</td> <td>18人</td> <td>2,704,240円</td> <td>19人</td> <td>2,937,240円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]		参 考 平成20年3月末現在		高等学校使用料 (定時制授業料)	9人	111,764円	18人	185,686円	修学奨励金貸付金返還金 (定時制課程)	18人	2,704,240円	19人	2,937,240円		
区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]		参 考 平成20年3月末現在														
高等学校使用料 (定時制授業料)	9人	111,764円	18人	185,686円													
修学奨励金貸付金返還金 (定時制課程)	18人	2,704,240円	19人	2,937,240円													
	<p>1 高等学校使用料 (定時制授業料) 高等学校使用料の長期未納 (滞納繰越分) に係る対応状況は次のとおりである。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">未納額 (平成22年5月31日現在)</th> <th colspan="2">全額納入額 (平成22年5月31日現在)</th> <th colspan="2">一部納入額 (平成22年5月31日現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校使用料 (定時制授業料)</td> <td>3人</td> <td>33,200円</td> <td>6人</td> <td>74,224円</td> <td>1人</td> <td>4,340円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	未納額 (平成22年5月31日現在)		全額納入額 (平成22年5月31日現在)		一部納入額 (平成22年5月31日現在)		高等学校使用料 (定時制授業料)	3人	33,200円	6人	74,224円	1人	4,340円			
区 分	未納額 (平成22年5月31日現在)		全額納入額 (平成22年5月31日現在)		一部納入額 (平成22年5月31日現在)												
高等学校使用料 (定時制授業料)	3人	33,200円	6人	74,224円	1人	4,340円											
	<p>今後、所在不明となっている者の追跡調査を行うなど未納者の状況把握に努めるとともに、文書・家庭訪問・電話などによる督促を徹底し、早期の収入確保に努める。</p> <p>2 修学奨励金貸付金返還金 (定時制課程) 修学奨励金貸付金返還金長期未納 (滞納繰越分) に係る対応状況は次のとおりである。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">未納額 (平成22年4月末現在)</th> <th colspan="2">全額納入額 (平成22年4月末現在)</th> <th colspan="2">一部納入額 (平成22年4月末現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修学奨励金貸付金返還金 (定時制課程)</td> <td>17人</td> <td>2,534,240円</td> <td>1人</td> <td>8,000円</td> <td>8人</td> <td>162,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	未納額 (平成22年4月末現在)		全額納入額 (平成22年4月末現在)		一部納入額 (平成22年4月末現在)		修学奨励金貸付金返還金 (定時制課程)	17人	2,534,240円	1人	8,000円	8人	162,000円			
区 分	未納額 (平成22年4月末現在)		全額納入額 (平成22年4月末現在)		一部納入額 (平成22年4月末現在)												
修学奨励金貸付金返還金 (定時制課程)	17人	2,534,240円	1人	8,000円	8人	162,000円											
	<p>今後、所在不明となっている者の追跡調査を行うなど未納者の状況把握に努めるとともに、計画的に文書による督促、家庭訪問・電話などによる納付促進を徹底し、収入の確保に努める。</p>																
<p>【イ 借受物品の管理について】 耐震・外部・内部及びアスベスト対策工事期間中に係る教室の確保のため、仮設教室を借受しているが、借り受けた物品について備品出納簿 (借受物品一覧表) による記録管理を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。 ・根拠 広島県物品管理規則第41条</p>	<p>仮設教室の借り受けについては、平成21年6月5日に「応急仮設ハウス」として備品登録した。 今後、借受物品の適正な記録管理がなされるよう、該当校に対して個別に指導を行っていく。</p>																

<p>【ウ 学校諸費会計等の取扱事務について】</p> <p>学校諸費会計等の取扱事務において、点検者は、毎月の収支状況を関係書類により翌月10日までに点検を実施することとされているが、次の会計において点検が期限内に行われていない事例が相当数あった。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(根拠：学校諸費会計等取扱要綱第5条第2項)</p>			
<table border="1"> <tr> <td>会計名</td> <td>P T A特別会計， P T A公衆電話会計， 生徒会会計（全日制）， 2学年会計（全日制）， 定時制教育振興会会計， 定時制家庭科実習費会計</td> </tr> </table>	会計名	P T A特別会計， P T A公衆電話会計， 生徒会会計（全日制）， 2学年会計（全日制）， 定時制教育振興会会計， 定時制家庭科実習費会計	<p>学校諸費会計等の取扱事務に係る毎月の点検については、全体研修及び会計担当者の研修会等を通して周知徹底し、期限内に点検を行うこととした。</p> <p>指摘のあった会計担当者及び点検者には個別に口頭で周知するとともに、全日制課程においては6月24日に、定時制課程においては6月26日にそれぞれ全体研修会を実施した。</p> <p>会計の透明性を確保するとともに取扱要綱を遵守した会計処理を徹底した。</p>
会計名	P T A特別会計， P T A公衆電話会計， 生徒会会計（全日制）， 2学年会計（全日制）， 定時制教育振興会会計， 定時制家庭科実習費会計		

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容		
<p>【学校諸費会計における事務処理について】</p> <p>次の学校諸費会計において、立替払後長期間支出が行われていない事例があった。立替払は例外的な処理であることから、立替後は早期に支出する必要がある。</p> <table border="1"> <tr> <td>会計名</td> <td>生徒会会計（定時制）， 定時制家庭科実習費会計</td> </tr> </table>	会計名	生徒会会計（定時制）， 定時制家庭科実習費会計	<p>立替払については、全体研修を通して例外的な処理であることを再確認するとともに、立替後は速やかに支出するよう徹底した。</p> <p>恒常的に立替払が生じている会計については、1回の立替払が少額のものが多いため、常時の資金前渡を行い、現金出納簿で管理することも検討する。また、今後も会計の透明性を確保するとともに、取扱要綱を遵守した会計処理を徹底する。</p>
会計名	生徒会会計（定時制）， 定時制家庭科実習費会計		

7 大竹高等学校 (監査年月日：平成21年5月28日)

監査の結果 (指摘事項)		措 置 の 内 容	
<p>【ア 長期未納 (滞納繰越分) について】 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。</p>			
区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参 考 平成20年3月末現在	
高等学校使用料 (授業料)	3人 287,700円	9人	425,403円
		長期未納 (滞納繰越分) に係る対応状況は次のとおりである。	
区 分	未納額 (平成22年5月31日現在)	全額納入額 (平成22年5月31日現在)	一部納入額 (平成22年5月31日現在)
高等学校使用料 (授業料)	2人 276,700円	1人 11,000円	0人 0円
		今後も、未納者の状況把握に努めるとともに、文書・家庭訪問・電話などによる納付指導を徹底し、早期の収入確保に努める。	
<p>【イ 高等学校使用料 (授業料) の徴収事務について】 高等学校使用料 (授業料) の徴収事務について、未納者記録簿を作成していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(平成20年度)</p>		<p>未納者記録簿を作成した。 今後は、広島県立高等学校授業料徴収事務取扱要綱に基づいて、適正な事務処理に努める。</p>	
根拠	<p>広島県立高等学校授業料徴収事務取扱要綱 (平成19年4月23日施行) 第5 徴収事務の管理 1 未納者記録簿の管理 イ 記録簿は、3か月分未納であることを確認し、督促状を発するときから作成するものとする。</p>		
<p>【ウ 使用財産の返還届の提出について】 使用許可を受けた行政財産を返還しようとするとき、使用者は、返還しようとする日の7日前までに返還届を提出しなければならないとされているが、返還届が提出されていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>		<p>広島県教育委員会公有財産管理規則第30条の規定を十分認識していなかったものであり、指摘の財産については、平成21年5月29日に返還届を提出させた。 今後は、期限内に遅滞なく、返還届を提出させるよう、適正な事務処理を行うよう指導を行っていく。</p>	
項 目	内 容		
財産の名称	体育館2階体育準備室		
用途等	広島県高等学校教職員組合広島西地区支部事務局 (89.43㎡)		
根拠	広島県教育委員会公有財産管理規則第30条 (使用財産の返還)		

<p>【エ 学校諸費会計等の取扱事務について】 学校諸費会計等の取扱事務において、会計担当者に異動があったが、引継目録を作成した引継ぎが行われておらず、校長に報告されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。 (根拠：学校諸費会計等取扱要綱第6条)</p>	<p>学校諸費会計等取扱要綱に基づき、引継目録を作成し、校長に報告した。 今後は、教職員の異動時には一覧表で管理して遅滞なく引継目録を作成し、校長に報告する。</p>		
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">会計名</td> <td>平成18年度入学生積立金, 平成19年度入学生積立金, 平成20年度入学生積立金</td> </tr> </table>	会計名	平成18年度入学生積立金, 平成19年度入学生積立金, 平成20年度入学生積立金	
会計名	平成18年度入学生積立金, 平成19年度入学生積立金, 平成20年度入学生積立金		

8 大柿高等学校 (監査年月日：平成21年10月22日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容														
<p>【長期末納 (滞納繰越分) について】 次の歳入において、長期末納 (滞納繰越分) のものがあった。徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 30%;">長期末納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]</th> <th style="width: 50%;">参 考 前 回 監 査 時 [平成20年12月]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校使用料 (全日制授業料)</td> <td style="text-align: center;">2人 168,700円</td> <td style="text-align: center;">3人 182,513円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	長期末納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参 考 前 回 監 査 時 [平成20年12月]	高等学校使用料 (全日制授業料)	2人 168,700円	3人 182,513円	<p>長期末納 (滞納繰越分) に係る対応状況は次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">未納額 (平成22年5月31日現在)</th> <th style="width: 20%;">全額納入額 (平成22年5月31日現在)</th> <th style="width: 40%;">一部納入額 (平成22年5月31日現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校使用料 (定時制授業料)</td> <td style="text-align: center;">2人 159,700円</td> <td style="text-align: center;">0人 0円</td> <td style="text-align: center;">1人 9,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">今後も、未納者の状況把握に努めるとともに、文書・家庭訪問・電話などによる納付指導を徹底し、早期の収入確保に努める。</p>	区 分	未納額 (平成22年5月31日現在)	全額納入額 (平成22年5月31日現在)	一部納入額 (平成22年5月31日現在)	高等学校使用料 (定時制授業料)	2人 159,700円	0人 0円	1人 9,000円
区 分	長期末納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参 考 前 回 監 査 時 [平成20年12月]													
高等学校使用料 (全日制授業料)	2人 168,700円	3人 182,513円													
区 分	未納額 (平成22年5月31日現在)	全額納入額 (平成22年5月31日現在)	一部納入額 (平成22年5月31日現在)												
高等学校使用料 (定時制授業料)	2人 159,700円	0人 0円	1人 9,000円												

9 吉田高等学校 (監査年月日：平成21年5月27日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容																		
<p>【ア 長期未納 (滞納繰越分) について】 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]</th> <th colspan="2">参 考 平成20年3月末現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校使用料 (授業料)</td> <td>1人</td> <td>69,000円</td> <td>2人</td> <td>106,900円</td> </tr> <tr> <td>修学奨励金貸付金返還金 (定時制課程)</td> <td>3人</td> <td>302,000円</td> <td>3人</td> <td>314,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]		参 考 平成20年3月末現在		高等学校使用料 (授業料)	1人	69,000円	2人	106,900円	修学奨励金貸付金返還金 (定時制課程)	3人	302,000円	3人	314,000円				
区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]		参 考 平成20年3月末現在																
高等学校使用料 (授業料)	1人	69,000円	2人	106,900円															
修学奨励金貸付金返還金 (定時制課程)	3人	302,000円	3人	314,000円															
	<p>1 高等学校使用料 (授業料) 高等学校使用料の長期未納 (滞納繰越分) に係る対応状況は次のとおりである。</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">未納額 (平成22年5月31日現在)</th> <th colspan="2">全額納入額 (平成22年5月31日現在)</th> <th colspan="2">一部納入額 (平成22年5月31日現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校使用料 (授業料)</td> <td>1人</td> <td>69,000円</td> <td>0人</td> <td>0円</td> <td>0人</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	未納額 (平成22年5月31日現在)		全額納入額 (平成22年5月31日現在)		一部納入額 (平成22年5月31日現在)		高等学校使用料 (授業料)	1人	69,000円	0人	0円	0人	0円					
区 分	未納額 (平成22年5月31日現在)		全額納入額 (平成22年5月31日現在)		一部納入額 (平成22年5月31日現在)														
高等学校使用料 (授業料)	1人	69,000円	0人	0円	0人	0円													
	<p>2 修学奨励金貸付金返還金 (定時制課程) 修学奨励金貸付金返還金長期未納 (滞納繰越分) に係る対応状況は次のとおりである。</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">未納額 (平成22年4月末現在)</th> <th colspan="2">全額納入額 (平成22年4月末現在)</th> <th colspan="2">一部納入額 (平成22年4月末現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修学奨励金貸付金返還金 (定時制課程)</td> <td>3人</td> <td>294,000円</td> <td>0人</td> <td>0円</td> <td>1人</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	未納額 (平成22年4月末現在)		全額納入額 (平成22年4月末現在)		一部納入額 (平成22年4月末現在)		修学奨励金貸付金返還金 (定時制課程)	3人	294,000円	0人	0円	1人	8,000円					
区 分	未納額 (平成22年4月末現在)		全額納入額 (平成22年4月末現在)		一部納入額 (平成22年4月末現在)														
修学奨励金貸付金返還金 (定時制課程)	3人	294,000円	0人	0円	1人	8,000円													
	<p>今後も、未納者の状況把握に努めるとともに、文書・家庭訪問・電話などによる納付指導を徹底し、早期の収入確保に努める。</p>																		
<p>【イ 学校諸費会計等の取扱事務について】 学校諸費会計等の取扱事務において、次のとおり不備があつた。適正な事務処理に努められたい。 (ア) 出納簿に誤りがあり、預金通帳の残高と合致していないにもかかわらず、収支状況確認表 (毎月の収支状況を関係書類により点検した結果の確認表) で適正と確認されていた。(根拠: 学校諸費会計等取扱要綱第5条第2項) ・家庭科実習会計平成21年3月分, 4月分 (イ) 学校諸費会計等の取扱事務において、全教職員を対象として行うこととされている研修が実施されていなかった。(根拠: 学校諸費会計等取扱要綱第12条)</p>	<p>(ア) 出納簿の誤りを確認し、修正した。今後、関係職員による確認・点検作業の徹底を図る。 (イ) 全教職員対象の校内研修会を、9月8日と3月3日に実施した。</p>																		

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容		
<p>【重要物品の管理について】 授業で使用する目的で取得したが、故障などにより使用されていない重要物品があった。今後の使用予定を検討し、処理方針を定め、適切に処理する必要がある。</p>			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="196 580 555 656">使用されていない重要物品</td> <td data-bbox="555 580 1166 656">万能試験機，蒸留装置，ドリンク充填機，巻締機，煎餅焼機</td> </tr> </table>	使用されていない重要物品	万能試験機，蒸留装置，ドリンク充填機，巻締機，煎餅焼機	<p>意見のあった重要物品は、現在、いずれも故障し、使用できない状況である。今後の処理方針は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 万能試験機及び煎餅焼機 いずれも使用見込みがなく、また、多額の修繕費用が見込まれるため処分（売却） ・ 蒸留装置，ドリンク充填機及び巻締機 修理して使用することとし、修理済みである。 <p>財産調査などを通じて重要物品の使用状況の把握に努めるとともに、処理方針に基づき適正な管理がなされるよう、指導を行っていく。</p>
使用されていない重要物品	万能試験機，蒸留装置，ドリンク充填機，巻締機，煎餅焼機		

10 松永高等学校 (監査年月日：平成21年6月3日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容																																											
<p>【ア 郵便切手類の管理について】 物品管理職員の交代があった場合、前任の物品管理職員及び後任の物品管理職員は、郵便切手類出納簿の末葉に引継年月日を記載して、双方これに記名押印しておかなければならないが、記載及び記名押印がされていなかった。適正な管理に努められたい。</p>	<p>前任・後任の物品管理職員の引継ぎ年月日を記載し、記名押印し処理は完了した。</p>																																											
<p>【イ 長期未納 (滞納繰越分) について】 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。</p>	<table border="1" data-bbox="180 734 1265 947"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]</th> <th colspan="2">参 考 平成20年3月末現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校使用料 (全日制授業料)</td> <td>2人</td> <td>100,400円</td> <td>3人</td> <td>133,800円</td> </tr> <tr> <td>修学奨励金貸付金返還金 (定時制課程)</td> <td>1人</td> <td>15,000円</td> <td>3人</td> <td>111,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 高等学校使用料 (全日制授業料) 高等学校使用料の長期未納 (滞納繰越分) に係る対応状況は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="237 1102 1425 1252"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">未納額 (平成22年5月31日現在)</th> <th colspan="2">全額納入額 (平成22年5月31日現在)</th> <th colspan="2">一部納入額 (平成22年5月31日現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校使用料 (全日制授業料)</td> <td>1人</td> <td>70,000円</td> <td>1人</td> <td>26,400円</td> <td>1人</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 修学奨励金貸付金返還金 (定時制課程) 平成21年12月21日に完納した。</p> <table border="1" data-bbox="226 1355 1420 1505"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">未納額 (平成22年4月末現在)</th> <th colspan="2">全額納入額 (平成22年4月末現在)</th> <th colspan="2">一部納入額 (平成22年4月末現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修学奨励金貸付金返還金 (定時制課程)</td> <td>0人</td> <td>0円</td> <td>1人</td> <td>15,000円</td> <td>0人</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>今後も、未納者の状況把握に努めるとともに、文書・家庭訪問・電話などによる納付指導を徹底し、早期の収入確保に努める。</p>	区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]		参 考 平成20年3月末現在		高等学校使用料 (全日制授業料)	2人	100,400円	3人	133,800円	修学奨励金貸付金返還金 (定時制課程)	1人	15,000円	3人	111,000円	区 分	未納額 (平成22年5月31日現在)		全額納入額 (平成22年5月31日現在)		一部納入額 (平成22年5月31日現在)		高等学校使用料 (全日制授業料)	1人	70,000円	1人	26,400円	1人	4,000円	区 分	未納額 (平成22年4月末現在)		全額納入額 (平成22年4月末現在)		一部納入額 (平成22年4月末現在)		修学奨励金貸付金返還金 (定時制課程)	0人	0円	1人	15,000円	0人	0円
区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]		参 考 平成20年3月末現在																																									
高等学校使用料 (全日制授業料)	2人	100,400円	3人	133,800円																																								
修学奨励金貸付金返還金 (定時制課程)	1人	15,000円	3人	111,000円																																								
区 分	未納額 (平成22年5月31日現在)		全額納入額 (平成22年5月31日現在)		一部納入額 (平成22年5月31日現在)																																							
高等学校使用料 (全日制授業料)	1人	70,000円	1人	26,400円	1人	4,000円																																						
区 分	未納額 (平成22年4月末現在)		全額納入額 (平成22年4月末現在)		一部納入額 (平成22年4月末現在)																																							
修学奨励金貸付金返還金 (定時制課程)	0人	0円	1人	15,000円	0人	0円																																						
<p>【ウ 学校諸費会計等の取扱事務について】 学校諸費会計等の取扱事務において、点検者は、毎月の収支状況を関係書類により翌月の10日までに点検し、収支状況報告表を作成し、校長に報告しなければならないとされているが、次の会計について平成21年4月分の点検が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。(根拠：学校諸費会計等取扱要綱第5条第2項)</p> <table border="1" data-bbox="204 1966 722 2011"> <tr> <td>会計名</td> <td>1学年会計, 3学年会計</td> </tr> </table>	会計名	1学年会計, 3学年会計	<p>平成21年4月分について点検を行い、収支状況報告書を作成した。 また、今後は、諸費担当者研修実施後の事務処理について適時継続して個別指導し要綱に沿った処理ができるように徹底する。</p>																																									
会計名	1学年会計, 3学年会計																																											

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【委託契約における業務内容の明確化について】 次の委託契約において、具体的な業務内容が契約書に記載されておらず、仕様書等の作成も行われていなかった。 委託業務の適正な執行を図るため、業務委託契約の締結に当たっては、対象となる業務の内容を契約書等で明確にする必要がある。 ・夜間定時制課程給食業務委託契約（平成21年度）</p>	<p>今後は、委託契約の適正な事務処理に努める。なお、夜間定時制課程給食業務は平成21年7月末をもって廃止となった。</p>

1 1 沼南高等学校 （監査年月日：平成21年6月4日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容														
<p>【ア 長期未納（滞納繰越分）について】 次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。</p>															
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="177 1003 572 1072">区 分</th> <th colspan="2" data-bbox="572 1003 943 1072">長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]</th> <th colspan="2" data-bbox="943 1003 1284 1072">参 考 平成20年3月末現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="177 1072 572 1133">高等学校使用料（授業料）</td> <td data-bbox="572 1072 783 1133">6人</td> <td data-bbox="783 1072 943 1133">165,150円</td> <td data-bbox="943 1072 1099 1133">4人</td> <td data-bbox="1099 1072 1284 1133">115,650円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]		参 考 平成20年3月末現在		高等学校使用料（授業料）	6人	165,150円	4人	115,650円					
区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]		参 考 平成20年3月末現在												
高等学校使用料（授業料）	6人	165,150円	4人	115,650円											
	<p>長期未納（滞納繰越分）に係る対応状況は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="236 1252 464 1328">区 分</th> <th colspan="2" data-bbox="464 1252 783 1328">未納額 (平成22年5月31日現在)</th> <th colspan="2" data-bbox="783 1252 1102 1328">全額納入額 (平成22年5月31日現在)</th> <th colspan="2" data-bbox="1102 1252 1422 1328">一部納入額 (平成22年5月31日現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="236 1328 464 1404">高等学校使用料 (授業料)</td> <td data-bbox="464 1328 572 1404">2人</td> <td data-bbox="572 1328 783 1404">71,100円</td> <td data-bbox="783 1328 892 1404">4人</td> <td data-bbox="892 1328 1102 1404">94,050円</td> <td data-bbox="1102 1328 1211 1404">0人</td> <td data-bbox="1211 1328 1422 1404">0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>今後も、未納者の状況把握に努めるとともに、文書・家庭訪問・電話などによる納付指導を徹底し、早期の収入確保に努める。</p>	区 分	未納額 (平成22年5月31日現在)		全額納入額 (平成22年5月31日現在)		一部納入額 (平成22年5月31日現在)		高等学校使用料 (授業料)	2人	71,100円	4人	94,050円	0人	0円
区 分	未納額 (平成22年5月31日現在)		全額納入額 (平成22年5月31日現在)		一部納入額 (平成22年5月31日現在)										
高等学校使用料 (授業料)	2人	71,100円	4人	94,050円	0人	0円									
<p>【イ 金庫の管理について】 進路指導室に設置している金庫の鍵の所在が不明となっており、また、金庫の中に何が保管されているかも不明である。金庫の中を確認するとともに、適正な鍵の管理に努められたい。</p>	<p>金庫を開けたところ、現金、テレホンカード、図書カードについては、持ち主が不明であったため、別の金庫に保存することとした。領収書等の書類については、既に7年以上が経過していることから焼却処分することとした。</p>														

<p>【ウ 通勤手当に係る事務処理について】 通勤手当に係る事務処理において、次のとおり誤りがあった。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(ア) 平成21年5月に通勤手当の変更の届出があった職員について、同年6月から変更後の額で支給すべきところ、誤って同年4月分及び5月分についても変更後の額を支給していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1件 35,200円（2か月分） <p>(イ) 新幹線、高速艇及び有料道路を利用して通勤する職員の通勤手当について、毎月10日までに行わなければならない通勤方法等の確認を行っていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2人（平成21年4月、5月） ・ 根拠：有料道路等利用者の定期確認処理基準の3 	<p>(ア) 平成21年8月に電算入力を行い、平成21年4月・5月分の通勤手当について、平成21年9月分給与において戻入した。</p> <p>今後は、入力後の確認を確実にし、単純ミスが生じないように指導を行っていく。</p> <p>(イ) 当該職員に平成21年4月分からETC利用証明書を提出させ、通勤方法等の確認を行った。現在は、毎月10日までに確認を行っている。</p>
<p>【エ 学校諸費会計等の取扱事務について】 学校諸費会計等の取扱事務において、次のとおり「学校諸費会計等取扱要綱」（以下「取扱要綱」という。）に定められた事務処理が行われていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>1 平成20年度市民農園会計 学校諸費会計取扱要綱に従って年1回以上監査を実施するよう徹底した。</p>
<p>1</p>	<p>次の会計において、監査を行っていなかった。（根拠：取扱要綱第5条第3項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成20年度市民農園会計
<p>2</p>	<p>次の会計において、点検者が定められておらず、監査も2年に1回しか行われていなかった。（根拠：取扱要綱第4条第2項、第5条第3項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同窓会会計
<p>3</p>	<p>次の会計において、10日以内に引き継ぎが行われていなかった。（根拠：取扱要綱第6条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成20年度13R会計
	<p>2 同窓会会計 伺いで点検者を定めると共に、監査についても年1回以上実施するよう徹底した。</p> <p>3 平成20年度13R会計 学校諸費会計取扱要綱に従い、会計担当者に異動があった場合には10日以内引継目録を作成し、引継を行うよう徹底した。</p>

<p>【オ 委託契約における事務処理について】 委託契約において、次のとおり不適切な業務管理が行われているものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p>							
<table border="1"> <tr> <th>契約名</th> <th>内 容</th> </tr> <tr> <td>鷹ノ巣農場警備業務委託契約</td> <td>契約書に基づく特記仕様書により、受託者は、作業着手前に警備計画書及び緊急対応連絡表を作成し、委託者へ提出することとされているが、作成されていなかった。</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物処理業務委託契約</td> <td>契約書に基づく特記仕様書により、受託者は、作業開始前までに年間作業計画を作成し、委託者の承諾を得ることとされているが、作成されていなかった。</td> </tr> </table>	契約名	内 容	鷹ノ巣農場警備業務委託契約	契約書に基づく特記仕様書により、受託者は、作業着手前に警備計画書及び緊急対応連絡表を作成し、委託者へ提出することとされているが、作成されていなかった。	一般廃棄物処理業務委託契約	契約書に基づく特記仕様書により、受託者は、作業開始前までに年間作業計画を作成し、委託者の承諾を得ることとされているが、作成されていなかった。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鷹ノ巣農場警備業務委託契約 警備業務特記仕様書3（1）に基づき、警備計画書及び緊急対応連絡表を提出させるよう指導した。 ○ 一般廃棄物処理業務委託契約 「広島県一般廃棄物処理業務共通仕様書（平成19年版）」第2の1に基づき、年間作業計画書を提出させるよう指導した。
契約名	内 容						
鷹ノ巣農場警備業務委託契約	契約書に基づく特記仕様書により、受託者は、作業着手前に警備計画書及び緊急対応連絡表を作成し、委託者へ提出することとされているが、作成されていなかった。						
一般廃棄物処理業務委託契約	契約書に基づく特記仕様書により、受託者は、作業開始前までに年間作業計画を作成し、委託者の承諾を得ることとされているが、作成されていなかった。						

1 2 府中高等学校 （監査年月日：平成21年6月5日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容														
<p>【長期未納（滞納繰越分）について】 次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。徴収の促進に努められたい。</p>															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]</th> <th colspan="2">参 考 平成20年3月末現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修学奨励金貸付金返還金 (定時制課程)</td> <td>25人</td> <td>2,466,000円</td> <td>28人</td> <td>2,544,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]		参 考 平成20年3月末現在		修学奨励金貸付金返還金 (定時制課程)	25人	2,466,000円	28人	2,544,000円	<p>長期未納（滞納繰越分）に係る対応状況は次のとおりである。</p>				
区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]		参 考 平成20年3月末現在												
修学奨励金貸付金返還金 (定時制課程)	25人	2,466,000円	28人	2,544,000円											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">未納額 (平成22年4月末現在)</th> <th colspan="2">全額納入額 (平成22年4月末現在)</th> <th colspan="2">一部納入額 (平成22年4月末現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修学奨励金貸付金返還金 (定時制課程)</td> <td>24人</td> <td>2,367,000円</td> <td>1人</td> <td>10,000円</td> <td>4人</td> <td>89,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	未納額 (平成22年4月末現在)		全額納入額 (平成22年4月末現在)		一部納入額 (平成22年4月末現在)		修学奨励金貸付金返還金 (定時制課程)	24人	2,367,000円	1人	10,000円	4人	89,000円	<p>今後も、所在不明となっている者の追跡調査を行うなど未納者の状況把握に努めるとともに、文書・家庭訪問・電話などによる督促を徹底し、状況に応じて支払督促の申立てを行うなど、収入確保に努める。</p>
区 分	未納額 (平成22年4月末現在)		全額納入額 (平成22年4月末現在)		一部納入額 (平成22年4月末現在)										
修学奨励金貸付金返還金 (定時制課程)	24人	2,367,000円	1人	10,000円	4人	89,000円									

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【借受物品（美術品）の管理について】 借り受けている美術品に係る美術品台帳に評価額が記載されていなかった。適正な評価をした上で、評価額が3万円以上となるものについては備品出納簿（借受物品一覧表）に登録する必要がある。</p>	<p>美術品の管理に関する事務処理要領の確認不足により、評価額を算出していなかった。 借り受けている美術品について、「美術年鑑平成21年度版（株美術年鑑社発行）」の評価を参考に評価額を定め、8月26日に美術品台帳に記載した。また、評価額が3万円以上となった26点については、8月27日に備品出納簿（借受物品一覧表）への登録を行った。 今後は引き続き美術品の適正な管理がなされるよう、指導を行っていく。</p>

13 日彰館高等学校 （監査年月日：平成21年5月19日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容																	
<p>【長期未納（滞納繰越分）について】 次の歳入において、長期未納（滞納繰越）のものがあつた。徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="183 1099 549 1171">区分</th> <th colspan="2" data-bbox="549 1099 952 1171">長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]</th> <th colspan="2" data-bbox="952 1099 1326 1171">参 考 平成20年3月末現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="183 1171 549 1252">高等学校使用料（授業料）</td> <td data-bbox="549 1171 638 1252">1人</td> <td data-bbox="638 1171 952 1252">77,061円</td> <td data-bbox="952 1171 1042 1252">1人</td> <td data-bbox="1042 1171 1326 1252">122,961円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]		参 考 平成20年3月末現在		高等学校使用料（授業料）	1人	77,061円	1人	122,961円								
区分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]		参 考 平成20年3月末現在															
高等学校使用料（授業料）	1人	77,061円	1人	122,961円														
	<p>長期未納（滞納繰越分）[監査日現在確認分] 1人 77,061円については、平成21年6月3日に完納した。</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="236 1361 464 1433">区 分</th> <th colspan="2" data-bbox="464 1361 783 1433">未納額 (平成22年5月31日現在)</th> <th colspan="2" data-bbox="783 1361 1102 1433">全額納入額 (平成22年5月31日現在)</th> <th colspan="2" data-bbox="1102 1361 1422 1433">一部納入額 (平成22年5月31日現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="236 1433 464 1514">高等学校使用料 (授業料)</td> <td data-bbox="464 1433 553 1514">0人</td> <td data-bbox="553 1433 783 1514">0円</td> <td data-bbox="783 1433 873 1514">1人</td> <td data-bbox="873 1433 1102 1514">77,061円</td> <td data-bbox="1102 1433 1192 1514">0人</td> <td data-bbox="1192 1433 1422 1514">0円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	未納額 (平成22年5月31日現在)		全額納入額 (平成22年5月31日現在)		一部納入額 (平成22年5月31日現在)		高等学校使用料 (授業料)	0人	0円	1人	77,061円	0人	0円				
区 分	未納額 (平成22年5月31日現在)		全額納入額 (平成22年5月31日現在)		一部納入額 (平成22年5月31日現在)													
高等学校使用料 (授業料)	0人	0円	1人	77,061円	0人	0円												
	<p>今後は、家庭・担任との連絡を更に密にし、徴収の促進と長期未納の発生の未然防止に努める。</p>																	

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【学校諸費会計における事務処理について】 学校諸費会計である生徒会会計で行った立替払いにおいて、立替後長期間支出が行われていない事例があった。立替払いは例外的な処理であることから、立替後は早期に支出する必要がある。</p>	<p>「立替払いが例外的な処理であること。」「物品購入時に現金で支払わなければならないものについては、あらかじめ資金前途を行い、後精算を行う等の事務処理を行うことも可能であること。」等の会計処理の研修を実施し、教職員全員に意識の向上を図るとともに、止むを得ず立替払いを行った場合には、速やかに精算を行うよう徹底した。</p>

1 4 河内高等学校 （監査年月日：平成21年6月4日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容
<p>【委託契約の事務処理について】 委託契約において、契約相手と取り交わした契約書が、起案によって決裁になったものと相違していた。適正な事務処理に努められたい。 ・電気設備保安管理業務委託契約（平成20～21年度）</p>	<p>決裁された契約書をもって契約するよう指導した。</p>

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【委託契約における参考見積書の徴取について】 委託契約において、設計金額を積算するための参考見積書を1者からしか徴取していなかった。設計金額を積算する際に参考見積書を利用するときは、複数の者からこれを徴取して、設計金額の適正化に努める必要がある。 ・男子便所小便器洗浄管清掃・取替委託業務契約（平成20年度）</p>	<p>「施設管理業務委託の事務処理について」4（2）イに「複数の参考見積書のうち、最低額に見積査定率を乗じた額を設計額とする」旨の定めがあることを確認させることにより、設計額の積算方法についての理解の徹底を図り、今後、適正に事務処理を行うよう指導した。</p>

15 大門高等学校 (監査年月日：平成21年6月5日)

監査の結果 (指摘事項)		措 置 の 内 容	
<p>【ア 長期未納 (滞納繰越分) について】 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。徴収の促進と発生 of 未然防止に努められたい。</p>			
区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参 考 平成20年3月末現在	
高等学校使用料 (授業料)	2人 248,200円	2人	253,900円
		長期未納 (滞納繰越分) に係る対応状況は次のとおりである。	
区 分	未納額 (平成22年5月31日現在)	全額納入額 (平成22年5月31日現在)	一部納入額 (平成22年5月31日現在)
高等学校使用料 (授業料)	1人 198,000円	1人 50,200円	0人 0円
		今後も、所在不明となっている者の追跡調査を行うなど未納者の状況把握に努めるとともに、文書・家庭訪問・電話などによる納付指導を徹底し、早期の収入確保に努める。	
<p>【イ 委託契約における事務処理について】 次の委託契約において、施設管理業務委託事務処理要綱で定められた仕様及び設計基準に基づいた設計額の算出が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。 ・ガスヒートポンプエアコン定期点検業務 (平成20年度)</p>		「施設管理業務委託の事務処理について」3(1)に「広島県空気調和設備保守点検業務共通仕様書」、4(1)に同業務の積算基準の定めがあることを確認させることにより、共通仕様書の使用及び設計額の積算方法についての理解の徹底を図り、今後、適正に事務処理を行うよう指導した。	
<p>【ウ 毒物・劇物の管理について】 毒物及び劇物の管理について、管理簿に記録された数量と現物の在庫数量が一致していないものがあつた。適正な管理に努められたい。</p>		平成21年6月5日に毒物及び劇物の在庫数量を確認するとともに、今後は使用の都度、直ちに管理簿に記入するなど適正な管理を行う。	

16 広島井口高等学校 (監査年月日：平成21年6月10日)

監査の結果 (指摘事項)		措 置 の 内 容			
<p>【ア 長期未納 (滞納繰越分) について】 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。</p>					
区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参 考 平成20年3月末現在			
高等学校使用料 (授業料)	1人 49,500円	0人	0円		
		長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分] 1人 49,500円については、平成21年8月20日に完納した。			
区 分	未納額 (平成22年5月31日現在)	全額納入額 (平成22年5月31日現在)		一部納入額 (平成22年5月31日現在)	
高等学校使用料 (授業料)	0人 0円	1人	49,500円	0人	0円
		今後も、引き続き授業料等の納入に係る保護者への喚起を行う。また、短期未納者への納入促進を強化することにより、長期未納者の発生の防止に努める。			
<p>【イ 毒物・劇物の管理について】 毒物及び劇物の管理において、毒物及び劇物が飛散し、漏れ、流れ出又は地下にしみ出ることがないように予防することとされているが、流れ出を防ぐ措置がされていないものがあつた。適正な管理に努められたい。 ・根拠 毒物及び劇物取締法第11条第3項</p>		薬品専用整理箱を購入し、薬品庫内の整理を行った。また、毒物及び劇物を新たに購入した際も、飛散、漏れ及び流れ出等防止措置を講じている。			
<p>【ウ 委託契約における事務処理について】 委託契約において、次のとおり誤った事務処理や不適切な業務管理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>					
契約名	内 容				
昇降機保守点検業務委託契約 (平成20～21年度)	契約書に基づく特記仕様書により、業務の実施前に受託者は業務責任者、法定資格者及び業務担当者を選任し、これらの者に関する事項を書面をもって通知しなければならないが、いずれも提出を受けていなかった。				
一般廃棄物処理業務委託契約 (平成20～21年度)	契約書に基づく特記仕様書により、業務の実施前に受託者は業務責任者及び業務担当者を定め、書面をもって委託者に通知するとともに、年間作業計画書を作成し、委託者の承諾を得なければならないが、いずれも提出を受けておらず、承諾もしていなかった。				
消防用設備等保守点検業務委託契約 (平成20～21年度)	契約書に基づく特記仕様書により、定められた期日又は業務の実施前に受託者は業務計画書、作業計画書及び緊急対応連絡表を作成し、委託者の承諾を得なければならないが、いずれも提出を受けておらず、承諾もしていなかった。				

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 昇降機保守点検業務委託契約（平成20～21年度） 昇降機保守点検業務特記仕様書2（3）に基づき業務責任者を、2（4）に基づき法定資格者を、2（5）に基づき業務担当者を選任し、書面をもって提出させるよう指導した。 ○ 一般廃棄物処理業務委託契約（平成20～21年度） 一般廃棄物処理業務特記仕様書2（1）アに基づき、年間作業計画書を、2（3）に基づき業務責任者を、2（4）に基づき業務担当者を定め、書面をもって提出させるよう指導した。 ○ 消防用設備等保守点検業務委託契約（平成20～21年度） 消防用設備等保守点検業務特記仕様書2（1）に基づき、業務計画書、作業計画書及び緊急対応連絡表を提出させるよう指導した。
--	--

<p>【エ 学校諸費会計等の取扱事務について】 学校諸費会計等の取扱事務において、次のとおり「学校諸費会計等取扱要綱」（以下「取扱要綱」という。）に定められた事務処理が行われていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td>次の会計において、翌月の10日までにを行うべき収支状況の確認・点検等が行われていない月があり、監査も行っていなかった。（根拠：取扱要綱第5条第2項及び第3項） ・平成20年度書道会計</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>次の会計において、翌月の10日までにを行うべき収支状況の確認・点検等が行われていない月があった。（根拠：取扱要綱第5条第2項） ・平成20年度特活図書会計</td> </tr> </table>	1	次の会計において、翌月の10日までにを行うべき収支状況の確認・点検等が行われていない月があり、監査も行っていなかった。（根拠：取扱要綱第5条第2項及び第3項） ・平成20年度書道会計	2	次の会計において、翌月の10日までにを行うべき収支状況の確認・点検等が行われていない月があった。（根拠：取扱要綱第5条第2項） ・平成20年度特活図書会計	<ul style="list-style-type: none"> 1 平成20年度書道会計 平成20年度書道会計の収支状況の確認及び点検を実施するとともに、監査についても実施した。 2 平成20年度特活図書会計 平成20年度特活図書会計の収支状況の確認を行うと伴に、毎月翌月の10日までにを行うべき収支状況の確認・点検等を確実に実施するよう徹底した。
1	次の会計において、翌月の10日までにを行うべき収支状況の確認・点検等が行われていない月があり、監査も行っていなかった。（根拠：取扱要綱第5条第2項及び第3項） ・平成20年度書道会計				
2	次の会計において、翌月の10日までにを行うべき収支状況の確認・点検等が行われていない月があった。（根拠：取扱要綱第5条第2項） ・平成20年度特活図書会計				

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【使用見込みのない毒物・劇物の処分について】 長期間使用されていない毒物が保管されていた。今後、使用する見込みのない毒物及び劇物等については、廃棄する必要がある。</p>	<p>現在使用しておらず、今後も使用見込みのない毒物・劇物等について調査・整理し、予算の範囲内において廃棄する。 今後は、毒物・劇物の購入の際に精査し、実験等に必要量のみ購入するよう指導を行っていく。</p>

17 豊田高等学校 (監査年月日：平成21年6月1日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容																								
<p>【ア 長期未納 (滞納繰越分) について】 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。</p> <table border="1" data-bbox="173 510 1281 658"> <thead> <tr> <th data-bbox="173 510 569 584">区 分</th> <th colspan="2" data-bbox="569 510 940 584">長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]</th> <th colspan="2" data-bbox="940 510 1281 584">参 考 平成20年3月末現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="173 584 569 658">高等学校使用料 (授業料)</td> <td data-bbox="569 584 638 658">2人</td> <td data-bbox="638 584 940 658">110,700円</td> <td data-bbox="940 584 1008 658">3人</td> <td data-bbox="1008 584 1281 658">187,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]		参 考 平成20年3月末現在		高等学校使用料 (授業料)	2人	110,700円	3人	187,500円	<p>長期未納 (滞納繰越分) に係る対応状況は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="236 768 1423 920"> <thead> <tr> <th data-bbox="236 768 464 842">区 分</th> <th colspan="2" data-bbox="464 768 783 842">未納額 (平成22年5月31日現在)</th> <th colspan="2" data-bbox="783 768 1102 842">全額納入額 (平成22年5月31日現在)</th> <th colspan="2" data-bbox="1102 768 1423 842">一部納入額 (平成22年5月31日現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="236 842 464 920">高等学校使用料 (授業料)</td> <td data-bbox="464 842 533 920">2人</td> <td data-bbox="533 842 783 920">110,700円</td> <td data-bbox="783 842 852 920">0人</td> <td data-bbox="852 842 1102 920">0円</td> <td data-bbox="1102 842 1171 920">0人</td> <td data-bbox="1171 842 1423 920">0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>今後も、所在不明となっている者の追跡調査を行うなど未納者の状況把握に努めるとともに、文書・家庭訪問・電話などによる納付指導を徹底し、早期の収入確保に努める。</p>	区 分	未納額 (平成22年5月31日現在)		全額納入額 (平成22年5月31日現在)		一部納入額 (平成22年5月31日現在)		高等学校使用料 (授業料)	2人	110,700円	0人	0円	0人	0円
区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]		参 考 平成20年3月末現在																						
高等学校使用料 (授業料)	2人	110,700円	3人	187,500円																					
区 分	未納額 (平成22年5月31日現在)		全額納入額 (平成22年5月31日現在)		一部納入額 (平成22年5月31日現在)																				
高等学校使用料 (授業料)	2人	110,700円	0人	0円	0人	0円																			
<p>【イ 高等学校使用料 (授業料) の減免処理について】 高等学校使用料 (授業料) の減免処理について、次のとおり不適切な事務処理があつた。適正な事務処理に努められたい。 (ア) 半額減免した者に係る授業料等減免・徴収猶予 (期間延長) 申請書及び所得状況等申立書が、所在不明となっているものがあつた。 (イ) 半額免除を決定した者について、当該決定の取消し等を行うことなく、新たに全額免除の決定を行っているものがあつた。</p>	<p>(ア) 授業料等減免・徴収猶予 (期間延長) 申請書及び所得状況等申立書を確認し、所定の場所に保管した。 (イ) 半額免除決定の取消しの決定を行った。 今後は、定められた取扱いを行い、適正な事務処理に努める。</p>																								

【ウ 委託契約の事務処理について】 委託契約において、次のとおり不適切な事務処理があった。適正な事務処理に努められたい。					
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">契約名</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> LL教材処分業務委託契約 (平成20年度) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約相手と取り交わした契約書の内容が、起案によって決裁になったものと相違しており、業務内容の一部について、契約伺いをすることなく契約していた。 ・ 設計金額を積算するための参考見積書を1者からしか徴取していなかった。 </td> </tr> </tbody> </table>	契約名	内 容	LL教材処分業務委託契約 (平成20年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約相手と取り交わした契約書の内容が、起案によって決裁になったものと相違しており、業務内容の一部について、契約伺いをすることなく契約していた。 ・ 設計金額を積算するための参考見積書を1者からしか徴取していなかった。 	決裁になった契約書をもって契約するよう指導した。 また、設計金額の積算にあたっては、複数の業者から参考見積を徴するよう指導を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。
契約名	内 容				
LL教材処分業務委託契約 (平成20年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約相手と取り交わした契約書の内容が、起案によって決裁になったものと相違しており、業務内容の一部について、契約伺いをすることなく契約していた。 ・ 設計金額を積算するための参考見積書を1者からしか徴取していなかった。 				
【エ 学校諸費会計等の取扱事務について】 学校諸費会計等の取扱事務において、預貯金の金融機関への届出印が公印となっているものがあった。適正な事務処理に努められたい。 ・クラブ後援特別会計（根拠：学校諸費会計等取扱マニュアル第3章2（3））					
平成21年6月15日に該当の通帳を解約し、同日付で「豊田高校諸費会計印」による通帳を新たに作成した。					

18 安西高等学校 （監査年月日：平成21年5月15日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容
【郵便切手類出納簿の管理について】 郵便切手の払出について、物品管理職員が決裁し行うべきところ、物品管理職員の決裁が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。 ・根拠 広島県物品管理規則第23条及び第41条	郵便切手の払出において物品管理職員が確認後、決裁印の押印を忘れていた。 今後は、確認後決裁印を押印し、適切な事務処理に努めるよう指導を行っていく。

19 神辺旭高等学校 （監査年月日：平成21年6月9日）

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
【タクシー券の適正な管理について】 県が契約して使用・管理していたタクシー券を、契約満了後も、引き続き保管していた。契約が満了し残ったタクシー券については、返還や廃棄処分を行い、適正な管理を行う必要がある。	タクシー券50枚綴りのうち未使用券23枚（B45728～B45750）について、後日に廃棄が確認できるように油性黒マジックで斜線を書き入れ廃棄処分を行った。 今後は、一層の適正な管理保管に努め、不用なものについては廃棄処分を行うなど再発防止に取り組むよう指導を行っていく。

20 大和高等学校 (監査年月日：平成21年5月29日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容
<p>【委託契約の事務処理について】 委託契約において、予定価格の範囲内の金額で見積りがあった場合に契約すべきところ、予定価格を上回った見積金額であったにもかかわらず、その金額で契約していた。適正な事務に努められたい。 ・塩水処理業務委託契約 (平成20年度)</p>	<p>今後このようなことが生じないように、契約の際は予定価格調書と見積書を十分突合し、適正な事務処理に努めるよう指導を行っていく。</p>

21 西高等学校 (監査年月日：平成21年5月19日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容
<p>【ア 現金出納簿の記載について】 現金出納簿の摘要欄については、複数の者から現金 (受講料) を受領した場合には「〇〇〇ほか〇件」とまとめて記載しているが、現金を受け取らなかった者 (受講料を全額免除した者) も含めて記載していた。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>現金出納簿の摘要欄の記載を修正した。今後は十分確認を行い、適正な事務処理に努めるよう指導を行っていく。</p>
<p>【イ 書損・不用等となった領収原符の取扱いについて】 書損・不用等となった領収原符については、各用紙に斜線を朱書きした上、「廃棄」と記載し、領収原符綴りのまま保管する必要があるが、各用紙を折って領収原符綴りのまま保管していた。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>書損・不用等となった領収原符を正しい取扱いに修正した。 今後は定められた取扱いを行い、適正な事務処理に努めるよう指導を行っていく。</p>

22 呉工業高等学校 (監査年月日：平成21年5月26日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容																											
<p>【ア 重要物品の管理について】 重要物品について、貼付されている標識（備品ラベル）に備品番号の一部しか記載されていないものや、標識（備品ラベル）が貼付できる形状であるのに標識（備品ラベル）を貼付していないものがあった。適正な管理に努められたい。 ・根拠：広島県物品管理規則第44条</p>	<p>平成21年5月27日に、標識（備品ラベル）を財務会計トータルシステムから打出し、貼付した。 物品管理規則第44条の規定を十分確認しなかったものであり、今後は、手続きに漏れがないよう、適正な管理に努めるよう指導を行っていく。</p>																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="185 631 462 683">重要物品</th> <th data-bbox="462 631 705 683">使用場所</th> <th data-bbox="705 631 1276 683">確認状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="185 683 462 734">マシニングセンター</td> <td data-bbox="462 683 705 734">自動制御実習室</td> <td data-bbox="705 683 1276 734">備品番号の一部しか記載されていなかった。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="185 734 462 786">マシニングセンター</td> <td data-bbox="462 734 705 786">自動制御実習室</td> <td data-bbox="705 734 1276 786">〃</td> </tr> <tr> <td data-bbox="185 786 462 837">炭水素定量装置</td> <td data-bbox="462 786 705 837">金属組織実習室</td> <td data-bbox="705 786 1276 837">〃</td> </tr> <tr> <td data-bbox="185 837 462 889">ロボット</td> <td data-bbox="462 837 705 889">自動制御実習室</td> <td data-bbox="705 837 1276 889">〃</td> </tr> <tr> <td data-bbox="185 889 462 940">ロボット</td> <td data-bbox="462 889 705 940">自動制御実習室</td> <td data-bbox="705 889 1276 940">〃</td> </tr> <tr> <td data-bbox="185 940 462 992">万能試験機</td> <td data-bbox="462 940 705 992">材料試験実習室</td> <td data-bbox="705 940 1276 992">〃</td> </tr> <tr> <td data-bbox="185 992 462 1043">製図器</td> <td data-bbox="462 992 705 1043">自動制御実習室</td> <td data-bbox="705 992 1276 1043">標識（備品ラベル）が貼付されていなかった。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="185 1043 462 1079">計算機</td> <td data-bbox="462 1043 705 1079">自動制御実習室</td> <td data-bbox="705 1043 1276 1079">備品番号の一部しか記載されていなかった。</td> </tr> </tbody> </table>		重要物品	使用場所	確認状況	マシニングセンター	自動制御実習室	備品番号の一部しか記載されていなかった。	マシニングセンター	自動制御実習室	〃	炭水素定量装置	金属組織実習室	〃	ロボット	自動制御実習室	〃	ロボット	自動制御実習室	〃	万能試験機	材料試験実習室	〃	製図器	自動制御実習室	標識（備品ラベル）が貼付されていなかった。	計算機	自動制御実習室	備品番号の一部しか記載されていなかった。
重要物品	使用場所	確認状況																										
マシニングセンター	自動制御実習室	備品番号の一部しか記載されていなかった。																										
マシニングセンター	自動制御実習室	〃																										
炭水素定量装置	金属組織実習室	〃																										
ロボット	自動制御実習室	〃																										
ロボット	自動制御実習室	〃																										
万能試験機	材料試験実習室	〃																										
製図器	自動制御実習室	標識（備品ラベル）が貼付されていなかった。																										
計算機	自動制御実習室	備品番号の一部しか記載されていなかった。																										
<p>【イ 毒物・劇物の管理について】 毒物及び劇物の管理について、作成されている管理簿は、使用の都度、数量を記録し管理するものとなっていなかった。 また、管理簿に記録された数量と現物の在庫数量が一致していないものがあった。適正な管理に努められたい。</p>	<p>平成21年5月29日に、毒物及び劇物の在庫量を確認するとともに、各毒物及び劇物別の管理簿を作成し、数量を正確に記録できるようにした。 使用の都度、数量を記録し、適正に管理することとしている。 また、日常点検表を作成し、月1回、管理状況を点検している。</p>																											
<p>根拠</p>	<p>毒物劇物危害防止規定4(1)(要旨) ・毒物劇物の保管・管理の適正化を図るため、別紙の管理簿を作成する。 ・毒物劇物を取り扱ったものは、その数量を管理簿に記録する。</p>																											

23 三次青陵高等学校 (監査年月日：平成21年12月11日)

監査の結果 (指摘事項)		措置の内容	
<p>【ア 長期未納 (滞納繰越分) について】 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。</p>			
区分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成20年6月]	
高等学校使用料 (授業料)	5人 303,300円	8人 565,350円	
		長期未納 (滞納繰越分) に係る対応状況は次のとおりである。	
区分	未納額 (平成22年5月31日現在)	全額納入額 (平成22年5月31日現在)	一部納入額 (平成22年5月31日現在)
高等学校使用料 (授業料)	4人 275,700円	1人 19,400円	1人 8,200円
		今後も、未納者の状況把握に努めるとともに、文書・家庭訪問・電話などによる納付指導を徹底し、早期の収入確保に努める。	

24 広島商業高等学校 (監査年月日：平成21年5月20日)

監査の結果 (指摘事項)		措置の内容	
<p>【工事請負契約に係る事務処理について】 工事請負契約に係る事務処理において、工事着手前に施工計画書が提出されていなかった。適正な事務処理に努められたい。 ・12号棟外壁改修工事(平成19年度)</p>		<p>平成21年度に2件 (渡り廊下改修, 仮設電気設備) の工事を行ったが、事前に施工計画書を提出させ、適正に事務処理を進めていることを確認した。 また、平成22年6月に施設課開催予定の工事担当者研修会に参加して研さんを深めることとしている。</p>	

監査の結果 (意見)		措置の内容	
<p>【ア 委託契約の事務処理について】 次の委託契約において、設計金額を積算するための参考見積書を徴取せず、前年度の契約業者の見積書を基に積算をしていた。設計金額の積算に当たって実勢価格を参考とする際は、参考見積書を複数の者から徴取するなど、設計積算の適正化に努める必要がある。 ・機密文書等処理委託業務 (平成19年度)</p>		<p>参考見積書を徴取するなど、最新の情報により設計金額を積算することを指導するとともに、「施設管理業務委託の事務処理について」4(2)イに「複数の参考見積書のうち、最低額に見積査定率を乗じた額を設計額とする」旨の定めがあることを確認させることにより、設計額の積算方法についての理解の徹底を図り、今後、適正に事務処理を行うよう指導した。</p>	

<p>【イ 工事請負契約における設計金額の積算方法について】 設計金額の積算において、1者のみから参考見積書を徴取し、算出していた。 設計金額は契約担当職員が予定価格を決定する根拠となるものであることから、参考見積書により設計金額を積算するときは、複数の者から徴取し算出する必要がある。 ・12号棟外壁改修工事(平成19年度)</p>	<p>平成21年度に2件(渡り廊下改修, 仮設電気設備)の工事を行ったが, 渡り廊下改修工事では, 3者による参考見積書を徴取して設計金額を積算していることを確認した。 また, 仮設電気設備工事は営繕課工事に伴う学校工事であったため, 営繕課が積算した設計金額の提供を受けて事務処理を行った。</p>
---	---

25 西城紫水高等学校 (監査年月日:平成21年9月16日)

監査の結果(指摘事項)	措置の内容		
<p>【ア 公印の管理について】 不要となった公印が廃棄されていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" data-bbox="204 913 892 999"> <tr> <td data-bbox="212 925 456 987">不要となった公印</td> <td data-bbox="464 925 884 987">広島県西城高等学校 広島県立西城商業高等学校</td> </tr> </table>	不要となった公印	広島県西城高等学校 広島県立西城商業高等学校	<p>当該公印を廃棄処分し, 教育長に対し公印廃止届を提出した。 今後は適正な事務処理に努めるよう指導を行っていく。</p>
不要となった公印	広島県西城高等学校 広島県立西城商業高等学校		
<p>【イ 住居手当支給に係る事後確認について】 事後の確認を行った際に, 住居届と内容が異なっている場合には, 当該職員に対して住居届によりその実情を届け出るよう指示しなければならないが, その指示をしていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>当該職員から住居届により住居の実情を提出させ, 住居手当の認定を行った。 今後は, 適正な事務処理に努めるよう指導を行っていく。</p>		

26 戸手高等学校 (監査年月日：平成21年6月10日)

監査の結果 (指摘事項)		措 置 の 内 容	
<p>【ア 長期未納 (滞納繰越分) について】 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。</p>			
区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参 考 平成20年3月末現在	
高等学校使用料 (授業料)	2人 163,400円	5人	538,450円
		長期未納 (滞納繰越分) に係る対応状況は次のとおりである。	
区 分	未納額 (平成22年5月31日現在)	全額納入額 (平成22年5月31日現在)	一部納入額 (平成22年5月31日現在)
高等学校使用料 (授業料)	2人 138,700円	0人 0円	2人 24,700円
		今後も、未納者の状況把握に努めるとともに、文書・家庭訪問・電話などによる納付指導を徹底し、早期の収入確保に努める。	
<p>【イ 学校諸費会計等の取扱事務について】 学校諸費会計等の取扱事務において、次のとおり「学校諸費会計等取扱要綱」(以下「取扱要綱」という。)に定められた事務処理が行われていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>			
1	次の会計において、起案により定められた点検者により毎月の収支状況の点検等が行われていなかった。(根拠：取扱要綱第4条第2項及び第5条第2項) ・美術会計		
2	次の会計において、現金を管理する場合に、現金出納簿が整備されていなかった。(根拠：取扱要綱第4条第1項) ・2学年会計		
		<p>1 美術会計 起案により定めた点検者による点検を行うとともに、学校諸費会計等取扱マニュアルに沿った事務処理が行われるよう徹底した。</p> <p>2 2学年会計 業者への支払いや保護者への返金等、支出後速やかに行き、止むを得ず現金管理する場合に備え、現金出納簿を整備した。</p>	

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【学校諸費会計における事務処理について】 学校諸費会計等の取扱事務において、立替後長期間支出が行われていない事例があった。立替払は例外的な処理であることから、立替後は早期に支出する必要がある。 ・生徒会会計</p>	<p>立替払後、速やかに支出するよう徹底した。</p>

27 尾道特別支援学校（監査年月日：平成22年2月10日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容						
<p>【ア タクシー券の管理について】 タクシー券について、受払簿による管理がされていない。適正な管理に努められたい。</p>	<p>受払簿を作成した。 今後は、受払簿により確認を行い、適正な管理を実施する。</p>						
<p>【イ 毒物及び劇物の管理について】 毒物及び劇物の管理について、次のとおり、適正な管理が行われていないものがあった。適正な管理に努められたい。</p>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="188 1126 678 1167">内 容</th> <th data-bbox="678 1126 1337 1167">根 拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 1167 678 1232">流出及び転倒防止措置が施されていないものがあった。</td> <td data-bbox="678 1167 1337 1232">毒物及び劇物取締法第11条</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1232 678 1305">管理簿が作成されていないものがあった。</td> <td data-bbox="678 1232 1337 1305">尾道特別支援学校毒物劇物危害防止規定第4条</td> </tr> </tbody> </table>	内 容	根 拠	流出及び転倒防止措置が施されていないものがあった。	毒物及び劇物取締法第11条	管理簿が作成されていないものがあった。	尾道特別支援学校毒物劇物危害防止規定第4条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保管庫内に、流出・転倒防止用の仕切りを設置した。 今後は、薬品購入時に点検を行い、流出・転倒防止用の措置を講ずる。 ・ 劇物である水酸化カリウム（ピーピースルー）について、管理簿を作成した。 今後は、購入時及び使用時の管理簿への作成・記入を行い、管理を怠りなく行うよう指導を行っていく。
内 容	根 拠						
流出及び転倒防止措置が施されていないものがあった。	毒物及び劇物取締法第11条						
管理簿が作成されていないものがあった。	尾道特別支援学校毒物劇物危害防止規定第4条						
<p>【ウ 委託契約における事務処理について】 委託契約において、契約書に定める書類の提出を受けていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。 ・学校給食調理業務委託契約（平成21年度）</p>	<p>給食委託業者から従業員名簿その他の関係書類を提出させた。 今後は、契約書にある必要書類の提出時に、確認を十分に行うよう指導を行っていく。</p>						

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【使用見込みのない毒物及び劇物の処分について】 長期間使用されていない毒物及び劇物が保管されていた。今後、使用する見込みのない毒物及び劇物については、廃棄する必要がある。</p>	<p>早急に廃棄する予定である。 今後は、担当教諭等と連携を図り、使用する見込みのない毒物及び劇物は、予算要求を行い平成22年度中に廃棄する。</p>

28 広島特別支援学校 （監査年月日：平成21年5月26日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容
<p>【ア 通勤手当に係る事務処理について】 自転車、JR、バスを使用及び利用して通勤する職員の平成21年4月及び5月支給分の通勤手当について、自転車の使用に係る額が支給対象外であるにもかかわらず支給していた。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1人 4,000円 (2,000円×2月) ・ 根拠：職員の通勤手当の支給に関する規則第8条の3第2号 	<p>平成21年6月分給与において、4,000円の戻入を行った。平成21年7月分から正当な通勤手当を支給している。 今後は、毎月、認定簿と給与明細書の照合を行うとともに、認定誤りが起きないように正・副担当者を含めた確認体制を徹底する。</p>
<p>【イ 郵便切手類の管理について】 平成20年4月から6月まで及び平成21年4月において、使用物品取扱者が備え付けている郵便切手使用簿の使用日等と物品管理職員が備え付けている郵便切手類出納簿の払出日等が一致していないものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>郵便切手使用簿と郵便切手類出納簿のチェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。</p>

【ウ 委託契約における事務処理について】

委託契約において、次のとおり誤った事務処理や不適切な業務管理が行われているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	内容
消防用設備等保守点検業務委託契約 (平成20～21年度)	契約書に基づく特記仕様書により、定められた期日又は業務の実施前に受託者は業務計画書、作業計画書及び緊急対応連絡表を作成し、委託者の承諾を得なければならないが、いずれも提出を受けておらず、承諾もしていなかった。
昇降機保守点検業務委託契約 (平成20～21年度)	契約書に基づく特記仕様書により、定められた期日又は業務の実施前に受託者は作業計画書及び緊急対応連絡表を作成し、委託者の承諾を得なければならないが、いずれも提出を受けておらず、承諾もしていなかった。
電気設備保安管理業務委託契約 (平成20～21年度)	契約書に基づく業務仕様書により、委託者はあらかじめ連絡責任者を指名し、受託者は連絡責任者との連絡が的確に行えるよう必要な措置を講じておかななければならないが、連絡責任者の指名がされず、必要な措置も講じられていなかった。
一般廃棄物処理業務委託契約 (平成20～21年度)	・契約書に基づく特記仕様書により、業務の実施前に、受託者は、業務責任者及び業務担当者を定め、書面をもって委託者に通知するとともに、作業計画書を作成し、委託者の承諾を得なければならないが、いずれも提出を受けておらず、承諾もしていなかった。
一般廃棄物(資源物)処理業務委託契約 (平成20～21年度)	・委託の設計額の算定については、事務処理要綱により参考見積書を徴取して設計金額及び予定価格を定めることとされているが、参考見積書を徴取せず、また算定根拠も不明確であった。
給食調理業務委託契約 (平成21～22年度)	標準作業書により定められている品質、鮮度、包装容器等の状況(汚れや破れ等)、異物混入や異臭の有無等の記録がなされていなかった。

- 1 消防用設備等保守点検業務委託契約(平成20～21年度)
「消防用設備等保守点検業務特記仕様書」2(1)に基づき、業務計画書、作業計画書及び緊急対応連絡表を提出させ、委託者の承諾を取らせるよう指導した。
- 2 昇降機保守点検業務委託契約(平成20～21年度)
昇降機保守点検業務特記仕様書2(1)に基づき、業務計画書、作業計画書及び緊急対応連絡表を提出させ、委託者の承諾を取らせるよう指導した。
- 3 電気設備保安管理業務委託契約(平成20～21年度)
「広島県電気設備保安業務共通仕様書(平成19年版)」12に基づき、連絡責任者を届け出るよう指導した。

	<p>4 一般廃棄物処理業務委託契約（平成20～21年度）</p> <p>5 一般廃棄物（資源物）処理業務委託契約（平成20～21年度） 一般廃棄物処理業務特記仕様書2（1）アに基づき、年間作業計画書を、2（3）に基づき業務責任者を、2（4）に基づき業務担当者を定め、書面をもって提出させ、委託者の承諾を取らせるよう指導した。 委託実施の際、積算資料として参考見積りを複数徴収し、適正な設計金額を積算している。</p> <p>6 給食調理業務委託契約（平成21～22年度） 現場責任者（受託業者）にそれぞれの項目の記録を行うよう指導したところ、既に対応済みである。</p>
<p>【エ 学校諸費会計等の取扱事務について】 学校諸費会計等の取扱事務において、点検者は、毎月の収支状況を関係書類により翌月の10日までに点検を実施することとされているが、次の会計において点検が期限内に行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。 （根拠：学校諸費会計等取扱要綱第5条第2項）</p>	<p>校内研修等を通じて、毎月の収支状況を翌月の10日までに点検を行うなど、学校諸費会計等取扱マニュアルを遵守し、適正な事務処理を行うよう徹底した。</p>
<p>会計名</p>	<p>修学旅行積立金高2，学年会費高1－3・4，学年会費高1－5，学年会費高3，寄宿舎費，作業学習，生徒会費，学校給食費，寄宿舎給食費</p>

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【時間外勤務手当に係る事務処理について】 平成20年7月分の時間外勤務手当（1人分）が平成21年4月に支給されていた。早急な事務処理を行う必要がある。</p>	<p>実績月の翌月に時間外勤務手当を支給するよう適正な事務処理に努めるよう指導し、現在は適正な事務処理を行っている。</p>

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容
<p>【ア 決算に関する書類の作成について】 決算に関する書類の作成において、法人の規程で定める書類が作成されていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産目録総括表、キャッシュフロー計算書及び総括表、収支計算書総括表 ・根拠 財団法人広島県教育職員互助組合会計処理要綱第47条 	<p>平成21年度決算から財団法人広島県教育職員互助組合会計処理要綱第47条に定められているとおり、「財産目録総括表」、「キャッシュフロー計算書及びその総括表」及び「収支計算書総括表」を作成するよう指導した結果、そのとおり作成済である。</p>
<p>【イ 財務諸表の作成における事務処理について】 財務諸表の作成において、次のとおり不備があつた。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(ア) 賞与引当金が計上されていなかった。</p> <p>(イ) 満期保有目的の債券について、償却原価法による会計処理が行われていなかった。</p> <p>(ウ) 当該年度に係る法人住民税が未払計上されていなかった。</p> <p>(エ) 退職給付会計について、従前の勘定科目である退職給与引当金等により経理されていた。</p> <p>(オ) 財務諸表に注記すべき事項のうち、「消費税等の会計処理」が記載されていなかった。</p> <p>(カ) 貸借対照表に正味財産の部の記載がないなど、公益法人会計基準に基づく記載がされていないものがあつた。</p>	<p>(ア) 6月支払いの期末手当・勤勉手当について、平成21年度決算から「賞与引当金」を計上するよう指導した結果、そのとおり作成済である。</p> <p>(イ) 平成21年度決算から「償却原価法」による会計処理を行うよう指導した結果、そのとおり作成済である。</p> <p>(ウ) 平成21年度決算から未払金に計上するよう指導した結果、そのとおり作成済である。</p> <p>(エ) 平成21年度決算から「退職給与引当金」を「退職給付引当金」に改めて計上するよう指導した結果、そのとおり作成済である。</p> <p>(オ) 平成21年度決算から「消費税等の会計処理」を注記し、「消費税等の会計処理は税込み方式による。」と記載するよう指導した結果、そのとおり作成済である。</p> <p>(カ) 平成21年度決算から公益法人会計基準に基づき、正味財産の部を記載するよう指導した結果、そのとおり作成済である。</p>

<p>【ウ 委託契約における事務処理について】 委託契約において、次のとおり、誤った事務処理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="188 387 780 427">契約名</th> <th data-bbox="780 387 1439 427">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 427 780 501">二川キャンプ場管理委託契約(平成20年度)</td> <td data-bbox="780 427 1439 501">支払期限を遅延して委託料を支払っていた。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 501 780 575">二川キャンプ場管理委託契約(平成20年度) 仙養ヶ原キャンプ場管理委託契約(平成20年度)</td> <td data-bbox="780 501 1439 575">具体的な業務内容が不明瞭であつた。</td> </tr> </tbody> </table>	契約名	内 容	二川キャンプ場管理委託契約(平成20年度)	支払期限を遅延して委託料を支払っていた。	二川キャンプ場管理委託契約(平成20年度) 仙養ヶ原キャンプ場管理委託契約(平成20年度)	具体的な業務内容が不明瞭であつた。	
契約名	内 容						
二川キャンプ場管理委託契約(平成20年度)	支払期限を遅延して委託料を支払っていた。						
二川キャンプ場管理委託契約(平成20年度) 仙養ヶ原キャンプ場管理委託契約(平成20年度)	具体的な業務内容が不明瞭であつた。						
	<p>1 二川キャンプ場管理委託契約(平成20年度) 今後は、契約書のとおり支払期限内(委託料請求書の提出日から10日以内)に支払うよう指導した結果、そのとおり支払っている。</p> <p>2 二川キャンプ場管理委託契約(平成20年度)及び仙養ヶ原キャンプ場管理委託契約(平成20年度) 平成22年度から具体的な業務内容を明記した管理委託契約をするよう指導した結果、そのとおり業務内容を明記して契約している。</p>						

監査の結果(意見)	措 置 の 内 容
<p>【ア 金券等の管理について】 次の金券等について、出納簿等による管理がされていなかった。金券等については、その出納を帳簿に記載し、適切に管理する必要がある。 ・収入印紙、テレホンカード、バスカード、タクシー券</p>	<p>出納簿による管理をするよう指導した結果、そのとおり管理している。</p>
<p>【イ 委託契約における予定価格の設定について】 委託契約において、予定価格を契約担当者以外の職員が知り得る状態で設定されていた。契約事務の公平性・透明性を確保するため、契約担当者は、予定価格を他の職員が事前に知り得ないようにして設定する必要がある。 ・二川キャンプ場管理委託契約(平成20年度) ・仙養ヶ原キャンプ場管理委託契約(平成20年度)</p>	<p>平成22年度の委託契約から予定価格は別途に定め、契約担当者以外が事前に知り得ないように設定するよう指導した結果、そのとおり行っている。</p>

【公安委員会】

1 警察本部 (監査年月日：平成21年7月21日)

監査の結果(指摘事項)		措置の内容																			
<p>【ア 長期未納(滞納繰越分)について】 次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">長期未納(滞納繰越分) [平成20年度決算]</th> <th colspan="2">参考 前回監査時 (平成20年7月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>放置違反金(交通指導課)</td> <td>2,069人</td> <td>31,120,953円</td> <td>1,598人</td> <td>24,054,912円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>損害賠償金(監察官室)</td> <td>2人</td> <td>124,723円</td> <td>1人</td> <td>74,802円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分		長期未納(滞納繰越分) [平成20年度決算]		参考 前回監査時 (平成20年7月)		1	放置違反金(交通指導課)	2,069人	31,120,953円	1,598人	24,054,912円	2	損害賠償金(監察官室)	2人	124,723円	1人	74,802円	<p>平成21年11月4日付けで報告した処理方針に基づき取り組んだ状況は次のとおりである。</p> <p>1 放置違反金(交通指導課)</p> <p>(1) 取組方針 車検拒否制度により、最長でも3年以内の回収を見込んでいが、車検拒否制度が適用されない場合には、引き続き、催告の強化及び滞納処分による強制徴収を行うこととしている。</p> <p>(2) 徴収促進対策 長期未納金を、回収見込みの状況から3つに区分し対策を行っている。</p> <p>ア 自主納付の見込みがあるもの 適時、催告を行い、早期回収を促進する。</p> <p>イ 自主納付の見込みがないもの 廃車など車検拒否が適用されないものは、催告を強化する一方、財産調査を行い、納付の意思を示さない場合には滞納処分による強制徴収を行う。</p> <p>ウ 回収が極めて困難なもの 強制徴収が行えない場合(差し押さえる財産がない・国外転出等)は、執行停止を含め、個別に検討する。</p>	
区 分		長期未納(滞納繰越分) [平成20年度決算]		参考 前回監査時 (平成20年7月)																	
1	放置違反金(交通指導課)	2,069人	31,120,953円	1,598人	24,054,912円																
2	損害賠償金(監察官室)	2人	124,723円	1人	74,802円																

区分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	分割納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)	減額調定額 (平成22年4月末)
放置違反金 (交通指導課)	1,368人 20,438,883円	691人 10,155,175円	59人 369,895円	0人 0円	10人 157,000円
損害賠償金 (監察官室)	0人 0円	2人 124,723円	0人 0円	0人 0円	- -

※ 放置違反金の減額調定額とは、反則金納付による放置違反金の命令取消をいう。

--	--

	<p>(3) 新たな滞納（未収金）発生の防止対策 滞納処分や車検拒否制度等の周知を図り，自主的な納付を促すとともに，車両使用制限処分を執行するなど，悪質・常習的な放置駐車違反を防止する。 （車両使用制限処分執行状況 2 月末現在） ・ 24 件</p> <p>2 損害賠償金（監察官室） 債務者に対する粘り強い求償を実施した結果，債務者の親族からの代位弁償や債務者からの一括弁済を受け，当該案件 2 件とも債権回収に至っている。 引き続き，発生の未然防止に努めていく。</p>
<p>【イ 補助金の履行確認について】 平成20年度広島県防犯連合会補助金において，指定した履行確認者とは異なる者が，年度末までに行わなければならない履行確認を期限を過ぎて行っていた。適正な事務処理に努められたい。（生活安全企画課）</p>	<p>適正な時期（年度末）において指定した履行確認者により，確実な検査・履行確認を実施する。</p>

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>債権管理に対する取組の強化について ア 新規未納発生時の対策強化について 新たな収入未済を把握した場合は，直ちに債務者と折衝するなどの初期対応が極めて重要である。 新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから，税務課債権回収指導担当やサービサーなどからこれまでに得た助言・指導も活用しながら，新規滞納額の圧縮に努める必要がある。（放置違反金〔駐車違反〕）</p>	<p>平成 21 年 11 月 4 日付けで報告した処理方針に基づき取り組んだ状況は次のとおりである。</p> <p>1 新規未納発生時の対策 (1) 債務者との折衝 新規未納発生を抑制するため，次のとおり迅速な対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 納付期限日の電話連絡の実施 ・ 日中連絡が取れない滞納者に対する夜間における催告の実施 ・ 電話連絡不能の滞納者に対する納付期限 30 日経過後の催告書の発送実施 <p>(実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 督促納付期限日における連絡 2,260 件（2 月末現在） ○ 夜間における催告 週 2 日（火曜・木曜）実施 ○ 催告書の発送 2,115 件（2 月末現在） <p>(2) 税務課債権回収指導担当との連携 県・税務課債権回収指導担当が実施している「徴収事務初任者研修」や「徴収管理マネジメント研修」に，滞納処分係職員を参加させ，徴収事務を習得させるとともに，適宜，助言を得るなど連携を図っている。</p>

<p>イ 債権管理の高度化について</p> <p>平成 20 年度決算において、前年度決算より滞納繰越額が増加した税外債権等があった。</p> <p>引き続き、滞納状況に応じた債権回収に取り組み、滞納総額の縮減を図る必要がある。(放置違反金[駐車違反])</p>	<p>2 債権管理のデータベース化</p> <p>滞納者に対する折衝状況、未納状況等をデータベース化して滞納状況を管理し、所在調査や財産調査を行うなど、状況に応じた滞納処分の実施や債権回収に取り組みなど、効果的な運用に努めている。</p> <p>今年度、新たな取り組みとして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県・税務課主宰の「合同公売」に参加し、差し押さえた電話加入権の公売処分の実施(平成 21 年 11 月) ○ 滞納者宅を訪問して、滞納金を徴収する臨戸徴収の実施(平成22年 1 月から)を行い、滞納総額の縮減を図っている。
---	---

2 広島東警察署 (監査年月日：平成 2 1 年 5 月 2 1 日)

監査の結果(指摘事項)	措置の内容
<p>【委託契約に係る設計額の積算について】</p> <p>施設管理業務に係る設計額の積算において、財産管理課が定める積算基準によらず設計額を積算していた。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎電気設備保安管理業務委託契約(平成20年～21年度) 	<p>平成22, 23年度と同契約においては、県が定める方針に従い、適正に処理している。</p>

4 三原警察署 (監査年月日：平成21年6月4日)

監査の結果 (指摘事項)		措 置 の 内 容	
<p>【長期未納 (滞納繰越分) について】 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。徴収の促進に努められたい。</p>			
区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参 考 平成20年3月末現在	
雑収入 (雑収) 警察車両破損賠償金	1人 226,560円	1人	226,560円
		<p>長期未納者の母親方に架電し、所在確認を行ったが、依然として所在不明であつた。本人と連絡が取れた場合、三原警察署に連絡すること及び広島県に対する未納金 (損害金) を直ちに支払う必要があることについて伝達することを依頼した。</p>	
区 分	未納額 (平成22年4月末)	全額納入額 (平成22年4月末)	不納欠損処分額 (平成22年4月末)
雑収入 (雑収) 警察車両破損賠償金	1人 226,560円	0人 0円	0人 0円

監査の結果 (意見)		措 置 の 内 容	
<p>【土地の貸付けについて】 交番駐車場用地として借り受けた土地の一部を他の者に転貸しているが、貸主の承認を得たことを証する文書がなかった。土地の転貸については、文書を取り交わすことにより、権利関係を明確にしておく必要がある。</p>		<p>土地賃貸借契約書第7条により、三原市長に対し、平成21年8月6日付けで転貸の承認を申請し、平成21年9月8日付け三財第642号で許可を受けた。</p>	
土地の所在	三原市宮沖一丁目6-1 (借受土地72.52㎡)		
土地賃貸借契約の関係 条文	<p>土地賃貸借契約書 (平成5年7月30日付け締結。乙：広島県警察本部) 第2条 乙は、本件土地を申請の目的 (駐車場) に従って使用しなければならない。 第7条 乙は、甲の承認を得ないで、本件土地の貸借権を第三者に譲渡又は転貸若しくは第2条の目的以外に使用してはならない。</p>		

5 三次警察署 (監査年月日：平成21年6月11日)

監査の結果 (意見)	措 置 の 内 容
<p>【現金等の保管について】 遺失物の拾得金，返還・引渡準備金は，手提げ金庫に入れて，鍵がかかるキャビネットで保管されていた。 通常 of 窓口業務終了後は，現金などについては，会計課に備え付けている金庫で保管するなど，亡失やき損を防止するための特段の措置を講じる必要がある。</p>	<p>亡失，き損を防止するための特段の措置として，通常 of 窓口業務終了後は，現金などの入った拾得事務専用 of 手提げ金庫を，会計課備付け of 金庫で保管している。</p>